

平成30年 2月
平成30年 3月

指宿市議会会議録

第1回臨時会
第1回定例会

指宿市議会会議録目次

平成30年第1回市議会臨時会

会期日程	1
------	---

2月13日

議事日程	2
本日の会議に付した事件	2
出席議員	2
欠席議員	3
地方自治法第121条の規定による出席者	3
職務のため出席した事務局職員	3
開会及び開議	4
仮議席の指定	4
議長の選挙	4
議席の指定	6
副議長の選挙	6
会議録署名議員の指名	7
会期の決定	8
常任委員の選任	8
議会運営委員の選任	9
指宿広域市町村圏組合議会議員の選挙	9
指宿南九州消防組合議会議員の選挙	11
市長挨拶	12
議案第1号及び議案第2号一括上程	14
提案理由説明	14
議案第1号及び議案第2号（質疑，委員会付託省略，表決）	15
議案第3号上程	16
提案理由説明	16
議案第3号（質疑，委員会付託省略，表決）	16
閉議及び閉会	17

平成30年第1回市議会定例会

会期日程	18
------	----

2月26日

議事日程	20
本日の会議に付した事件	21
出席議員	21
欠席議員	22

地方自治法第121条の規定による出席者	22
職務のため出席した事務局職員	22
開会及び開議	23
会議録署名議員の指名	23
会期の決定	23
議案第4号～議案第37号一括上程	23
提案理由説明	23
議案第38号上程	47
提案理由説明	47
議案第38号（質疑，委員会付託省略，表決）	47
議案第39号上程	48
提案理由説明	48
議案第39号（質疑，委員会付託省略，表決）	48
新たに受理した陳情一括上程（委員会付託）	50
散 会	50

2月28日

議事日程	52
本日の会議に付した事件	53
出席議員	53
欠席議員	54
地方自治法第121条の規定による出席者	54
職務のため出席した事務局職員	54
開 議	55
会議録署名議員の指名	55
議案第4号，議案第6号～議案第12号（質疑，委員会付託省略，討論，表決）	55
議案第5号，議案第13号～議案第37号（質疑，委員会付託）	56
散 会	65

3月19日

議事日程	66
本日の会議に付した事件	66
出席議員	66
欠席議員	66
地方自治法第121条の規定による出席者	66
職務のため出席した事務局職員	67
開 議	68
会議録署名議員の指名	68

一般質問	68
新川床 金 春 議員	68
1. まち・ひと・しごと創生について	
2. 財政状況について	
3. 小・中学校のエアコン整備について	
4. 学校給食センター施設整備計画について	
吉 村 重 則 議員	84
1. 農業について	
2. 大規模林地開発について	
3. 鰻池の水質について	
4. さつき園について	
高 田 チヨ子 議員	97
1. 安心・安全な生活のために	
2. 子育てについて	
3. 高校生の資格取得について	
4. 看板設置について	
5. 空家対策について	
東 勝 義 議員	105
1. 指宿山川太陽光発電開発に伴う大規模林地開発について	
2. 地熱の恵み活用プロジェクトについて	
高 橋 三 樹 議員	117
1. サッカー・多目的グラウンドについて	
2. 指宿鰹節のPRについて	
3. 鰻池の水, その他について	
延 会	126

3月20日

議事日程	128
本日の会議に付した事件	128
出席議員	128
欠席議員	128
地方自治法第121条の規定による出席者	128
職務のため出席した事務局職員	129
開 議	130
会議録署名議員の指名	130
一般質問	130
井 元 伸 明 議員	130
1. 市民会館建て替えについて	

2. 教育環境整備について	
3. 地熱開発について	
齋藤佳代議員	145
1. 市営唐船峡そうめん流しトイレ整備について	
2. 放課後子ども総合プランについて	
3. 公園整備について	
西森三義議員	152
1. 農業振興策について	
2. 平成30年度の施政方針について	
3. 人材育成策について	
前之園正和議員	168
1. 政治姿勢について	
2. 国保税について	
3. 子ども医療費について	
4. LGBT問題のその後の取り組みについて	
5. 「地熱の恵み」活用プロジェクトについて	
議案第14号（委員長報告，質疑，討論，表決）	185
議案第40号上程	186
提案理由説明	186
議案第40号（質疑，委員会付託省略，討論，表決）	187
陳情第4号の内容変更の件	189
指宿市選挙管理委員会委員及び補充員の選挙	189
散会	190

3月28日

議事日程	192
本日の会議に付した事件	193
出席議員	193
欠席議員	193
地方自治法第121条の規定による出席者	194
職務のため出席した事務局職員	194
開議	195
会議録署名議員の指名	195
議案第15号～議案第17号（委員長報告，質疑，討論，表決）	195
議案第18号～議案第24号（委員長報告，質疑，討論，表決）	196
議案第13号（委員長報告，質疑，討論，表決）	200
議案第5号（委員長報告，質疑，討論，表決）	213
議案第25号～議案第29号（委員長報告，質疑，討論，表決）	214

議案第30号（委員長報告，質疑，討論，表決）	216
議案第37号（委員長報告，質疑，討論，表決）	235
議案第31号～議案第33号（委員長報告，質疑，討論，表決）	237
議案第34号～議案第36号（委員長報告，質疑，討論，表決）	240
審査を終了した陳情4件（委員長報告，質疑，討論，表決）	242
議案第41号上程	256
提案理由説明	256
議案第41号（質疑，委員会付託省略，討論，表決）	258
議案第42号上程	259
提案理由説明	259
議案第42号（質疑，委員会付託省略，表決）	259
議案第43号上程（説明・質疑・委員会付託等省略，表決）	260
議案第44号上程（説明・質疑・委員会付託等省略，表決）	261
指宿市議会広報特別委員会の設置について	261
議案第45号上程	262
提案理由説明	262
議案第45号（質疑，委員会付託省略，討論，表決）	263
閉会中の継続調査について	264
議員派遣の件	264
議長挨拶	264
市長挨拶	265
閉議及び閉会	266

参考資料

議員派遣書	267
-------	-----

第 1 回 臨 時 会

平成 30 年 2 月 議 会

平成30年第1回指宿市議会臨時会会期及び会期日程

1. 会 期 1日間（2月13日）

2. 会期日程

月 日	曜	区 分	会 議 の 内 容
2月13日	火	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ・ 仮議席の指定 ・ 議長の選挙 ・ 議席の指定 ・ 副議長の選挙 ・ 会期の決定 ・ 常任委員の選任 ・ 議会運営委員の選任 ・ 指宿広域市町村圏組合議会議員の選挙 ・ 指宿南九州消防組合議会議員の選挙 ・ 議案第1号～議案第3号 <p style="text-align: right;">（議案説明，質疑，委員会付託省略，表決）</p>

第 1 回 臨 時 会

平成 30 年 2 月 13 日

(第 1 日)

第1回指宿市議会臨時会会議録

平成30年2月13日 午前10時00分 開議

~~~~~

## 1. 議事日程

- 日程第1 仮議席の指定
- 日程第2 議長の選挙
- 日程第3 議席の指定
- 日程第4 副議長の選挙
- 日程第5 会議録署名議員の指名
- 日程第6 会期の決定
- 日程第7 常任委員の選任
- 日程第8 議会運営委員の選任
- 日程第9 指宿広域市町村圏組合議会議員の選挙
- 日程第10 指宿南九州消防組合議会議員の選挙
- 日程第11 議案第1号 教育委員会委員の任命について
- 日程第12 議案第2号 教育委員会委員の任命について
- 日程第13 議案第3号 監査委員の選任について

---

## 1. 本日の会議に付した事件

- 議事日程のとおり

---

## 1. 出席議員

|       |       |       |       |
|-------|-------|-------|-------|
| 1番議員  | 坂元茂教  | 2番議員  | 東勝義   |
| 3番議員  | 西田義哲  | 4番議員  | 新宮領實  |
| 5番議員  | 前原五男  | 6番議員  | 山本敏勝  |
| 7番議員  | 齋藤佳代  | 8番議員  | 恒吉太吾  |
| 9番議員  | 東伸行   | 10番議員 | 井元伸明  |
| 11番議員 | 西森三義  | 12番議員 | 吉村重則  |
| 13番議員 | 前之園正和 | 14番議員 | 松下喜久雄 |
| 15番議員 | 高橋三樹  | 16番議員 | 高田チヨ子 |
| 17番議員 | 木原繁昭  | 18番議員 | 下川床泉  |
| 19番議員 | 新川床金春 | 21番議員 | 福永徳郎  |

---

1. 欠席議員

なし

---

1. 地方自治法第 121 条の規定による出席者

|        |      |        |      |
|--------|------|--------|------|
| 市長     | 豊留悦男 | 副市長    | 佐藤寛  |
| 教育長    | 西森廣幸 | 総務部長   | 有留茂人 |
| 市民生活部長 | 下吉一宏 | 健康福祉部長 | 前菌千秋 |
| 産業振興部長 | 上田薫  | 農政部長   | 宮崎英世 |
| 建設部長   | 黒木六海 | 教育部長   | 長山君代 |
| 山川支所長  | 中村俊治 | 開聞支所長  | 川畑徳廣 |
| 総務部参与  | 廣森敏幸 | 総務部参与  | 中村孝  |
| 総務課長   | 川路潔  | 市長公室長  | 鶴本八郎 |
| 長寿介護課長 | 鶴窪誠作 | 商工水産課長 | 山元成之 |
| 建設監理課長 | 東恵一  |        |      |

---

1. 職務のため出席した事務局職員

|        |      |         |      |
|--------|------|---------|------|
| 事務局長   | 岩下勝美 | 次長兼議事係長 | 鮎川富男 |
| 調査管理係長 | 嶺元和仁 | 議事係主査   | 上玉利享 |

○**議会事務局長（岩下勝美）** 一般選挙後の最初の議会では、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、年長議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。

出席議員中、高橋三樹議員が年長者でありますので、御紹介申し上げます。

高橋議員は議長席に御移動願います。

○**臨時議長（高橋三樹）** 皆さん、おはようございます。ただいま紹介されました高橋三樹と申します。議長選挙が終わるまでの間、臨時議長を務めさせていただきますので、何とぞよろしく願いいたします。

#### △ 開会及び開議

午前10時00分

○**臨時議長（高橋三樹）** ただいま御出席の人員は、定足数に達しておりますので、これより、平成30年第1回指宿市議会臨時会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

#### △ 仮議席の指定

○**臨時議長（高橋三樹）** まず、日程第1、仮議席の指定をいたします。

仮議席は、ただいま御着席の議席といたします。

#### △ 議長の選挙

○**臨時議長（高橋三樹）** 次は、日程第2、議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

議長の選挙は、投票をもって行うことに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○**臨時議長（高橋三樹）** 御異議なしと認めます。

よって、議長の選挙は投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○**臨時議長（高橋三樹）** ただいまの出席議員は20人であります。

投票用紙を配布いたします。

〔投票用紙配布〕

○**臨時議長（高橋三樹）** 投票用紙の配布漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○**臨時議長（高橋三樹）** 配布漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

〔投票箱点検〕

○**臨時議長（高橋三樹）** 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。念のため申し上げます。投票は、単記無記名であります。職員が議席番号と氏名を呼び上げますので、投票用紙に被選挙人の指名を記載の上、順番に投票願います。

[点呼、投票]

○臨時議長（高橋三樹） 投票漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○臨時議長（高橋三樹） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

[閉鎖解除]

○臨時議長（高橋三樹） これより、開票を行います。

開票立会人に、坂元茂教議員、東勝義議員、西田義哲議員を指名いたします。

開票の立ち会いをお願いいたします。

[開票立会人開票席に着く]

[開票]

○臨時議長（高橋三樹） 選挙結果を報告いたします。

投票総数20票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち、有効投票20票、無効投票0票であります。

有効投票中、福永徳郎議員13票、東伸行議員7票。

以上のおりであります。

この選挙の法定得票数は5票であります。

よって、福永徳郎議員が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました福永徳郎議員が議場におられますので、本席から当選の告知をいたします。

福永徳郎議員、議長当選承諾及び挨拶をお願いいたします。

○議長（福永徳郎） 一言、議長当選承諾及び就任の御挨拶を申し上げます。

この度、不肖私が議員の皆様方の御推挙によりまして、市議会議長の要職に就くことになりました。誠に身に余る光栄であり、また、その責任の重大さに身の引き締まる思いで、衷心から感謝感激をいたしております。ここに皆様方の御推挙を受けましたからには、皆様方の温かい御支援と御鞭撻によりまして、市政の発展と市民の福祉向上に誠心誠意努力いたす覚悟でございます。また、円滑な議会運営のために公平無私、不偏不党の基本の基に、分かりやすい議会、開かれた議会を念頭に努力を傾注してまいりたいと、固く覚悟している次第であります。何とぞ同僚議員、執行部当局には申すに及ばず、報道関係の各位におかれましても倍旧の御支援、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。議

長当選承諾と就任の挨拶と代えさせていただきます。どうもありがとうございました。

○臨時議長（高橋三樹） 以上をもちまして、臨時議長の職務を全て終了いたしました。どうもありがとうございました。

それでは、新議長、福永徳郎議員、議長席にお着き願います。

〔福永徳郎議員、議長着席〕

○議長（福永徳郎） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時21分

再開 午前10時23分

○議長（福永徳郎） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

#### △ 議席の指定

○議長（福永徳郎） 次は、日程第3、議席の指定を行います。

議席は、議長において指定いたします。

議席は、ただいま御着席の議席といたします。

#### △ 副議長の選挙

○議長（福永徳郎） 次は、日程第4、副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

副議長の選挙は、投票をもって行うことに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福永徳郎） 御異議なしと認めます。

よって、議長の選挙は投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（福永徳郎） ただいまの出席議員は20人であります。

投票用紙を配布いたします。

〔投票用紙配布〕

○議長（福永徳郎） 投票用紙の配布漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福永徳郎） 配布漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

〔投票箱点検〕

○議長（福永徳郎） 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。念のため申し上げます。投票は、単記無記名でありま

す。職員が議席番号と氏名を呼び上げますので、投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、順番に投票をお願いいたします。

[点呼、投票]

○議長（福永徳郎） 投票漏れはありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福永徳郎） なしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

[閉鎖解除]

○議長（福永徳郎） これより、開票を行います。

開票立会人に、新宮領實議員、前原五男議員、山本敏勝議員を指名いたします。

開票の立ち会いをお願いいたします。

[開票立会人開票席に着く]

[開票]

○議長（福永徳郎） 選挙結果を報告いたします。

投票総数20票、これは先ほどの出席議員の数に符合いたしております。

そのうち、有効投票20票、無効投票0票であります。

有効投票中、高田チヨ子議員14票、井元伸明議員6票。

以上のおりであります。

この選挙の法定得票数は5票であります。

よって、高田チヨ子議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました高田チヨ子議員が議場におられますので、本席から当選の告知をいたします。

高田チヨ子議員、副議長当選承諾及び挨拶をお願いいたします。

○副議長（高田チヨ子） 一言、お礼の御挨拶を申し上げます。

議員の皆様方の御推挙によりまして副議長の要職に就くことになりましたことは、身に余る光栄と存じ、感激しておりますと同時に、その職務の重大さを痛感するものであります。幸いにして、人格、識見ともに卓越された議長の下、同僚議員各位の絶大な御指導と御鞭撻を賜りまして、副議長という職責に向かって全知全能を傾注いたしたいと思いません。誠に簡単でございますが、副議長当選承諾及び就任の御挨拶といたします。

#### △ 会議録署名議員の指名

○議長（福永徳郎） 次は、日程第5、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、齋藤佳代議員

及び恒吉太吾議員を指名いたします。

#### △ 会期の決定

○議長（福永徳郎） 次は、日程第6、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福永徳郎） 御異議なしと認めます。

よって、今期臨時会の会期は、本日1日間と決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時41分

再開 午前11時08分

○議長（福永徳郎） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

#### △ 常任委員の選任

○議長（福永徳郎） 次は、日程第7、常任委員の選任を議題といたします。

お諮りいたします。

常任委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長において、総務水道委員に、山本敏勝議員、恒吉太吾議員、東伸行議員、西森三義議員、前之園正和議員、下川床泉議員、福永徳郎議員、文教厚生委員に、東勝義議員、前原五男議員、吉村重則議員、井元伸明議員、松下喜久雄議員、高田チヨ子議員、新川床金春議員、産業建設委員に、西田義哲議員、新宮領實議員、齋藤佳代議員、坂元茂教議員、高橋三樹議員、木原繁昭議員を、各常任委員会の委員に指名いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時10分

再開 午前11時51分

○議長（福永徳郎） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

各常任委員会の正副委員長が互選されましたので、御報告いたします。

総務水道委員長に恒吉太吾議員、副委員長に西森三義議員、文教厚生委員長に新川床金春議員、副委員長に前原五男議員、産業建設委員長に木原繁昭議員、副委員長に坂元茂教議員がそれぞれ互選されました。

### △ 議会運営委員の選任

○議長（福永徳郎） 次は、日程第8、議会運営委員の選任を議題といたします。

お諮りいたします。

議会運営委員の選任につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により、議長において、恒吉太吾議員、新川床金春議員、木原繁昭議員、西森三義議員、松下喜久雄議員、坂元茂教議員、前之園正和議員、西田義哲議員、以上、8名を議会運営委員会の委員に指名いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前 11時52分

再開 午後 1時48分

○議長（福永徳郎） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議会運営委員会の正・副委員長が互選されましたので、御報告いたします。

議会運営委員長に西森三義議員、副委員長に西田義哲議員がそれぞれ互選されました。

この際、お諮りいたします。

議会運営委員長から、定例会及び臨時会の会期日程などに関する事項並びに議長の諮問に関する事項などについては、委員会の委員の任期中、閉会中の継続審査の申出がありません。この申出書のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福永徳郎） 御異議なしと認めます。

よって、申出のとおり委員の任期中、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

### △ 指宿広域市町村圏組合議会議員の選挙

○議長（福永徳郎） 次は、日程第9、指宿広域市町村圏組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福永徳郎） 御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長において指名することにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(福永徳郎) 御異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

御指名申し上げます。指宿広域市町村圏組合議会議員に、東勝義議員、齋藤佳代議員、山本敏勝議員、吉村重則議員、高橋三樹議員、高田チヨ子議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました6名の議員を当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(福永徳郎) 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました、東勝義議員、齋藤佳代議員、山本敏勝議員、吉村重則議員、高橋三樹議員、高田チヨ子議員が指宿広域市町村圏組合議会議員に当選されました。

ただいま指宿市町村圏組合議会議員として当選されました、東勝義議員、齋藤佳代議員、山本敏勝議員、吉村重則議員、高橋三樹議員、高田チヨ子議員、議場におられますので、本席から当選の告知をいたします。

当選された6名の議員におかれましては、議席において、順次、指宿広域市町村圏議会議員当選承諾及び挨拶をお願いいたします。

東勝義議員。

○2番議員(東勝義議員) 何もかも最初のことですので、よろしく申し上げます。東勝義と申します。よろしく申し上げます。

○議長(福永徳郎) 次に、齋藤佳代議員。

○7番議員(齋藤佳代議員) 南薩地域発展のために努力してまいりたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長(福永徳郎) 次に、山本敏勝議員。

○6番議員(山本敏勝議員) 議員に選ばれたということで、一生懸命取り組んでまいりたいと思います。どうかよろしく申し上げます。

○議長(福永徳郎) 次に、高橋三樹議員。

○15番議員(高橋三樹議員) よろしく申し上げます。

○議長(福永徳郎) 次に、吉村重則議員。

○12番議員(吉村重則議員) よろしく申し上げます。広域を平成3年に退職をしています。もう一回、古巣を確認したいと思います。よろしく申し上げます。

○議長(福永徳郎) 次に、高田チヨ子議員。

○16番議員(高田チヨ子議員) 広域は2回目になります。一生懸命頑張ります。よろしくお

願います。

#### △ 指宿南九州消防組合議会議員の選挙

○議長（福永徳郎） 次は、日程第10、指宿南九州消防組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいとおもいます。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福永徳郎） 御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選にすることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長において指名することにいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福永徳郎） 御異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

御指名申し上げます。

指宿南九州消防組合議会議員に、西田義哲議員、木原繁昭議員、井元伸明議員、福永徳郎議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました4人の議員を当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福永徳郎） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました、西田義哲議員、木原繁昭議員、井元伸明議員、福永徳郎議員が指宿南九州消防組合議会議員に当選されました。

ただいま指宿南九州消防組合議会議員に当選されました、西田義哲議員、木原繁昭議員、井元伸明議員、福永徳郎議員が議場におられますので、本席から当選の告知をいたします。

当選された4名の議員におかれましては、議席において、順次、指宿南九州消防組合議会議員当選承諾及び挨拶をお願いいたします。

まず、西田義哲議員。

○3番議員（西田義哲議員） 消防分団長の経験を生かしながら、防災に努めたいと思います。

よろしくお願ひいたします。

○議長（福永徳郎） 次に、木原繁昭議員。

○17番議員（木原繁昭議員） 初めての消防議会議員になります。一生懸命頑張りたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（福永徳郎） 井元伸明議員。

○10番議員（井元伸明議員） よろしくお願ひいたします。

○議長（福永徳郎） 福永徳郎議員。

○21番議員（福永徳郎議員） よろしくお願ひいたします。

### △ 市長挨拶

○議長（福永徳郎） この際、市長より発言の申出がありますので、発言を許可いたします。

○市長（豊留悦男） 議長の許可をいただきましたので、平成30年第1回指宿市議会臨時会に提案いたしました議案の提案説明の前に、一言、御挨拶を申し上げます。

本日、ここに新しく選ばれました議員各位の御参集の下に、平成30年第1回指宿市議会臨時会が滞りなく開会されますことに、厚くお礼申し上げます。皆様には、去る、2月4日に執行されました市議会議員選挙におきまして、激戦を勝ち抜かれ市民の負託を担ってめでたく御当選の榮譽に輝かれましたことに、改めて敬意を表し、心からお祝い申し上げます。また本日、指宿市議会議長、副議長及び各委員の選任が行われましたが、福永徳郎議長、高田チヨ子副議長におかれましては、その名誉に対しまして心からお祝い申し上げますとともに、各常任委員会及び議会運営委員会の正・副委員長をはじめとした皆様方に心からお祝いを申し上げます。私もこのたびの市長選挙におきまして、多くの市民の皆様から温かい御支援を賜り、再び市政を担わせていただくことになりました。感謝とともにその責任の重さに身の引き締まる思いであります。市民の代表である市議会の皆様をはじめ、広く市民の方々の声に謙虚に耳を傾け、指宿市民の負託に応えるべく、正義と責任感を持って、今後も全力で取り組んでいく所存でありますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

さて、日本経済に目を向けますと、雇用、所得情勢は堅調に持ち直し、日本経済は穏やかに回復し、景気低迷からの脱却に期待が寄せられているものの、まだまだ地方には景気回復の兆しが見えず、実感がないというのが現状であります。地方を取り巻く情勢は、人口減少や少子高齢化の急速な進行、環境問題の深刻化や縮小する地域社会への対応など、これまで以上に行政の果たすべき役割と責任は極めて重要となっております。

まず、何より先に申し上げたいことがございます。行政の役割というのは、市民の皆さんの思いを形にすることにあります。市民の皆さんと協働の下、第2次総合振興計画や、まち・ひと・しごと創生総合戦略の全体像を具現化し、実際の事業として形にすることだと

思っております。どのような事業であれ、全て市民の皆様が思いが形になったものであります。これまで市長として2期8年、様々な事業を行ってまいりましたが、議会をはじめ市役所職員の成果はもとより、全ては市民の皆様による成果であるということでもあります。主語を私が、から市民の皆様が、に置き換える必要があります。元来、私たちは様々な欲求や欲望を持っております。それとともに価値観の多様な現在は常識という考え方が転換期にあるのではないかと思っております。不寛容、即ち、他人そのものや他人の考え方を受入れなくなる傾向があるということでもあります。例え、他人の賛成や共感を得られないとしても、市の将来に資するのであれば、何事も確固たる信念をもってやり抜くべきだと思っております。

最近の政治局面では、ともすれば現在の利益、つまり、現在益や一部の利益、即ち、部分益を優先する傾向があり、近視眼的で持続性に乏しい負の側面が強調されがちであります。大切なのは現在益よりも未来益、部分益よりも全体益であります。未来への投資と言っている所以がそこにあります。また、現在の私たちに自分さえ良ければいいということだけでなく、未来にとって良い選択であるかどうかも考えなくてはなりません。

このような状況の中、3期目の市政を遂行するに当たり、取り組むべき重要施策と考えている主な事項について申し述べさせていただきます。

本市の有する多彩で魅力ある資源は、私たちの生活や産業活動に安らぎや潤いなど、様々な恩恵を与えてくれる貴重な市民共有の財産であります。地域資源の新たな魅力を引き出すとともに、その可能性を最大限活用し、質の高い食物を安定的に供給できる食料供給基地とともに、国内外から多くの観光客が訪れる新たな総合型の観光地を創造してまいります。本市は、温暖な気候や豊富な温泉、多彩な自然環境などに恵まれ、市民が健康で豊かな暮らしを実現できる環境が備わっております。自然と共生し、水と緑と花など自然あふれるふるさとづくりを進めるとともに、市民が健康で長生きできる健康都市指宿を目指してまいります。将来の指宿市を担う魅力ある人材を育てることは行政の使命であります。ふるさとを愛し、未来を拓く心豊かな人材を育むために、学校教育の充実を図るとともに、教育・文化・スポーツ環境の整備に努めてまいります。また、指宿港海岸整備事業、国道226号の整備促進など、重要な事業についても、国や県と連携し、積極的に取り組まなければなりません。豊かな農業を実現するために、新たな農業所得保障制度への支援、農業振興促進基金の拡充等を図ってまいります。水産業を振興するためには、山川漁港の整備や世界に誇る指宿鰹節の販路拡大、指宿川尻漁港の整備にも努めてまいらなければなりません。引き続き大学と連携し、指宿医療センターでの産科医確保を図り、安心して産み育てる子育て支援を充実してまいります。

指宿は大きな動きの中にあります。この動きの先には豊かな未来があります。5年後、10年後、そして20年後の豊かな指宿の年表を作るとき、それが正しく今であります。誠実さ

と強い責任感を持って課題を将来に先送りすることなく、市政運営を継続してまいります。そして、指宿の未来の豊かな年表を描き、情熱と信念を持って全力投球してまいります。

以上、今後4年間における市政運営の一端を述べさせていただきました。このほかにも行政として解決すべき課題は山積しております。現下の厳しい社会、経済情勢の中、市政の責任者として自ら先頭に立ち、職員とともに総力を挙げ、地域の様々な課題に対しても情熱とスピード感を持ち、果敢に挑戦しながら着実に対応するとともに、市民の皆様が生きがいを持ちながら健康で安心・安全に暮らすことができ、指宿に住んで良かったと、心から思っただけのような、そして、豊かな資源が織りなす食と健幸のまち実現のため、全身全霊をささげる所存でございます。市民の皆様並びに市議会議員各位におかれましては、今後の市政運営に格段の御理解と御協力を賜りますよう心からお願い申し上げます、市長就任の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

#### △ 議案第1号及び議案第2号一括上程

○議長（福永徳郎） 次は、日程第11、議案第1号、教育委員会委員の任命について、及び日程第12、議案第2号、教育委員会委員の任命について、の2議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

#### △ 提案理由説明

○市長（豊留悦男） 今次、第1回指宿市議会臨時会に提案いたしました案件は、人事に関する案件3件であります。

提出議案の1ページをお開きください。

議案第1号、教育委員会委員の任命について、であります。

本案は、教育委員会委員であります、別府竜人氏が平成30年2月22日をもって地方教育行政の組織及び運営に関する法律第5条に規定する4年間の任期満了を迎えることから、同氏を引き続き教育委員会委員に任命いたしたく、同法第4条第2項の規定により議会の同意を求めるものであります。

なお、同氏の住所、生年月日はお示しのとおりであります。

何とぞ、御同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

次は、提出議案の2ページをお開きください。

議案第2号、教育委員会委員の任命について、であります。

本案は、教育委員会委員であります、西広美氏が平成30年2月22日をもって地方教育行政の組織及び運営に関する法律第5条に規定する4年間の任期満了を迎えることから、同氏を引き続き教育委員会委員に任命いたしたく、同法第4条第2項の規定により議会の同意を求

めるものであります。

なお、同氏の住所、生年月日はお示しのとおりであります。

何とぞ、御同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（福永徳郎） 暫時休憩いたします。

|    |    |       |
|----|----|-------|
| 休憩 | 午後 | 2時08分 |
| 再開 | 午後 | 2時08分 |

○議長（福永徳郎） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

△ 議案第1号及び議案第2号（質疑、委員会付託省略、表決）

○議長（福永徳郎） これより、質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福永徳郎） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております、議案第1号及び議案第2号の2議案は、委員会付託を省略  
いたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福永徳郎） 御異議なしと認めます。

よって、議案第1号及び議案第2号の2議案は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより、採決いたします。

まず、議案第1号を採決いたします。

本案は、同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福永徳郎） 御異議なしと認めます。

よって、議案第1号は、同意することに決定いたしました。

次に、議案第2号を採決いたします。

本案は、同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福永徳郎） 御異議なしと認めます。

よって、議案第2号は、同意することに決定いたしました。

### △ 議案第3号上程

○議長（福永徳郎） 次は、日程第13、議案第3号、監査委員の選任について、を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、松下喜久雄議員の除斥を求めます。

〔松下喜久雄議員退席〕

○議長（福永徳郎） 提案理由の説明を求めます。

### △ 提案理由説明

○市長（豊留悦男） それでは、御説明申し上げます。

提出議案の3ページをお開きください。

議案第3号、監査委員の選任についてであります。

本案は、議員のうちから選任された委員であります、西森三義氏の任期が平成30年2月11日で満了となったため、次期委員に、松下喜久雄氏を選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。

なお、同氏の住所、生年月日はお示しのとおりであります。

何とぞ御同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

### △ 議案第3号（質疑、委員会付託省略、表決）

○議長（福永徳郎） これより、質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別にありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第3号は、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福永徳郎） 御異議なしと認めます。

よって、議案第3号は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより、議案第3号を採決いたします。

本案は、同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福永徳郎） 御異議なしと認めます。

よって、議案第3号は、同意することに決定いたしました。

松下喜久雄議員の除斥を解除いたします。

[松下喜久雄議員着席]

**△ 閉議及び閉会**

**○議長（福永徳郎）** 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じ、併せて、平成30年第1回指宿市議会臨時会を閉会いたします。

閉会 午後 2時13分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

指宿市議会

臨時議長 高橋三樹

議長 福永徳郎

議員 齋藤佳代

議員 恒吉太吾

# 第 1 回 定 例 会

平成 30 年 3 月議会

平成30年第1回指宿市議会定例会会期及び会期日程

1. 会 期 31日間（2月26日～3月28日）

2. 会期日程

| 月 日   | 曜 | 区 分 | 会 議 の 内 容                                                                                                                                                                  |
|-------|---|-----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 2月26日 | 月 | 本会議 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・会期の決定</li> <li>・議案第4号～議案第37号一括上程（議案説明）</li> <li>・議案第38号及び第39号上程<br/>（議案説明，質疑，委員会付託省略，表決）</li> <li>・新たに受理した陳情一括上程（委員会付託）</li> </ul> |
| 27日   | 火 | 休 会 | 一般質問・議案質疑及び一部討論の通告限（12時）                                                                                                                                                   |
| 28日   | 水 | 本会議 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・議案第4号，議案第6号～議案第12号<br/>（質疑，委員会付託省略，討論，表決）</li> <li>・議案第5号，議案第13号～議案第37号<br/>（質疑，委員会付託）</li> </ul>                                  |
| 3月1日  | 木 | 休 会 |                                                                                                                                                                            |
| 2日    | 金 | 〃   | 総務水道委員会（9時開会）                                                                                                                                                              |
| 3日    | 土 | 〃   |                                                                                                                                                                            |
| 4日    | 日 | 〃   |                                                                                                                                                                            |
| 5日    | 月 | 〃   | 総務水道委員会（9時開会）                                                                                                                                                              |
| 6日    | 火 | 〃   | 文教厚生委員会（9時開会）                                                                                                                                                              |
| 7日    | 水 | 〃   | 文教厚生委員会（9時開会）                                                                                                                                                              |
| 8日    | 木 | 〃   | 産業建設委員会（9時開会）                                                                                                                                                              |
| 9日    | 金 | 〃   | 産業建設委員会（9時開会）                                                                                                                                                              |
| 10日   | 土 | 〃   |                                                                                                                                                                            |
| 11日   | 日 | 〃   |                                                                                                                                                                            |
| 12日   | 月 | 〃   |                                                                                                                                                                            |
| 13日   | 火 | 〃   |                                                                                                                                                                            |
| 14日   | 水 | 〃   |                                                                                                                                                                            |
| 15日   | 木 | 〃   |                                                                                                                                                                            |
| 16日   | 金 | 〃   |                                                                                                                                                                            |
| 17日   | 土 | 〃   |                                                                                                                                                                            |
| 18日   | 日 | 〃   |                                                                                                                                                                            |
| 19日   | 月 | 本会議 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般質問</li> <li>委員長報告（議案第14号）に対する質疑・討論の通告限<br/>（12時）</li> </ul>                                                                      |

|     |   |     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|-----|---|-----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 20日 | 火 | 本会議 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一般質問</li> <li>・ 議案第14号(委員長報告, 質疑, 討論, 表決)</li> <li>・ 議案第40号上程<br/>(議案説明, 質疑, 委員会付託省略, 討論, 表決)</li> <li>・ 陳情第4号の内容変更の件</li> <li>・ 指宿市選挙管理委員会委員及び補充員の選挙</li> </ul> <p>総務水道委員会 (本会議終了後)<br/>文教厚生委員会 (本会議終了後)</p>                                                                                                                                                                                        |
| 21日 | 水 | 休 会 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 22日 | 木 | 〃   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 23日 | 金 | 〃   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 24日 | 土 | 〃   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 25日 | 日 | 〃   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 26日 | 月 | 〃   | 委員長報告に対する質疑・討論の通告限 (12時)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 27日 | 火 | 〃   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 28日 | 水 | 本会議 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議案第5号, 議案第13号, 議案第15号～議案第37号<br/>(委員長報告, 質疑, 討論, 表決)</li> <li>・ 審査を終了した陳情<br/>(委員長報告, 質疑, 討論, 表決)</li> <li>・ 議案第41号上程<br/>(議案説明, 質疑, 委員会付託省略, 討論, 表決)</li> <li>・ 議案第42号上程<br/>(議案説明, 質疑, 委員会付託省略, 表決)</li> <li>・ 議案第43号及び議案第44号上程<br/>(議案説明・質疑・委員会付託等省略, 表決)</li> <li>・ 指宿市議会広報特別委員会の設置について</li> <li>・ 議案第45号上程<br/>(議案説明, 質疑, 委員会付託省略, 討論, 表決)</li> <li>・ 閉会中の継続調査について</li> <li>・ 議員派遣の件</li> </ul> |

# 第 1 回 定 例 会

平成 30 年 2 月 26 日

(第 1 日)

## 第1回指宿市議会定例会会議録

平成30年2月26日 午前10時15分 開議

~~~~~

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第4号 平成29年度指宿市一般会計補正予算（第13号）について
- 日程第4 議案第5号 平成29年度指宿市一般会計補正予算（第14号）について
- 日程第5 議案第6号 平成29年度指宿市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第6 議案第7号 平成29年度指宿市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第7 議案第8号 平成29年度指宿市介護保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第8 議案第9号 平成29年度指宿市温泉配給事業特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第9 議案第10号 平成29年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第10 議案第11号 平成29年度指宿市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第11 議案第12号 平成29年度指宿市水道事業会計補正予算（第5号）について
- 日程第12 議案第13号 ヘルシーランド及び山川砂むし保養施設の指定管理者の指定について
- 日程第13 議案第14号 指宿市部設置条例及び指宿市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について
- 日程第14 議案第15号 指宿市情報公開条例等の一部改正について
- 日程第15 議案第16号 指宿市ふれあいプラザなのはな館条例の一部改正について
- 日程第16 議案第17号 指宿市ふるさと応援基金条例の一部改正について
- 日程第17 議案第18号 指宿市国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第18 議案第19号 指宿市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について

- 日程第19 議案第20号 指宿市介護保険条例の一部改正について
- 日程第20 議案第21号 指宿市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について
- 日程第21 議案第22号 指宿市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について
- 日程第22 議案第23号 指宿市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第23 議案第24号 指宿市国民健康保険条例及び指宿市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
- 日程第24 議案第25号 指宿市工場等設置奨励条例の一部改正について
- 日程第25 議案第26号 指宿市家畜購入資金貸付条例の一部改正について
- 日程第26 議案第27号 指宿市尾下牧野条例の廃止について
- 日程第27 議案第28号 指宿市火入れに関する条例の一部改正について
- 日程第28 議案第29号 指宿市特別用途地区内におけるスポーツ及びレクリエーションに係る建築物の制限の緩和に関する条例の制定について
- 日程第29 議案第30号 平成30年度指宿市一般会計予算について
- 日程第30 議案第31号 平成30年度指宿市国民健康保険特別会計予算について
- 日程第31 議案第32号 平成30年度指宿市後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第32 議案第33号 平成30年度指宿市介護保険特別会計予算について
- 日程第33 議案第34号 平成30年度指宿市温泉配給事業特別会計予算について
- 日程第34 議案第35号 平成30年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計予算について
- 日程第35 議案第36号 平成30年度指宿市公共下水道事業特別会計予算について
- 日程第36 議案第37号 平成30年度指宿市水道事業会計予算について
- 日程第37 議案第38号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第38 議案第39号 監査委員の選任について
- 日程第39 新たに受理した陳情上程（陳情第1号～陳情第4号）

1. 本日の会議に付した事件

- 議事日程のとおり

1. 出席議員

1 番議員

坂 元 茂 教

2 番議員

東 勝 義

3番議員	西田義哲	4番議員	新宮領 實
5番議員	前原五男	6番議員	山本敏勝
7番議員	齋藤佳代	8番議員	恒吉太吾
9番議員	東伸行	10番議員	井元伸明
11番議員	西森三義	12番議員	吉村重則
13番議員	前之園正和	14番議員	松下喜久雄
15番議員	高橋三樹	16番議員	高田チヨ子
17番議員	木原繁昭	18番議員	下川床 泉
19番議員	新川床金春	21番議員	福永徳郎

1. 欠席議員

なし

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

市長	豊留悦男	副市長	佐藤 寛
教育長	西森廣幸	総務部長	有留茂人
市民生活部長	下吉一宏	健康福祉部長	前 蘭千秋
産業振興部長	上田 薫	農政部長	宮崎英世
建設部長	黒木六海	教育部長	長山君代
山川支所長	中村俊治	開聞支所長	川畑徳廣
総務部参与	廣森敏幸	総務部参与	中村 孝
総務課長	川路 潔	市長公室長	鶴本八郎
長寿介護課長	鶴窪誠作	商工水産課長	山元成之
水道課長	黒岩道広		

1. 職務のため出席した事務局職員

事務局長	岩下勝美	次長兼議事係長	鮎川富男
調査管理係長	嶺元和仁	議事係主査	上玉利 享

△ 開会及び開議

午前10時15分

○議長（福永徳郎） ただいま御出席の人員は、定足数に達しておりますので、これより、平成30年第1回指宿市議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

△ 会議録署名議員の指名

○議長（福永徳郎） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、東伸行議員及び井元伸明議員を指名いたします。

△ 会期の決定

○議長（福永徳郎） 次は、日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から3月28日までの31日間といたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福永徳郎） 御異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日から3月28日までの31日間と決定いたしました。

△ 議案第4号～議案第37号一括上程

○議長（福永徳郎） 次は、日程第3、議案第4号、平成29年度指宿市一般会計補正予算（第13号）について、から、日程第36、議案第37号、平成30年度指宿市水道事業会計予算について、までの34議案を一括議題とします。

件名の朗読を省略いたします。

提案理由の説明を求めます。

△ 提案理由説明

○市長（豊留悦男） おはようございます。平成30年第1回市議会定例会の開会に際し、平成30年度予算並びに諸案件の御審議をお願いするにあたりまして、市政運営についての所信の一端と施策の概要を申し述べたいと存じます。

指宿市の4代目市長に再選させていただき、その責務の重さを改めて感じているところがあります。1期目は、変えるを、2期目は、動くをスローガンに掲げ、市政を推進してまいりました。市民一人ひとりが主役となり、それぞれの能力を存分に発揮できる社会に変わり、そして動くことで、真に豊かで安らぎのある暮らしの実現につながるものであるとの思いからでありました。

市長3期目を迎えるにあたり、新たに、実るをキーワードとしております。これまで取り組んできたことが花開くよう、大胆にかつ果敢に攻めていかなければならないと強く思っているところであり、豊かな資源が織りなす食と健幸のまちの実現を目指して、市議会をはじめ市民の皆様方の御理解と御協力をいただきながら、職員と一丸となって全力で取り組んでまいり所存であります。

さて、平成29年度の主な成果でございますが、サッカー・多目的グラウンドの平成32年度完成に向け実施設計に着手いたしました。この施設は、本市の地方創生施策の一つに位置付け、次世代を担う子供たちの育成、健幸のまちづくりの推進、観光・経済の活性化等による地域振興を目的に整備するものであります。

指宿総合体育館の大規模改修やサンシティホールいぶすきの人工芝化なども平成29年度に整備しましたので、これら周辺の体育施設やなのはな館などと一体となって合宿や各種大会の誘致などを積極的に推進してまいりたいと考えております。

本年1月からNHK大河ドラマ、西郷どんの放映が始まりました。本市をPRする絶好の機会と捉え、ゆかりの地である鰻地区や隼人松原公園の整備を行うとともに、時遊館COCOはしむれ内に、いぶすき西郷どん館を設置し、誘客と受入体制の整備に取り組んでまいりました。

国内においても地震や大雨などの自然災害がこれまでを上回る規模で発生しておりますが、市民の皆様方の安全と安心を守る施策として、指宿庁舎の耐震・大規模改修を行うとともに、山川・開聞支所の改修に対しましても検討を重ねてまいりました。さらに、防災ハザードマップの見直し作成や指宿地域における防災行政無線同報系難聴地域対策整備を実施いたしました。

平成25年度から、健幸のまちづくりを本格的にスタートさせていますが、健幸マイレージ制度、ころばん体操など、市民の皆様にも馴染み深いものとなってまいりました。このほか、健康ポイントプロジェクト、地域食材を活用した健幸レシピコンテストを実施いたしました。

新たな企業との連携として、かいもん山麓ふれあい公園の旧市民ふれあい農園跡地の有効活用について公募し、椿の栽培を実施いたしました。今後、事業者との連携を深め、椿の植栽を付近の私有地に拡大し、将来、本市の有望な特産品になるように努め、開聞地域の活性化につなげてまいりたいと思います。

観光の分野につきましては、人や物の輸送手段が充実し、国際的な交流が増加するとともに、海外旅行や輸出入等が手軽に行えるようになったことで、人や物・文化など、交流の国際化がますます進展していることから、バリアフリー観光を推進してまいりました。海外からの観光客誘致並びに特産品の輸出に向けて、南薩4市及び南大隅町で連携して、香港での、食と料理を活用したプロモーションや、香港からパワーブロガー等を招へいたした情報発

信、貿易商社と連携した海外商談会への出展や、県や日本貿易振興機構と連携した地域内での輸出商談会等を開催するなど、本格的に取り組んでまいりました。

農業・林業・水産業の振興としましては、異業種が連携した、もうかる指宿クラスター事業として、地産地消や販路拡大を推進するとともに、6次産業化の取組を継続し、起業支援に取り組ましました。

商業の振興としましては、特産品の販路開拓のため、東京で本市が主催した商談会の開催や、国内外の商談会への出展支援などを実施いたしました。さらに、ふるさと納税返礼品事業では、約5億円のふるさと納税が寄せられ、ふるさと応援基金の充実と本市の特産品PR販売拡大につながっております。

医療・福祉の分野につきましては、産後ケア・妊婦歯科健診・新生児聴覚検査を新たに実施するとともに、不妊治療費助成事業や地域で産み育てるための産科医を確保するなど、地域医療の充実に努めました。

住みよいまち並み整備の推進においては、平成26年3月に国の直轄事業として採択していただきました指宿港海岸保全施設整備事業は、平成35年度完成に向け事業が着実に進捗しております。

教育の分野につきましては、安全・安心で良好な学習の場を提供するため、小・中学校の大規模改修等を実施し、学校のあり方については、指宿市望ましい学校づくり推進委員会を設置し、検討してまいりました。また、市内全小・中学校で、学校運営協議会を活用した、地域ぐるみにより学校づくりを推進しました。

市民との協働のまちづくり推進につきましては、市民がお互いに、市民と行政が、それぞれの果たすべき責任と役割を自覚し、相互の信頼関係の下、お互いに補完し、協力し合ってまちづくりに取り組むこと、という共生・協働のまちづくりを推進していくため、市民と行政が協力して課題を解決していく仕組みづくりを促進し、人と人とのつながりづくりや対話の場づくり、各種講座の開催や実践事業など、地域に応じた取組を積極的に進めております。

このように、平成29年度は、議会はもとより、市民一人ひとりが力を合わせていただいたことにより、市政全般にわたって成果の上がった年でもありました。

さて、平成30年度ですが、我が国の経済は回復基調が続いているとされておりますが、まだまだ好転したという実感に乏しく、個人消費の回復には今しばらくの時間が必要であると考えております。このような経済状況は、本市のように自主財源を多く持たない自治体の財政状況には、少なからず影響を及ぼしており、歳入の根幹をなす市民税をはじめ、一般財源の大幅な増加は期待できず、財政状況の好転も思うように進まない見込みでもあります。一方、年金や医療・介護など、社会保障制度の改革が進められておりますが、保障と負担などの具体的内容や財政面の安定制など、制度としては不透明な部分もあります。そのため、安

心して暮らせる将来像が描きにくく、そのことは社会全体を覆う閉塞感の一因になっていると思われまふ。しかし、私たちは手をこまねいて眺めているわけにはまいりません。このような状況下にあつても、更に一步踏み込んで、市民が今を安心して暮らせ、将来に希望を持てるように、これまでも増して市民生活の安全・安心を支えることを常に念頭に置いて、諸施策に取り組む必要があります。

重点施策についてですが、今年度におきましても、未来への投資をキーワードに取り組んでまいりたいと考えております。指宿の豊かな未来の年表を描きながら、引き続きぶれない市政を推進する必要があると考えております。

サッカー・多目的グラウンドにつきましては、平成32年度完成に向け進めてまいります。この施設は、サッカーの枠を超えた多分野での活用を想定しており、子供の夢を育み、市民に親しまれる施設になるものと確信をしております。併せて、この施設をなのはな館を含む周辺施設と連携を取りながら、合宿や大会誘致等を積極的に進め、交流人口を拡大し、観光・経済の活性化につなげていきたいと考えております。

なのはな館については、県と連携を取りながら施設の充実等を図るとともに、老朽化した市民会館をなのはな館敷地内に建設し、なのはな館が持つ機能の有効活用・複合化を図ることで、多様な利用形態の創出及び建設費用の削減につなげてまいりたいと思ひます。

本市の有望な地域資源の一つである、地熱を活用した、地熱の恵み活用プロジェクトについては、市民の皆様の一定の理解を得ることができましたので、この事業を展開してまいりたいと考えております。地熱は本来、本市の有望な資源であり、市民共有の財産であります。この貴重な財産を有効活用し、財源確保や産業振興等につなげ、市民の皆様はその恵みを還元したいと考えているところです。この事業は、ヘルシーランドとその周辺に特化し、地熱発電事業や発電後の余熱を利用し、農業振興や観光振興などを行うもので、是非、このプロジェクトを成功させたいと考えております。

平成35年度の完成に向けて、指宿港海岸保全施設整備事業が進められていますが、併せて、指宿駅と指宿港海岸をつなぐ中央通りの賑わいを創造するため、歩いて楽しめるまちづくり事業の充実を図ります。観光誘客活動においては、戦略を踏まえたPR活動、環境整備を充実いたします。さらに、農業の生産性向上と付加価値向上を進め、観光と農業という本市の二大産業の育成を図ります。

子供たちや保護者の皆様から好評を博した、こころのプロジェクト夢の教室授業については、平成30年度も引き続き実施いたします。これも、本市の将来を担う子供たちを育てるための、未来への投資と位置付けております。私は、これまでも増して、真に豊かで安らぎのある暮らしと誇りの持てるまちづくりの実現を目指した市政運営を行ってまいります。

私が市政運営において重点項目として次の4項目に取り組んでまいりたいと考えております。それは、一つ目が、安心して働けるまち、二つ目が、活気溢れるまち、三つ目が、若い

世代を応援するまち、四つ目が、安心・安全でやすらぎのあるまちであります。私は、これらを基軸に、更に多くの成果を挙げるための市政運営に取り組んでまいりたいと考えております。

地域の均衡ある発展と一体感の醸成を図るためには、合併に対する支援措置等の効果的な活用と、効率的な行政運営が求められております。入るを量りて出ざるを為すという言葉がありますが、健全な財政基盤を堅持しつつ、様々な事業を展開するためには、歳入の確保が大切になってまいります。再生可能エネルギーである地熱発電で得られる益金や、企業版ふるさと納税制度の活用など、歳入確保に努めてまいります。

本市の多くの公共施設について、老朽化が進んでいることから、指宿市公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、将来にわたる歳出削減のためにも、公共施設の適正配置や維持管理コストの最適化などの検討に努めてまいります。

市長就任依頼、一貫して、市役所は市民に役立つ所を市政運営の基本理念としてまいりました。自治の基本である住民本位の行政を更に推進するため、職員と一丸となり今後も知恵を出し合い、限られた財源を効率的・効果的に活用して、信頼される市役所づくりに努めます。

地域経済の活性化のために、農業・林業・畜産業・水産業・商業の振興策として、連携を通じて地産地消や都市部への販路拡大を推進するとともに、農家が安心して経営に取り組めるよう、収入保険制度の推進、全国和牛能力共進会へ向けた取組強化、自ら加工・流通・販売など、新たな分野にチャレンジしようとする農家への支援環境を充実させてまいります。

鯉節産業の振興につきましては、近年、海外のまき網漁船の大型化や異常気象等の影響もあり、海外まき網船の入港隻数も減少傾向にあることから、トップセールスによる海外まき網船誘致活動を実施、鯉節原料の安定的な確保に努めてまいります。

また、本市の安定した雇用を確保するため、企業誘致に向けた環境整備を行い、誘致に努めるとともに、中心市街地の活性化につきましては、各種事業を積極的に展開してまいります。

観光の振興につきましては、NHK大河ドラマ、西郷どんの放映に併せ、いぶすき西郷どん館の設置や、ゆかりの地である鰻地区の整備を行ってまいりました。本市と西郷隆盛のつながりや、明治維新へ指宿が果たした役割などを全国にPRして、引き続き宿泊観光客の増加を図ってまいります。

池田湖周辺の整備につきましては、県の魅力ある観光地づくり事業に採択され、実施設計に入ろうとしておりますので、今後も、鹿児島県や地域住民、関係機関等との連携を進めながら、更に魅力ある観光地づくりに努めてまいります。

また、東京オリンピック・パラリンピック及び鹿児島国体等に向けた受入体制の強化、インバウンド対策など、観光振興に対する取組について、官民一体となった更なる推進を図っ

てまいります。

医療・福祉の分野ですが、健幸のまちづくりを進める健幸ポイントプロジェクトや健幸運動教室、不妊治療費の助成及び産後ケア事業等に引き続き取り組みます。

防災については、本市と県及び防災関係機関との合同で、平成30年度鹿児島県総合防災訓練を実施いたします。

市民との協働によるまちづくり推進につきましては、地域づくりやまちづくりの原動力となる人材の育成や対話の場づくりのほか、市民、各種団体、行政が対等なパートナーシップの下、自治会等が核となり、市民活動団体など、多様な主体が結集した地域セーフティネットの担い手となる新たな地域コミュニティ組織づくりの支援を引き続き推進してまいります。

生産年齢人口の減少、それに伴う税収減、人手不足、進む高齢化、社会保障費の増大、公共施設の老朽化など、私たちは今、とても厳しい時代を歩んでいると思っております。このような時代だからこそ、市民、行政、民間、団体、大学など、あらゆる機関が連携し、課題を克服するとともに、指宿の魅力ある豊かな資源という強みを生かした取組を展開して行かなければならないと考えております。行政の役割は、市民の皆様の思いを形にすることです。市民の皆様の声に真摯に耳を傾け、指宿市に、住んで良かったと思えるまちづくりをより多くの市民の皆様が実感できるよう、未来の年表をしっかりと描き、これからも誠意と責任感を持って全力で市政運営に邁進してまいります。

次に、平成30年度の主要施策について御説明申し上げます。

まず、市民福祉についてであります。持続可能な地域社会を形成していくためには、市民全体で自助・共助・公助の補完性の原則に基づく地域活動等の重要性の認識を高めていかなければなりません。そのため、新たな地域コミュニティ組織づくりや地域担い手育成の支援を進めてまいります。また、一人ひとりの多様性の認識や人と人とのつながりの中での当事者意識、人権・男女共同参画意識を持ちながら、各種施策を推進し、安心・安全で豊かに暮らすことができる社会づくりを目指してまいります。

市民の健康と福祉につきましては、市民相互で支え合う地域福祉を推進し、真に健康で豊かさを実感できる指宿を実現するため、市民一人ひとりが健康で生きがいを持ち、安心・安全で豊かな生活を営むことができるよう、生活習慣病や寝たきりを予防し、また、健康寿命の延伸を目的に、豊富な地域食材を活用した健康食や介護食の開発・普及に努め、健幸のまちづくりを推進してまいります。

高齢者の福祉につきましては、高齢者の在宅生活を支援する各種事業を実施するほか、シルバー人材センターや社会福祉協議会等とも連携し、高齢者の社会参加と生きがいづくりや健康づくりを推進するなど、高齢者福祉の充実に努めてまいります。また、ふれあいデイサービス事業や高齢者元気度アップ・ポイント事業等を実施し、高齢者の介護予防と健康の保

持増進施策を積極的に推進してまいります。

介護体制の整備につきましては、介護人材の養成に資するため、市内での初任者研修を開催するとともに、地域介護基盤整備事業による認知症高齢者グループホーム等の整備を図ってまいります。

障害者等の福祉につきましては、新たに策定された、指宿市障害者計画、第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画に基づき、障害福祉サービスの積極的な推進と、障害児に対する支援体制の充実を図り、障害者等が自らの意志により地域で自立した生活を送れる社会づくりに努めてまいります。

児童や母子等の福祉につきましては、子ども・子育て支援事業計画に基づき、ファミリー・サポート・センター事業や病児保育事業等、地域のニーズに沿った子育て事業の推進を図ってまいります。

市民が生涯を通して健康で生き生きと暮らすための保健・医療につきましては、自分の健康は自らづくり自ら守るを基本に、医師会・歯科医師会や薬剤師会をはじめ、各関係機関との連携を密にしながら、健康づくり事業や疾病の早期発見・早期治療につなげる予防対策事業の充実を努めてまいります。

母子保健事業につきましては、妊婦一般健診・妊婦歯科健診を実施し、妊婦の健康管理の充実を図ります。また、未来を担う子供を安心して産み育てやすい地域にするため、産科医の確保はもとより、不妊治療費助成や産後ケア事業等を行い、より一層の環境づくりに努めてまいります。

国民健康保険特別会計は、非常に厳しい財政状況ではありますが、平成30年度の制度改革に伴い、鹿児島県が財政運営や効率的な事業の推進等、国保運営の中心的な役割を担い、制度の安定化が図られることとなります。市町村は、引き続き、資格管理、保険給付、保険税の賦課・徴収及び保健事業を行ってまいります。今後、保健事業として実施している特定健康診査・特定保健指導の受診率・実施率の向上及び生活改善指導や疾病の重症化予防など、きめ細かい保健事業に取り組み、医療費適正化に努め、国保財政の健全化を図ってまいります。

後期高齢者医療特別会計につきましては、鹿児島県後期高齢者医療広域連合と連携を図り、引き続き円滑な事業運営に努めてまいります。

介護保険特別会計につきましては、第7期介護保険事業計画に基づき、介護保険制度の安定的な運営を図るとともに、医療と介護が連携して在宅介護を支える支援体制の整備や、認知症の人に対し、適切に早期対応ができるよう認知症初期集中支援チームの設置など、地域包括ケアシステムの構築に取り組んでまいります。また、地域の公民館等で実施する、ころばん体操や認知症予防の脳のトレーニング教室など、介護予防事業等を積極的に展開してまいります。

次に、地域環境の保全対策につきましては、指宿市環境基本計画に基づき、河川・海域の水質状況の監視を行い、悪臭・騒音・大気汚染・不法投棄などの公害には、迅速に対応し、原因者の把握・指導及び未然防止の啓発を行うとともに、関係機関と連携し、公害防止に努めてまいります。

また、鰻池の水質改善対策として、現在、水質浄化のための設備を実験的に設置しておりますが、この実証実験の結果を検証するとともに、大切な水源である鰻池を将来にわたって保全していくために、鰻池の現状を詳細に調査、分析し、水質改善を図ってまいります。

本市に生息が確認されているヤンバルトサカヤスデ、ハイイロゴケグモなどの生態系や、人体に被害を及ぼす恐れのある外来種のまん延防止・防除対策につきましては、広報紙や市ホームページ等により周知を図るとともに、ヤンバルトサカヤスデの発生地域については、薬剤配布を行ってまいります。

生活排水対策につきましては、公共用水域の保全のため、公共下水道事業計画区域外の単独処理浄化槽や、汲み取り便槽を合併処理浄化槽に改修した方々に対し、補助金の交付を行い、合併処理浄化槽の普及を図ってまいります。

水道事業の給水区域外への飲料水供給につきましては、尾下地区及び畠久保地区の飲料水供給施設の維持管理を適切に行い、安心して安全な飲料水の供給に努めてまいります。

廃棄物処理につきましては、指宿市一般廃棄物処理基本計画に基づき、更なる減量化を図るため、一般廃棄物監視員による資源ごみへの誘導強化、環境教育や出前講座の充実、30・10運動をはじめとする食品ロスへの取組の強化など、今後も事業者や市民の皆様と協働し、循環型社会の構築を目指してまいります。

廃棄物処理の施設につきましては、南九州市及び指宿広域市町村圏組合と連携し、指宿広域クリーンセンターをはじめ、管理型最終処分場、指宿広域汚泥リサイクルセンターの適正な運営管理を着実に推進してまいります。

次に、産業振興についてであります。農業に関しては、消費の伸び悩みや市場価格の低迷、産地間競争の激化など、農業経営を取り巻く環境は依然として厳しいものとなっております。これらを踏まえ、いぶすき農業支援センターを拠点に、関係機関・団体等と連携を図り、本市の有利性を活かした営農体系を更に推進し、安心・安全な農畜産物の生産、恵まれた自然環境と資源を活かした生産性の高い経営の展開を進めてまいります。さらに、将来の地域農業の維持・発展を見据えた、人・農地プランの細分化を進めながら、将来を担う農業後継者や認定農業者の育成を図るとともに、農業委員や本年7月からの新たな農地利用最適化推進委員との連携体制を構築し、農地中間管理事業による担い手への農地集積や機構集積支援事業による遊休農地の発生防止・解消等の農地利用の最適化に努め、多彩な農畜産物を安定的に供給できる産地づくりを目指してまいります。また、農家自らが積極的に加工・流通・販売など、新たな分野にチャレンジしようとする6次産業化の取組を支援してまいりま

す。

耕種関係につきましては、かごしまブランドに指定されている、そらまめ、実えんどう、マンゴーに加え、オクラ、花き、観葉など、重点品目の生産振興と品質向上や災害に強い安定した精算を進めるため、関係機関との連携による農家指導の充実、ハウス等の栽培施設や機械の整備、収入保険制度の推進に努め、経営安定を図ってまいります。また、消費者の安心・安全などの多様なニーズに対応するため、IPM防除技術やかごしまの農林水産物認証制度を積極的に推進し、消費者に信頼される安心・安全な産地づくりを目指してまいります。

畜産につきましては、全国和牛能力共進会鹿児島県大会向け、出品対策事業による優良牛の導入に取り組み、畜産クラスター事業を活用した経営の安定・規模拡大に努めてまいります。また、高病原性鳥インフルエンザや豚流行性下痢などの家畜伝染病につきましては、関係機関と連携し、引き続き防疫に取り組んでまいります。

環境保全対策としましては、微生物活性資材、マイエンザの活用により、環境改善を図ってまいります。

担い手育成・確保につきましては、認定農業者・認定新規就農者等の中心経営体に対し、関係機関と連携しながら中心経営体等施設整備事業などや融資制度の活用を進め、地域農業を担う人材の確保・育成に努めてまいります。

耕地事業につきましては、農業生産性・経営向上を図るため、農地や農業の保全に努めるとともに、畑かん施設の更新を行うなど、今後も県と連携を取りながら、農業生産基盤の整備を進めてまいります。

また、地域住民共同で行う農業・農村の多面的機能を支える活動や、農地・水路・農道等の質的向上を図るとともに、施設の長寿命化のための活動を支援いたします。

林業につきましては、県や森林組合と連携し、施業の効率化を推進するとともに、間伐や主伐・再造林、地材地建の取組を推進します。

また、治山事業の導入等により、災害防止や保安林機能の強化を図ってまいります。また、農作物に被害を与えるイノシシやヒヨドリなどの有害鳥獣捕獲に取り組むとともに、森林における不在地主の解消等を図るため、現在の所有者情報等を掲載した林地台帳の整備に取り組んでまいります。

このほか、松くい虫被害対策につきましても、薬剤散布、伐倒駆除、樹幹注入などを総合的に取り組み、必要な松林の保護に努めてまいります。

水産業につきましては、本市の基幹産業であります、鯉節加工業の原料確保のため、トップセールスによる海外まき網船の誘致活動を実施するとともに、海外まき網船に対する水揚げ奨励金に加えて、入港時に海外まき網船の船長等に対して地元商品券を支給し、山川港への入港の促進に努めます。山川漁港や川尻漁港、今和泉漁港の整備につきましては、県の港

湾整備長期計画に基づき推進しておりますが、特に山川漁港につきましては、海外まき網船の安全・安心な入港を図るため、航路や港内の浚渫工事等の早期完了に努力いたします。

商工業につきましては、住宅リフォーム助成制度を子育て世代や定住者向けにも対象を広げます。地方創生総合戦略に基づく、地域企業応援センター事業においては、地元企業の振興や雇用の創出に向けた取組として、高校性地元企業ガイダンス事業や創業塾の実施等を、関係機関と連携しながら推進してまいります。

地域公共交通につきましては、山川・根占航路の継続的安定的な運航のための施策を進めます。また、定住自立圏形成方針に基づき、持続可能な新たな交通体系の構築に向け検討してまいります。

特産品の振興につきましては、関東指宿会と連携し、東京で本市主催の、いぶすき商談会を実施いたします。また、都市部で指宿鰹節やオクラ等のトップセールスを実施するとともに、包括連携協定を結んだ、ヴィレッジヴァンガードプレース社と連携した指宿フェア等を行います。

観光につきましては、観光客のニーズの変化による日帰り圏域の拡大により、宿泊観光客は年々減少しておりますが、1月からNHK大河ドラマ、西郷どんの放映が始まり、観光客増加が期待できます。本市には、西郷隆盛が約1か月間滞在した鰻温泉をはじめ、山川港、篤姫、浜崎太平次など、多くのゆかりが存在しているため、引き続き積極的なPR活動や情報発信を行い、誘客に取り組んでまいります。

平成24年度に策定した、指宿市観光戦略ビジョン後の本市の観光プロモーションの基軸を固めるため、観光・商工関係者を巻き込んだワークショップを開催し、プロモーション計画を策定いたします。さらに、外国人観光客の受入、及び誘客につきましては、平成28年度に策定した香港を中心としたアジア圏域からの誘客戦略に基づき、戦略的かつ年次的に観光客資源の磨き上げや受入環境の整備、誘客PRなどを南薩4市及び南大隅町と連携して取り組んでまいります。

また、本市のホテル旅館では、慢性的な人材不足が深刻な問題となっており、このままでは本市観光産業に大きな影響を及ぼすことが危惧されることから、その人材確保・育成に取り組めます。

唐船峡そうめん流し事業につきましては、近年、多くの外国人観光客が訪れており、今後、更に増加することが見込まれ、これらに対応すべき施設の改善やサービスの向上に努めながら、これからも、地域の財産として、市内はもとより国内外の利用客の方々に愛される施設を目指します。

温泉施設の砂むし会館、砂楽、ヘルシーランド及び山川砂むし保養施設につきましては、施設の維持・管理に努め、もう一度訪れたい温泉地・指宿を目指して、より一層の健全運営とサービス向上を図ってまいります。

また、温泉配給事業につきましては、温泉配給施設の維持・管理に努めるとともに、経営内容を明確化して、より一層の経営の健全化及び事務の効率化を図るため、平成32年4月の公営企業会計への移行に向けた取組を進めてまいります。

かいもん山麓ふれあい公園及びレジャーセンターかいもんにつきましては、市民の憩いの場、健康づくりの施設として適切な修繕・維持管理に努めるとともに、効果的かつ効率的な管理運営に努めてまいります。また、平成30年度は、かいもん夏祭りが50周年を迎え、オールドカーフェスタも20周年となることから、地域の皆さんとともに盛り上げてまいります。

次に、土木行政についてであります。本市の公共事業につきましては、国の施策や地域の実情を踏まえ、市民の社会資本整備のニーズに的確に応えるため、機動的かつ弾力的に進めてまいります。社会基盤の整備につきましては、幹線道路、生活道路を整備し、市民の利便性向上を図るとともに、安全で円滑な道路交通の確保、公共下水道施設の整備や公営住宅の整備・改善、河川、海岸等の整備を行い、安全・安心で快適なまちづくりに努めてまいります。

幹線道路の整備につきましては、広域農道南薩東部地区の鎮守山線道路改良舗装工事を引き続き実施してまいります。また、国の事業であります国道226号の北十町地区及び大園原地区の歩道整備と交差点改良や、県の事業であります指宿鹿兒島インター線池田工区道路改良事業の整備促進により、市内への道路のアクセス向上に努めてまいります。生活道路の整備につきましては、宮久保線、松ヶ窪線、柳田迫田線、山川児ヶ水線、川尻児ヶ水線等の改良舗装工事を実施してまいります。

また、老朽化したインフラ対策として橋りょう補修工事、舗装修繕の工事を実施するとともに、道路災害防除事業につきましては、岩本宮ヶ浜吹越線の法面对策を実施し、通学路交通安全対策事業につきましては、松原田和田園線の道路整備を行い、交通の安全性向上を図ってまいります。

指宿港海岸の整備につきましては、直轄海岸保全施設整備事業の工事が進められているところであります。防災機能の早期強化はもとより、魅力ある海辺空間としての海岸整備を目指し、関係機関と連携しながら事業の推進に努めてまいります。

海岸・港湾事業につきましては、高波・高潮対策を図るため、高潮対策工事を施工し、平成29年度に事業完了した瀬崎港海岸を含め、今後も引き続き維持管理に努めてまいります。また、県の事業であります東方海岸の海岸堤防等老朽化対策緊急事業及び長崎鼻海岸の海岸環境整備事業により、海岸・港湾の整備を図ってまいります。

都市計画につきましては、利便性に優れた快適なまちを目指し、都市施設の整備改善を行い、魅力あふれる街並み形成を図るため、次の事業を展開してまいります。土地区画整理事業につきましては、湊地区及び十町地区において住みやすい魅力あふれるまちづくりのため、関係権利者の御理解と御協力をいただきながら、事業を推進してまいります。

街路事業につきましては、国道226号歩道整備事業の進捗にあわせ、庁舎潟山線の用地測量、用地買収及び道路築造を実施してまいります。

公共下水道の汚水整備につきましては、十町土地区画整理事業と整合を図りながら、面整備を進めてまいります。また、雨水整備につきましては、浸水対策として弥次ヶ湯雨水ポンプ場及び弥次ヶ湯排水区水路改修に係る基本設計を実施するとともに、十町土地区画整理地区内の雨水幹線築造工事を実施してまいります。

指宿市浄水苑、潟山汚水中継ポンプ場及び下水管きょ等の改築更新事業につきましては、下水道長寿命化計画に基づいて実施してまいります。指宿市浄水苑、雨水ポンプ場等の下水道施設の維持管理には万全を期すとともに、公共下水道への排水設備普及促進に努め、文化的で快適な居住環境を形成してまいります。また、公共下水道事業について、経営内容を明確化し、より一層の経営の健全化を図るため、平成31年4月の公営企業会計への移行に向けた取組を進めてまいります。

公営住宅事業につきましては、市営住宅の維持管理に努め、快適な居住環境の中で暮らせるよう、適正に管理してまいります。住宅建設事業につきましては、団地の外壁改修工事や浄化槽設置工事及び建替事業に伴う団地一部解体工事等を実施し、市営住宅の安全性確保と環境改善を図るとともに、翌年度実施に係る設計委託、建替事業に伴う開発行為業務委託等を実施し、今後も市営住宅の整備・改善を計画的に推進しながら、良好な住居環境づくりを図ってまいります。

住宅・建築物安全化促進事業につきましては、建築物の耐震化促進事業に該当する大規模建築物や木造住宅の耐震改修等に補助を行い、建築物の耐震化を推進してまいります。

地籍調査事業につきましては、早期完了に向けて一層の推進を図ってまいります。また、道路等における未登記物件の早期解消を図り、公共用地の適正な管理に努めてまいります。

上水道につきましては、今後も市民生活や産業活動に欠くことのできないライフラインとして、常に公共性と効率性を両立させながら、安全で良質な水道水を将来にわたって安定的に供給し、安心・安全な給水体制の構築や老朽管・施設の更新を行ってまいります。

施設整備事業につきましては、池田配水池と小雁戸浄水場の更新整備を実施してまいります。また、管路整備事業につきましては、配水管の新設・更新工事25件の整備を計画しており、水質管理の徹底等を含め、より安全で安定した給水の確保を図ってまいります。

次に、教育行政についてであります。本市では、平成27年4月に策定した、指宿市教育大綱と、指宿市教育振興基本計画後期計画に基づき、学校・家庭・地域・企業等との積極的な連携を図りながら、教育行政の推進に取り組んでまいりました。教育委員会では、平成30年度の最重点施策といたしまして、新学習指導要領の趣旨を踏まえた教育実践、計画的な小中一貫教育の推進に取り組んでまいります。また、指宿市望ましい学校づくり基本方針に基づき、保護者はもとより、地域住民の理解と協力を得ながら、望ましい学校づくりを推進して

まいります。

学校規模の適正化につきましては、保護者や地域の代表等で構成する各中学校区を単位とした新たな組織を設置します。山川地域及び開聞地域では、望ましい学校づくりにおける具的事項の協議を、また、指宿地域では学校区の見直しを含めて学校のあり方について協議・検討してまいります。

学校の教育環境の整備につきましては、児童・生徒が安全で安心して学校で過ごすことができるよう、体育館や校舎の非構造部材の耐震化を進めるとともに、国道改良に伴う柳田小学校プール移設改修や、ICT環境向上のため、引き続き校内無線LANの整備を進めてまいります。

学校教育につきましては、確かな学力、豊かな心、健やかな体の調和を重視し、平成32年度から全面実施される新学習指導要領への円滑な移行を踏まえながら、これからの社会を生き抜く力の育成に努めてまいります。また、学力向上をはじめとする各学校の教育課題を解決するために、小中一貫教育の推進に努めてまいります。小中一貫教育では、児童・生徒の交流活動や教員の乗り入れ授業の実施、いぶ好きふるさと学を核としたふるさと教育の実践、小学校低学年からの外国語教育を実施し、9年間を見通した教育を実践します。また、保護者や地域の期待に応える教育を実現するため、学校運営協議会制度の充実を図るなど、信頼される学校づくりを推進してまいります。

生徒指導上の課題につきましては、教職員の生徒指導力の向上や生徒指導体制の確立に努めるとともに、スクールカウンセラーや教育相談員等の活用により、教育相談体制の充実にも努めてまいります。また、スクールソーシャルワーカーを活用し、学校と関係機関をつなぎ、問題行動の背景にある環境の改善を図ってまいります。

体力の向上につきましては、成就感・達成感のある授業づくりに努めてまいります。

児童・生徒の安全確保につきましては、実効性のある訓練や外部講師を活用した防災教室等を通して、発達段階に即した危険予知能力や危険回避能力の育成に努めるとともに、スクールガード、PTA、地域住民等との連携を深め、地域全体で子供を見守り、安心できる環境づくりに引き続き努めてまいります。

学校給食につきましては、食の安全を第一に、地元農産物等の一層の利用を推進しながら、栄養バランスのとれた給食の提供に努めるとともに、老朽化した調理設備・備品等の更新を進めてまいります。また、食物アレルギーを有する児童・生徒には、医師の診断の下、保護者等と面談を行い、除去食や代替食を提供してまいります。

指宿商業高等学校につきましては、専門高校としての特色ある教育活動を通して、更なる学校活性化を図り、企業や地域社会等でリーダーとして貢献できる人材の育成に努めてまいります。また、韓国語・中国語の選択学習においても、地域や地元企業・ホテル等と連携して実践・体験教育を推進し、国際化に対応できる生徒の育成を図るとともに、ICP活動を

継続させ、おもてなしの心を発信します。引き続き、上級資格取得に向けて、生徒の適性、能力、個性に応じた教育を進め、的確な進路を実現できるよう推進してまいります。

社会教育につきましては、生涯学習の推進のため、中央公民館・校区公民館における市民講座の充実を図ってまいります。各社会教育関係団体の活動充実のため、人材育成に努めてまいります。

青少年育成につきましては、地域の教育力を発揮するために、青少年体験活動への助成や地域と学校との連携・協働を進め、心豊かでたくましい青少年の育成に努めてまいります。また、夢を持つ子供を育成するため、トップアスリートを招へいた、こころのプロジェクト夢の教室事業を更に推進してまいります。

家庭教育につきましては、家庭教育学級の充実と、校区公民館等を活用した子育て支援の充実に努めてまいります。

読書活動の推進につきましては、図書館と連携しながら、家庭・地域・学校における読書の習慣化・読書環境づくりを図っていくために、ブックスタート等の事業を更に充実させるとともに、第3次子ども読書活動推進計画を策定し、読書を通じた子供の育成に務めます。

文化の振興につきましては、文化祭やシルバー美術展等への支援を通して、文化芸術活動を振興するとともに、市民の芸術文化活動の拠点である市民会館の整備に努めてまいります。また、地域の郷土芸能や伝統行事の保存継承のために、発表の機会を設けるとともに、保存継承のための人材育成に努めてまいります。

文化財の保護につきましては、市指定文化財、今和泉島津家墓地の国指定史跡化に取り組むとともに、橋牟礼川遺跡等指定文化財の保存と活用に努めてまいります。

時遊館COCCOはしむれでは、指宿まるごと博物館構想に基づいて、市の魅力を発信するとともに、郷土に根ざしたふるさと教育の推進と人づくりに努めてまいります。また、いぶすき西郷どん館を活用した普及・啓発活動に努めてまいります。

社会体育につきましては、各種大会等の開催や、総合型地域スポーツクラブ等の支援、学校体育施設解放事業により、市民一人1スポーツの実践を図り、健幸のまちづくりの推進に努めてまいります。

2020年開催の、燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会の成功に向けて、開聞総合グラウンド等の改修工事を実施するほか、バドミントン競技やソフトボール競技の普及・啓発に努めるなど、諸準備を進めてまいります。また、競技団体等の育成・支援に努めるとともに、指宿市スポーツ・文化振興基金を活用し、国体やオリンピック・パラリンピックへの出場を夢見る子供たちを後押しするなど、更なるスポーツ競技力の向上に努めてまいります。

次に、平成30年度の当初予算の大綱について、申し上げます。

本市の財政状況は、効率的かつ効果的な行財政運営を目指して行財政改革に取り組み、財政調整に活用可能な基金の確保や健全化比率及び経常収支比率も良好な水準を維持するな

ど、財政の健全化が図られてきたところであります。しかしながら、今後の財政を見通すと、少子高齢化社会における生産年齢人口の減少等に伴い、市税収入の伸びは期待できない状況にある一方、社会保障制度の改革等により生活保護・子育て支援等の扶助費が増加することが見込まれているところであります。このような財政状況を踏まえ、予算編成に当たっては、未来への投資をキーワードに指宿の豊かな年表を描きながら、第二次指宿市総合振興計画及び指宿市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、豊かな資源が織りなす食と健幸のまちの実現に向けて、市民ニーズに適切に対応した効率・効果的な事務事業内容になっているのかなど、あらゆる角度から徹底した業務の見直しと、実施事業の峻別・重点化を図ったところであります。

歳出面では、収入に見合った歳出構造への転換を図るため、物件費などの内部管理経費を削減する一方で、産業振興のために、農業収入保険制度への加入補助事業や地場産品を生かした6次産業ブランド化の推進を、また、東京オリンピック・パラリンピック及び鹿児島国体を見据えて、スポーツ施設改修・整備、スポーツコミッション設立に向けた、おいでよ！スポーツでいぶ好き元気プロジェクト事業を、そして、地域の発展・安心のため、地域商品活性化事業、鰻池水質改善対策などの事業の充実を図ったところであります。

歳入面においても、ふるさと納税返礼品事業の更なる拡充を図ることで、ふるさと納税寄附金の増収を見込み、合併まちづくり基金、ふるさと振興基金、公共施設整備基金等を効果的に活用する予算編成にしたところであります。

平成30年度の予算は、一般会計248億6,700万円、国民健康保険特別会計64億7,308万2千円、後期高齢者医療特別会計6億3,568万3千円、介護保険特別会計50億3,283万3千円、温泉配給事業特別会計5,075万5千円、唐船峡そうめん流し事業特別会計2億5,050万2千円、公共下水道事業特別会計10億45万5千円、水道事業会計、収益的収入7億7,563万6千円、収益的支出6億9,857万円、資本的収入6億682万円、資本的支出10億1,031万8千円を計上いたしました。

以下、一般会計及び特別会計等における主要な施策と歳入歳出予算の概要等につきましては、お示しのとおりでありますので、よろしくお目通しをお願い申し上げます。

以上、向こう1年間の施政運営について、基本的な姿勢と予算等について申し述べてまいりましたが、人口減少や少子高齢化の急速な進行、地方分権社会への対応など、これまで以上に行政の果たすべき役割と責任は、極めて重要となってきました。今後の市政運営に当たりましては、市民の皆様の声を大切にしながら、市民協働による住民本位の行政を目指して、地方自治の基本であります、最少の経費で最大の効果を念頭に、各種事業の見直しを行い、重点的かつ効果的な行財政の運営に努め、第二次指宿市総合振興計画や、まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げた施策の着実な推進に向けて邁進してまいりたいと考えております。

結びに、市議会の皆様をはじめ、市民の皆様の市政への積極的な御参加と市政に対する、より一層の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げまして、施政方針と予算の大綱の説明とさせていただきます。

今回、第1回指宿市議会定例会に提出いたしました案件は、補正予算に関する案件9件、指定管理者の指定に関する案件1件、条例に関する案件16件、当初予算に関する案件8件、人事に関する案件2件の計36件であります。

議案第4号、平成29年度指宿市一般会計補正予算（第13号）について、から、議案第37号、平成30年度指宿市水道事業会計予算について、までの34議案につきましては、関係部長等に説明させますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（福永徳郎） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時22分
再開 午前11時34分

○議長（福永徳郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○総務部長（有留茂人） それでは、命によりまして、総務部所管の議案について、御説明申し上げます。

提出議案の1ページを御覧ください。

議案第4号、平成29年度指宿市一般会計補正予算（第13号）について、であります。

別冊の平成29年度指宿市各会計補正予算書の3ページを御覧ください。

補正の内容は、第1条で、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ13億9,420万1千円を減額し、歳入歳出予算の総額を245億716万円にしようとするものであります。

第2条で、繰越明許費を設定するものであります。内容につきましては、10ページの第2表、繰越明許費でお示しの各事業について、繰越明許費の金額を設定するものであります。

第3条で、債務負担行為の補正をするものであります。内容につきましては、11ページの第3表、債務負担行為補正でお示しのとおり、債務負担行為の限度額の追加と各事業費の確定に伴い期間及び限度額をそれぞれ変更するものであります。

第4条で、地方債の補正をするものであります。内容につきましては、12ページの第4表、地方債補正でお示しのとおり、事業債の追加と各起債事業費の確定等に伴い限度額をそれぞれ変更するものであります。

今回の補正の主な内容は、平成29年度の事業費の確定や支出見込みに対する予算の不足額又は不用額等の整理等であります。

なお、今回の補正の各目に人件費を計上しております。これにつきましては、職員の育児休業、休職等に係る予算の整理に伴う人件費の減であります。

なお、各目の人件費につきましては、58ページからの給与費明細書を参照していただきますようお願い申し上げまして、以後の説明は割愛させていただきます。

また、一般会計と各特別会計、水道事業会計の補正予算については、別冊の平成29年度指宿市各会計3月補正予算の概要をお手元に配布させていただいておりますので、参照していただきますようお願い申し上げます。以後の説明は割愛させていただきます。

次は、提出議案の2ページを御覧ください。

議案第5号、平成29年度指宿市一般会計補正予算（第14号）について、であります。

平成29年度指宿市各会計補正予算書の3ページを御覧ください。

補正の内容は、第1条で、債務負担行為の補正をするものであります。内容につきましては、5ページの第1表、債務負担行為補正でお示しの事業について、債務負担行為の限度額を設定するものであります。

次は、提出議案の11ページを御覧ください。

議案第14号、指宿市部設置条例及び指宿市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について、であります。

本案は、効率的、効果的な行政運営を行うための組織の整備を行いたいことから、これらの条例の所要の改正をしようとするものであります。

改正の主な内容を御説明申し上げますので、次のページを御覧ください。

第1条は、指宿市部設置条例の一部改正について、であります。改正の内容は、健康福祉部、健幸のまちづくり推進室及び市民生活部市民協働課パートナーシップ推進係を総務部に移管することに伴う所掌事務の改正をしようとするものであります。

第2条は、指宿市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について、であります。改正の内容は、水道事業に水道事業部を設置することによる組織の名称の改正をしようとするものであります。

なお、附則第1項において、施行期日を平成30年4月1日からとし、第2項において、指宿市水道事業の設置等に関する一部改正に伴い、指宿市水道水源保護条例の所要の改正をしようとするものであります。

次は、提出議案の14ページを御覧ください。

議案第15号、指宿市情報公開条例等の一部改正について、であります。

本案は、鹿児島州市町村の統一的情報公開・個人情報保護審査会を利用するため、関係条例の所要の改正をしようとするものです。改正の主な内容を御説明申し上げますので、次のページを御覧ください。

第1条で、指宿市情報公開条例の一部改正を、第2条で、指宿市個人情報保護条例の一部改正をしようとするもので、これらの改正の内容は、それぞれの委員の任期を3年から2年にしようとするものであります。

第3条では、指宿市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正をしようとするもので、報酬の額を、鹿児島州市町村の統一的情報公開・個人情報保護

審査会の統一単価に改正しようとするものであります。

次に、附則第1項で、施行期日を平成30年4月1日からとし、第2項において、この条例の施行日以後、最初に任命する委員の任期を、それぞれの条例の規定に関わらず、任命の日から平成31年3月31日までにしようとするものであります。

次は、提出議案の17ページを御覧ください。

議案第16号、指宿市ふれあいプラザなのはな館条例の一部改正について、であります。

本案は、補修工事が完了し、使用可能施設が追加となるため、この条例の所要の改正をしようとするものです。

改正の主な内容を御説明申し上げますので、次のページを御覧ください。

一つ目に、使用できる施設に調理実習室と屋内ゲートボール場を追加し、研修室については、二つの部屋に分割して使用することが可能なため、その名称を、会議室1、会議室2に改め、併せて、ボランティアルーム、絵画室の名称を、それぞれ会議室3、会議室4に改正しようとするものであります。

二つ目に、これまで体育館以外の施設につきましては、開館時間を午前9時から午後5時までとしておりましたが、全ての施設の開館時間を午前9時から午後9時までに改正しようとするものであります。

三つ目に、新たに使用可能となる施設の使用料を定めようとするものであります。

なお、附則において、この条例は、平成30年4月1日から施行することとし、経過措置として、平成29年度以前の使用料については、改正前の例によることとしております。

次は、提出議案の20ページを御覧ください。

議案第17号、指宿市ふるさと応援基金条例の一部改正について、であります。

本案は、かごしま応援寄附金募集推進協議会が平成28年度末で解散したこと、並びにふるさと納税の用途及び目的について十分な周知等を行うことから、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

改正の主な内容につきまして御説明申し上げますので、次のページを御覧ください。

かごしま応援寄附金募集推進協議会が平成28年度末をもって解散したことに伴い、市町村交付金についても交付の見込みがなくなったことから、字句の整理を行うものです。また、寄附金の用途につきましては、現在、三つの事業に充てるよう規定されておりますが、ふるさと納税返礼事業により寄附者も多くなっていることに伴い、寄附者からの要望も多岐にわたることや、用途事業について十分な周知を行うため、第二次指宿市総合振興計画に沿った五つの事業を掲げることにより、本市の目指すべき将来都市像の実現に向けて、幅広く対応できるよう改正するものであります。

なお、附則において、この条例は、平成30年4月1日から施行することとし、県交付金を削る規定については、交布の日からとしております。

次は、提出議案の62ページを御覧ください。

議案第30号、平成30年度指宿市一般会計予算について、から、提出議案の69ページ、議案第37号、平成30年度指宿市水道事業会計予算についてまでの8議案につきましては、別冊の、平成30年度施政方針と予算の大綱の中で、一般会計及び各特別会計の歳入歳出の概要をお示しし、また、別冊の、平成30年第1回指宿市議会定例会委員会参考資料をお手元に配布させていただいておりますので、説明は割愛させていただきます。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○市民生活部長（下吉一宏） それでは、命によりまして、市民生活部所管の議案について、御説明申し上げます。

提出議案の22ページを御覧ください。

議案第18号、指宿市国民健康保険税条例の一部改正について、であります。

本案は、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

改正の主な内容について御説明申し上げますので、次のページを御覧ください。

第2条は、国民健康保険税の課税額について規定しておりますが、国民健康保険制度改革により、平成30年4月から都道府県が財政運営の責任主体となることから、市町村が課税する国民健康保険税は、都道府県に納付する国民健康保険事業費納付金に充てるための課税額となることを明記するとともに、字句の整理を行うものであります。

なお、附則において、この条例は、平成30年4月1日から施行することとしております。

次は、提出議案の25ページを御覧ください。

議案第19号、指宿市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について、であります。

本案は、山川・開聞地域のがれきなど、埋立廃棄物を指宿ごみ処理場へ搬入するよう、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

改正の主な内容につきまして御説明申し上げますので、次のページを御覧ください。

附則第3項は、当分の間、一般廃棄物をごみ処理施設に搬入する場合は、指宿地域、山川・開聞地域、それぞれ合併前のごみ処理施設に搬入するものとしておりましたが、指宿広域クリーンセンターが供用開始していることから削除するものであります。

第4項は、現在、山川・開聞地域のがれきなど埋立廃棄物につきましては、それぞれ山川・開聞のごみ処理場に搬入しておりますが、指宿広域クリーンセンターの供用開始に伴い、利用者の利便性の向上と施設の効率的な運営を図るため、指宿ごみ処理場へ搬入するよう改正するものであります。

なお、附則において、市民への周知期間を考慮して、この条例の施行日を平成30年10月1

日としております。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○健康福祉部長（前園千秋） それでは、命によりまして、健康福祉部所管の議案について、御説明申し上げます。

提出議案の27ページを御覧ください。

議案第20号、指宿市介護保険条例の一部改正について、であります。

本案は、第7期介護保険事業計画における保険料率の改定及び地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の公布に伴い、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

改正の主な内容について御説明申し上げますので、次のページを御覧ください。

第4条第1項の改正では、保険料率の期間を第7期介護保険事業計画の平成30年度から平成32年度までに改め、同項各号に掲げる第1号被保険者の保険料率についても、併せて介護給付費等見込額に基づき算出された保険料率に改めるものであります。

第4条第2項の改正では、第1項第1号第1段階の保険料率について、改正規定にかかわらず3万2,400円に軽減しようとするものであります。

また、第4条に第3項を追加し、第1項第2号第2段階の保険料率について、改正規定にかかわらず5万400円に軽減するものであります。

第18条の改正では、介護保険法の改正により、保険者の被保険者等に対する質問検査権の対象者について、第2号被保険者の配偶者及びその世帯員等について、その対象となるよう範囲が拡大されたことから、保険者の文書等の提出命令に従わなかった場合等の過料について、第2号被保険者の配偶者や、その世帯員等に対しても科すことができるよう改めるものであります。

なお、附則において、この条例は、平成30年4月1日から施行することとし、経過措置として平成29年度以前の保険料については、改正前の例によることとしております。

次は、提出議案の29ページを御覧ください。

議案第21号、指宿市指定地域型地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について、であります。

本案は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、これらの条例の所要の改正をしようとするものであります。

改正の主な内容について御説明申し上げますので、次のページを御覧ください。

まず、第1条の、指宿市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の改正の主な内容は、共生型地域密着型サービス等の基準の追加、平成36年

3月31日までに療養病床等を医療機関併設型指定地域密着型特定施設へ転換を行う場合における人員基準等の追加，定期巡回・随時対応型訪問介護看護のサービスの基準等の見直し，指定認知症対応型共同生活介護事業者等における身体的拘束等の適正化を図るための見直しなどであり，改正後の国の基準等に準じてこの条例を改正しようとするものであります。

次は，41ページを御覧ください。

第2条の，指宿市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員，設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の改正の主な内容は，介護医療員の創設に伴う，関連する条項への介護医療員の追加，指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者における，身体的拘束等の適正化を図るための見直しなどであり，改正後の基準等に準じて改正後の国の基準等に準じて，この条例を改正しようとするものであります。

次は，42ページを御覧ください。

第3条の，指宿市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の改正の主な内容は，指定介護予防支援事業者が事業運営に当たって連携に努める事業者に，指定特定相談支援事業者を追加し，また，サービス提供に当たり，利用者への説明事項及び主治医等との情報共有等に関する事項の追加などであり，改正後の国の基準等に準じて，この条例を改正しようとするものであります。

なお，附則において，この条例は，平成30年4月1日から施行することとしております。

次は，提出議案の44ページを御覧ください。

議案第22号，指宿市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について，であります。

本案は，地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の公布に伴い，介護保険法の一部改正が行われたことから，この条例を制定しようとするものであります。

制定の主な内容等につきまして御説明申し上げますので，次のページを御覧ください。

制定の主な内容等は，これまで都道府県知事に権限のあった居宅介護支援事業所の指定や取消し等の権限が市に移譲されることから，居宅介護支援事業所の人員に関する基準及び運営に関する基準等について，必要な事項を条例で定めようとするものであります。

なお，附則において，この条例は，平成30年4月1日から施行することとしております。

提出議案の47ページを御覧ください。

議案第23号，指宿市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について，であります。

本案は，特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準及び子ども・子

育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令等が公布されたことに伴い、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

改正の主な内容について御説明申し上げますので、次のページを御覧ください。

まず、第8条の改正では、特定教育・保育施設等へ入所する際に保護者・子供の氏名、生年月日、住所、支給認定区分等を記載した支給認定証を、市から全ての保護者へ交付していましたが、保護者から支給認定証の交付申請があった場合のみ、支給認定証の交付を行うものと改正しようとするものであります。

次に、第15条の改正では、引用している就学前の子供に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第9項が、第11項に繰り下がったことに伴い、引用条項と同条第9項から同条第11項に改正しようとするものであります。

なお、附則において、この条例は、平成30年4月1日から施行することとしております。

提出議案の49ページを御覧ください。

議案第24号、指宿市国民健康保険条例及び指宿市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について、であります。

本案は、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律が施行されることに伴い、これらの条例の所要の改正をしようとするものであります。

改正の主な内容を御説明申し上げますので、次のページを御覧ください。

第1条は、指宿市国民健康保険条例の一部改正について、であります。改正の内容は、国民健康保険法第11条国民健康保険事業の運営に関する協議会に関する事項が改正されたことから、所要の改正をするものであります。

第2条は、指宿市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について、であります。改正の内容は、指宿市国民健康保険条例同様に、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律が改正されたことに伴い、高齢者の医療の確保に関する法律第55条の2が新設され、国民健康保険の被保険者で住所地特例の者が後期高齢者医療の被保険者になる場合は、従前の住所地の後期高齢者医療広域連合が保険者となることから、所要の改正をするものであります。

なお、附則において、これらの条例は、平成30年4月1日から施行することとしております。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○産業振興部長（上田薫） それでは、命によりまして、産業振興部所管の議案について、御説明申し上げます。

提出議題の10ページを御覧ください。

議案第13号、ヘルシーランド及び山川砂むし保養施設の指定管理者の指定について、であ

ります。

本案は、ヘルシーランド及び山川砂むし保養施設の指定管理者として、株式会社セイカスポーツセンターを指定しようとするもので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

指定管理者候補者の選定につきましては、平成29年8月21日から9月4日までを応募期間として公募を行いましたところ、2社の応募があり、指定管理者候補者選定委員会の審査を経て選定したものであります。選定の理由につきましては、公共施設のあり方を理解しており、公平かつ平等な施設利用の提供はもとより、これまでの指定管理者としての運営実績で培ったノウハウを活かし、利用者目線に立ったサービスの提供や施設の管理運営、施設の老朽化への対応など、管理運営方針に沿った経営を目指していること、利用促進策や施設修繕などの将来ビジョンを基に、施設運営に関する経費について、減額できる部分は削り、施設修繕や多目的広場の管理など、必要性の高い部分の経費は増やしており、予算にメリハリがあるとともに、事業計画との整合性が図られていること、県内外において温泉施設及びスポーツ施設など16施設の指定管理者として実績があることに加え、財政や経営基盤が安定していることは評価できることなどから、ヘルシーランド及び山川砂むし保養施設の指定管理者候補者としてふさわしいと判断し選定したところであります。

なお、指定の期間につきましては、平成30年4月1日から平成35年3月31日までの5年間とするものであります。

次は、提出議題の52ページを御覧ください。

議案第25号、指宿市工場等設置奨励条例の一部改正について、であります。

本案は、奨励措置の拡充により、本市への工場等の立地を促進するため、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

改正の主な内容を御説明申し上げますので、次のページを御覧ください。

改正の主な内容は、第5条の改正において、用地取得奨励金の限度額を5,000万円へ増額することや、適用工場等の指定申請期間等を緩和しようとするものであります。

なお、附則において、この条例は、平成30年4月1日から施行することとしております。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○農政部長（宮崎英世） それでは、命によりまして、農政部所管の議案について、御説明申し上げます。

提出議案の54ページを御覧ください。

議案第26号、指宿市家畜購入資金貸付条例の一部改正について、であります。

本案は、農業災害補償法の一部を改正する法律の公布に伴い、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

改正の内容につきまして御説明申し上げますので、次のページを御覧ください。

第12条第1項中、農業災害補償法を農業保険法に改めるものであります。

なお、附則において、この条例は、平成30年4月1日から施行することとしております。

次は、提出議案の56ページを御覧ください。

議案第27号、指宿市尾下牧野条例の廃止について、であります。

本案の尾下牧野は、採草地として利活用を図ってまいりましたが、利用者の減少とともに原野化し、採草地として供する見込みがないことから、平成30年3月31日をもって本条例の廃止を行うものであります。

次は、提出議案の58ページを御覧ください。

議案第28号、指宿市火入れに関する条例の一部改正について、であります。

本案は、火入許可申請を行うに当たり、人権擁護の観点からこの条例の所要の改正をしようとするものであります。

改正の内容につきまして御説明申し上げますので、次のページを御覧ください。

火入許可申請書の火入従事者欄にあります男女の人員記載欄を削除するものであります。

なお、附則において、この条例は、平成30年4月1日から施行することとしております。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○建設部長（黒木六海） それでは、命によりまして、建設部所管の議案について、御説明申し上げます。

提出議案の60ページを御覧ください。

議案第29号、指宿市特別用途地区内におけるスポーツ及びレクリエーションに係る建築物の制限の緩和に関する条例の制定について、であります。

本案は、特別用途地区内におけるスポーツ及びレクリエーションに係る建築物の建築の制限を緩和することにより、利便性の高い施設の充実を図り、市民への健康の増進及び交流の促進に資する施策としてこの条例を制定しようとするものです。

制定する条例の主な内容について御説明申し上げますので、次のページを御覧ください。

この条例は、建築基準法第49条第2項の規定に基づき、特別用途地区のスポーツ・レクリエーション地区内において運動施設等に付属するものに限って床面積の合計が1,500㎡以内のものを建築することができるようにするものであります。

なお、附則において、この条例は公布の日から施行することとしております。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（福永徳郎） ただいま議題となっております、議案第4号から議案第37号までの34議案に対する質疑等は、2月28日に行います。

△ 議案第38号上程

○議長（福永徳郎） 次は、日程第37、議案第38号、人権擁護委員候補者の推薦について、を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

△ 提案理由説明

○市長（豊留悦男） それでは、御説明申し上げます。提出議案の70ページを御覧ください。

議案第38号、人権擁護委員候補者の推薦について、であります。

本案は、指宿地域の現委員であります濱田悟氏は、本年6月30日をもって任期満了になることから、新たに高野重夫氏を委員候補として法務大臣に推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。同氏の住所、生年月日はお示しのとおりであります。同氏には、指宿市職員として長きにわたり、行政職員として地域住民の福祉向上と地域発展のため努めていただいたところであり、当該委員として適任者であると思っております。

何とぞ、御同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

次は、提出議案の71ページを御覧ください。

○議長（福永徳郎） 暫時休憩いたします。

休憩	午後	0時12分
再開	午後	0時12分

○議長（福永徳郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

△ 議案第38号（質疑、委員会付託省略、表決）

○議長（福永徳郎） これより、質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福永徳郎） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております、議案第38号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福永徳郎） 御異議なしと認めます。

よって、議案第38号は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより、採決いたします。

本案は、同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(福永徳郎) 御異議なしと認めます。

よって、議案第38号は、同意することに決定いたしました。

△ 議案第39号上程

○議長(福永徳郎) 次は、日程第37、議案第39号、監査委員の選任について、を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

△ 提案理由説明

○市長(豊留悦男) 議案第39号、監査委員の選任について、であります。

本案は、現委員であります迫田福幸氏は、本年3月2日をもって任期満了となることから、新たに渡瀬貴久氏を監査委員として選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。

同氏の住所、生年月日はお示しのとおりであります。同氏には指宿市職員として長きにわたり行政経験があることから、適任者であると思っております。

何とぞ御同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長(福永徳郎) 暫時休憩いたします。

休憩 午後 0時14分

再開 午後 0時22分

○議長(福永徳郎) 休憩前に引き続き会議を開きます。

△ 議案第39号(質疑、委員会付託省略、表決)

○議長(福永徳郎) これより、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

前之園正和議員。

○13番議員(前之園正和) 議案に示されている同意を求める渡瀬氏について、個人的にどうのという質疑をするものではありません。執行部が仕事をしたことに対して監査というのは、公正な目でそれを妥当であったかどうかということを含めて監査をするというのが監査委員の役目であります。そこで、執行した者と監査する者が同系列にあっていいものかという疑問というのは、これまでもあったと思います。過去を見ると、何々部長だったとかいう方がやっているケースが多いわけですが、今回の場合には、渡瀬氏は最近まで副市長として

勤められた方であります。そして、また同じ市長の下、今の現市長の下での副市長ということでありました。そういうことを考えるときに、執行部がやった仕事を監査するという役職において妥当であるのかどうかと、先ほど市長の提案の中では、行政経験が豊かということでありましたが、行政経験が豊かということは執行部の一員だったということ、それも中枢だったということをお話しているわけで、妥当性に、これまで各部長が退職後やってきたという現実はあるわけですが、特に副市長だったと、同じ市長の下でということからすれば、妥当性に欠くのではないかというふうに疑問を持つんですが、その点、いかがでしょうか。

○総務部長（有留茂人） 監査委員の選任につきましては、地方自治法第196条第1項に規定をされているところであります。規定の内容からしますと、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、それから、事業の経営管理、その他行政運営に関し、優れた識見を有する者となっております。今回の監査委員の提案につきましては、この識見を有する者と考え、上程をしたところであります。

○13番議員（前之園正和） いわゆる高度の識見を持っているということについては、言われるとおりだと思います。問題は執行した者と監査をする者が、私は退職をしておりますので、現時点において執行部には位置していないわけですが、これが現時点で同席しているということは法的にも許されないわけで、それはもう問題外なわけです。ただ、そういう中で、過去において同じ市長の下でやられていると、識見は十分だと、そこを否定するか、とやかく言っているわけではありません。そういうことで、妥当かどうかというのは、もう一つの基準として持っているのではないかというふうに思うので、識見があるなしを問うているわけではないので、執行機関の一員、中枢にいた者が妥当かどうかと、そこを伺っておりますので、市長、答弁いただけませんか。

○総務部長（有留茂人） 今現在、渡瀬氏はその執行部の一員ということではないところであります。職歴につきましても、企画、財政、それから財政課長、総務課長、総務部長と歴任をされておりまして、その地方自治体、行政の内容について精通されていると。それに、その識見をもって監査に当たっていただきたいというふうな思いで、今回、上程をさせていただいたと、妥当であると考えております。

○13番議員（前之園正和） 十分な識見を持っているということについてはとやかく言っているわけでもないし、否定をしているわけではありません。その角度ではなく、執行機関の一員にいた、過去ですよ、現時点ではないとは言え、同じ市長の下で、いわば二人三脚ですよ、お二人いらっしやいましたので、二人三脚という言葉が妥当かどうか分かりませんが、そういう関係でやってきた方が、識見をとやかく言っているわけではなくて、執行機関の中枢にいたという方が監査として妥当かどうかということですので、その観点に立っての答弁をお願いしたいということです。

○総務部長（有留茂人） 過去、執行部の一員ということですが、今までの監査委員にし

ましても、執行部の一員で、その内容等に精通をされていた方々をお願いをしております。監査を行う上では、法律、条例、規則等に基づいて、ちゃんとやっているかというふうなことを監査をしていき、また、指宿市政の発展のために助言をいただくというふうな立場で監査をしていただくと考えておりますので、妥当であると考えております。

○議長（福永徳郎） 以上で、通告による質疑は終了いたしました。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福永徳郎） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第39号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福永徳郎） 御異議なしと認めます。

よって、議案第39号は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより、採決いたします。

本案は、同意することに御異議ありませんか。

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

○議長（福永徳郎） 御異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は、同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（福永徳郎） 起立多数であります。

よって、議案第39号は、同意することに決定いたしました。

△ 新たに受理した陳情一括上程（委員会付託）

○議長（福永徳郎） 次は、日程第39、新たに受理した陳情を議題といたします。

新たに受理した陳情4件については、お手元に配布の陳情文書表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託いたします。

いずれも休会中に審査を終了されますようお願いいたします。

△ 散 会

○議長（福永徳郎） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

散会 午後 0時30分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

指宿市議会

議 長 福 永 徳 郎

議 員 東 伸 行

議 員 井 元 伸 明

第 1 回 定 例 会

平成 30 年 2 月 28 日

(第 2 日)

第1回指宿市議会定例会会議録

平成30年2月28日 午前10時00分 開議

~~~~~

### 1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第4号 平成29年度指宿市一般会計補正予算（第13号）について
- 日程第3 議案第6号 平成29年度指宿市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第4 議案第7号 平成29年度指宿市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第5 議案第8号 平成29年度指宿市介護保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第6 議案第9号 平成29年度指宿市温泉配給事業特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第7 議案第10号 平成29年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第8 議案第11号 平成29年度指宿市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第9 議案第12号 平成29年度指宿市水道事業会計補正予算（第5号）について
- 日程第10 議案第5号 平成29年度指宿市一般会計補正予算（第14号）について
- 日程第11 議案第13号 ヘルシーランド及び山川砂むし保養施設の指定管理者の指定について
- 日程第12 議案第14号 指宿市部設置条例及び指宿市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について
- 日程第13 議案第15号 指宿市情報公開条例等の一部改正について
- 日程第14 議案第16号 指宿市ふれあいプラザなのはな館条例の一部改正について
- 日程第15 議案第17号 指宿市ふるさと応援基金条例の一部改正について
- 日程第16 議案第18号 指宿市国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第17 議案第19号 指宿市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について
- 日程第18 議案第20号 指宿市介護保険条例の一部改正について

- 日程第19 議案第21号 指宿市指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について
- 日程第20 議案第22号 指宿市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について
- 日程第21 議案第23号 指宿市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第22 議案第24号 指宿市国民健康保険条例及び指宿市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
- 日程第23 議案第25号 指宿市工場等設置奨励条例の一部改正について
- 日程第24 議案第26号 指宿市家畜購入資金貸付条例の一部改正について
- 日程第25 議案第27号 指宿市尾下牧野条例の廃止について
- 日程第26 議案第28号 指宿市火入れに関する条例の一部改正について
- 日程第27 議案第29号 指宿市特別用途地区内におけるスポーツ及びレクリエーションに係る建築物の制限の緩和に関する条例の制定について
- 日程第28 議案第30号 平成30年度指宿市一般会計予算について
- 日程第29 議案第31号 平成30年度指宿市国民健康保険特別会計予算について
- 日程第30 議案第32号 平成30年度指宿市後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第31 議案第33号 平成30年度指宿市介護保険特別会計予算について
- 日程第32 議案第34号 平成30年度指宿市温泉配給事業特別会計予算について
- 日程第33 議案第35号 平成30年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計予算について
- 日程第34 議案第36号 平成30年度指宿市公共下水道事業特別会計予算について
- 日程第35 議案第37号 平成30年度指宿市水道事業会計予算について

---

1. 本日の会議に付した事件

- 議事日程のとおり

---

1. 出席議員

|       |         |        |         |
|-------|---------|--------|---------|
| 1 番議員 | 坂 元 茂 教 | 2 番議員  | 東 勝 義   |
| 3 番議員 | 西 田 義 哲 | 4 番議員  | 新宮領 實   |
| 5 番議員 | 前 原 五 男 | 6 番議員  | 山 本 敏 勝 |
| 7 番議員 | 齋 藤 佳 代 | 8 番議員  | 恒 吉 太 吾 |
| 9 番議員 | 東 伸 行   | 10 番議員 | 井 元 伸 明 |

|       |         |       |         |
|-------|---------|-------|---------|
| 11番議員 | 西 森 三 義 | 12番議員 | 吉 村 重 則 |
| 13番議員 | 前之園 正 和 | 14番議員 | 松 下 喜久雄 |
| 15番議員 | 高 橋 三 樹 | 16番議員 | 高 田 チヨ子 |
| 17番議員 | 木 原 繁 昭 | 18番議員 | 下川床 泉   |
| 19番議員 | 新川床 金 春 | 21番議員 | 福 永 徳 郎 |

---

1. 欠席議員

な し

---

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

|         |         |          |         |
|---------|---------|----------|---------|
| 市 長     | 豊 留 悦 男 | 副 市 長    | 佐 藤 寛   |
| 教 育 長   | 西 森 廣 幸 | 総 務 部 長  | 有 留 茂 人 |
| 市民生活部長  | 下 吉 一 宏 | 健康福祉部長   | 前 菌 千 秋 |
| 産業振興部長  | 上 田 薫   | 農 政 部 長  | 宮 崎 英 世 |
| 建 設 部 長 | 黒 木 六 海 | 教 育 部 長  | 長 山 君 代 |
| 山川支所長   | 中 村 俊 治 | 開聞支所長    | 川 畑 徳 廣 |
| 総務部参与   | 廣 森 敏 幸 | 総務部参与    | 中 村 孝   |
| 総務課長    | 川 路 潔   | 行政改革推進室長 | 中 島 裕 一 |
| 長寿介護課長  | 鶴 窪 誠 作 | 観 光 課 長  | 大 迫 格 史 |
| 水 道 課 長 | 黒 岩 道 広 |          |         |

---

1. 職務のため出席した事務局職員

|         |         |         |         |
|---------|---------|---------|---------|
| 事 務 局 長 | 岩 下 勝 美 | 次長兼議事係長 | 鮎 川 富 男 |
| 調査管理係長  | 嶺 元 和 仁 | 議事係主査   | 上 玉 利 享 |

## △ 開 議

午前10時00分

○議長（福永徳郎） ただいま御出席の人員は、定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。

## △ 会議録署名議員の指名

○議長（福永徳郎） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、西森三義議員及び吉村重則議員を指名いたします。

## △ 議案第4号、議案第6号～議案第12号（質疑、委員会付託省略、討論、表決）

○議長（福永徳郎） 次は、日程第2、議案第4号、平成29年度指宿市一般会計補正予算（第13号）について、から、日程第9、議案第12号、平成29年度指宿市水道事業会計補正予算（第5号）について、までの8議案を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

これより、質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福永徳郎） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第4号及び議案第6号から議案第12号までの8議案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福永徳郎） 御異議なしと認めます。

よって、議案第4号及び議案第6号から議案第12号までの8議案は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福永徳郎） 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第4号及び議案第6号から議案第12号までの8議案を一括して採決いたします。

8議案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(福永徳郎) 御異議なしと認めます。

よって、議案第4号及び議案第6号から議案第12号までの8議案は、原案のとおり可決されました。

△ 議案第5号、議案第13号～議案第37号(質疑, 委員会付託)

○議長(福永徳郎) 次は、日程第10、議案第5号、平成29年度指宿市一般会計補正予算(第14号)について、から、日程第35、議案第37号、平成30年度指宿市水道事業会計予算について、までの26議案を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

これより、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、順次、発言を許可いたします。

まず、前之園正和議員。

○13番議員(前之園正和) 議案第13号について伺います。ヘルシーランド及び山川砂むし保養施設の指定管理者の指定について、であります。提案説明によれば、公募に対して2社の応募があったということでした。そして、実績なども評価したとのことでした。しかし、2社の対比という意味では説明がありませんでした。そのことを含めて選定に至る経緯を改めて伺います。

次に、実績に対する評価についてです。セイカスポーツセンターについては、決算審査などを通じて数多くの問題点が明らかになっています。正規の手続をしないままに配管設備の変更を行った経緯もあります。市との協議も不十分で、関係書類や図面も明らかでないなど、問題点が指摘されております。予算書、決算書も通常では考えられないほどの不適切な状態でした。このような下で適正な企業として評価をしたのかどうか伺います。

○総務部長(有留茂人) 選定に至る経緯でございますが、昨年8月1日に募集の公告を行い、2社の応募があったところであります。この2社から提出された指定管理者指定申請書に基づき事前審査を行った後、指宿市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例第5条に規定する指定管理者候補者選定委員会により、昨年11月6日に審査を行いました。その後、様々な指摘がありましたので、本年2月15日に選定委員会を開催し、再度審査を行い、評点の最も高かった株式会社セイカスポーツセンターを指定管理者候補者として指定選定委員会から市長へ報告がなされ、候補者として選定をしたところでございます。

次に、実績についての評価でございますが、これまでの運営実績で培ったノウハウを生かした経営、それから、利用促進策などのビジョンを基にした事業契約や、県内外において温泉施設やスポーツ施設など16施設の指定管理者としての実績などを評価したところでございます。

**○13番議員（前之園正和）** 今議会には、ヘルシーランドの指定管理に関して2件の陳情が出されており、付託された委員会で審査が行われていくわけですが、陳情の中で、ヘルシーランドの問題点が幾つも指摘、記載されており、一つや二つの問題というのではなく、たくさん問題が指摘されており、細部については付託された委員会で十分な審査がなされるものと期待しますが、特に重要な点について改めて伺います。

予算を組んでないのに支出がある。あるいは、予算に対して決算は桁が幾つも違うケースがある。決算の額が翌年の予算組に反映せず、いつも同じ予算のケースがある。このような基本中の基本である予算決算がめちゃくちゃ。それでも適切なんでしょうか。評価すべき実績なんですか伺います。

書類や図面の管理や手続に問題がある。それでも評価すべき実績と言えるのかどうか伺います。

1回目の答弁の中で、これまでのノウハウを生かしというのがありました。ノウハウというのの中に、このような問題点を含んでいるわけであり、また、16施設のほかの施設の実績もあると、ほかでもいろいろやっているということですが、これが判断の一つになっておりますが、問題は、指宿市でこの間、やってきた指定管理者として問題はなかったのかどうか。そこが問題であります。選定委員会、11月6日の選定委員会でも、様々な指摘がなされて、2月11日にまたやったということです。先ほど質疑を伺いましたいろいろな問題があるのに、それでも妥当かということに加えて、選定委員会で様々な指摘がなされた、その内容についても示していただきたいと思えます。

**○総務部長（有留茂人）** 選定委員会の中では、その選定の基準項目というのがございまして、全部で12項目あるわけですが、今議員が言いました、その内容等も含まれた審査項目であります。そういう審査項目を一つ一つそれぞれ審査委員で審査をし、審査委員の総意として評点を付けていくというふうな形で審査を行っております。その審査の結果、昨年11月6日に選定委員会を選定しておりましたけれども、様々なそれ以降事案が発覚したことから、再度、本年2月15日に選定委員会を開催をしたというふうなことでございます。その審査項目の中では、財務状況であったり、今までの指定管理の実績等であったりということで、議員のおっしゃった項目について、12項目について審査を行ったというふうなことでございます。

一つ実績で上げるとすれば、4年連続全国一の実績があるというふうなこともございます。これは日本法人トリップアドバイザー株式会社の口コミで選ぶ、旅好きが選ぶ日帰りスパ&温泉施設で、ヘルシーランド、露天風呂のたまた箱温泉が、2017日帰り温泉&スパ部門で4年連続全国一に選ばれているという実績、こういう実績を評価し、今回、その2社の中で最も評点の高かったセイカスポーツセンターを指定をしたというふうなことでございます。

**○13番議員（前之園正和）** 私が伺ったことに答えてないんですね。決算がめちゃくちゃ、

図面もない、そういった状況の下でも評価すべきことかということについて、全く触れられておりません。全国での実績だとか、ヘルシーランドが部門で日本一だったとか言われますけれども、それはヘルシーランドの運営もあるでしょうけれども、もともと持っている財産なのではないか。その運営が、予算決算がめちゃくちゃで図面もない、そういうことで、日本一になれば全てクリアされるんですか。いろんな問題があることについては、ほかの1社と比べて点数が多かったと言われますけれども、ほかの1社はどこか分かりませんが、まだヘルシーランドをこれまでやった経験がないわけですから、そこをゼロとするならば、セイカスポーツの場合にはまずいところが幾つもあるわけですから、マイナスポイントが付いてもいいんじゃないかというぐらいの、感覚的にはですよ、そういった対比だと思うんですよ。予算決算もめちゃくちゃ、市の指導も足りなかった、決算委員会でも出ましたよ。それについてはマイナスじゃないんですか、マイナスというポイントはないかもしれんけど、マイナス評価になってくるんじゃないんですか。そういうところに任せておれないという評価になるんじゃないですか。そこについては是非答弁をしていただきたい。予算決算はめちゃくちゃでも日本一になったからいいんだということなんですか。明確に答えていただきたいと思います。

それから、関連をしますので伺いますが、凍結されていた地熱の恵み活用プロジェクトが再開されるということです。市と九州電力、そしてセイカとの間で協定が交わされ、3者で地熱開発に関する事業をすることが予定されていました。これらを考えると、最初からセイカありきだったのではないかと取れます。いかがだったのでしょうか。

併せて伺いますが、今回、指定管理者としてセイカ以外が指定管理者として、新たな指定管理者としてなっても、地熱の恵み活用プロジェクトの事業に全く問題は生じないのか。それとも、地熱の恵み活用プロジェクトの計画にセイカ以外が取ると支障を来すということで、最初からありきだったのではないかと取れるということなんです。その辺についても併せて伺います。セイカ以外が取っても、セイカ以外に指定管理者をしても地熱の恵み活用プロジェクトには影響がないのか、あるのかということを含めてです。先ほどの予算決算、その他、めちゃくちゃな部分があるのにも関わらず評価すべきということなのか、その辺も含めて漏れのないように教えてください。

**○総務部長（有留茂人）** 予算決算の評価についてでございますが、今回、応募をした内容、計画書等について、先ほど言いました12項目について評価をしております。その中にも、収支及び支出の積算と事業計画との整合性が取れているか。収支計画の中で、管理の業務に係る経費の縮減が図られているか。指定管理料提案価格についての評価というふうなものも行ってあります。それぞれの予算、それと、計画されている事業計画との整合性等も評価をしております。その内容について、それぞれ評点を付けて総合点として今回、セイカスポーツセンターが他の社より評点が高く、また、選定理由につきましては、議案説明の中で申し述べ

たとおりでございます。

**○産業振興部長（上田薫）** 地熱の恵み関係の質疑があったと思うんですけども、この選定に当たって関連があるのかと、関係があるのかということでありましたけれども、そういう候補者の選定においては、一切関係ないということで選定をしております。

それから、決算について、予算について、一応、決算委員会、その諸問題について、その選定委員会にもちゃんと説明をし、その評価をしていただいたというところでございます。

**○議長（福永徳郎）** 前之園正和議員、漏れがあったんですか。

**○13番議員（前之園正和）** 漏れが、指摘させてください。セイカ以外が指定管理者としてなってもらった場合に、地熱の恵み活用プロジェクトに影響はあるのか、ないのか、そういうことを含めて、最初からありきだったのではないかと、それについてもう少し答えていただけませんか。影響があるのかないかですよ、セイカ以外が取ると、今の計画に。

**○総務部長（有留茂人）** 今回の選定委員会につきましては、ヘルシーランド及び山川砂むし保養施設の指定管理者ということでございまして、何ら、その地熱の関係するものではない。今回応募されてきたその中で、その指定管理者として、どちらがふさわしいかということでの選定でございますので、その地熱のプロジェクト等については関係ないところでございます。

**○議長（福永徳郎）** 次に、東伸行議員。

**○9番議員（東伸行）** 私も、議案第13号のヘルシーランド及び山川砂むし保養施設の指定管理者の指定について、に関して質疑をさせていただきます。

ただいま同僚議員の方で同じような質疑がなされましたので、重なるところはもう省きますが、多少答弁の中に重なるところがあるかもしれませんが、それはお答え願いたいと思います。

まず、選定委員会の人員構成についてお伺いいたします。そして、先ほど来、全部今までの経緯については、選定委員会の中でも報告をしているということでありましたが、それを選定基準の中で点数を付けてやったということでありますが、その中で、委員の皆さんの中からの意見としては、どういうものが出たのか、その辺のところも併せてお聞きしたいと思います。

**○総務部長（有留茂人）** 選定委員会の人員構成でございますが、指宿市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第7条に規定をしております。この第7条の規定では、委員会は10人以内で組織し、総務部の所掌する事務を担当する副市長、それから総務部長、教育部長及び審査の対象となる公の施設を所掌する部長等のほか、学識経験者、その他市長等が適当と認める者のうちから市長等が委嘱するとなっております。このようなことから、ヘルシーランド及び山川砂むし保養施設の指定管理者の選定につきましては、副市長、総務部長、教育部長、産業振興部長の4名と、学識経験者、その他市長等が適当と認める外部委員5名の計

9名の人員構成となっております。

それと、この指宿市公の施設の指定管理者の指定の手續に関する条例第8条第5項において、委員会の会議は公開しないものとし、何人も審査等の内容を他に漏らしてはならないと規定をされているところでございます。今、御質疑のありました、選定の中で出された意見というふうなものにつきましては、今回、指定管理者候補者選定結果で公表をいたしております選定理由の中で、委員の述べられた評価、委員会で選定した評価内容について網羅しているところでございます。この内容につきましては、議案の提案説明の中で申し述べさせていただきますが、三つございまして、公共施設としての在り方を理解しており、公平かつ平等な施設利用の提供はもとより、これまでの指定管理者としての運営実績で培ったノウハウを生かし、利用者目線に立ったサービスの提供や施設の管理運営、施設の老朽化への対応など、管理運営方針に沿った経営を目指していることは評価できるというのが1点。それから2点目に、利用促進策や施設修繕などの将来ビジョンを基に、施設運営に関する経費について、減額できる部分は削り、施設修繕や多目的広場の管理など、必要性の高い部分の経費は増やしており、予算にメリハリがあると共に、事業計画との整合性が図られていることは評価できるというのが2点目。それから3点目に、県内外において温泉施設及びスポーツ施設など16施設、これはヘルシーランド山川砂むし保養施設を含んでおりますが、この16施設の指定管理者として実績があることに加え、財政や経営基盤が安定していることは評価できるということが3点目。以上の理由から、指定管理者候補者として適任であると判断し選定をいたしましたというのが総括の意見でございます。

**○9番議員（東伸行）** 先ほど来、同じような答えをいただいておりますが、内容は公表はできないということだということですので、それはそういう規定ということでは思っておりますが、先ほど来、昨年の決算特別委員会、それから、公共施設の在り方調査研究特別委員会等で、かなりの項目の指摘がされたわけです。そういったものをですね、含んだ中で決定をされたということに関しては、先ほど同僚議員の方から、三者協定と言われる部分もどうだという話も出ましたけれども、やはり、その辺の部分もなかなか、私としてはですね、引っかかる部分がございます。それはもうないと言われればそれまででしょうけども。これからですね、指摘された部分の何らまだ解決をされてないと、私は思っております。その辺の部分についてですね、今後、この指定管理者が指定をされた後をですね、市としてどのように指導して、どのように対策を取っていくつもりなのか、その辺もお答えできればと思うんですが、いかがでしょうか。

**○産業振興部長（上田薫）** 決算委員会、それと公共施設の在り方等々で指摘された諸問題につきましては、その選定委員会でもちゃんと説明をして、評価をさせていただいているところですけれども、まだ残っている案件も確かにございます。それについては、議会にも説明をし、今取り組んでいるところでございますので、その辺は、結果が出てから、また議会の皆

さん方にも説明をさせていただきたいというふうに考えております。

**○総務部長（有留茂人）** 今後と言いますか、今回、提案をさせていただいたのは、指定管理の選定の議案でございます。今後は、その指定管理の仕組みと申しますか、モニタリングという制度もございます。毎月連絡調整会議というふうなものも、担当部署、それから、行政改革推進室を含めまして計画をしております。そういうモニタリングや連絡調整会議の中でも、その問題の共有を図りながら、迅速な対応を図っていければと思っているところであります。

**○9番議員（東伸行）** 今、その点をちょっと、最後に、市長にお伺いして終わろうと思ったんですが、今、そういうモニタリング等、部内の調整会議とか、前回もいろいろ出されました。ただそれをほとんどやっていなかったという状況があります。そういう中でですね、今後、それはもういちいちそういうものに市長が出て行ってということはないでしょうけれども、そういうものをきちっとやっているかどうかというのを、やはり、チェックしていくのも市長としての役目だろうと、私は思っております。その辺のところについて、最後に、市長の気持ちを聞かせていただきたいと思っております。

**○市長（豊留悦男）** この指定管理者の選定に至る経緯につきましては、皆さんも御存じのとおりでありまして、今、関係部長等が答弁したとおりであります。むしろ、いろいろな問題が指摘されたことにより、今後の指定管理の運営に活かされてくるのではないかと、そういう希望も持っているところでございます。言葉というのは非常に難しいものがございまして、説明においても、めちゃくちゃな会計管理だったのか、一部不適切な会計処理がなされていたのか、そして、この配管等についてもそうでしょうけれども、その配管に至る様々な経緯というものも、私どもは考慮しながら今後、このヘルシーランドの運営に活かさなければならぬと思っております。今回、質疑をいただいた種々質疑をいただきましたけれども、こういうこと等を踏まえて、問題のないようなヘルシーランドの指定管理を行っていただきたいということは、この指定管理者には申し述べたいと思っております。

**○議長（福永徳郎）** 以上で、通告による質疑は終了いたしました。

ほかにありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（福永徳郎）** 齋藤佳代議員。

**○7番議員（齋藤佳代）** 今、様々なお話を聞かせていただいた中で、決算委員会であるとか、公共施設の在り方の議論の中で、またちょっと議会の方でも結論をいただいていないという段階ですので、今回の契約を単年度にするといったことが可能かどうか、ちょっとお伺いしたいんですけれども。

**○総務部長（有留茂人）** 今回の議案第13号につきましては、指定期間は5年ということで上程

をさせていただいております。ですので、この指定期間の5年ということで御審議をいただければと思います。

○7番議員（齋藤佳代） この5年というのはもう変更ができないという認識でよろしいでしょうか。

○総務部長（有留茂人） 議案として提案をさせていただいておりますので、この場では変更はできないと思っております。

○7番議員（齋藤佳代） 実際ですね、産業建設委員の方でも陳情いただいている案件でございますので、全くその5年間の契約期間の変更の余地がないということなのか、それとも、また別の形で変更が可能なのかどうか、すみません、ちょっと新人議員でもありますので、その辺を御教示いただければと思います。

○総務部長（有留茂人） 今回、議案を提案する前に、募集要項というようなもので募集をしております。その募集要項の中に、今回は、指定予定期間は平成30年4月1日から平成35年3月31日までの5年間とするということ、それと、その指定管理料の基準価格はこうしますよと、5年間の合計としますよということで御提案をくださいということで、御提案をいただいたものについて、今回審査をいたしております。この指定管理者の指定期間というふうなものは、この募集をする段階でどうだろうか、新しい施設については、まず3年ぐらい指定期間を設けて、その指定期間の中で実績等を踏んで、その実績を踏まえて、じゃあ、次の指定期間は何年にしようかということで、今の原則、当初は3年、その次が5年にしようやというふうなことで、指針等では設けております。ですので、その指定期間については、その募集要項を検討する中で検討をされているところでありまして、今回は、その5年で募集期間を設けて提案をいただいております、それが審査の中で、今回は妥当というふうなことで提案をさせていただいているという仕組みでございます。

○議長（福永徳郎） 質疑は3回までとなっておりますので、すみませんが、ほかにございませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（福永徳郎） 新川床金春議員。

○19番（新川床金春） 議案第30号、平成30年度一般会計予算について、質疑いたします。

施政方針とその大綱の中で、市長は、入るを量りて出ずるを為すという故事がありますが、健全な財政基盤を堅持しつつ、様々な事業を展開するためには、歳入の確保が大切になっていくということですが、指宿の公債費と起債の状況はですよ、いろんなところでは、公債費を超えた起債はなるべくしない方が財政健全化になるということを聞いているんですが、どのようになっているのか。

○総務部長（有留茂人） ただいまの質疑に対しまして、少し時間をいただきたいと思っておりますので、御配慮をお願いいたします。

○議長（福永徳郎） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時32分

再開 午前10時35分

○議長（福永徳郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○総務部長（有留茂人） ただいま議案質疑をいただいておりますけれども、議長において、ただいまの議案質疑について、議案質疑に馴染むのかどうかというのを御検討いただければと思います。

○議長（福永徳郎） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時36分

再開 午前11時03分

○議長（福永徳郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○総務部長（有留茂人） ただいまの質疑ですけれども、公債費に対する市債の数値につきましては、今回、市債の方が上回っているというふうな状況であります。施政方針の中で入るを量りて出ざるを為すということで、健全な財政基盤を堅持しつつ、様々な事業を展開するために、今後も歳入の確保が大切になってきますというふうなことで、歳入の確保等を図り、健全な財政運営をしていきたいというふうなふうに考えているところでございます。

○19番（新川床金春） 指宿市はですね、基金が一杯あるということで聞いていました。28年度決算で86億9,468万3千円。しかし、28年度の基金の残高が、まだ決算がないので、大まかな、いろいろ見ますと、70億数千万円になる。そして、今年度の当初予算では57億円になるという感じで、積立金がどんどん減っております。しかし、地方債残高は年々増えております。平成28年度、247億9,759万6千円だったのが、29年度は269億2,000万円程度、そして、30年度は271億3,000万円程度と、少し減っておりますけれども、これは積立金の取り崩しがあったからだと思えます。鹿児島市がですね、南日本新聞で、一般会計の初の2,000億円ということで、記事がありまして、その中で、財政調整、建設事業、負債管理の3基金残高が幾らであると、そして、基金と市債を市民1人あたりに換算すると、預金は4万7千円、借金は1万円減の28万5千円となっているんですよ。ですから、指宿市民の1人当たりの借金は幾らあるのか。私どもが予測で言うてはいけないので、執行部の方から、その金額について答弁を求めます。

○総務部長（有留茂人） 今、当初予算にお示しの29年度末の起債残高が、これは3月補正後の見込みですが、261億円ということで、これを現在の住民の数で割れば、その数値が出てくるところでございます。今回、当初予算につきましては、基金の状況等も勘案しまして、今後の歳入の見込みも勘案し、財政シミュレーションを作りながら検討し、当初予算の編成を行ったというところでございます。

○19番（新川床金春） 3回しかないもので、今はです、金額を聞いているんですけど、見てく

ださいというふうな感じでしか答えてないんですよ。金額は幾らなのかと、お願いします。

**○市長（豊留悦男）** 一般質問と見間違えるような質疑をいただきました。私どもは、昨日、庁議を開いて、この議案質疑に対する、丁寧に、しかも真摯な回答をするために話し合いをいたしました。ただいまいただいたような質疑、それについてはそれぞれの部長等が集まり、そして今、議員からいただいたようなことについては、正しい数字を、納得できるような数字を提示するのが執行部の役割だと思っております。この議案質疑の中で、ただいまいただきました質疑等については、私どもがまた庁議等開いて具体的な数字を出したいと思っております。この場で正確な数字というのは、答えられないところでございます。

**○議長（福永徳郎）** 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時08分

再開 午前11時18分

**○議長（福永徳郎）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

**○総務部長（有留茂人）** 協議をした結果を御報告いたします。1人当たり約67万円、これはあと交付税措置がされますので、現在、約80%が交付税措置されますので、約1人当たり13万円になるところでございます。あくまでも、これは決算等がまだですので、見込みということでございます。

**○19番（新川床金春）** 私が聞いているのは、債務残高と積立金を人口で割った場合、幾らの借金になるのかと。これは鹿児島市が、先ほど言いました基金と市債の1人当たりということですよ。1人当たり合併前は51万円あったんですよ。合併当初の平成18年は。それで今は幾らあるのかということを知っていますので、よろしくをお願いします。

**○総務部長（有留茂人）** 今の質疑に対してまして、もう少し詳しく内容等を御説明していただくように、反問権を行使させていただきたいと思っております。

**○議長（福永徳郎）** 反問権を許可いたします。

新川床議員、もう一回詳しく質疑をしていただきたいと思います。

**○19番（新川床金春）** 鹿児島市がですね、南日本新聞で発表しているこの記事が、基金と負債を市民1人当たりで換算すると、預金は幾らで、借金は幾らある、差し引き幾らありますよということを、新聞記事に載っているんですよ。だから、うちもそれはできているだろうと思って聞いたところでした。

（発言する者あり）

**○議長（福永徳郎）** 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時21分

再開 午前11時27分

**○議長（福永徳郎）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

**○総務部長（有留茂人）** 御質疑いただいたことにつきましては、今回、定例会で委員会参考資

料をお示しをしております。その中での7ページと8ページに基金の状況と、それから当初予算の出納を示させていただいております。その中で数値が出てくるわけでございます。基金は1人当たり約18万円で、借入額が1人当たり約67万円で、これを差し引きますと、1人当たり約49万円になりますが、この借入額につきましては、交付税措置がされますので、その交付税措置を勘案しますと、1人当たり約4万3千円になるところでございます。

○議長（福永徳郎） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福永徳郎） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております、議案第5号、議案第13号から議案第29号、議案第31号から議案第37号までの25議案については、お手元に配付いたしております議案付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託し、議案第30号については、各常任委員会の所管に従い、分割付託といたします。

いずれも休会中に審査を終了されますようお願いいたします。

#### △ 散 会

○議長（福永徳郎） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

散会 午前11時29分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

指宿市議会

議 長 福 永 徳 郎

議 員 西 森 三 義

議 員 吉 村 重 則

# 第 1 回 定 例 会

平成 30 年 3 月 19 日

(第 3 日)

第1回指宿市議会定例会会議録

平成30年3月19日 午前10時00分 開議

~~~~~

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 一般質問

1. 本日の会議に付した事件

- 議事日程のとおり

1. 出席議員

1番議員	坂元茂教	2番議員	東勝義
3番議員	西田義哲	4番議員	新宮領實
5番議員	前原五男	6番議員	山本敏勝
7番議員	齋藤佳代	8番議員	恒吉太吾
9番議員	東伸行	10番議員	井元伸明
11番議員	西森三義	12番議員	吉村重則
13番議員	前之園正和	14番議員	松下喜久雄
15番議員	高橋三樹	16番議員	高田チヨ子
17番議員	木原繁昭	18番議員	下川床泉
19番議員	新川床金春	21番議員	福永徳郎

1. 欠席議員

なし

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

市長	豊留悦男	副市長	佐藤寛
教育長	西森廣幸	総務部長	有留茂人
市民生活部長	下吉一宏	健康福祉部長	前蘭千秋
産業振興部長	上田薫	農政部長	宮崎英世
建設部長	黒木六海	教育部長	長山君代

山川支所長	中 村 俊 治	開聞支所長	川 畑 徳 廣
総務部参与	廣 森 敏 幸	総務部参与	中 村 孝
市長公室長	鶴 本 八 郎	総務課長	川 路 潔
財務課長	坂 元 一 博	環境政策課長	鳥 越 克 史
長寿介護課長	鶴 窪 誠 作	地域福祉課長	山 口 保
商工水産課長	山 元 成 之	農政課長	松 澤 敏 秀
耕地林務課長	川 口 光 志	建設監理課長	東 恵 一
土木課長	西 田 栄 一	建築課長	大久保 覚
学校整備室長	前 蘭 佳 生	水道課長	黒 岩 道 広

1. 職務のため出席した事務局職員

事務局長	岩 下 勝 美	次長兼議事係長	鮎 川 富 男
調査管理係長	嶺 元 和 仁	議事係主査	上 玉 利 享

△ 開 議

午前10時00分

○議長（福永徳郎） ただいま、御出席の人員は定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。

△ 会議録署名議員の指名

○議長（福永徳郎） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、前之園正和議員及び松下喜久雄議員を指名いたします。

△ 一般質問

○議長（福永徳郎） 次は、日程第2、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次、発言を許可いたします。

まず、新川床金春議員。

○19番議員（新川床金春） 皆さん、おはようございます。19番、新川床。

まずはじめに、今年度末をもって退職される職員の皆さまにおかれましては、長年指宿市発展のために御尽力いただきましてありがとうございます。退職後は、お体に十分気を付けていながら、今後とも指宿市発展のために御指導、御鞭撻のほどよろしくお願いします。

それでは、通告に従い一般質問させていただきます。

1、まち・ひと・しごと創生について。（1）まち・ひと・しごと創生が目指しているものについて。国が目指している地方創生をどのように捉えているのか。また、平成30年度、市外からの定住目標はどうなっているのか、答弁求めます。

（2）地方経済分析システム、ビッグデータの活用状況について。県からビッグデータを活用する地方経済分析システムの導入研修があったと伺っていますが、県の指導内容と指宿市の取組について答弁を求めます。

（3）経済生活圏の形成状況について。平成28年6月21日、定住自立圏構想のコミュニティ政策で交通運輸事業という方で2,700万円ほどの予算があり、今後、定住自立圏構想の中で検討してくと答弁をいただいていた。定住自立圏構想の中心宣言をしてから、既に2年以上経過していますが、高齢者や交通弱者対策について、交通運輸部会を何回か開催し、どのような検討がなされたのか答弁を求めます。

2の財政状況について。（1）指宿市公共施設等総合管理計画について、平成29年3月24日開催された議員懇談会で、指宿市公共施設等総合管理計画の説明があり、内容は、計画期間40年間、計画の対象として100㎡以上の建物がある施設で、施設及び財政課が所管する普通財産施設144施設とインフラ系施設などが計画されています。その更新費用の総額は40年間で1,613億円、年平均40億円。その間においては、年間70億円を超える年があると報告受け

ました。その後、この提言を基に、統廃合や除却について担当課として現地調査したのか、答弁を求めます。

(2) 公債費、基金等の現状について。平成30年度当初予算の起債額と公債費額の割合について答弁を求めます。

3番目の小・中学校のエアコン整備について。(1) 小・中学校の普通教室の温度調査状況について。地球温暖化の影響で児童・生徒の教育環境が著しく悪化していると伺っていますが、教育委員会として、小・中学校の普通教室の室温調査をどのように指示し、その調査結果をどのように捉えているのか、答弁を求めます。

(2) 小・中学校の普通教室エアコン設置状況について。市内の小・中学校では午後から西日が当たり、大変暑くなる普通教室があると伺っていますが、西日が当たり大変な学校が市内に何箇所あるのか、答弁を求めます。

4番目の、学校給食センターの施設整備について。指宿学校給食センターは築15年、山川学校給食センターは築21年経過しています。特に、異物混入が多々発生し、問題になりましたが、十分な対策は取れているか、答弁を求めます。また、既に指宿市学校給食センターの基本設計は実施済と伺っていますので確認しますが、学校給食センターの建物、建物附属設備、器具及び備品の耐用年数はどのようになっているのか答弁を求めます。

以上で、1回目を終わります。

○市長（豊留悦男） 指宿市版まち・ひと・しごと創生総合戦略については、基本的な考え方として、人口減少と、地域経済縮小の克服を掲げているところであります。その実現のために、四つの基本目標、地方における安定した雇用の創出、地域への新しい人の流れをつくる、若い世代の結婚・出産・子育ての希望を叶える、時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域が連携するを掲げ、本市の地域の強みを生かした施策を展開しているところでございます。

次に、財政状況についてでございます。平成29年3月に策定いたしました指宿市公共施設等総合管理計画の計画期間は、40年間と設定しているところでございます。また、最初の10年間を第1期として、以後10年間ごとに本市の公共施設等の管理について検討をすることとしております。なお、第1期につきましては、総合管理計画に示してあります簡易評価の結果を踏まえ、施設所管部署との協議により、必要に応じて、国から示させている平成32年度までに個別施設計画を策定することとしているところでございます。

以下、いただきました質問等については、教育長並びに担当部長等がお答えいたします。

○副市長（佐藤寛） いただきました御質問、移住件数の件ですが、指宿市版まち・ひと・しごと創生総合戦略におきましては、地方への新たな人の流れをつくるの数値目標の一つといたしまして、定住促進対策事業を活用した移住件数、年5件を掲げているところでございます。従いまして、平成30年度の移住・定住促進事業におきましても、年5件を目標としてい

るところでございます。

○産業振興部長（上田薫） 交通部会の開催の件数等について御質問をいただきました。2年経っているわけですが、手元にその回数、開催回数がございますので、後もって回答させていただきたいと思っております。

○総務部参与（中村孝） 私の方からは、地方経済分析システムのビッグデータの活用状況についてであります。国が地方創生のために開発した地方経済分析システムにつきましては、平成27年度に策定した人口ビジョンにおいて、人口動態や就業動向、産業の強み、弱み分析などに活用しているところでございます。また、九州経済産業局職員を講師にお招きし、地方創生事業の担当課を対象に、職員に対する活用研修も行ったところでございます。さらに、平成28年11月及び平成29年2月には、全職員に対して、活用のための教科書を周知するなどし、施策立案や業務への活用を呼び掛けてきているところでございます。

○教育長（西森廣幸） 小・中学校普通教室の室温調査状況についてでございますが、学校におきましては、児童・生徒の健康管理のため、教室や保健室等において、年間を通して室温の確認を行っているところでございます。その中で、夏場の実態把握を行うために、平成28年度に、9月5日から1週間、13時30分前後の1回、また、29年度に、7月3日から2週間、朝7時30分前後と昼過ぎ、14時前後の2回、校舎内で最も気温が高くなると推測される教室で室温調査を実施したところでございます。

○教育部長（長山君代） 西日が入る教室等が何箇所あるかということではございますが、立地状況なども踏まえてあるかとは思いますが、詳細については調査をしていないところでございます。

学校給食センターについてでございますが、昨年3月に策定されました、指宿市公共施設等総合管理計画において、2か所の給食センターにつきましては、将来的な児童・生徒数の減少に直接関わる供給量に応じた適正な規模を見通した上で、供給体制を含めた施設の検討を行うとされているところでございます。施設等の耐用年数は、建物が38年、ボイラーが8年、電気・ガス機器など6年、厨房用品が5年若しくは2年、その他の器具備品で金属製の物が15年となっております。これまでも、学校給食衛生管理基準や学校給食事業における安全衛生管理要綱を満たすように、耐用年数を勘案しながら、機器・備品等の更新や修繕を行ってまいりました。これらのことから、平成30年度におきましては、指宿学校給食センターでは、ボイラーと高圧受電設備の更新工事を、山川学校給食センターでは、施設の改修基本計画策定業務委託を行うこととしているところでございます。具体的な学校再編の枠組み等が示された段階で、1センターへの集約も含め、施設更新を検討することとし、その間は、これまでどおり更新や修繕を行ってまいりたいと考えているところでございます。

○総務部長（有留茂人） 財政状況の中で、その担当として現地調査をしたのかということではございます。個別の施設方針を今後作っていきますけれども、それは簡易評価の結果を踏ま

え、今年度に、29年度ですけれども、施設所管部署との協議を行いながら、来年度以降、その方針を決定してくわけですけれども、その所管部署と協議をする中において、必要に応じて、現場を確認をしたりしております。また、その所管部署におきましては、その施設の管理というふうなことについては、日々その状況等を確認をし、管理をしているというふうな状況でございます。

それから、基金と起債等の現状ということでもございましたけれども、平成30年度の起債残高は約271億円でございます。基金残高は約72億円ということもございます。

○総務部参与（中村孝） 先ほど、定住自立圏共生ビジョン懇談会の中で、交通部会を何回開いたかということで、産振部長の方でお答えしましたけれども、こっちの方で押さえておりますので報告させていただきます。共生ビジョンの懇談会の中において、交通部会につきましては、平成28年12月9日に交通分野の形成方針を踏まえた具体的な取組案についてと、平成29年5月29日に交通部会を1回開いておりまして、新たな交通体系に向けた調査、分析委託等の案について協議をしたところでございます。

○19番議員（新川床金春） まち・ひと・しごと創生について。国は、国民の希望を実現し、人口減少に歯止めをかけ、2060年に1億人程度の人口を確保すると。まち・ひと・しごと創生は人口減少を克服し、地方創生を併せて行うことにより、将来にわたって活力ある日本社会を維持することを目指すと言っております。先ほど副市長から、指宿市は市外からの定住目標が5件ということでした。5件だったら、人口は毎年600人減ってるんですけど、何人ぐらい、この5件で増える予定ですか、答弁を求めます。

○総務部参与（中村孝） 先ほど5件という形で言いましたけれども。定住自立圏構想の中、5件ということでもございましたけれども、本市の人口ビジョンにおける4千人という形で、いろいろな取組を行っておりますけれども、先ほど言いました移住関係につきましては、5世帯であるとか、合併特殊出生率であるとか、人口流出抑制対策であるとか、そのような対策を全体的に取り組むことで効果が表れてくるものと思っております。そのために、本市では、地方創生に向けた取組として、指宿市版まち・ひと・しごと総合戦略を策定をしまして、四つの基本目標に基づく様々な施策を展開しているところでございます。まち全体が元気になり、また、交流人口も増やすことで地域経済も活発となり、さらに、新しい人の流れができることで雇用の拡大や創出も図られ、結果として、定住人口の増加につなげていくという好循環のシステムと、相乗効果を期待しているところでございます。その実現に向けて各事業の展開を行っているところでございます。

○19番議員（新川床金春） いろいろとやってみたいですけど、さっき、参与の方が4千人をって言われましたよね。やっぱり、人口ビジョンの4千人アップを求めながらですよ、年5件ではですよ、5件した場合に、毎年600人減ってるんです。それが、40年間で4千人確実に増やせるのか。目標をですよ、私は、10件とか20件あるのかなと思って聞いてるんですけ

ど、そのような取組は考えてないんですか。

○副市長（佐藤寛） 定住促進対策事業を活用した移住件数が年5件の目標を掲げているところでございます。それ以外に様々な対策を実施しております。先ほど、市長の方からも答弁がありました四つの施策のつながりをもって、地域の総合力として発揮され、それが最終的に、約4千人を押し上げる効果があると試算しているところでございます。

○19番議員（新川床金春） ありがとうございます。国の地方創生は、地方において若者向け雇用をつくるとうたわれていますが、指宿市の取組として、若者が働く場所はどのような場所を、そして、何人ぐらい若者が働けるのか、その取組状況について伺います。

○副市長（佐藤寛） 人口減少や財政制約の下で地方創生を行うに当たっては、地域にあるものを生かす、つまり、本市の多様な地域資源を有効活用して、雇用の場を創出していくということがとても大切だと思います。それに加えて、交流人口を増やしていくなどの施策を総合的に行うことによって、基幹産業である農水産業、観光業を振興して暮らしや町をつくり、市の魅力を向上することで、地域間の競争に打ち勝っていくことが肝要と考えており、こうした事業を展開していくことで、本市の雇用創出、地域の活力につなげていこうと考えているところです。

○19番議員（新川床金春） 来年にはですね、人口が4万人を切るんですよ。市として4万人、そして平成40数年になると3万人台になると推計されてるんです。やっぱりですね、今副市長が言ったように、地元の魅力あることをしながら、交流人口を増やすのもいいんでしょう。しかし、定住人口を増やしていかないと、その町の活性化というのはできないと思うんですよ。ですから、人口を増やす対策として、他の自治体と明らかに違う取組というのは何かされてるんですか。千葉の流山市だと、子供たちの保育園、幼稚園の送迎をバスを出して、若者の定住を図ったりとか、いろんなところも若者が入って来やすい環境づくりしてるんですけど、指宿市は、県内の自治体と比べてですね、変わったことはしてるのかしていないのか、ちょっとお願いします。

○総務部参与（中村孝） 本市の定住人口を増やすための事業ということで、他市と変わった部分についてということでございましたけれども、地域おこし協力隊を活用して、ウェルカムいぶすきコンシェルジュ1名を配置して、ワンストップの移住相談窓口や新たな定住促進事業構造等の移住対策等を行う、ウェルカムいぶすきコンシェルジュを設置しているところでございます。それと、平成30年度からでございますけれども、地域おこし協力隊を活用しまして、空き家コーディネーターを2名配置するとともに、地域で空き家活用に取り組むモデル事業を地域と共に推進する空き家活用促進事業もしてるところであります。それとあと、移住の関係でお試し滞在の旅費補助であるとか、定住をするための準備補助金とかというのを実施しているところでございます。

○19番議員（新川床金春） 指宿市は合併してから12年間で人口が6,407人、これはですね、

平成18年、元旦からですね、平成30年2月1日までの数字であります。市として、この人口減少による経済損失をどのくらいあると捉えているのか。実際ですね、子供がどんどん減っている。そして、高齢者も亡くなって、本当に人口が減ってますよ。その損失について、把握したのかどうか、ちょっとお願いします。

○総務部参与（中村孝） 人口の減少による損失という形では把握をしておりませんが、実際、人口が減ることで経済の購買力とか、そういうものが減ってくるということは認識してるところでございます。人口ビジョンにおきましても、人口が減ることが想定されておりますので、本市としましては、人口が減るのを緩やかなカーブにしていくというような形で、まち・ひと・しごと創生総合戦略を掲げて、そういう経済の部門を四つの基本目標を掲げて、その具体事業という形で取り組んでいるところでございます。

○19番議員（新川床金春） 次に、地方経済分析システム、通称、リーサスの活用について伺います。先ほど、平成27年からいろいろと取り組んでいる、そして研修も行っているということですが、私が昨年8月、基幹産業の強みや弱みの把握や改善を図るためにリーサスの活用は不可欠と思い、活用状況について相談しましたよね。そのときはですよ、説明はしたけれども活用はしてないという、指宿には統計いぶすきがあるからいいんだというような担当者の話もありました。実際、リーサスのいいところはいろいろ見てきました。話も聞いてきましたけれども、指宿の弱いところを克服するために他の自治体もデータも見れますし、それを活用することで、市に活気が出てくると思うんですけど、リーサスをそのような活用してるのか。そして、担当課だけじゃなくて、各課、部で使えると伺ってるんですけど、各課の取組はどうか伺います。

○総務部参与（中村孝） 地方経済分析システムの部分でございますけれども、他のところでも使えるはずだということでございますけれども、まず、地方分析システムにおけるビッグデータの活用については、各都道府県、市町村が客観的なデータに基づき、自らの地域の現状と課題を把握し、その特性に即した地域課題を抽出して、地方版創生総合戦略を立案することを支援する目的で作られているものであることから、本市では、その策定に当たっては活用をしているところでございます。また、他事業の活用につきましては、各事業計画における企画内容はそれぞれ異なることから、全ての計画で活用できるかは判断はできないところでございますが、それぞれの趣旨や目的に沿って検討をし、参考にできるものについては活用していきたいと考えております。今後も有効的に活用していくよう、職員へは周知を図ってまいりたいと考えております。

○19番議員（新川床金春） 周知を図っていくということでした。それではですね、国が推奨している地方経済分析システム、リーサスですね、国がいろんな支援策を切れ目なく展開していますが、どのような支援策があるのか答弁を求めます。

○総務部参与（中村孝） 国の方では、いろいろセミナーとか随時開催をされているところでご

ございます。本市におきまして、それには出席はできていないところがございますけれども、その中に、ホームページ等で、その研修会の内容等がありますので、その内容等をパソコンで確認をすることとしております。それとあと、リーサスで見れるデータとしましては、産業マップであるとか地域経済循環マップ、観光マップ、農林水産業マップ、人口マップというようなデータがあるところがございますので、そのようなデータの中で、うちの施策の中で活用できるものについては、活用していきたいと考えているところがございます。

○19番議員（新川床金春） 地方が自立につながるよう、自ら考え責任を持って戦略を推進するために、情報支援、財政的支援、人的支援をしています。今、参与の方からホームページを見たりと、いろいろやってるということですけど、見るのと、現地で体験するのでは全然違います。私たち議員も行政視察をしながら、いろんなところの現状を把握し、それを指宿のために活用できたらなという取組してはありますが、やっぱり、ホームページで見てもですね、実態と違うところがあるんですよ。ですから、人的支援があるわけですから、職員の派遣をもらったり、こちらから職員を派遣したりすることで、指宿の活性化につながると思いますが、そのような取組を今後やる考えはないか、答弁を求めます。

○総務部参与（中村孝） リーサスの活用につきましては、先ほども御答弁いたしましたけれども、九州経済産業局の職員を講師に招いて職員の活用研修会を行ったりとかしてるところでございます。それとあと、教科書というものもございまして、その教科書を職員の方にも活用するように周知をしまして、必要がある場合については、そのような検討も必要になってくるかと思っておりますけれども、まずは、その教科書の部分であるとかという形で考えていきたいと考えております。

○19番議員（新川床金春） 教科書があるからいいよねというような説明ですけど、実際、現地で見聞きすると、本で勉強するのとでは全然違いますよ。実際、活用してる市の状況とかですよ、幾らかの予算を組んで調査する。それが、指宿と類似した市町村の取組を真似ることも指宿のためになると思うんですけど、職員の派遣はできないものか。今までどおり、ホームページなり本で、お書物でやっていくのか、副市長どうでしょうか。そういう担当するところに以前いたと思っておりますけれども、リーサスの良さをどのように捉えていますか。

○副市長（佐藤寛） リーサス、地域経済分析システムは、経済産業省と内閣府が開発したシステム事業でございまして、こうしたそのデータに基づいたですね、地域創生事業を国の方では積極的に行うことを推奨しております。今までのような勘とかですね、思い込みでの地方創生ではなくって、データになるべく基づいたものを使った地方創生事業をやってもらいたいというのが国のシステムでございまして、そのために国の方では、地域への派遣とか、あるいはセミナーなどを開催しております。本市におきましては、平成28年度に、九州経済産業局に専門官がいますので、リーサスの講習会をワークショップ形式で開催し、職員にシステム研修をさせていただいたところがございます。今後も具体的な活用事例の情報共有など

を行いながら、事務担当課である職員による活用を推進してまいりたいと思いますし、また、九州経済産業局の方には知財担当室の方に職員を派遣し、今後必要となってくるであろうブランド化とかですね、そうした地域の活性化に向けた事業を積極的に展開していくことにしております。

○19番議員（新川床金春） 今、1人の職員を派遣してるということでしたけど、ここの部署に行ってるんですか、お願いします。

○副市長（佐藤寛） 派遣先につきましては、知財の担当部署でございますが、同じ部内に地方創生部署がございます、その中で一緒に問題共有をしていると思っております。

○19番議員（新川床金春） はい、分かりました。その職員がそこまで勉強してくることを楽しみにしております。しかし、1人だけじゃ駄目なんです。何人かですね、セミナーがあったり現地視察に行って、1泊か2泊ぐらいの研修に行かせて、その部署部署で観光なり農業なり、いろんなところに使えるシステムですので、やっぱり3人ぐらい行かせてですね、こうだよねと、そして庁内で議論するような取組をしていただきたいと思いますが、そのようなことはできないのか、副市長、お願いします。

○副市長（佐藤寛） 来年度早々には、ある分析機関の方からデータを活用した指宿市の地域の現状なりについての講演会なども計画しております。そうした機会を捉えまして、今議員御指摘のデータを活用した積極的な地域活性化策についても、これから取り組んでいきたいと思っております。

○19番議員（新川床金春） 今、来年度ということでしたが、いつにどのようなものを実施するのか、お願いします。

○副市長（佐藤寛） 今現在の計画では、4月10日にある民間企業の方をお招きして、データに基づく地域分析を職員研修の形で実施して、それを基にしましたいろんなデータ活用策も含めた地域活性化策についての研修などをやりたいと思っております。

○19番議員（新川床金春） そのようなことをどんどんやっていただきたいと思いますが、その民間の方はどのような立場の方なのか、お願いします。

○副市長（佐藤寛） いわゆるアナリストです。

○19番議員（新川床金春） 国の出先機関の方で、いろいろ講演する方々もいるんですけど、この方はそういうところで講演とか行う方なのかどうか、お願いします。

○副市長（佐藤寛） その方はいろんな県なり市なりに行って、各自治体の中での研修会の中で、分析データに基づいた研修を行っている方でございます。そうした方をお招きしてするのは、鹿児島県の自治体では本市が初めてということになります。

○19番議員（新川床金春） 県内で初めてということで、先に進んでいるなどと思って喜んでおります。それがですね、指宿のためにどんどん生かされて、職員が指宿のために働いてるよ

なという希望を持てるようにやっていただきたいと思います。

次に入ります。3番目の経済政策の形成状況について。定住自立圏構想に取り組むことで、5年間で毎年7,000万円の補助金があるので、合併前の旧指宿を中心として地域の結びつきや魅力を高めて、市民が住むことに喜びを感じるとともに、誇りを持てるまちづくりに取り組むことを宣言し、国から補助金をいただけてますが、高齢者、交通弱者対策の交通事業が、先ほどですね、平成28年12月、平成29年5月開催、年1回ずつやっていますね。2,700万円の補助金がありながら、市民のために早急に取り組むべきだと思いますが、何をこの交通運輸部会で話してるんですか。内容について答弁を求めます。

○総務部参与（中村孝） 交通部会で話してる内容でございますけれども、地域公共交通についてということで、先ほども言いましたけれども、地域公共交通分野の形成方針を踏まえた課題について、それと、交通分野の形式方針を踏まえた具体的な取組案についてと、あと意見、質疑等を行っているところでございます。また、平成29年度の部分につきましては、現在行っております新たな交通体系構築に向けた調査、分析委託業務等の内容について、担当課の方から概要案を説明をして、その委員の中でまた意見交換を行っているというような内容で協議をしているところでございます。

○19番議員（新川床金春） 市内の高齢者、交通弱者はですね、大変困ってるんです。ですから、市内循環バスの利便性を高めてほしいと、これまで私は何回も言ってきておりますが、もう2年が経ってですよ、5,000万円以上お金が使われてないということになります。何に使われているのかなと心配するところですが、毎年7,000万円来て、この2,700万円はどのように活用されているのか、答弁を求めます。

○総務部参与（中村孝） 定住自立圏構想につきましては、国が地方創生の取組として推進している制度でもあり、国から特別交付税措置として、年間約7,000万円を上限とする算定支援措置があるところです。定住自立圏共生ビジョンを策定前の平成28年の6月時点では、既存の交通分野における対象事業費が約2,700万円見込まれると答弁をいたしたところでございます。実際の平成29年度の定住自立圏構想に係る特別交付税の申請におきましては、全体事業費が約2億3,000万円申請をしており、そのうち交通分野は約2,600万円の見込みとしてるところでございます。また、この全体事業費2億3,000万円に対して、本年度の上限措置である7,075万円が今月ですけれども、特別交付税として交付される見込みとなっているところでございます。

○19番議員（新川床金春） 以前、伺ったときはですよ、市の持ち出しが市内循環バスは1,200万円ぐらい、そして、利用者のお金が500万円か700万円あるということで、それでやってるということでした。それに、プラス2,700万円補助金が付くのかなと思ってたんですけど、今、市内循環バスと全然以前と変わっていないんですけど、何か変わったところがあるのか、答弁を求めます。

- 産業振興部長（上田薫）** 先ほど2,700万円という話もございましたけれども、この2,700万円については、イッシーバスの委託費が1,500万円程度、それと、民間の路線バスの地域間幹線系統の確保、維持補助として150万円。それから、新たな交通体系の構築に伴う調査、分析業務として1,000万円程度ということで、この1,000万円が増えているところでもございます。
- 19番議員（新川床金春）** 今、1,000万円が調査ということでしたけど、毎年調査を1,000万円かけるんですか、お願いします。
- 産業振興部長（上田薫）** 平成29年度は調査委託として1,000万円でしたけれども、平成30年度がその精査、検証、検討、それと運行協議等がございます。また、31年度は全地区に対する説明会と、それと試験運行を経まして、平成32年度に本格運行をしたいというふうに計画をしているところでもございます。
- 19番議員（新川床金春）** 今、ちょっと聞き取りが悪かったので、全地区の説明はいつなのか、お願いします。
- 産業振興部長（上田薫）** 調査、それから検証等を踏まえまして、平成31年度に全地区に対する説明会等を開催させていただきたいというふうに考えております。
- 19番議員（新川床金春）** そうしますと、5年間の補助期間がもう残りなくなるんですけど、その間のお金はどのように。その後を使うのか、どのように使う予定なのかですね、お願いします。
- 産業振興部長（上田薫）** 平成29年度は1,000万円ということで計上させていただいて、今もう年度末ですので、その報告書が上がってきますけれども、30年、31年については、その結果を踏まえまして、また新たに予算を計上するということですので、額についてはまだはっきりしないということでもございます。
- 19番議員（新川床金春）** 平成25年第2回定例会で、私がですね、65歳以上の高齢者や障害者を対象に1月1千円のフリーパス券の導入はできないかということを提案しております。今後、検討するということでしたけど、この問題について、商工水産課で議論したのか、どうだったのか。そして、市長公室ではですよ、交通運輸部会でどのような協議がされたのか。提案はしてます、そして、今後検討すると言ってますので、その検討結果について答弁を求めます。
- 産業振興部長（上田薫）** まず、商工水産課での協議ですけども、料金体系につきまして、効率的な運行ルートの設定や運行時間帯の在り方、それから、運行事業者との料金交渉など、様々な要因を総合的に検討した中で設定しなければならないと考えております。特に最近では、バスやタクシーなどの交通事業についても、運転手や乗務員などの人材不足も深刻になっております。その関係で人件費が高騰してるのも実情でございます。市民の方にも多少負担をいただければ、新しい公共交通体系を将来的に維持していくのは困難となり

ますので、適正な料金設定をさせていただきたいと考えておりますし、その新たな交通体系の中で検討していきたいというふうに考えております。

○**総務部参与（中村孝）** 市長公室での検討ということでもございましたけれども、交通部会につきましては関係課も一緒に入っているところでございますので、産業振興部の方で答弁をしたとおりでございます。

○**19番議員（新川床金春）** 時間がないので、次に入りますが、しっかりと高齢者や障害者、交通弱者のために取り組んでいただきたいと思いますとお願ひしておきます。

次に、財政状況について。指宿市公共施設等総合管理計画で普通建設費は各5年間の平均は29億3,000万円と明記されているが、間違いはないか答弁を求めます。

○**総務部長（有留茂人）** 平成29年3月策定しました総合管理計画の中で、普通建設費の年間平均額が約29億3,000万円ということで明記をしております。

○**19番議員（新川床金春）** 指宿市はですよ、平成26年22日、総務大臣通知を受け、将来の在り方に対する基本方針を定め、議会に提案し、市内全世帯に簡易版を配布してますよね。先ほど確認した普通建設費は29億3,000万円でした。公共施設等総合管理計画の事業費は年40億円です。これを合わせたら69億円になりますが、今後5年、10年後の総事業費の推移は、もう既に計算済みだと思いますので伺いますが、これからサッカー場や市民会館、そして山川・開聞庁舎の建て替え等いろいろあります。5年後の事業費はどのぐらいに見込んでいるか。そして、10年後の事業費について、答弁を求めます。

○**総務部長（有留茂人）** 本市では昨年に当初予算の推移、財政シミュレーションというふうなものを作成をいたしました。それについては、一般会計の当初予算というものが、今、約250億円程度で推移してきているんですが、ここ数年。合併特例債が活用が終わる32年度までですので、33年度以降につきましては、当初予算で210億円程度で推移をしていくというふうなシミュレーションをいたしているところでございます。

○**19番議員（新川床金春）** 私がですね、ちょっと見た書類が間違っていたら指摘していただきたいんですけども、このシミュレーションの中に、サッカー場なり、山川・開聞庁舎の建て替え等ですね、入っていないんじゃないかなと思って聞いてるんですが、どうなのかお願ひします。

○**総務部長（有留茂人）** 今後、予定しております山川・開聞の庁舎、それからサッカー・多目的グラウンドの整備についても、このシミュレーションの中で検討をし、その中に含まれるというふうなことでシミュレーションはいたしております。

○**19番議員（新川床金春）** それでは、5年後の33年度と10年後の38年度の実質公債費率と将来負担比率はどのような数値になるのか、答弁を求めます。

○**総務部長（有留茂人）** 実質公債費率ですけども、33年度の予測としまして12.6%、それから38年度の数値で12%と、実質公債費率は予定をしているところでございます。

○19番議員（新川床金春） 実際ですね、いろんな事業をすることはいいかもしれないですけど、市民の負担が増えたら困るんですよ。ですから、今聞いているんですが、昨年から錦江湾の地震があり、その後も県内外で地震が頻繁に発生してます。指宿市の指定してる避難場所等ですね、公共施設の耐震対策の現状は計画どおり進めているのか。昨年の、熊本の地震ですね、避難場所で亡くなった方がたくさんいるということを伺っております。避難場所ですね、耐震化が急務ですがどうなっているか、お願いします。

○総務部長（有留茂人） それぞれの施設の、その災害の避難所ということで指定をしております。その施設につきましては、今、指宿市公共施設等総合管理計画というふうなものが策定をされましたので、それに基づいて今後、その本市の公共施設をどうすればいいのかというふうなものを考えてまいります。今、この管理計画の中で三つの基本方針というふうなものを設定をいたしております。公共施設等の適正配置と施設総量の縮減。それから、公共施設等の計画的な予防、保全等の実施による長寿命化。公共施設等の効率的な管理、運営の取組を実施することによりまして、今後、それぞれの個別の施設について計画を作っていくというふうなことです。その中で、その耐震というふうなものをどうするのか、その施設を残すのか残さないのか、複合化するのか、統合するのか、また、耐用年数等も勘案して除却をするのか。そういうふうなものを今後、32年度頃までにですね、策定をしていきたいと思っております。その中で、その耐震というふうなものも検討されるということでもあります。ただ、今避難施設に指定をしておりますので、その緊急な場合とか、そういう状況等が発生した場合については、この施設の計画を作ることもありますけども、それと同時並行でですね、その耐震化というものも考えていかなければならないのかなと思っております。

○19番議員（新川床金春） 市内の校区公民館等はですね、築が1979年から80年にかけて建てられていますけれども、この建物の避難場所として、耐震、大丈夫なんですか、どうなんですか、お願いします。

○総務部長（有留茂人） 今、議員からあります総合管理計画、施設の総合管理計画の中で答弁させていただきましても、その校区公民館では簡易な評価で行ったところですけども、その評価の中では、早急な対応が必要というふうな施設に校区公民館も入っているものもあれば、要更新の検討をしなければならないというふうな部類に入っているというふうなものもございます。

○19番議員（新川床金春） 市長は、地域産業の6次産業やブランド化に取り組むと選挙で公約してありますが、今部長が言った施設の中に、どのような施設を活用する計画なのか。山川・開聞にも加工センターとかありますが、ここを使ってやるのかどうなのか、市長に答弁を求めます。

○農政部長（宮崎英世） 今、議員がおっしゃる山川地区、開聞地区の方にこの加工のできるセンターがございます。現在、この施設の所管部署、農政部も入っておりますが、個別施設計

画の策定の基本方針を定める予定としているところでございます。両施設とも利用者数が多いことから、利用状況を踏まえまして対応することになるというふうに考えております。

○19番議員（新川床金春） 利用者からですよ、いろいろな要望来てると思いますが、どのような要望が来てるのか、伺います。

○農政部長（宮崎英世） この、やっぱり農産物を加工品に変えていくと、新しい商品を開発するというところで、利用者の方々からのお話としては、施設の更新に関してであったり、また使いやすい機器の導入であったりということの話は聞いているところでございます。

○19番議員（新川床金春） 今、言われたとおりですけれども、空調がですね、必要だとか言われております。やっぱり、夏場は暑い、冬場は寒すぎてですね、30年前に造った施設ですので、エアコンはないと。だけど、あった方がまだどんどん6次産業化に取り組んだり、いろんなことをするためにもですね、いいんじゃないかなという声も聞いておりますが、こういう場所をですね、まだ30年です。鉄筋コンクリートですので、耐用年数ありますが、そこをどうにかする考えはないか、市長に答弁を求めます。

○総務部長（有留茂人） 今後、公共施設の総合管理計画に基づいて個別計画を策定をしていきます。整備方針をその中で決定してまいります。その方針の中で、そういうエアコン等を含めた施設の整備についても検討をしていくというふうなことを考えているところでございます。

○19番議員（新川床金春） よろしくお願ひします。

次に入ります。公債費、基金等の現状と今後の推移についてですが、先ほど28年度については伺いました。平成29年度、30年度は基金が大分少なくなっています。基金残高と起債の総額について答弁を求めます。

○財政課長（坂元一博） 平成28年度の起債残高におきましては、247億9,700万円、基金残高におきましては86億9,400万円ほどとなっております。なお、平成29年度におきましては、起債残高は261億4,300万円、基金残高は85億5,200万円となっているところでございます。

○19番議員（新川床金春） それでは、30年度も聞いてますので、当初予算の中でどうなるか、お願いします。

○財政課長（坂元一博） 平成30年度当初予算の公債費の起債残高におきましては、271億3,100万円。基金残高におきましては、72億300万円という状況でございます。

○19番議員（新川床金春） 積立金はそんなにあるんですか。私がいろいろ調べた結果は積立金は57億円になっていると思うんですが、どうなんですか。

○総務部長（有留茂人） ただいま、答弁した基金残高につきましては、基金の全ての平成30年度末の見込み額ということで、72億300万円と回答させていただいたところでございます。

○19番議員（新川床金春） それでは、合併当初、平成18年度、21年度のですね、市民1人当たりの借金額について答弁を求めます。

- 財政課長（坂元一博）** 平成18年度の1人当たりの借入額でございますけれども、54万1,880円となっております。平成21年度の1人当たりの借入額でございますけれども、54万3,719円となっております。
- 19番議員（新川床金春）** それでは、豊留市政になった25年度、29年度の市民1人当たりの借金について答弁を求めます。
- 財政課長（坂元一博）** 平成25年度の1人当たりの借入額につきましては、55万9,618円で、27年度におきましては58万838円となっております。29年度におきまして、1人当たりの借入額につきましては64万7,500円となっております。
- 19番議員（新川床金春）** それではですね、30年度は決算はないんですよ。ですから、予算ですけど、予算の中でですね、1人当たりの借金額はどのようになっていっているのか、お願いします。
- 財政課長（坂元一博）** 平成30年度の1人当たりの借入額でございますけれども、67万1,975円となっております。
- 19番議員（新川床金春）** 合併特例債は有利な起債ということでこれまで受けていましたが、国から一括交付される補助事業と違って、合併特例債は、事業費の全てを指宿市が金融機関から借り入れ、事業に充てていると伺ったんですが、間違いはないのか、答弁を求めます。
- 総務部長（有留茂人）** そのとおりでございます。
- 19番議員（新川床金春）** 先ほど、30年度の1人当たりの金額が67万円ということでした。びっくりしますよね。合併当初、財政が厳しいのに、それ以上に増えてると。合併後12年間で借入総額と返済額について、分かっていたら答弁を求めます。返済利息について答弁を求めます。
- 総務部長（有留茂人）** 合併特例債の借入総額と償還済みという形でございますが、合併特例債は平成28年度末までに約56億円を借り入れておりますが、起債残高の約32億円を差し引きますと、その56億円借りたうちの元金が約24億円償還済み。それから、利子については約3億5,000万円償還済みということでございます。合併特例債の交付税措置というものが国から70%でございます。この元金、それから利子合わせた約27億5,000万円に對しまして、約19億2,000万円が交付税で措置をされているというふうな状況でございます。
- 19番議員（新川床金春）** 私がですね、市のOBから聞いた話では、返済利息は市の税金で賄ってるんじゃないかと伺ったんですが、どうなんですか。答弁を求めます。
- 総務部長（有留茂人）** 合併特例債のその償還する利子につきましても、先ほど答弁させていただいたとおり、交付税措置が70%されているということでございます。
- 19番議員（新川床金春）** 30年2月15日、鹿児島市がですね、南日本新聞で市民の1人当たりの金額が23万8千円と出てました。先ほど聞いたらですよ、指宿は67万円なんですよ。今

後、どうなっていくのか、答弁を求めます。

○総務部長（有留茂人） ただいま、鹿児島市の例を紹介がありましたけれども、指宿市の場合ですが、平成30年度の当初予算案が概要資料にありますけれども、平成30年度末の起債残高及び基金残高の見込み額を平成30年3月1日現在の指宿市の推計人口であります4万376人で割りますと、市民1人当たりの起債残高、一般家庭で申しますと、借入残高に該当する金額ですけれども、これが約67万円ということで、先ほど答弁させていただきましたけれども、また、基金残高、一般家庭の貯金に相当する額は約18万円となっております。これを差し引きますと約49万円のマイナスというふうなことになりますけれども、財政計画を立てる上では、やはり、国からの交付税措置というふうなものも考えて、財政計画というふうなものは立てなければならないと思っております。起債償還、借金の返済に対しまして交付税措置される額、これは今後の交付税に上乗せする形で国から補填される額になりますが、1人当たり約53万円ございますので、実際は、約4万円のプラスということで、貯金がある状況でございます。

○19番議員（新川床金春） 私が昨年受けた講演ですすね、地方財政諮問会議の会長がですね、国はもう破綻に近いんだよと。交付税措置ができなくなるんだよということを聞いたと、昨年の9月議会で私は言いましたよね。だから、国に頼らないで、指宿市でどうにかできる体制を考えていかないといけないのかなと思うところです。国に何でもおねだりしていったらですね、国はもうすぐ1,100兆円を超えていくんですよ、借金がですね。本当にそれでいいのかなと。自分たちでできることは自分たちで取り組まないといけないと思うんですけど、やっぱりこの問題はですね、指宿市として自主財源をどうにかするかということだと思います。国に頼らない財政運営をしていかないといけないと思います。国も持つてる基金に手を付けないと当初予算の組換えができなかったというぐらいあるんですよ。ですから、指宿市民に税負担を強いらぬようにやっていただきたいと申し添えておきます。

次に、小学校の普通教室の室温調査について。平成29年第2回定例会の一般質問で、同僚議員が28年7月19日、某小学校に朝8時40分に行ったときに32度記録、午後になると37度に達すると指摘をしています。しかし、平成29年7月、2週だけの教室の室温調査を終了していますが、その理由について教育部長に答弁を求めます。

○教育長（西森廣幸） 先ほども答弁をさせていただきましたけれども、通常の学校の教室等における室温の測定等については、各保健室の養護教諭、又は学級担任、又は児童・生徒が行っており、特別に教育委員会として室温の調査はしていないところでございます。

○19番議員（新川床金春） 文科省の基準を上回ったり、下回った環境で授業を受けている学校が何校あるか、把握はしてるのかどうかですね、教育長に答弁を求めます。

○教育長（西森廣幸） 学校環境衛生基準の数値によりますと、室温を10度以上30度以下であることが望ましいとされております。昨年度9月に実施した小学校12校、中学校5校の中では、

30度を超えた学校もございますし、特に32度が1校、33度が1校、34度が2校、35度が1校と、そのような状況もございました。これは、今後、教室の室内管理には注意しながら取り組んでいかなければならないと思っております。

○19番議員（新川床金春） 今年の冬は寒くてですね、大変だったというのを聞いております。室温が低くて授業を受ける環境になかった学校があると聞いていますが、そのようなことは把握してますでしょうか。学校から報告があったかどうかも含めてお願いします。

○教育長（西森廣幸） 学校によって、また子供によって寒くて授業にならないというのは個人差もあろうかと思えます。そういう意味では、学校の方から寒くて授業ができなかった、何らかの対応をしたという報告はいただいているところがございます。

○19番議員（新川床金春） 昨年9月、魚見小学校でALTの先生が倒れたということで質問しましたが、その後事実確認をされたのか伺います。

○教育長（西森廣幸） 昨年の9月議会でそのような趣旨の質問をいただきました。教育委員会に所属しているALTのことだろうと思えます。その日は体調不良等もあって、午前中の授業で気分が悪くなった休んだということでございますが、そのあとはまた授業等に復帰しているようです。午後に教育委員会の方に帰ってまいりましたので、その様子についてもお尋ねをしておりますが、特段、午後から病院に行ったとかそういうようなことはないということでございました。

○19番議員（新川床金春） 小・中学校の普通教室の室温調査を通年調査できないのか。理科の教育の一環ともなると思いますが、子供たちの体調管理のために学校に指導する考えはないか、答弁を求めます。

○教育長（西森廣幸） 先ほども答弁させていただきましたが、学校のそういう環境保持については、それぞれの学校で室内温度とか、そういうのを測定して、状況によっては窓の開閉をしたり、そういうような対応を直接的にはしていただいているところがございます。しかし、今般の地球温暖化等による室内の高温が予想されていることから、学校に対しては常時そういうことに気を配りながら、子供たちの学習環境をよい環境になるように保っていくように指導はしてまいりたいと思えます。

○19番議員（新川床金春） 夏場じゃなくて、冬場も寒くて大変だったと、私は1年生の子供に、おじちゃん、暖房つけてねと言われましたよ。寒くて対応ができないと。ですから、1年間、通年通して調査して、子供たちの体調管理をしていただきたいと言うんですが、教育委員会として指示することはできないのかと言ってますんで、もう1回お願いします。

○教育長（西森廣幸） 先ほども申し上げましたが、そういうことでございますので、校長会等で、年間を通した室温管理等については、きちっと把握ができるように指導はしてまいりたいと思えます。また、それぞれの学校においては学校保健委員会とか、そういうような場もございますので、学校と保護者、地域が一体となった取組も併せてお願いできればいいかと

思っているところでございます。

○19番議員（新川床金春） 小・中学校の普通教室のエアコン設置条件について。小学校の低学年は体力がないので、体調維持に大変だと聞いております。なぜ今回、南指宿中学校にエアコン設置がなったのか。学校からの要望というのがあったんじゃないかと思うんですけど、学校からの要望状況と含めて答弁求めます。

○教育部長（長山君代） 今回、南指宿中学校を選定した理由といたしましては、平成30年度の工事で、同校校舎の非構造部材の耐震化工事が予定されているということがございます。これまでも、工事施工時の足場などの経費削減を図るため、校舎や体育館の耐震工事等を併せて、屋根の防水工事や外壁の全面塗装、職員室等へのエアコン設置などの大規模な工事を同時に施工してきた経緯がございますので、今回も校舎の非構造部材の耐震化工事の計画がある南指宿中学校を選定したところでございます。これまでも議会の中での一般質問や学校保護者からの設置要望があったことはございます。丹波小学校の学校運営協議会の中で出されたというふうに伺っております。

○19番議員（新川床金春） なぜ、丹波小学校が1番目にできなかったのか、お願いします。

○教育部長（長山君代） 今回は、エアコン設置の在り方等についての有効性の検証と考えているところでございます。今後、エアコン設置計画を立てる際には、学校の立地条件などを含めて、総合的に検討してまいりたいと考えているところでございます。

○19番議員（新川床金春） 丹波小学校の木造校舎は1・2年生が授業を受けてる部屋ですので、この部屋の早急な対応をですね、お願いして一般質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（福永徳郎） 暫時、休憩いたします。

休憩 午前11時21分

再開 午前11時33分

○議長（福永徳郎） 休憩前に引き続き、会議を開き一般質問を続行いたします。

次は、吉村重則議員。

○12番議員（吉村重則） 私は、日本共産党の議員の1人として平和を守り、市民の暮らしを守る立場から、通告に基づいて質問いたします。

農林水産物生産の大規模化、集約化や法人化、企業参入による生産コスト削減を進め、輸出をてこに強い農林水産業をつくろうとするのが、いわゆるアベノミクス農政です。規模拡大、競争力強化のための融資は手厚く処置する一方、18年度予算に家族農業を支援する項目は皆無です。安倍首相は、1月の施政方針演説で、生産農業所得は過去18年で最も高いと胸を張りましたが、離農の増加による生産力の低下が一時的な農産物の価格上昇を招いているのであり、地域の荒廃は進む一方です。競争力のない経営は潰れても構わないという農政を改め、規模の大小に関わりなく安心して生産を続けられる政治に転換すべきではないでしょ

うか。

農業問題について質問いたします。2月4日投票で行われた市長選挙で公約した、災害に対応した農業所得補償制度の創設があります。また、昨年12月議会で、私の一般質問の答弁に、償却資産の問題の結論が出たら次の農業支援を考えようという思いがあり、今回全ての方々が何らかの形で納税をしていただきましたので、新年度には新しい支援の方向を農政部に提案させているとも答弁しております。具体的にはどのような支援なのか答弁をお願いいたします。また、若い青年が就農相談に29年度何人相談に来て、農業次世代人材投資事業を申請した方は何人いるのか。また、定着させるためにどのような農家の育成に取り組んでいるのか質問いたします。

次に、大山地区の大規模林地開発について。自然エネルギーについては日本共産党は推進する立場であるが、大山地区の場合は、戦後食糧難のときに山を開墾してから土砂災害と戦ってきた歴史があり、また、小規模開発により何度も土砂災害があった歴史があります。集落の裏山を大規模林地開発されたら、安心して生活ができないからこそ、地元集落の人たちは声を上げているのではないのでしょうか。業社は県に開発申請をなされているようです。市に対して県から意見が求められていると思うが、答弁書はどのような内容か質問いたします。

次に、鰻池の水質の異臭対策について。自然条件の関係もあるかもしれないけど、最近では改善されているような声も聞きます。水質改善実験装置が稼働しているが、これまでと比較したときに変化があるのか質問いたします。

さつき園の給食については、今年の1月中旬から1か月間試験的に取組、新年度から給食を取り組む計画があると聞いているが、どのような経緯で取り組むようになったのかお聞きし、1回目の質問といたします。

○市長（豊留悦男） 大規模林地開発についての件でございます。4年ほど前から開発事業者が地元での説明を重ねながら、災害を心配する地元住民の方々の思いを考えながら、事業用地の縮小、パネル設置箇所についての造成は行わないこと、地山を生かした形で整備することなど、数度の計画見直しを行ってきたと理解をしているところでもあります。その上で、開発事業から、29年11月22日付けで鹿児島県知事宛、林地開発許可申請が提出をされたところでもあります。その後、県は森林法に基づく四つの要件、つまり災害防止、水害防止、水資源の涵養、環境保全という要件を満たしているかどうか、審査をしたところでもございます。そして、県は一連の審査を終了し、平成30年2月27日に県から本市へ、意見照会がなされたところでもあります。県からの意見照会を受け、関係各課からも意見を聴取しながら、市として意見書を取りまとめ、平成30年3月13日付けで県に提出をいたしました。

次に、鰻池の水質についてでございます。鰻池を水源とする水道水の異臭の原因の一つといたしましては、鰻池が閉鎖的な池であり、池の水が循環されないことで低層部分の酸素が

減少し、貧酸素状態となっていることから、水中に存在する放線菌が死滅し、その際に放出されるジェオスミンという物質がカビ臭を発生させている可能性が高いと考えられております。この貧酸素状態を早急に改善するため、水質浄化装置の一つであるプロペラ式循環装置を2月1日から実験的に稼働させ、鰻池の水を全体的に循環させることにより、水中の酸素濃度の維持改善を図っております。この実験につきましては、来年1月末まで稼働させ、水質改善を図る予定でございます。

以下、いただきました質問等については関係部長等が答弁をいたします。

○農政部長（宮崎英世） 農家の育成についての御質問でございます。平成30年2月現在で、新規就農相談が30件ありまして、そのうち、議員御指摘の農業次世代人材投資資金の相談というのが18件いただいているところでございます。現在、平成30年3月、先日だったんですけど、審査会を開きました。その中で2件の申請があり、新たにこの投資資金の交付が決定した方が2名いらっしゃるということになっております。

続きまして、新たな農業所得制度の創設ということでございます。市長の方で、先ほど農政部の方へ指示をしたということでございますが、この新たな農業所得制度の創設というのは、自然災害や価格変動によりまして、不安定である農業収入、農業所得を安定させること。即ち、収入の安定化が最も重要なことであり、この収入保険制度の導入、これへの支援というのが農業所得制度に繋がる制度であるというふうに考えているところであります。

続きまして、大規模林地開発についての部分でございます。この大規模林地開発に関することに関しましては、市議会に対しても陳情書が提出され、本定例会の審議案件となっているところでございます。そのため、市としましても関係者の方々とも直接お会いし、思いを聞かせていただき、その思いを県への意見書の中に盛り込ませていただいたところでございます。今後も市といたしましては、開発業者に対しまして、災害防止に万全を期すること、住民の苦情や要望には真摯に対応すること、開発行為に起因する災害が発生した場合には迅速な対応・復旧を行うこと、これらを引き続き求めてまいりたいと考えております。

○健康福祉部長（前園千秋） さつき園での新年度からの給食導入の経緯についての御質問でございます。さつき園での給食提供を始めるに当たり、さつき園と同じ児童発達支援事業所があります、湧水町子ども発達センターみのりが、旅館からの外部搬入により給食を提供しているということから、昨年10月及び11月に本市と南九州市の職員、さつき園の職員、親の会の保護者により研修を実施したところでございます。みのりの親の会の保護者と旅館の間で給食の調理・配達の契約を結び、旅館からみのりへ配達された給食を保護者が子供たちに配膳を行っておりました。研修後、保護者から、さつき園でも同じような形態で給食提供をできないかとの多くの意見があり、開聞地域で老人給食を提供しているJAいぶすきへお願いしたところ、快諾していただきまして、本年1月23日から2月15日までの約3週間、お試し給食を実施したところでございます。現在、このお試し給食を通して、新年度からの給食提供

に向けての準備を進めているところでございます。

○**市民生活部長（下吉一宏）** 鰻池の水質浄化実験装置の効果の件でございますが、現時点で明確なことは、まだ答えられない状況でございます。今後、約1年間かけて詳細な水質調査等実施して、効果の検証を行うことといたしているところでございます。

○**12番議員（吉村重則）** 時間の関係で大規模開発の方からと思っただけですけども、そんな時間がないんですけど、県の方ではもうほとんど開発を認めるという決定が行われた段階で、市の方にそういう意見書を求めてきてるんですか。

○**農政部長（宮崎英世）** 今、議員御指摘のように、県の方へ開発許可申請がなされまして、県の審査の要件を審査をいたしまして、最終的に許可を出す前にですね、市への意見の提出を求めるということになっております。

○**12番議員（吉村重則）** つまり、市の方からの意見を受けた中で審議をして県の方では決定するということになるわけですか。

○**農政部長（宮崎英世）** 県の方の審査、当然基準がございます。この基準、4要件あるということでございますが、例えば、水害が起こらないこととか、災害が起こらないこととか、こういう四つの案件を技術的にクリアしてるかどうかということ県の方で審査をいたしまして、最終的に、この4件クリアした段階で地元の市の方の意見を求めるということになっております。県の方は、地元の市の意見も含めまして、総合的に判断されるものと考えております。

○**12番議員（吉村重則）** 今回、大山地区の大規模開発では約30町歩の山を開発すると。これについて、造成はせずに木を切って、そこにパネルを並べるというような工法でやることと言われてるんですけど、これの安全性はどうなんですか、調査はしてるんですか。それとも、業者が安全だから、安全ですよということになるんですか。

○**農政部長（宮崎英世）** 県の方といたしましては、今議員がおっしゃるように、計画が地域で説明会を行ったあと心配な声を聞き、それも考慮して、今現在の議員がおっしゃる30haの開発地域にしたということでございます。この開発地域の中で、開発業者は、今おっしゃったように、この地山を切り崩さない工法に変えたりとか、あと開発の実際の面積を縮小したりとかいうことで県の方には提案をしております。その提案を受けて、県は、技術的観点から、この基準に則って開発しても間違いないのかということ審査をしております。

○**12番議員（吉村重則）** 県としてはそういう方向で検討はされてると。市としてはどうなんですか。命を守る、財産守ると、市の役割があるわけですよ。県から言ってきたから大丈夫だと、市としての安全性という面では、その辺の調査はなされてるんですか。

○**農政部長（宮崎英世）** この技術的安全性というのは、県の基準に則りまして県が審査をしております。私どももその内容は県から意見書を受けた段階で、同時にその申請書の現物もいただいておりますので、中を確認をしております。その上で、先ほどお答えしましたよう

に、地域の方々の声、その辺を反映しまして意見を述べるということになったところでございます。

○12番議員（吉村重則） 県の方からの資料の確認をしたということですが、素人が考えた場合、例えば畑で、平面ですよ、平面の中で大雨が降ったときに、ちょっと低いところがあれば土手の崩壊につながっていくわけですよ。山を造成もせずに、勾配はどっちに向いてるか分からないですよ。大きな目で見れば一方方向で行くかもしれないですけど、パネルの上に降った雨が落ちた場合に、ちょっとした低い方向の方に流れていくわけです。そうしたら、その部分が崩壊していくわけなんですよ。それと、造成をしないとなった場合に、山に行けば分かると思うんですけど、最低10cmは腐葉土がありますよ、柔らかい土が。そうした場合に、その辺の対応なんか、どういう計画なんですか。

○農政部長（宮崎英世） 今、議員が心配されております、例えば、パネルに落ちた水が落ちて、そこを例えば浸食をしてそのまま崩れるとか、あと例えば、そこに10cmぐらいある腐葉土がそのまま流れていかないのかというようなことで心配されてると思います。それに関してはこの申請書の中にですね、記述がございます。例えば、パネルからの雨だれに対する地表面の侵食、これに関しましては、それを防ぐために、例えば植生シートを敷く、藁芝で覆い隠すとか、というような計画が出てきております。それとあと、そこに降った雨を、法面排水を5mおきに設けて集水をしていくということで、雨水対策はされているところでございます。それと、腐葉土に関しましても、調整池に入り込むことのないような形の対応をしていくということの記載でございます。

○12番議員（吉村重則） 業者がそういうものを提出してると思うんですけど、確実にできると考えますか。技術的に考えたときに。そういうことは、それは文面の上ではどうでも書けますよ。実際、現場に行ったときにそういうことは可能ですか。

○農政部長（宮崎英世） そこが可能になるような形で、当然県も許可をいたしますし、また、施工中であれば、その確認もしていくということになります。

○12番議員（吉村重則） それが可能だったら、山川の小川から成川の方に1町歩から2町歩の太陽光発電がありますよね。あそこの法面の崩壊、ブルーシートが何箇所も設置されてるんですけど、普通農家だったら、崩壊したら即修正しますよ。だけど、あその場合はブルーシートが長いことかけられて、対策は練られてないんですよ。それでも、大丈夫と。そういう業者から提出されてる部分が大丈夫だと考えるんですか。

○農政部長（宮崎英世） 例えば、今議員がおっしゃるような小規模の開発。今回、提案されているのはこの大規模な30町歩に及ぶ開発。開発によって当然それを規制する法令、基準等が異なってます。議員がおっしゃるような、そのブルーシートが敷かれてそのままになってるというような案件に関しましては、また個別にその開発の業者が当然対応していくものというふうに考えております。この大規模開発に関しましては、その辺、当然、基準の中

でしっかり明確に指導を行われていくと考えておりますので、災害になる可能性は非常に低いものと考えております。

○12番議員（吉村重則） 指導するというけど、どこが指導するんですか。例えば、小規模開発にしても、申請そのものは市の方に申請がされるわけでしょ。やっぱり、小規模であっても4項目、水害とか災害とか環境保全の問題、この四つの条件そのものは出てくると思うんですけど、小規模だからどういう開発をしてもいいですよということはありません。市としては、市の方に申請がなされて、工事が終わったら市の方では関係ありません。ブルーシートを敷いてること自体も異常だと思えますよ。これに対しては市は何にも監督してないんじゃないですか。

○農政部長（宮崎英世） 市の方が何にも関係してないと言われると、ちょっと心外なことではございます。市の方としては、開発をされるときには、やはりその規制をする関係課、ここで協議をしまして、当然業者を指導していく。また、その指導がしっかり守られているかというのは、当然見ていくというふうに考えておりますので、その許可をしたからその後は全然知らない、市が知らないというふうなおっしゃり方はちょっと心外なところでございます。

○12番議員（吉村重則） ブルーシートをしてることが、大雨時になれば大きな災害につながると思うんですよね。そこは、どうしても低いわけですよ。太陽光パネルを並べてたら重機が入れないですよ。もう、いっぱい並んでるわけだから、修復ができないんですよ、人力でなければ。そういう状態であっても、市はどのような指導をされてるんですか。

○農政部長（宮崎英世） 当然、その崩れたところの状況というのは個々に違うと思います。復旧に関しましては、その現場に応じて最適な工法が選定されると思いますし、また、開発者の方でそれは行っていかなければならないというふうに認識しています。

○12番議員（吉村重則） ブルーシートをしてそのまま長期間なってる状態で、市としては、業者に対してどのような指導がなされてるんですか。

○農政部長（宮崎英世） その、例えば、ブルーシートが出ている状況ということに関しましては、例えば今、農政部に限定して申しますと、そこは林地開発関係のところではございませんので、ちょっと認識はしておりませんので、答弁は控えさせていただきたいと思えます。

○建設部長（黒木六海） ただいま、土砂が崩れたところにブルーシートをしてるということですが、それについては、それ以上浸食が起こらないように、それから崩壊が起こらないように対策を取っているものと思えます。

○12番議員（吉村重則） どのような指導を業者には行ってるんですか。

○建設部長（黒木六海） 土質については、崩れやすいもの、崩れにくいもの、それから、たまたまそこに水が集中していったことも考えられます。それについては、今申しあげましたように、それ以上浸食はしないようにブルーシートで保護をしているということではござい

す。

○12番議員（吉村重則） 業者に対して、どういう指導をしてるんですかということを知っている、そういう災害、ブルーシートで、一応、雨水の流れとかいろんなのを調整してる、中に入れなくて確認ができないんだけど、外から見た状況だから何とも言えないんだけど、そういうことを業者をしてるのかもしれない。だけど、行政として業者に対して許可したわけですから、業者は市の方に申請してる訳ですよ。そういう中で、業者に対してどういう指導をしてるんですか、いつ行いましたかということを知ってるんです。

○建設部長（黒木六海） 小川の上流部の開発については、許可と申しますか、そこは開発の行為になってませんので、開発申請をされている場所ではないというふうに考えております。

○12番議員（吉村重則） 申請だけは市の方に行いますよね。

○建設部長（黒木六海） 都市計画内の開発につきましては、3千㎡以上、また、太陽光につきましては、開発行為の許可が要らないということになっておりますので、申請自体は出てないというふうに考えております。

○12番議員（吉村重則） 市の方にもそれだったら、何も届け出をせずにそういう開発ができるということではよろしいんですか。

○建設部長（黒木六海） 土地利用計画の中で、建設部の方に申請という形はございませんけれども、土地の売買と1町歩を超える土地については協議がなされるというふうに考えております。

○12番議員（吉村重則） 何でこういうことを聞くかと言ったら、今度の大規模開発の中で調整池も3か所設けると。その表土が流れ込んで、どんだけ溜まるか、何万㎡溜まるとか、そういう計画はあるかもしれないんですけど、表土が溜まってしまえば、そんだけの容量はなくなるわけですよ。それを、どこが監視をするのかと。市の方が監視をするんですか。その辺はどうなるんですか。

○農政部長（宮崎英世） 先ほども答弁いたしましたように、中のそういう不具合に関しましては開発業者が当然やるようにはなっております。提案の中にもですね、例えば、おっしゃりますその腐葉土が溜まるような溜枘の設置、それを維持管理をしていくということもしっかり申請書の中に盛り込まれておりますので、それがしっかりするような形で業者へは当然要請はしていきたい、もちろんされるものと認識しております。

○12番議員（吉村重則） つまり、業者にお任せと。一応、そういう基準だけは守ってください、こんだけ守ってくださいよということはあるとしても、後は業者にお任せですということになるんですか。

○農政部長（宮崎英世） 先ほど、開発許可で四つの要件があるということを申し上げました。なお、維持管理に関して、要するに、完成後の維持管理に関しましても、その開発申請書の中でしっかり明記をされておりますので、当然、それは履行されていくものだということ

許可を県知事が判断するというところでございます。

○12番議員（吉村重則） もう、あくまでも業者任せであって、県が許可して、市としては関係ないということになるんですか。

○農政部長（宮崎英世） 今回の開発業者に限らず、開発業者の資力ですね、それと今までの例えば他地区での開発の経緯とか、こういうことも県知事が許可を出す判断材料の一つとなっております。要するに、何を申したいかと申しますと、しっかり信用のできる開発業者であるのかということも判断基準になっているということに考えております。

○12番議員（吉村重則） 造成もせずに、集落の裏山を30町歩大規模開発がされてるのは、全国で何箇所ぐらいあるんですか。

○農政部長（宮崎英世） 全国で何箇所あると、数字まではちょっとお答えできませんが、かなりの数、開発をされていると認識しております。

○12番議員（吉村重則） 造成もせずにそういう条件の中で、集落のすぐ裏山が開発されてるところがあるんですか。

○農政部長（宮崎英世） 確認をさせていただきました。県内でもですね、大隅の方に開発面積が200ha、指宿の場合は30haですから、かなりな、指宿よりも大規模なところが、この地山を生かした発電施設ということで建設をされているということでございます。

（発言する者あり）

○農政部長（宮崎英世） これも、ちょっと確認をさせていただきましたところ、下流域に二つの自治会があるということを確認しています。

○12番議員（吉村重則） 距離からしても大山の場合はそんなにないわけですよ。この200町歩が下流域にどのぐらいあるのか。開発されてしまったら、本当、住民は安心して生活はできないんですよ。調整池にしても、業者任せと。行政の方は関係ありませんと。もうそんなだけの申請がされてるんだから、業者を信用しましょうということですよ、答弁の中から話をすれば。でも、住民は本当に夜中に大雨が降ったときに、いつ災害に遭うか分からない状態ですよ。そういう、知らないようなことをしていいのか。だから、開発されたらこれからは始まりですよ。災害が起こらないようにさせるために、どうしていくのか。だけど、開発したら行政の方は調整池にしても監視もしません、ちゃんと申請どおりやってるから大丈夫ですよという答弁ですよ。これで、誰が安全だということを信用しますか。問題は住民がちゃんと安心して生活ができる。災害が起こったときに、本当に業者は取るんですか。行政がその責任取るんですか。そのために、どうしていくのかっていうことを考えていかなきゃならないんですよ。だから、業者任せでなくして、やっぱり行政がちゃんとやる。県がそれを申請を許可するかもしれないんだけど、市としては、市民の命、財産を守るという立場で、こういう開発が本当に大丈夫なのかどうか、その辺を調査したのかということも含めて聞いてるんですよ。その辺では、どうなんですか。

○農政部長（宮崎英世） 議員がおっしゃる住民の方々の心配、不安、これは私どもも非常に重く受け止めております。例えば、関係者の方々にもいろいろお話を聴きながら現地を見させてもらいながら、過去の経緯もいろいろ聴きながら、本当に心配されてるとするのは感じているところでございます。だから、その不安、心配を少しでも軽くしていただく。もちろん、解消すれば一番いいんでしょうけど、なかなかこの不安な気持ちというのは、当然、安心とまた不安というのは、また違うお話だと思います。不安というのはもう、完全によくて心の中、不安というような部分は当然ございますので、不安は当然解消までいきませんが、できるだけその不安を減らす、できれば解消されるような形での気持ちを、市は意見書として県の方に提出させていただき、県はそれを勘案していただいた上で、今後の可否の判断、開発、いいのか悪いのかという判断をされるものと思っております。

○12番議員（吉村重則） 調整池にしても、それと調整池を設けることによって雨水の量が一時的には減るんだということなんかも言われてますけど、何を根拠にしてそういうことが言えるんだろうか。その辺が全然出てこないんですけど、その雨水にしても減る根拠はどこにあるんですか。

○農政部長（宮崎英世） この調整池に関しましては、この調整池を設けることによって1回雨水を溜めて、そこから少しずつ流すというような形状になっております。つまり、業者の説明会でもございました。県へ申請された開発申請書の中でもございますけど、結局、端的に申しますれば、開発地域から出る水の量というのは、現状よりも少なくなるような調整池の大きさとか、そこを排出する大きさとかいうのを決めているということでございます。

○12番議員（吉村重則） 調整池にしても、腐葉土が溜まった場合に、そんだけの容量はなくなるんですよ。これまで小川地区でも、県道の暗渠が小さいために、乗り切らずに水害、床下浸水が起こってたんですよ。そういう状況で、今、合流地点にはガードレールの下に土嚢を3段積んでますよね。あれは、ああいうことが起こって当たり前だという判断をしてるんですか。

○建設部長（黒木六海） ただいま、農政部長の方からも御説明がありましたが、調整池によって排出する量を抑制して、基本的に申し上げますと、今、小川の排水路に流れてる量っていう、その集水、流域ですね、流域は変わらないわけなんですよ。そこからの水を、開発部分については調整池に1回溜めますので、その分は一気に流れてくる量からすると抑制されるということになるかと思えます。また、小川の排水路の件についてでございますが、これもこれまでも回答申し上げておりますように、以前ちょうど合流地点のところで、合併前のことなんですけれども、あって、越流をする部分についてはブロックを積み上げてこれまで防止をしておったということでございます。

○12番議員（吉村重則） 土嚢が3段、昨年の小川地区での大雨後に積まれてますよね。あれは想定内だと。あそこは氾濫するのは想定内だという捉え方なんですか。

○建設部長（黒木六海） 昨年の7月の豪雨で一時間当たりの雨量が101mmというのがございました。この101mm降った雨なんですけども、大山近辺が一番多くて、山川地域の中でも特に多かった雨の量だということでございます。これまでの気象庁の指宿地域のデータからいきますと、過去の時間雨量で最大が74mm程度だったと思いますけれども、いかにその日の、昨年の7月の雨が多かったかということになるかと思えます。そこで、現在、砂防水路については県が管理しておりますので、県の方が応急対策として現在土嚢を積んでいるということでございます。

○12番議員（吉村重則） 氾濫するのは想定内だという捉え方でよろしいんですか。

○建設部長（黒木六海） 想定内と申しますか、異常気象であれば出る可能性もあろうということになるかと思えます。

○12番議員（吉村重則） 全国的には1年間の間に120mm以上というのが何10か所ありますか。50年とか100年に一度の雨量じゃないですよ。そういう中で、今でさえも県道の暗渠が小さいために床下浸水が起こったりとか、そういうことが起こってるにも関わらず、30町歩の開発をしても雨量は少ないですよ。何を根拠にしてそういうあれができるんですか。業者は開発するためには、そういうことは出てきますよ。これが、集落の裏山でなければまだ分かります。すぐ裏山で、戦後にあの資料としては市の方にも地区民からのあれで来てると思うんですけど、戦後食糧難の時代に山を開墾して畑にして、そのあと何10年も苦しんでくるんですよ。そういう資料が市の方にも届いてるはずですよ。そういう中でも、30町歩も開発されると。下には保育園もありますよ。危険地域にも指定されてますよ。そういう中でも、市としてはいいですよということなんですか。だから、排水の問題にしても小川地区では水害の恐れがある。大山地区ではそういう土砂災害の可能性があると。だから、県が最終的には開発許可を出すかもしれないんだけど、だけどこれから住民の安全を守るために、行政としてはちゃんと取り組んでいく方向でしかないんですよ。そのためにも、業者任せじゃなくして、調整池にしてもちゃんと監視をすとか、そういうところで今後考えてはいかないんですか。

○農政部長（宮崎英世） 議員がおっしゃられる、その様々な心配、不安。これは地域の方々も正しく同じような不安を持っていらっしゃるというのは、先ほども答弁差し上げましたようにお話を聞かせていただく中で切々に感じているところでございます。これに関しましては、開発業者の方も説明会を以前開いておりました。そこで、このような形の御意見をいろいろ聞いて、やはり、少しでもそういう心配が少なくなるような工法はないかということで、例えば、面積を減らしたり、あと例えば、開発が30町歩というお話ですけど、この中のまた19町歩が開発の面積だと。その周りはそのままの山の形で残すというような提案。あと、それと先ほど言いました調整池に関しましても、その山なりに開発するということで、言えば、水が集まって来る場所がやはり増えるということで、調整池が最初の提案では2か

所だったところが3か所に増えたと。そこで、十分に開発地域から出るその水の量を抑えるというような提案をずっとしてきたということでございます。市が当然関与すべきことということで議員がおっしゃいます。私どもも、当然それに関しましては注視をしていきながら、基本的にやるのは開発業者が今後の維持管理は行っていく、また、それを行っていくようにずっと私どもも見ていくというようなことを考えております。

○12番議員（吉村重則） 昨年11月17日に指宿の農業支援センターで住民説明が行われてますよね。これに、住民の方が参加しようとしたら駄目だということで、区長さんと集落長さんについては説明は受けてもいいですよ。そのほかの人については駄目だということを業者はやってるわけですよ。何で、そんだけの安全な施設を開発するんだったら、聞きたい人だったら誰でも参加させるのが当たり前じゃないですか。これを、中に入れないと。住民説明も行わないと。この件についてはするけど、それ以外はしないというような方向で業者は動いてるじゃないですか。

○農政部長（宮崎英世） 今、議員がおっしゃるようなこと、拒否されたというようなことは、私どもは関知していないところでございます。

○12番議員（吉村重則） 本当、住民にとっては夜も寝れないと。大雨時なんか、本当気が気じゃない状態ですよ。そういう中で、県として許可するのかどうか。許可して開発がされるとなった場合には、今後、行政の方は、本当に住民と一体となって、災害の起こらん方向での取組をしていかなければならないと思うんですよ。その辺で、やっぱり今後、その小川地区のブルーシートがある。それについても何も指導もしないというんじゃないかと、ちゃんと復旧させるとか、そういうところで、やっぱり大規模についても、今後そういう監視が必要だと思うんですけど、その辺ではどうですか。

○農政部長（宮崎英世） 今後、どうなっていくかというのは県知事が最終的に判断することですけど、私ども市といたしましても、先ほども申しましたように、議員からの御意見、それと住民の方々の御意見等をしっかり受け止めながら、それも考慮した形で意見書を出させていただいたところでございます。その意見書の中にもですね、この説明会に関しても着工する前にですね、住民の方々に丁寧に説明をすることということを要請をして意見書をまとめてございますので、私どもは着工の前に丁寧な説明が行われるものというふうに考えております。

○12番議員（吉村重則） 雨水対策についても、そんだけの水量が出てこないというんだったら、清水川の下流の方に単独の排水路を設けさせるとか、そういう必要性もあると思うんです。それと、あと合流地点が、あそこが溢れると言うんだったら、取り敢えず溢れる水を下流の方に流すための側溝なり、道路を横断するぐらいだと思うんですけど、対策としてその水のはけ口を検討すべきじゃないかと思うんですけど、その辺はどうですか。

○建設部長（黒木六海） ただいまありました小川の合流地点につきましては、先ほども申しま

したように、越水した状況もございますので、過去の履歴もあるということで、今後どういう方向で一番いいのかということも含めて、現在、県とも協議をしてるところです。改修に向けて検討を進めていきたいというふうには考えております。

○12番議員（吉村重則） 同僚議員も昼からの質問の中で、この問題についてはまた質問があると思うんで、次に農業問題で質問いたします。

さっき、収入保険制度の問題が答弁の中でなされたわけですけど、市長選挙の前にはもうこの収入金保険制度そのものは2年ぐらい前から、国の制度としてあるわけですよ。選挙で何で農業所得補償制度の創設をという公約がなされてるんですか。市長しか分からないんじゃないですか。

○市長（豊留悦男） おっしゃるとおりであります。しかし、市として、その制度への支援という形での農業補償制度というのを考えたわけでありまして。つまり、保険の一部の市がその補填をしてやるとか、そういうことを市として新たな支援制度として、市が行うべき制度として確立をしたいということでありまして。

○12番議員（吉村重則） 合併して山川・開聞の償却資産税の問題、これを解決するのに農家と懇談会の中で、もう1期目のときだと思んですけど、農家との懇談会の中で、償却資産税が解決したら、ちゃんと支援制度をつくりますよということを農家に約束をしたんじゃないですか。

○市長（豊留悦男） その約束に基づいて、新たな制度として今回設けたのがその制度でもありますし、今後またどのような支援を行うかということについても検討していく予定であります。

○12番議員（吉村重則） 所得補償という部分で考えれば、どうしても1年間のことになるわけですよ。ここ3年、冷害でかなりの農家が苦しんでいます。農家の場合は植付をして、即収入になるわけじゃないですよ。3か月以上手を入れて、それから収入が入って来る中で、そんだけ手を入れた部分が報われない、これが今の実態だと思んですけど。そういう実態は農政の方は掴んではいないんですか。

○農政部長（宮崎英世） 議員がおっしゃるように、災害を受けた後の農家の方の状況、これも声をたくさんいただいております。議員の方からもいろいろ御意見をいただいております。それに対応するために、例えば今、農業振興促進基金の貸付、無利子の貸付ですけど、これをこの災害の後の、例えば、資材の購入、種とか肥料とかそういうのに使えるような資金として枠を拡大をして借りていただくような努力をしているところでございます。

○12番議員（吉村重則） 農業振興資金の問題では、それだったら何人ぐらいの人が利用してるんですか。

○農政部長（宮崎英世） 具体的な数字っていうのは、ちょっと今手元にございませんで、お話はできませんが、例えば今、農業振興促進基金というのは1億円ほど準備をしてございま

す。その中で、今現在、残額がおよそ5,000万円ほどということが分かっておりますので、結局、その貸し出している5,000万円というのが有効活用されているものだというふうに認識しております。

○12番議員（吉村重則） さっき、新規就農者が29年度2月末現在で30件ほど相談があるということですけど、若い農業青年が指宿で農業をやりたいと。人口がどんどん減っていく、高齢化がどんどん進んでいく中で、本当に人口を増やす、そのための農業支援、ここは非常に大事な部分だと思うんですよ。そういう中でも、例えば、子供を多い人は5人ぐらい抱えて農業取り組んでいる方もいますよ。所得が激減する、この3年間ほとんど冷害でやられてますよ。そういうことへの支援の在り方、例えば、給食費、農業関係だけではないと思うんですけど、若い青年の所得そのものはそんなに低いわけですよ。ですから、その辺への支援。急遽、申告をして所得がどうだったから支援を受けられるか受けられないかというんじゃないくて、現時点で所得が減ってきてるわけですから、そういう面では保育料とか給食への補助、その辺は考えてはいないんですか。

○教育部長（長山君代） 給食費の助成についてでございますが、学校給食法では、学校給食の実施に必要な施設や設備に要する費用、調理員等の人件費、消耗品費等の購入に係る経費、光熱水費などは市の負担としており、それ以外の学校給食に用する経費は保護者の負担とされているところでございます。この規定により食材費分を給食費として保護者に負担をしていただいているところでございますが、経済的理由により児童・生徒を就学させることが困難な保護者に対しましては、就学援助制度により給食費の助成がなされているところでございます。

○12番議員（吉村重則） さっき、市長は答弁の中で、今後、支援の在り方、収入金保険制度だけでなくして、新しい方向でも検討するという答弁がされてるんですよ。この選挙公報の中でも災害に対応した支援をするということがうたわれてるんですよ。制度としての答弁じゃなくて、そういう災害に対する答弁、市長、お願いします。

○市長（豊留悦男） 農政部長の方でいろいろな事業をお答えしたとおりでありますけれども、利子補給制度の充実も考えております。それと、農業振興促進基金、それが1億円ありましたけれども5,000万円、今現在、それだけの基金がある。とすれば、寒害を含めた様々の災害に対応するために、基金としてどのように積立を行うかというのも一つの支援策でもあります。子育て支援の中で学校教育、そして保育園を含めた総合的な支援の在り方、医療制度を含めた、それは農業振興という側面からも大切にしなければなりませんけれども、総合的な子育て支援という範疇の中で検討させていただきます。

○12番議員（吉村重則） 振興資金については3年前の低温で大被害を被ったときに、60名ほど相談に来て借入れをした人は4・5人だということでしたけど、今はそんなに多くの方が利用されてるんですか。

○農政部長（宮崎英世） 先ほど私の方でお答えさせていただきましたのは、残額が当然5,000万円あるということは、今現在たくさんの方がその、言えば全額で約1億円ですから、約5,000万円残額があるということは5,000万円は使われているものだというふうに認識しております。

○12番議員（吉村重則） 数として掴んでるんじゃないですか。

○農政部長（宮崎英世） 例えば、件数で申しますと26年度が12件、27年度が13件、そのあと28年度が4件、29年度が4件というふうに、個別年度では今ここに数字がございますけれども、トータルの分に関しましてはちょっと今手元に数字がございません。

○12番議員（吉村重則） この件数からした場合に、件数的には少ないわけですよ。限度額そのものが設けられてると思うんですけど、そういう意味では、やっぱり若い農業青年が30件も相談に来るという面で、本当に若い青年が指宿に住めるような、そういう農業支援の在り方、今後検討をしていただきたいと。これで一般質問を終わります。

○議長（福永徳郎） 暫時、休憩いたします。

休憩 午後 0時40分
再開 午後 1時38分

○議長（福永徳郎） 休憩前に引き続き、会議を開き一般質問を続行いたします。

次は、高田チヨ子議員。

○16番議員（高田チヨ子） 皆さん、こんにちは。公明党の高田チヨ子でございます。

はじめに、この3月末日をもって退職されます職員の皆さま、長い間市政発展のために御尽力を賜り、改めてその御労苦と御功績に深甚なる敬意を表します。今後は、健康に十分留意され、その豊富な経験と知識を郷土指宿市の発展のために生かしていただきますようお願いいたします。新しいメンバー20名での議会が始まりました。指宿市発展のため、また、市民の皆様が安心して生活できるようにしっかりと頑張っていかなければならないと思っております。

それでは、通告に従い一般質問を行います。

はじめに、安心・安全な生活のために、イッシーバスについてお伺いいたします。イッシーバスが運行されるようになって、交通弱者の方々、開聞・山川・池田地域の方々は大変喜ばれているかと思えます。お伺いいたします。利用状況はどうなっているのでしょうか。さらに、1月に徳光を訪問したときに伺ったことですが、12月に雪が降った日にバス停に行ったそうです。すると、御高齢の方がバス停のところに座り込んでいたそうです。どうしたんですかと聞いてみると、ここまで歩いてきたけれども、待ち時間が長いので座っていたんだよということでした。イッシーバスを利用される方は御高齢の方がほとんどだと思います。全てのバス停でなくても椅子があったらいいのになと思えますが、どうでしょうか。

2点目に、子育てについてお伺いいたします。今までにも何回もお聞きしてきました

が、市内の保育所等の入所状況や待機児童、潜在的待機児童の現状についてお伺いいたします。

3点目に、高校生の資格取得についてお伺いいたします。少子化の影響もあり、県内の高校の受験率が低くなってきています。そこで、お伺いいたします。本市の入試出願倍率についてお伺いいたします。

4点目に、看板設置についてお伺いいたします。開聞には昔からとても有名だと言われている玉乃井と言われる井戸があります。この玉乃井のことについて、以前、開聞の議員の方も質問をされたことがありました。今回、質問させていただくことになったのは、この玉乃井の近くに住んでいる方が、観光客が来たときなどに大変道路が困ったり、車が止まったりバスが止まったりしている。そして、玉乃井の状況が分からない、どこにあるのってよく聞かれますということがあったそうです。そこで、この玉乃井のことを質問することにいたしました。この日本最古の井戸として知られ、観光客も多く訪れている玉乃井にまつわるどのような神話や伝承があるのか、お伺いいたします。

5点目に、空き家対策についてお伺いいたします。この空き家問題は全国どこでも問題になっているところですが、今朝テレビを点けていたところ、北海道と長崎の取組が放送されていました。ここでは解体をするというものでした。危険空き家は解体しなければならないと思います。しかし、まだまだ住める空き家もたくさんあるのではないのでしょうか。これを、どうにかできないものかという思いから取り上げています。よろしくお伺いいたします。空き家を利用して安くで貸し出すことにより、若者や高齢者の方々、さらに、他自治体からの定住にもつながるのではないかと思います。そこで、本市の空き家の現況についてお伺いいたします。

以上で、1回目の質問といたします。

○市長（豊留悦男） 安心・安全な生活のため、イッシーバス、このバス停、椅子の設置等について質問をいただきました。市内循環バスでございますイッシーバスは、4路線で運行しており、バス停は144か所あり、そのほとんどに椅子などは置いてないところでございます。一般的にバス停に椅子などを設置する際には、道路管理者である国や県、警察などに道路の幅や交通量などの現場状況を確認していただきながら、認めていただく必要がございます。認めていただくためには、そのバス停付近の通過車両や自転車、歩行者などの通行に支障がなく、その椅子等の安全管理をしっかりとできるかどうかが必要になります。現在、市では、新たな公共交通体系を構築する事業に取り組んでおり、この中で、バス停のルートや設置場所等も見直すこととしております。今後、それらの見直しをしていく中で、バス停のバス待ち環境についても検討してまいりたいと思います。

次に、待機児童についてでございます。平成29年4月1日現在における市内保育所等の状況につきましては、公立保育所1施設、私立保育所11施設、認定こども園5施設、小規模保育事

業所1施設、計18施設で保育認定児童の受入れを行っているところであります。また、入所状況につきましては、待機児童解消策における弾力化運用により、定員を超えて118%まで入所可能としていることから、18施設における定員1,075人に対し、1,259人までは入所できるようになっているところであります。入所希望者は1,150人で、数値上では全員が入所できることから、待機児童はいないところでございます。しかしながら、各年齢に入所枠があることや、保護者の居住地や勤務先などの都合により、特定の保育所を希望されているため、入所できない潜在的待機児童が25人いるところでございます。

以下、いただきました質問等については、教育長・担当部長が答弁いたします。

○教育長（西森廣幸） 所管する指宿市立指宿商業高等学校の入学者選抜学力検査の最終出願状況については、募集定員200名から推薦内定者9名を除いた191人に対して、最終出願者は175人で、出願倍率は0.92倍でありました。なお、鹿児島県内の全日制高校の平均倍率は0.89倍であり、指宿商業高校は県内平均と比較しますと若干高い出願倍率となっています。

次に、玉乃井にまつわる神話や伝承についてのお尋ねでしたが、江戸時代後期に編纂された三国名勝図絵には、開聞地域が太古において、海の神が住む竜宮界であったと記されています。玉乃井については、林の中にあり、周りに玉垣を設け、石の鳥居が立っていると記されており、日本書紀の海幸・山幸神話において、山幸彦と豊玉姫とが出会った井戸が、この玉乃井であるという言い伝えは、開聞地域が大昔に竜宮界であったことから来ているのではないかと考えられます。このようなことから、古くから玉乃井は日本最古の井戸として伝えられているところであります。

○総務部長（有留茂人） 空き家対策について、現況についてということでございます。本市では、平成22年11月と平成25年10月と、平成28年12月の3回、指宿市消防団の協力の下、空き家の調査を行っているところでございます。平成28年12月の調査においては、市内の空き家の数は1,994棟であり、うち危険な空き家と思われる空き家の数は165棟であります。平成25年度の調査と比較すると、空き家の数は274棟の増、うち危険な空き家の数は15棟の増となっている状況でございます。

○産業振興部長（上田薫） イッシーバスの利用状況でございますけれども、平成28年度で申し上げますと、乗り込んだ人員ですけど、2万2,278名で、1便当たりの利用者数は8.9人というところでございます。

○16番議員（高田チヨ子） はい、ありがとうございます。

それでは、2回目からの質問に入ります。今、イッシーバスのバス停のことはいろいろ検討させていただきますというお返事をいただきました。できれば、近いところはいいんですけども、遠い開聞とか山川とか池田から来られる御高齢の方たちのためにも、1日も早くこのバス停設置をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

次に、子育てについてお伺いいたします。潜在的待機児童が25名いるということでした。

私の知っている方にもこういう方はいらっしゃいます。保育園に入らせてあげたいけれど、なかなか入れない。それ故に仕事に行くこともできない。何とかできないもんだろうかというお母さま方はたくさんいらっしゃる。そういうふうに思っております。それでは、この潜在的待機児童に対する対策をお願いいたします。

○健康福祉部長（前園千秋） 本市におけます平成29年4月1日現在の潜在的待機児童の状況につきましては、そのほとんどが指宿地域の保育所等で発生しておりまして、山川・開聞地域におきましては、逆に定数に満たない保育所等もある状況でございます。また、市内における入所児童数は微減しているものの、指宿地域への保護者の勤務地・住居が集中していることから、潜在的待機児童が発生しているようでございます。本市としましては、今後、市全域の保育利用計画の見直しをしなければならぬと考えており、平成32年度から新たな子ども・子育て支援事業計画を策定する上において、各保育所等と十分協議を行い、潜在的待機児童の解消につながるよう、努めてまいりたいと考えているところでございます。

○16番議員（高田チヨ子） 何とかしてあげてほしいと思います。私の孫が今、池田保育園の方に行っております。本当にありがたいことに、バスで送迎をしてくださっているところです。それがなければ、とても指宿から池田保育園まで毎日送り迎えをするというのは、母親の立場になればなかなかできない、それが実情であります。そこを、バスを使って送迎をしてくださっている、本当にありがたいなと思っているところです。この潜在的待機児童の方たちも、仕事の関係で、開聞とか山川に空いてるところがあっても行くことができない、連れて行くことができない。そして、仕事が終わってから迎えに行くこともできない、そういうお母さまたちばかりで、この潜在的待機児童につながっている。そういうふうになっているところなんです。

それでは、次に、この潜在的待機児童解消のために、その対策を含めて、子育てに関する情報発信や子育て支援を図るために、子育て支援アプリというのがありますが、この子育て支援アプリの導入ができないか、お伺いいたします。

○健康福祉部長（前園千秋） 現在、本市におきましては、市のホームページや子育て支援サイトにより、子育てに関する情報提供を行っているところでございます。また、子育て支援アプリを導入し、情報提供を行っている自治体があることについては、承知しているところでございます。本市におきましても、子育てアプリの導入により有効な情報発信が可能となり、子育て支援につながることは認識しておりますが、今後、他市の利用状況や費用効果等について調査研究してまいりたいと考えているところでございます。

○16番議員（高田チヨ子） 是非、導入をしていただきたい。そういうふう思っておりますので、よろしくお伺いいたします。

それでは、子育て支援都市宣言についてお伺いいたします。このことは本市の子育て支援にとって、とても有効なPR事業になるのではないかと思います。同僚議員も何回か質問さ

れているようですが、この子育て支援都市宣言というのをすることによって、指宿市が子育てに優しい町だよってということをみんなにPRする、そういう思いでありますので、このことについてお伺いいたします。

○健康福祉部長（前園千秋） 子育て支援都市宣言につきましては、少子化対策につながる可能性があることは、十分理解しているところでございます。しかしながら、本市におきましては、観光や農業をはじめとした各種産業の充実、高齢者や子育て支援等、様々な施策を推進し、市民の福祉向上を図らなければなりません。これまでも、産科医の確保、不妊治療費助成、産後ケアや新生児聴覚検査、妊婦歯科検診、更には病児保育事業の拡充、ファミリー・サポート・センターの設置、ひとり親家庭等学習支援事業など、様々な子育て支援策に取り組んできているところでございます。本市としましては、宣言をしなくとも様々な子育て支援策に取り組む姿勢に変わりはありません。しかしながら、宣言することによって、本市の少子化対策に大きな効果が見込めるとすれば、子育て支援都市宣言の必要があるかと考えているところでございます。

○16番議員（高田チヨ子） 今、答弁してくださいましたとおり、本市は多くの子育て支援を行っていることは重々承知しております。さらに、今後、産後ケアや新生児聴覚検査、そういうものも入って来るということで、本当にありがたいなって思っております。ただ、その支援を受けているお母さんとか、スマホを見てる人とか、インターネットで調べてる人とか、そういう方たちは、指宿は本当に子育てに一生懸命頑張ってくれてるんだなっていうのは分かっているかもしれませんが、でも、実際にはどうでしょうか。そういうインターネットを見ない方、そして子育てをもう離れてしまった方。そういう方たちの方が多いのではないのでしょうか。そういう方たちが、本当に指宿がどれだけ子育てに一生懸命なのかっていうことを分かってもらうためには、やっぱり、この子育て都市宣言をすることはとっても大事なことはないかな、そういうふう思うところなんです。本当に宣言をしなくとも、指宿は子育て頑張ってるよっておっしゃっていますけれども、宣言をするということで、市民の皆様や、そして市外の方たちも、指宿は本当に子育てに一生懸命なんだねっていうことを分かってもらえる、そういうチャンスではないのかな、そういうふう思います。そして、指宿には、市役所の前に青色申告宣言都市とか平和都市宣言都市とか書いた看板も立っております。そういうものがあるのと同じように、この指宿も子育て支援都市宣言というのをきちんと分からせるために、そういう看板の設置もしてはどうか。そういうふう思っております。このことは市長、どうお考えになりますでしょうか。

○市長（豊留悦男） 子育てのしやすい指宿市、そして、何より少子化対策に取り組んでいる指宿市として一つの有効な手段であると思っております。宣言をすることで、子育てしやすい指宿というイメージ、そして多くの方々が指宿で暮らしたい、子育てをしたいという、そういう取組をしたいと思っております。先ほど、部長が答弁いたしましたように、宣言をする

しないに関わらず、子育て支援に取り組んでいるのは、もう御案内のとおりでございます。やはり、本市の少子化対策をはじめ、様々な面でこの宣言をすることで、指宿市が内外に子育てしやすい町だという、そういうPRをするためには極めて大切だろうと思います。私も、ある市の子育ての様子、それを勉強させていただきました。本市と同じような取組をしている事例もたくさんございます。しかし、すばらしい取組だなというのが2・3ございました。こういうもの等を含めて、どの程度の予算化で、どういう組織で、この子育て宣言の都市として頑張っているのかというのを、これから勉強させていただき、ただいま議員がありましたように、調査、研究していく中で、宣言都市として指宿市をPRしていきたいと思っております。

○16番議員（高田チヨ子） はい、ありがとうございます。是非、お願いいたします。

それでは、次に、高校生の資格取得についてお伺いいたします。出願倍率が他の県内でもそんなに悪くないということではありました。それでも、もっともっと1割を超えるぐらい、そして、指宿の町には市立は指商だけですけれども、ほかにも県立の山高とか指高とかあります。そういう学校の推進にもつながるような施策ができないものかなって、そういうふうにも思っておるところです。そういうときに、どうすればいいんだろうって考えてみたところ。そこで、この通告を皆さん見られたときに、えっ福祉課って思われたんじゃないかなと思うんですが、これからの子供たちの就職、そして、本市の福祉行政に非常に役に立つのではないかな、そういうふうにも思ったところ。今、福祉施設では従業員が足りない、働き手がない、そういうことで皆さん悩んでおられます。そして、募集をしてもなかなか来ない。そして、新しい施設が建つとその新しいところに行ってしまう、そういう現象があるというのをお聞きしました。そのときに、それじゃ今資格を持ってるお母さん方たちは今ある施設に行ってもらいだけども、これから高校に行こうっていう生徒たちにこの福祉の勉強をしてもらい、そういうことはどうなんだろう。そういうふうにも思ったところ。その福祉施設や病院、そういうところの手助けにもなるのではないかなと思っております。このことについて、本市としては、どのようにお考えでしょうか、お伺いいたします。

○教育長（西森廣幸） 福祉科の設置についてのお尋ねでございました。指宿商業高校への福祉科の設置についての御質問としてお答えさせていただきたいと思っております。指宿商業高校は、商業科だけの設置校として商業の専門教育を行い、簿記・情報処理などの資格所得はもとより、指商デパートや株式会社指商、中国語・韓国語の語学力など、実学によるビジネス教育を展開し、生徒の進路実現を図り、新たなビジネスリーダーの育成に努めているところでございます。その結果、卒業生の進路先は多様であり、福祉施設への就職や福祉関係の大学、専門学校への進学にもつながっているところであります。生徒が求める進学・就職先への進路がかなうよう、引き続き商業の専門教育の充実に努めてまいりたいと考えております。こ

のような状況から、福祉科の設置は現在のところ難しいのではないかと考えております。

○16番議員（高田チヨ子） 指商は本当に今一生懸命頑張ってください、そうしていろんなところに就職したり、専門学校に行ったりしてるということでありました。であれば、本当に、この山高とか指高についても、もちろん、指宿市立ではないので市が感知することではないかと、それは思いますが、何とかそちらの方にも、市として取り計らってあげられることはできないもんなんじゃないでしょうか。

○教育長（西森廣幸） 所管外の県立高校でございますが、いろいろ情報交換とかそういう場面において話題にすることはあろうかと思っております。現在、県内の県立高校、全日制の高校の中には3校だけ福祉科を設置している高校がございます。それぞれ、いろんな出願状況でございますけれども、厳しい状況にあるのかなと、そういうようなことも考えますし、また、中学校の段階で進路を選択するとき、福祉部門という選択をどのぐらいの生徒が考えてできるのか。むしろ、高等学校を卒業するときとか、また大学、専門学校を卒業するときを選択して、福祉関係に携わるということもあるのではないかなと思っております。但し、一気にできるわけございませんので、市内の小学校、中学校等においては、福祉に関わる施設に出掛けてのふれあい活動や様々な体験活動、そういうものを積み重ねながら、福祉に関心のある児童・生徒を育てていきたいと思っております。

○16番議員（高田チヨ子） よろしく願いいたします。

次に、看板設置についてお伺いいたします。今、玉乃井の説明をしていただきました。本当にすばらしい施設なんだということがよく分かりました。私も、この玉乃井、最初はお聞きしたときに、玉乃井、それ何ですか、実際のところ分からなくて聞いたところでした。開聞に行ったときにお話を聞いて、そこにあるんですよって言われても、どこですかっていう感じで、本当に分からない。でも、行ってみたら、本当にすごいところなんだなんっていうのを思ったところです。インターネットなどでも、日本最古の井戸として紹介記事も見受けられます。そして、このインターネットを見た観光客が一定数訪れて来ているそうがあります。観光客などからは、場所が分かりにくいという指摘がある。そのため、道路上に分かりやすい標識、看板などの整備は考えられないか、お伺いいたします。

○産業振興部長（上田薫） 唐船峡周辺には、多くの史跡や観光資源があり、玉乃井そのものもその一つでございます。御指摘のとおり、現状では、玉乃井は道路から見ても分かりにくい状況でございます。そこで、遠方から訪れる方にも分かりやすくするために、玉乃井の道路敷きに簡易な看板を設置する方向で検討してまいりたいと考えております。

○16番議員（高田チヨ子） はい、是非、お願いいたします。玉乃井を見に来られる方々にゆっくりと見てもらえるように、隣接地に2・3台でも車を止められるような駐車場の整備ができないか、お伺いいたします。

○産業振興部長（上田薫） これまでも、玉乃井の隣接地に駐車場はできないかという要望はあ

ったところでございますが、隣接地が、経営体育成基盤整備事業を活用し、ほ場として整備した農地であること。それから、また、地権者の同意が得られなかったということもあって、駐車場の整備はできなかったという経緯があるようでございます。玉乃井は、貴重な観光資源でございますが、これまでも、国立公園の関係や、駐車場用地の確保、整備にかかる費用など、多くの理由から整備できなかった経緯がございますので、総合的に判断してまいりたいと考えております。

○16番議員（高田チヨ子） 今までも開聞の方たちがいろいろと御相談をされてきたということですね。開聞の方たちは、この玉乃井は、もう本当に古い井戸だから何とか残して、みんなが来たときに、すぐここが玉乃井って分かるような状況にしてほしい。そして、周りにいる方たちにも迷惑を掛けないように、車が停まったことによって、他の通行する人たちの迷惑にならないように、そういう状況にしてほしいということもお伺いいたしました。そして、つい先日、開聞の方から言われたことは、ここにね、今、水がないですよ。玉乃井、水がないんですけども、せつかくの井戸だから水を入れてくれたらいいのになってという話もありました。ただ、水道を引くってということが無理ってということもお聞きしております。いろんな難しい状況がある中で、何とか市としてできる対策を取ってほしいと思いますが、このことはどうでしょうか。

○産業振興部長（上田薫） 先ほども答弁いたしましたけれども、この玉乃井のところにつきましては、国立公園内でもありますし、現在、唐船峡、それと池田湖も含めて総合的な計画もあるところですけども、実際、この井戸自体が水が出ればよろしいんですけども、その整備というか、その環境も含めてですね、どうしたらいいかということも含めて、今後、検討していきたいというふうには考えております。

○16番議員（高田チヨ子） 是非、お願いいたします。

それでは、次に、空き家対策についてお伺いいたします。某新聞によると、東京都では子育て世代の方や高齢者向けの地域活性化のための改修工事に助成金を出しているということが載っていました。東京での取組ですが、指宿でもできたらいいのになって思うところです。公営住宅を希望しても入居できない方が多いことから、住宅セーフティーネット制度を利用した方策はないか、お伺いいたします。

○建設部長（黒木六海） 住宅セーフティーネット制度についての御質問をいただきました。平成29年4月26日に住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部を改正する法律が公布されました。地域の住宅事情に応じ、県などの地方公共団体が賃貸住宅の供給促進計画を策定し、登録住宅に高齢者、子育て世帯、低額所得者、障害者、被災者など住宅の確保に特に配慮を要する者への入居支援制度です。本市では、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進等を図るため、今後は、県と協議しながら、不動産関係団体、居住支援団体や行政が連携する鹿児島県居住支援協議会への加入に向けた準備を進めて

いきたいというふうに考えております。

○16番議員（高田チヨ子） それでは、空き家の利活用について。本市の方向性、また、市が考えている活用の仕方をお伺いいたします。

○総務部参与（中村孝） 空き家の利活用について、本市がどのように考えているかでございますけれども、本市では、地域内にある活用可能な空き家に新たな付加価値を加え、地域の交流の場や移住・定住希望者の住まいとして次世代につないでいく事業を平成30年度から取り組むことにしております。地域住民と協働で推進する空き家活用コーディネーターとして、新たに2名の地域おこし協力隊員を採用し、活用可能な空き家の掘り起こし・データベース化や活用に向けた啓発活動、移住・定住希望者のサポート、住まい、地域とのマッチング支援などを行っていきたいと考えております。また、空き家の活用に意欲的な地域を支援するため、新たに地域提案型協働による空き家活用モデル事業、これは仮称でございますが、を創設し、地域ぐるみで空き家活用に取り組む団体に対して、必要な経費の一部を補助することとしております。

○16番議員（高田チヨ子） 何とかよろしく願いいたします。このセーフティーネットは、今から県の方が協議をするということですが、市の方に、また今から来るんだと思いますので、そのときは何とか市の方で、この空き家対策がよくなっていくようお願いしたいなと思っています。何と言っても、市民の皆様が指宿市に住んで良かったと思えることが一番だと思いますので、よろしく願いいたします。

最後に、以前にも言った言葉ですが、皆さん覚えておいででしょうか。蔵の宝よりも身の宝、身の宝よりも心の宝、第一なり。私はこの言葉が大好きです。心が第1番だということです。私たちが誠意をもって心を尽くして市民のために一生懸命頑張っていく、そうすることによって指宿市は発展していくのではないのでしょうか。終わります。

○議長（福永徳郎） 暫時、休憩いたします。

休憩 午後 2時20分
再開 午後 2時32分

○議長（福永徳郎） 休憩前に引き続き、会議を開き一般質問を続行いたします。

次は、東勝義議員。

○2番議員（東勝義） こんにちは。お疲れ様です。初めて登壇させていただくと、流石に緊張しています。議席番号2番の東勝義です。当選証書をいただいて1か月と10日余りしか経っていないピカピカの新人議員ですが、一般質問という大それたことをさせていただく失礼をお許しください。質問の流れなど分からないことがあり、皆様方に御迷惑をお掛けすると思いますが、温かい目と優しい気持ちでお付き合い願います。また、市長、副市長はじめ市役所職員の方々におかれましては、的を射ないような質問や意見を言うかもしれませんが、何とぞ寛容のある広い心で対応していただきたいと切にお願い申し上げます。私は、市議会議員

という役職をいただき、議員としての責務を全うするために努力を重ねてまいり所存ですので、よろしく申し上げます。

また、本年度退職される市職員の皆様方におかれましても、長い間御苦勞様でした。これからも市政の発展に御協力いただきますようお願い申し上げます。さらに、私のこの一般質問の内容について、たくさんの方々から助言や参考資料をいただきました。この場を借りてお礼を申し上げます。本当にありがとうございました。

質問に入る前に訂正をお願いします。質問2の地熱の恵み活用プロジェクトについての①・②・③とありますが、順番を入れ替えて③から質問させていただきます。

では、1、指宿山川太陽光発電開発に伴う大規模林地開発についてですが、この質問は午前中、同僚議員であります吉村議員が質問し、回答を得ておりますけれども、私覚えてませんので確認のため再度御回答お願いいたします。1の①、雨水対策のための調整池を造るといいますが、その調整池の排水対策は取られてるのか、から始め、2と3については後ほどいたします。

2、地熱の恵み活用プロジェクトについての③、先日、市長の施政方針演説の中で、このプロジェクトについては市民の皆様の一定の理解を得たと言われましたが、凍結されたこの案件をどういう観点から理解を得たと思えたのか、お聞かせください。

あとの質問につきましては、質問席からさせていただきますのでよろしくお願いいたします。以上です。

○市長（豊留悦男） 指宿山川太陽光発電所に係る調整池についてでございます。御案内のように、調整池とは、大雨のとき、雨水を一時溜めた上で、下流へ少しずつ調整しながら流し、雨水が区域外に一気に流出しないような構造となっており、洪水を防ぐ目的で設置するものであります。今回の林地開発許可申請では、設計基準は県の調整池設計基準に基づき設計されており、開発区域内に3基設置する計画となっているようであります。その結果、下流の排水施設への流量は、開発前よりも減少すると申請されているところであります。雨水とともに調整池に流れてくる土砂につきましては、調整池から流出する排水口の手前に溜枘を設けており、土砂は溜枘に滞留するため、土砂の影響で雨水が排出されないという事態にはならないものと考えております。さらに、開発業者に確認したところ、溜枘については適宜点検を行い、溜まった土砂はその都度排出するという説明も受けたところであります。今回の林地開発許可申請の中で、調整池につきましては、開発業者と許可権者である鹿児島県、そして放流先は開発業者と河川管理者である市と協議がなされており、計画されている3基の調整池は、災害・水害防止の観点から正常に機能すると考えているところであります。

次に、地熱の恵み活用プロジェクトであります。私は、この地熱の恵み活用事業の意義やこの事業が本市にもたらす恵みを選挙公約に掲げ、説明会や選挙活動などで切々と市民の皆さんに訴えてまいりました。その結果といたしまして、市長として市民の皆様から再度負託

を受けることができましたので、市民の皆様の一定の理解が得られたと私なりに判断したところでございます。

以下、いただきました質問については、担当部長等に答弁をいたさせます。

○2番議員（東勝義） 先ほど、午前中説明を受けましたが、雨水対策についての調整池の排水についてですが、これは手動でしょうか、自動でしょうか。少しずつ流すという意見を賜りましたんですが、それをお聞かせください。

○建設部長（黒木六海） 調整池からの排水路についての御質問だったというふうに思いますが、調整池からの排水対策については、開発区域には3か所の調整池が計画されております。東側には2か所の調整池があり、この調整池から市道上出横瀬線に新設された排水路に接続し、砂防水路に排水する計画となっております。また、西側には1か所の調整池がございまして、この調整池から市道大山鷲尾嶽線に新設された排水路から市道上出線の排水路に接続し、同じく、砂防水路に排水する計画となっております。

○2番議員（東勝義） 私は排水の方向じゃなくてですね、排水、雨水が溜まった場合、徐々に流すって言われました。その徐々に流す方法を聞いているのですが、お願いします。

○農政部長（宮崎英世） 先ほど、市長の方からも答弁がありました調整池、ここに1回溜めて、そこから、簡単に言えば、例えば、ポリバケツがあつて、その下に水道の蛇口を付けて、必要なだけ流すというようなのを想像いただければよろしいかと思えますけど、結局、この水道の蛇口の口の大きさ、ここを定めてあつて、必要以上の水は流れないというような構造になって、今現在の水の流出量よりも少なくなるというふうに考えているところであります。

○2番議員（東勝義） そういう、今私が言ってるのは、徐々に流れる。確かに、大きな溜から流すと徐々に流れる。これは自動じゃなくて、結局、自動か、自然の流れです。私が言うのは、少しずつ流すと言います。だけど、雨っていうのは、そんなば一っと降って少しずつ流れるような雨量じゃなかった場合はどうするのかと思うことです。私が言う自動なのか、手動なのか。手動だったら、人間が行くのか、そういうことを聞いてるところでした。

○農政部長（宮崎英世） 先ほどちょっと答弁いたしました構造で設置をされるということで、結局、その都度人が行って、調整するっていうんじゃないくて、自然に、自然にっていうか、自動でその調整をされるということになっております。

○2番議員（東勝義） 自動っていう場合は、そしたら、1時間に何ccとかいう規定がありますか。何ℓとかいう規定が、1時間に何ℓ流すっていう規定があれば教えてください。

○農政部長（宮崎英世） 要は、下流側の水路で流すことが可能な水量以下という形での計算でございます。具体的にそこが何ℓとかいうふうに、今数字は持ち合わせておりません。

○2番議員（東勝義） 私が言いたいのは、雨量、結局、積算雨量、今まで県にもちょっと調整に行きましたけど、1時間に155mmの雨に対応するというものであったんですが、積算雨量で

はないんですよ。積算雨量の場合、その調整池が一杯になるまでにずっと流していくっていう、その調整池が一杯になったときのその下流に影響を与えないような量っていうのが、本当にそこで自動的に可能なかどうなのか。それがちょっと懸案するところで、それがちゃんとできないと、下流域の水の氾濫というのは考えられるんですよ。だから、それを考えれば、やっぱり、その雨量に対しての調整池の大きさ。それと、流す量。それを自動的にするのか、手動ですのか分かりませんが、その調整のところが一番肝心じゃないかと思うんですが、どうお考えですか。

○農政部長（宮崎英世） 私の説明の中で自動とかっていうと、調整池の大きさが自動的に大きくなったり小さくなったりするとかいうようなイメージを持たれたと思いますけど、違います。調整池がですね、要するに、その開発区域の広さに降った雨水を溜めるといような機能でございますので、それが3か所あるということですけど、一遍に流れてこないような形の調整池の大きさというのを、計算をされて、例えば、大きなプールのような形の池が造られると。そこから、少しずつ下流側に流すというような構造になっております。

○2番議員（東勝義） 押し問答になりますので、これに関してはもう1回確かめてください。すいません。

それと、三つの調整池があって、そこが小川の下流域の清水川に全て流れていくんですが、その水量に今まで氾濫している状態で、砂防で土嚢が積んであると思うんですが、その水量は超えないということが確約できるでしょうか。

○建設部長（黒木六海） 先ほど、農政部長の方からもございましたけれども、下流域の管理は普通河川ということで建設部の方で管理をしております。その中で、現在、大山の砂防の水路から岡兒ケ水の海岸まで清水川ですと流れていくわけですが、その中で現在の断面を調査しまして、その中で一番支障となる区域をまず決めます。その支障となる区域、今、流せない区域ということですが、通常、専門でネック地点と言うんですけれども、ネックとなる地点を選定します。今回は県道大山開聞線と、それから砂防水路との交錯が一番断面的に不利だということで、そこをネック地点として選定しております。その中で、現在、そこから上流域が流域面積が約150町歩ぐらいあるんですけれども、そこから水が流れて来るときに、開発したときの量ですね、排水量、排水量を幾ら流せるかと、許容排水量と言うんですけれども、幾らまでなら流せるという数値を決めます。それが、今、設計上では1秒間に0.86 m^3 流れるということになります。その0.86 m^3 を超えないように調整池の大きさを決めてもらうと。私どもの管理する普通河川に流すのは、もう0.86 m^3 しか流せませんよと。0.86 m^3 を遵守することで、先ほど御質問がありました合流地点のところは現在の状況と変わらないというようなことになると思います。先ほども説明しました、現在の断面で幾らまでは流せるのかというのを計算して、上の調整池の容量を決めると。上の3か所の調整池の方からその0.86 m^3 に間に合う分だけしか流していかないという大きさの口を造って、そこから徐々に流

していくというような状況になろうかと思えます。

○2番議員（東勝義） 0.86㎡というのはどのぐらいの量なのか私は全然分かりませんですけど、それだったら、今度は清水川が、もし、再度開発に掛かった場合、再度氾濫、何回もする場合は、市としてその清水川の増幅工事を考えていらっしゃいますか。

○建設部長（黒木六海） 清水川の現在ですね、越流をしてるのは御存知かと思えますけれども、小川からの合流地点のところは今回、昨年7月の100mm降ったときに越流したと。過去、いつ頃かは忘れましたが、大体20年ぐらい前だと思うんですけど、その橋梁部分が溢れて、当時の山川町時代にそこにブロックを積んだと。今回はその後、100mmの雨で道路の方に越流をしましたので、県の方が砂防水路ということで今、土嚢を積んでます。そこで、県と市のちょうど区域境というか、管理の境になってますので、今後は県と協議をしながらどういう対策を取って排水していった方がいいかということを進めながら、改修に向けては検討していきたいというふうに考えております。

○2番議員（東勝義） この前です、開発業者、大体、今からその氾濫が頻繁にあるんだつたらと。それに対して、市と県が協力して、税金を使って川幅を広げるとなってしまった場合、その事業者に関してはその負担っていうのはできるんでしょうか、できないんでしょうか。

○建設部長（黒木六海） 今回、昨年7月のその7月で溢れたものにつきましては、開発がまだされない中でそういう状況があったということですので、開発に伴わない現況のそういう被災履歴があるような場所についてはですね、現況の段階で改修を進めていくべきというふうに考えております。仮に、開発に伴って更にまた増えていくというようなのであれば、それはそれでまた違う話なんだろうけれども、先ほども申しましたように、現在の断面で幾ら流せるかということで調整池を決めてもらっておりますので、今の設計上ではそれ以上は流れて来ないと。仮に、200mm、300mmってそういうとてつもないやつが来ると、またもう、そのときにはもうどこも溢れているような状況でしょうから、私どもとしましては、現況の問題になっている点については解決を図っていきたいというふうに考えております。

○2番議員（東勝義） はい、ありがとうございます。

もう1点です。大山の上出地区というのは、大きな水路がないんですよ。それで、今、雨が降った場合、道路が川の状態になると。それと、小さい砂なんかも一杯出てくると。それに対して、今の状態で大山の上出地区の水路を広げるって計画がありますか、ありませんか。

○建設部長（黒木六海） 上出地区のところに、今現在ございますのが、畑かんから来てる地区外の水路だと思いますけども、現在の状況では、上出地区の排水路のところ、多分議員がおっしゃられてるのは西側にある山手から来る排水が、側溝がなくて道路に流れてくる状況だというふうに考えております。そこについては、過去横断側溝を付けて上流から受けるようにはしてたんですけども、今回道路が、水路と道路が兼用になったようなやつで、側溝が

ないということで、今回その排水も含めてですね、上からの水を受けるような状況について検討していきたいというふうには考えております。

○2番議員（東勝義） 全てに対してですが、今、私が危惧してるのは、この開発によって指宿市の税金、また県の税金、川幅広げたりとか、いろんな補修工事が出てきた場合、この前も鹿児島県の県庁の砂防課と森づくり推進課にもちょっと取材に行かせていただいたんですが、そのときにも、この30haの開発がそれに起因するっていう証明が難しいと。難しいとなった場合は、結局、税金を使って県と市としなきゃいけないでしょっていう話になったんですよ。これじゃ、おかしいんじゃないかなって思っ。結局、私としては、その1企業が儲かるために、太陽光パネルを造ると。それに対して、あつちは儲かって、こっちは水害があって市の税金を使っっていう、非常にこう何か憤りを感じるような感じになってしまう。だから、そこでその会社に対して案件があった場合は、うちの方でちゃんと見ますとか、補償しますっていう契約書を交わすことができるんでしょうか、できないんでしょうか、お願いします。

○市長（豊留悦男） この件につきましては、4年間、様々な意見が寄せられております。災害が起こらず安全であるということが担保できなければ、この事業は許可するわけにはいかないだろうと思います。市が意見として県に提出をいたしました。かなり高いハードルであります。しかし、その意見がどのようにこの許可として、いわゆる、県の森林審議会に付議することになりますけれども、その適否をどう判断するか。しかし、この判断の材料としては、私どもはこれまで大山の上出地区は、たびたび土砂災害が起こって、大きな問題になっていること、これは重要視しなければならないと思います。そして、その下流にある大成こども園の子供たちの命に関わる問題があるとすれば、これは市は絶対に許可というものについては再度考えてほしいという、そういう申し入れもしたいと思います。そして、あと一つ。農作物への被害が発生するとならば、どのような形でその被害を防止するか、ということも大切にしなければなりません。つまり、私が申し上げているのは、県においてこの開発許可、これがどのような形で許可として出されるのかというのを注視しつつも、やはり、地域住民の不安というものについては適切な説明をし、安全の担保を図らなければならない、取らなければならないと思います。今後、県は市からの意見書を受理したのち、所定の手続を経て、開発業者に対して林地開発許可申請の可否、つまり、いいのか悪いのかを判断することになると思っています。その判断をする、その条件というものを幾つか意見書として出したのは、先ほど、やはり、地域住民、災害が起こらず安全が保たれるという、それが必要不可欠であろうと思っるところでございます。もし、その後この開発許可が出された場合にはどうするのか。つまり、私が今申し上げたのは、開発許可が出るまでに市としてどのような意見書を出すのか。そして、その意見書に基づいて、やはり、この林地開発許可が出された場合、市はどうするのか。それを事細かく意見を聴き、現地を調査しなければな

らないと思っております。私も先日、地域の方々とともにその場所を見てまいりました。このままでは駄目だろうというのが、私の率直な気持ちであります。つまり、下流部分についても、それなりの対応をしない限り、様々な災害が起こる可能性もあるのではないかと。としたら、小川地区のあの浸水、氾濫をした場所を含めて、早急にこの許可が出された場合の対応はしなくてはならないという、その指示も建設部にはしたところでございます。とりもなおさず、この問題については、やはり、地元の声というのが大切であろうと思っております。この許可が出たとしても、適否の判断が出たとしても、業者は必ず地域との話し合い、そしてその理解を得るための努力をするだろうと思います。しかし、市がこの意見書を出したからにはそれなりの市の責任もあろうかと思しますので、県が出された許可の状況を見ながら、地域とも話し合い、下流の雨水対策も図らなければならないと思います。出した以上は、全て業者にと、地域にと、そういうことは考えておりません。

○2番議員（東勝義） はい、ありがとうございます。本当に力強いお言葉をいただきました。私が危惧するところがそれです。2番の林地開発の麓に大山上出地区や小川地区にお住まいの方々や大成こども園などが土砂災害を心配しているが、住民の生命、財産を守るための対策はされてるかという点につきましても、今、市長が言われたように、これにつきましては一生懸命頑張ってやってください。それと、今、意見書が出たということですが、意見書に対しては、今さっき開示を求めましたが、すぐできるということでしたのでありがとうございます。よろしくお願いします。

3番目に移ります。私としましては、災害が予想される大山小川地区が開発されるよりは、森林がほとんどない44haある尾下牧野を有効活用できないものかと考えておりましたので、直接、双日という会社に電話をさせていただきました。担当者が不在でしたので、ある方から電話をいただきました。高圧線までの距離や交通の便など様々な観点からあり得ないという回答いただきましたので、この件に関しては、この太陽光パネルの双日がするところに関してはもう諦めました。市の保有財産がどの程度あり、その使用目的について市としては協議してるのか、お聞かせください。よろしくお願いします。

○総務部長（有留茂人） 市が所有する公有財産ですけれども、面積要件のみで申し上げますと、1万㎡を超える普通財産で2か所ほど所有をしてるところでございます。もし、その太陽光発電の設置の要望があった場合には、その利活用できる市有地の事前調査、それから課題、問題点を整理した上で検討していくことになろうと考えております。

○2番議員（東勝義） ということは、今から他のメーカーって言うか、会社が太陽光パネルを造りたいということがあれば、また市としては協議するというところでよろしいでしょうか。

○総務部長（有留茂人） もし、申し出があった場合については、その市有地の利活用というふうなこと等も考えながら検討をしていくことになろうかと思っております。

○2番議員（東勝義） もう一つお願いします。先ほど言いましたこの太陽光パネル発電に関し

て、補償問題というのがありました。この前県の森づくり推進課の増永課長にお伺いしたところ、企業と県が協定しますということでしたが、それに関して市は入り込むんでしょうか、入り込まないんでしょうか。

○市長（豊留悦男） 先ほど、お答えしたとおりであります。市として意見書を出し、その意見書がこの審議会の中で尊重され許可が出たとしたら、意見書を出した市としても様々な課題に対応しなければならないと。県と業者との協定もあろうかと思えますけれども、今後、この許可が出された段階で業者と県と、そして私どもとどのような形での約束、協定という言葉でただいま申し上げましたけれども、対応はする必要があるかと思えます。太陽光発電、その他については、いわゆる山林がそういう太陽光等で活用されるとなると、様々な問題が生じるということを前提に、慎重に市有地についても協議をしなければならないと思えます。自然エネルギーの大切さ、それも認識をしながらも、やはり市の財産である市の土地については、市、つまり執行部だけの判断ではできない。市民の理解、特に議会の皆さんの理解がない以上は事業として進展しないわけですので、慎重に対応したいと思っております。今回の大山地区のこの件につきましても、様々な方々の意見をお聴きしながら、そして安心・安全で生活が守れるような、そういう開発、太陽光の設置であってほしいと切に願っております。そのために私も、今後、地域の方々、許可が出されたとしても謙虚に意見は承ってまいりたいと思えます。

○2番議員（東勝義） はい、ありがとうございます。よろしくお願いします。

もう一つ、あの大山地区の山が太陽光パネルで景観が悪くなるということで、私それもちよっと個人的に嫌だなと思ってるんですが、この指宿市には景観保護条例というのはあるんでしょうか、ないんでしょうか。

○建設部長（黒木六海） 景観保護条例はございません。一応、指宿市は景観保護団体というふうになっておりますが、現在、景観条例は、指定に向けて協議をしてるところでございます。

○2番議員（東勝義） 是非、お願いします。今から太陽光パネルとかいろんな開発が進むと、本当に景観が悪くなると。それと、今から山川ってところは農業が盛んなところで、ソラマメ、実エンドウ、イモ、いろいろありますが、山が切られるっていうことになる、鳥獣関係が食べ物なくなると。それに関して、今でもヒヨドリの被害が大きいと。それに関して、やっぱり、市としても山を崩すんじゃなくて、今から山を育てていくような施策をよろしくお願いします。

では、次に行きます。2番の地熱の恵みプロジェクトについてですが、今、3の市長の答弁は確かに最もだと思えます。選挙で勝った市長だからこそ言っておられたと思うんですが、1、伏目地区には温泉保養施設ヘルシーランドや露天風呂があるが、事業を進めた場合、湯量や温度の影響はないのか。もしよければ、あと2番の掘削費用について国の助成がある

が、抗井が詰まったときの再掘削費用はどかが負担するのか。この1・2については多分一緒に説明されると思うんですが、よろしくお願いします。

○総務部参与（廣森敏幸） まず、湯量や温度に影響はないかというところでございますけれども、まず、地熱発電につきましては、再生可能エネルギーの中の一つとして温室効果ガス排出のない有望な重要な低炭素の国産エネルギー源として、国は、平成27年7月の長期エネルギー需給見通しにおいて、原子力に置き換わるエネルギーの一つとして地熱発電を見込んでいるところでございます。一方、地熱発電につきましては、調査・開発・運用に高度な技術が要求され、地下構造を推定するための地表調査や温泉モニタリングの環境影響調査など、それぞれの過程を経た上で実施することが望まれているところでございます。そういうことを受けまして、本市としましては、平成27年度に市議会で地表調査の予算を可決いただいた後に、地表調査を実施しているところでございます。この調査結果を基に、今後、調査井の掘削を実施することとしております。平成27年度に実施しました地表調査によりますと、掘削予定地の地下構造に水を通さない不透水層が確認できているところでございます。周辺の泉源は深度が浅く、これ約300mほどですが、調査井の深度は1,500mと深く、ヘルシーランドの泉源と調査井の泉源は不透水層で隔てられており、温泉への影響は生じないと考えておりますが、仮にそういう問題も想定されますので、更に安心を積み重ねるために、周辺の温泉モニタリングを実施して、温泉への影響の有無を確認してまいりたいと思います。なお、国内では地熱開発が温泉へ影響したことを示す事例はないところでございます。本市においては望ましいとされる一連の地熱発電事業のプロセスを十分に踏まえた上で進めていくことにしており、仮にモニタリング等で周辺泉源への影響が判明した場合、即座に工事を中止し、原因を調査し、対応することとしております。

次に、生産井が詰まったときには再掘削はどかが負担するのかということでございますけれども、発電事業者に使用させる市の地熱井の管理につきましては、今後、事業化となった場合に締結する、発電事業者と締結する基本協定書において、発電事業者が環境保全や地熱資源の管理を行うこととしております。仮に、地熱井に損傷や発電出力確保に必要な代替地熱井の再掘削が生じる場合の工事費用などにつきましては、市の負担ではなく発電事業者の責任において行うこととし、市が後年度負担を負うということはないというふうにしなから、この事業を進めていきたいと考えております。

○2番議員（東勝義） それではです。3月6日の南日本新聞に別府温泉開発は限界との見出しで新聞記事があります。議員の方々にはタブレットに送っておりますが、別府市の審議会が、別府温泉で源泉の蒸気や熱水の噴出量が減少傾向にあると長野市長に答申書を提出し、その中で、地熱温泉発電の開発が原因とされると記事が出ています。指宿市は温泉の町です。別府市の市長、長野市長が温泉資源保護を最優先しながら、再生エネルギーの政策の在り方について検討したいと言っていますが、指宿市はこういう事例があるんですが、どうでしょう

か。それは、ないと今言いましたけど、あるというのが新聞記事で出てますが、指宿市の開発はどうでしょうか。

○総務部参与（廣森敏幸） 私が先ほど申し上げましたのは、地熱開発によつての既存温泉への影響ということで申し上げました。そして、この別府温泉の記事は確かに3月6日、南日本新聞の方で報道されておりますけれども、この新聞記事の中でも、入浴目的での温泉掘削が進んだことが主な原因であると。ただ、そのほかにも最近、地熱、温泉発電の開発も盛んになっていることから、いろいろ注意しなければいけないというふうなことで記事に載っておりますけれども、やはり、この別府市の場合にはですね、日本一の温泉地ということで、これまでも約30年前と40年前に噴気のですね、調査を別府市独自で行っております。そのデータが残ってまして、昨年度、また別府市としましては相当な事業費をかけまして、温度、湧出量、pH、塩化物イオンなどのですね、それぞれの調査項目を同じ項目で調査した結果、30年前と40年前と比較したらそういうデータが示すように、少し資源が減少してきているという状況が出たということで、別府市としましては、そのような審議会に答申するというふうに書いてありますけれども、指宿の場合で申し上げますと、山川地熱発電所が平成5年、旧山川町時代に開発されております。そのときに、山川町としましても、やはり周辺温泉に対して非常に心配をしたという経緯がありまして、この段階で九州電力と地熱発電所周辺の3か所の温泉モニタリングを実施し、この温泉モニタリングは年4回、内容としましては、別府と同じように温泉の温度とか湯量とか塩化物イオン濃度なんかのモニタリングをずっと続けなさいということでやっておりますけれども、幸いに平成5年以降、これまで山川の地熱発電所周辺の温泉の中でそのような影響が出たというようなデータは示されていないというところでございます。

○2番議員（東勝義） この前、説明を受けましたが、この地熱開発によつて指宿市は売電契約な内容があつて、指宿市にお金が入って来ると。そのお金の中から掘削費用とかを積み立てていくという説明を受けたんですが、この売電費用について、そういう売電がそれ以上にならなかつたと、言えば計画どおりいかなかつたというときの場合はどうでしょうか。どうなるのでしょうか。

○総務部参与（廣森敏幸） 一応、以前、市の蒸気代金としまして5,000万円という数字等も議会の方に説明させてもらつてるんですけども、要するに、事業を実施する中で、まず発電所に関する維持管理経費並びに国への税金、県への税金、そして指宿市への固定資産税等の税金、そういう必要経費を全て除いた後の部分が利益というふうに見えるわけです。その中で、その利益を発電事業者と市の方と折半をしましょうと。ただし、その中には、先ほども言ったように、将来問題が生じたときに対応するために、生産井が詰まったり、いろんな問題、トラブルが生じたときのために、特別に後年度積立金という部分を差し引いた残りを、事業者、お互いで折半しましょうという形にして考えております。後年度に発生するで

あろう、そういう後年度積立金が、仮に何も起こらなかった場合は丸々残るわけです。それは、15年フィット制度で発電事業が終わった後は、残ったお金は発電事業者と市の方と半分ずつ分け合いましょうという条件の中で、そして更にそれ以外に、この後年度積立金以上に調査井掘削費用が上回った場合については市は持ちません、発電事業者の方でそこを負担をしてくださいというような基本協定書を結んで、この事業に取り組むという考えでございます。

○2番議員（東勝義） ありがとうございます。私、今自分も商売してまして、なかなか思うようにいかないのがこの世の中でありまして、上手く行けばいいがなと心配してるところであります。この地熱発電に関しては様々なのが出ておりますが、例として、現在ある九州電力も蒸気量が少なくなり、新しく数本掘削してる状態だと思います。また、徳光地区にあります養護老人ホームの徳光苑近くの発電施設では、騒音などが起きて今、市の方が訴訟問題が起きてるということになっておりますが、地熱発電については、指宿市条例第10号、指宿市温泉資源の保護及び利用に関する条例の第4条第3項に、地熱発電業者は、事業を進めるに当たっては機会あるごとに市、地域住民の代表、温泉利用事業者、その他関係者に対して事業計画の内容を説明しなければならないとあります。ここに、私としては、今、トラブルになってるようなことがありますので、条例の中に地域住民の同意や地域住民に迷惑をかけないというような内容を盛り込む方がいいんじゃないかと思っておりますが、その検討はどうでしょうか。してもらえるんでしょうか。

○総務部参与（廣森敏幸） 一応、市の条例ということにつきましては、地方自治法並びに憲法で上位法に規定する法律以上の規制はできないというのが、これはもう、地方自治法上、憲法上示されてるところでございます。そして、この指宿市温泉資源の保護及び利用に関する条例、これにつきましては、やはり温泉法の趣旨に則って、温泉の枯渇、若しくは温泉を使った地域振興策ということを進めるに当たってのいろいろな問題が生じたときに対応しようということでの、この条例制定でございます。したがって、そういうような法体系を考えますと、なかなか一概に法律以上ですね、規制と、住民の同意とかいうのは法の体系の中でも謳われておりませんし、県の温泉審議会の中でも、やはりそこについてはうたわれていません。ただ、市としても、やはり地域住民が安心して今後、地熱発電というものに対して理解が示されるような形という意味では、私どものこの条例の中での第11条に規定してありますけども、事業計画書の提出というところにおいて、地域住民にしっかりと説明をして、そのときの地域住民の意見というものがどういうものが出たかというものを併せて市の方に提出をして、それをもって市の方としては相対的に同意するかどうかということをお判断しておりますので、ある一定の担保は、そこで取られているというふうに考えております。

○2番議員（東勝義） はい、ありがとうございます。よろしくお願ひします。

全く関係ありませんが、指宿市長、指宿市に永住していただけますか、どうでしょう。お

願います。

○市長（豊留悦男） 元々、本籍も指宿でございますし、素晴らしい環境であると思っております。そのために、正しく地方創生という、その戦略に基づいたまちづくりができて、この指宿市で暮らすことができよかったという、そういう地域づくりをすることによって、自らもこの地域での生活というのを謳歌したいというのが、私の思いでもございます。先ほど、地熱の恵みもありましたけれども、幾つか追加させて説明をさせていただきたいと思えます。お許しいただきたいと思えます。地熱の恵みがもたらす地域振興基金、仮称でございますけれども、この一つに温泉資源を守るための経費としての基金にしたいというのもあります。つまり、指宿の宝である温泉というものをを守るためにもこの事業をやりたい。つまり、逆説的な言い方ですけども、それとヘルシーランドを充実するためにこの事業はやるのだと。あと一つ、様々な角度や視点から、地熱を利用した地域振興を考えたい。そのために、新たな特産品、農業の振興を含めて、福祉の充実にも充てたいという、それがつまり創生総合戦略に書かれた地熱の恵みのプロジェクトであります。つまり、これは27人の委員からなった審議会の中で協議し、そして市民にも公表した戦略であります。つまり、これを作る中で何が基本になったかと申しますと、指宿市総合振興計画、これが2016年から25年、10年間、この中でもうたわれております。地域資源を最大限活用する町をつくることによって、交流の促進を図り指宿の地域振興を考えましょうというのは、これが基になっております。これを基にしながら、山川地区の方々はどう考えているのか。これが都市計画マスタープラン、これは地域ごとに我が山川を、開闢をどうするのか。地域づくりの将来像を山川はどう描いているのか。これに、地熱発電を活用した、そういう事業を、再生可能エネルギーに関する意識を啓発し、そして新たな環境エネルギー政策を牽引する町を目指しますと、これが指宿市の山川地区のマスタープランであります。決して、この地熱の恵みのプロジェクトというのは、突然この事業としてなされたわけではありません。地方の人口ビジョン、そしてその人口対策、雇用、地域振興を考えながら総合戦略としてうたわれたのがこの地域の恵みプロジェクトであります。そういう意味で、今回私は、この事業をどのように推進するのか。議員の皆様を含めて、住民の不安があるというのも、特に旅館、ホテル関係者の不安があるというのも分かっておりますけれども、やはり、これまで何年もかけて総合振興計画、マスタープラン、そして創生総合戦略にうたわれたこの事業というのは、やらなければならない。ただ、その前提として、やはり心配な方々には説得をし説明をし、この事業が本当にやってよかったと言えるような事業にしなければならない。そういう意味で、私は今回の選挙を通して、やはり、人口減少社会、高齢社会、それに向けて、少子社会に向けて、地域を元気にする、いわゆる総合戦略の重要な一つとしてこの事業はやりたい、そういう訴えをしてきたところでもございます。議員の皆様方にもぜひ理解をいただき、そして説明する機会がございましたら様々な場で納得してこの事業に賛同していただけるような、そういう対応

を取りたいと考えております。

○2番議員（東勝義） 最後になります。私、田舎育ち、ちっちゃい頃から山、海、川で育った人間です。成川という地区で生まれ育ち、本当に生活させていただいております。成川が大好きです、山川が大好きです。豊留市長、太陽光発電とか地熱発電とかの乱開発から私の大好きな指宿を守るのは、市長、あなただけだと思っています。だから、山を見れば太陽光パネル、海を見れば湯けむりじゃなく地熱開発の水蒸気、なんかこう寂しい思いがします。私は故郷を守りたい、自然を守りたい、それだけです。発電によって不確かな収入に頼らず、確実な農畜産業や漁業の1次産業に目を向けていただきたい、取り組んでいただきたいと思います。市長、本当に指宿市を守っていただきたい。そして、指宿市を本当に活性化する、みんなの誇れる指宿にしてもらいたいと思います。初めてでなかなかうまく言えませんが、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（福永徳郎） 暫時、休憩いたします。

休憩 午後 3時24分
再開 午後 3時34分

○議長（福永徳郎） 休憩前に引き続き、会議を開き一般質問を続行いたします。

次は、高橋三樹議員。

○15番議員（高橋三樹） 皆さん、こんにちは。日一日と風薫る春を感じる頃となりました。この3月末日をもって退職されます職員の皆様、長い間市民の福祉の向上と市政発展のために御尽力賜りましたことに対しまして、改めまして御礼を申し上げ感謝を申し上げます。合併して12年、様々な御苦勞があったことと察しております。今後は健康に十分留意されてください。末永い御多幸を御祈念いたします。

それでは、通告してありました、1、サッカー・多目的グラウンドについて申し上げます。まず、今後のスケジュールはどうなっていますかということです。豊留市長の施政方針にサッカー・多目的グラウンドの平成32年度完成に向け実施設計に着手したとありました。聞くところによりますと、昨年11月から実施設計が実施されているようですが、その進捗状況はどのようになっているのか、まず伺います。

次は、2、指宿鰹節のPRについて。近年、外国の巻き網漁船の大型化や異常気象などの影響もあり、海外巻き網船の入港数も減少傾向とありました。そこで、平成28年・29年の山川港への海外巻き網船の入港数及び水揚げ高について、まず伺います。

次は、3、鰻池の水、その他について。水道水の濁り、臭いほどここまで改善されたのかということです。鰻池を説明しますと、ちょっと長くなります。鰻池は今から約5,700年前に九州最大の湖である池田湖とほぼ同時期に火山噴火でできた火口湖であり、噴火口が陥没して水が溜まり、現在の姿が形成されています。周囲は約4km、最深部の深さは約60m、比較的浅いんですね。ちなみに、池田湖は約233m、錦江湾は237mでほぼ同じぐらいです。大き

さも違います。海拔は126m、全国初の国立公園である霧島国立公園に昭和39年、1964年に編入され、現在は霧島錦江湾国立公園地域に指定されています。鰻池の水は山川地域全体の約4分の3に当たる3,400世帯の大切な飲み水です。水質を保全するために、鰻池をきれいにする条例が制定されました。平成8年3月のことです。禁止事項、8項目ありまして、最後に鰻池の水をきれいに保つために御協力くださいとありました。大切な水なんです。これを言いたかったんです。ペットボトルを買って飲んでいる人、最近は減ってきたような話を聞きました。水道水の濁り、臭いはどこまで改善されたのかをまず伺いまして、1回目といたします。

○市長（豊留悦男） 指宿市サッカー・多目的グラウンドにつきましては、昨年8月に策定いたしました指宿市サッカー・多目的グラウンド基本計画に基づき、昨年11月から実施設計業務を進めております。実施設計は、本年5月中に完了する予定でございます。設計の進捗につきましては、土地の造成設計やグラウンド、クラブハウスの基本的仕様、現地の測量を踏まえた施設配置の確定など、基礎となる設計がほぼ終了し、まもなく実際に使用する建設資材等の具体的な選定やその量の積算等、より詳細な設計業務に入るところでございます。

次に、山川港への海外巻き網船の入港状況についての御質問でございます。山川漁港においては、海外巻き網船や一本釣り船、輸入船によるカツオ漁業を中心に盛んに水揚げが行われております。海外巻き網船の状況につきましては、平成28年が入港隻数47隻、水揚げ金額が約66億3,000万円。平成29年が入港隻数43隻、水揚げ金額が約79億5,000万円という状況でございます。

以下、いただきました質問については、担当部長等がお答えいたします。

○水道課長（黒岩道広） 水道水の濁り、臭いについての御質問でございますが、水道事業を行う者としてまして原水に薬剤等を用いた浄水処理を施し、水質が一定に保たれるように日々努めております。まず、濁りについてであります。水道水に使う原水の濁度については、参考値として2度以下となっております。平成28年度の鰻池の原水濁度の平均値は1.02度でございましたが、臭気濃度が上昇しました平成29年9月における原水濁度は月平均で1.28度と高い数値を示しております。そして、平成30年1月、臭気濃度の改善が見られるにつれ、原水濁度も月平均で0.66度と低い数値を示すなど、大幅に改善されております。一方、浄水の濁度の基準値でございますが、これは2度以下となっております。小雁渡浄水場における浄水処理によって検査機関の検査では0.2度未満の一定した数値を保っている状況でございます。次に、臭いについてであります。浄水における臭気物質であるジェオスミン濃度の基準値は10ng/l以下となっております。平成29年8月中旬頃からカビ臭が発生しておりますが、基準値を超え平成29年10月3日採水分では61ng/lと高い数値を示し、その後ジェオスミン濃度は低下し、今年の1月16日採水分では基準値の10ng/lに戻っております。また、2月6日採水分では2ng/lと基準値の5分の1に改善をしております。今後、水道課としましても

鰻池の濁り、上水道の臭い等に引き続き注視しながら、定期的に水質検査を行い、安心・安全な水道水の供給に努めてまいりたいと思っております。

○15番議員（高橋三樹） サッカー・多目的グラウンドの続きですが、進捗状況は今伺いました。実施設計が終わった後のスケジュールはどのようになるのですか。順次、整備工事に入っていくと思われませんが、整備内容とスケジュールはどのようになるのですか、伺います。

○総務部参与（中村孝） 現在、行っております、実施設計が完了いたしますと、次は、指宿市土地開発公社が、一団の土地として確保し所有している土地を、指宿市で購入した上で、順次、造成工事、グラウンド及びクラブハウス等の建設工事に着手してまいりたいと考えております。なお、事業費等につきましては、実施設計の中で、金額が固まった段階で、改めて議会の方にお示ししたいと考えております。順調に工事が進みますと、平成30年度中に造成工事を完了し、平成31年度、平成32年度でグラウンド、クラブハウス等の建設工事を実施する予定であり、現段階では、平成32年の中頃の供用開始を目指してまいりたいと考えております。

○15番議員（高橋三樹） サッカー・多目的グラウンドがスケジュールどおり完成した場合、本市にどのような効果があると考えてますか、伺います。

○総務部参与（中村孝） 多目的グラウンド等が完成した際の効果でございますけれども、今回整備予定のグラウンドは、天然芝のメイングラウンド1面、人工芝のサブグラウンド1面、それと多目的グラウンド1面の計3面でございます。既存の市営陸上競技場とヘルシーランド多目的広場を合わせますと計5面、少年の大会になりますと半分のコートサイズとなるため、計10面のサッカーグラウンドを使用することが可能となり、全国、九州大会レベルの大会が開催できる見込みであります。このような大会や日常的な利用を含めると、年間約4万4千人の利用が見込まれ、その経済波及効果は年間約2億5,000万円と試算をしているところであり、観光・経済の活性化と地域振興が図られるほか、サッカーのみならず、リハビリやスポーツ療育等の福祉面での利用、遠足や野外学習などの教育面での利用、フリーマーケットやマルシェなどイベントでの利用等も可能となることから、健幸のまちづくりの推進や次世代を担う子供たちの育成に寄与できる、大きな社会的効果も生まれるものと思っております。

○15番議員（高橋三樹） はい、分かりました。

次、合宿や大会誘致などのPR活動について。まず、現在のスポーツ合宿の状況はどのようになっているのですか。本市には市や民間施設などを含めて、様々なスポーツ施設などがありますが、キャンプや合宿などでどのような合宿でどれだけ訪れているのか、現在の状況はどのようになっていますか、伺います。

○教育部長（長山君代） 本市の体育施設及び民間のスポーツ施設を利用したここ3か年の合宿実績を申し上げますと、主な利用団体は中学校、高等学校、大学校、実業団の陸上部、サッカー部、野球部、バドミントン部などで、平成27年度は53団体、延べ人数8,825人。平成28

年度は54団体、1万703人。平成29年度は45団体、7,723人となる見込みでございます。なお、平成29年度に団体数、延べ人数とも減少した主な要因は、指宿総合体育館の大規模改修工事によるものでございます。

○15番議員（高橋三樹） たくさん来てもらってるんですね。その合宿や大会誘致などはサッカー・多目的グラウンドが完成する前から動くことが重要だと思っています。今後、どのような予定で行くのですか、伺います。

○総務部参与（中村孝） 現在、スポーツ合宿の受入については、観光課が、スポーツ施設の管理等については、スポーツ振興課がそれぞれ担当をしておりますが、大会・合宿の受入をワンストップで行うことで、業務の効率化と誘致促進を図るために、平成30年度組織機構再編方針案でお示ししましたとおり、産業振興部内に国体・スポーツコンベンション推進室を設置する予定としております。今後は、この、国体・スポーツコンベンション推進室におきまして、国体準備と大会誘致、合宿誘致など、受入に係る業務を積極的に行ってまいりたいと考えております。具体的には、現在開催されております、県大会、九州大会等の調査を行い、市や県サッカー協会など関係団体への働き掛けを行ってまいりたいと考えております。なお、大会・合宿誘致については、サッカー・多目的グラウンドだけでなく、改修が終わった総合体育館やサンシティホールいぶすき、市営陸上競技場、平成30年度改修予定の開聞総合グラウンドなど、既存のスポーツ施設もございますので、様々な競技団体に利用していただけるよう、民間との連携も含め取り組んでまいりたいと考えております。

○15番議員（高橋三樹） サッカー・多目的グラウンドができて、子供たちの夢や希望がもっと膨らむように、これにより指宿がもっと反映することを願っております。

次は、指宿鰹節のPRについてに移ります。鰹節の原料となるカツオを山川港に安定的に水揚げをしてもらうため、市は水揚げ奨励金を支出していますが、平成28年度、平成29年度の奨励金はどのくらいあったのですか、伺います。

○産業振興部長（上田薫） 近年のカツオ漁業は、外国の巻き網漁船の大型化や増隻、漁業への入漁料の高騰、異常気象による漁獲量の減少など、鰹節製造に欠かせない、カツオ原魚の確保が厳しい状況にあります。このようなことから、市では山川漁港へ安定的にカツオを水揚げしてもらうため、山川漁港に入港し水揚げした海外巻き網船1隻につき、水揚げ金額の0.5%、上限20万円の奨励金を交付し、入港を促進しているところでございます。平成28年度は40隻に対し800万円、平成29年度が2月末の入港数で、31隻に対し620万円の奨励金を交付する予定でございます。さらに、平成30年度からは、海外巻き網船の船長や乗組員に対し、入港時に地元商品券や砂むし温泉施設利用券、市営唐船峡そうめん流しの食事券などを支給することで、今後の誘致につなげると同時に、地元経済の活性化を図ることを目的とした、新たな奨励金を予算計上しているところでございます。

○15番議員（高橋三樹） はい、分かりました。

山川港への海外巻き網船の誘致のためにトップセールスを行っているとありますが、どのようなメンバーで行先はどこですか、伺います。

○産業振興部長（上田薫） 本市の基幹産業の一つであります、鰹節加工業の安定的な原魚確保のため、山川漁港へ1隻でも多くの海外巻き網船に入港してもらうために、官民一体となったトップセールスを実施しております。本年度のトップセールスは、3月5日から8日まで、市、山川漁業協同組合、山川水産加工業協同組合、造船会社の代表者等と、海外巻き網船の所属地である、宮城県石巻市、静岡県焼津市、鳥取県境港市、東京の海外巻き網漁業協会を訪問し、山川漁港に入港してもらうよう強く働き掛けたところでございます。

○15番議員（高橋三樹） はい、分かりました。

今度は、山川における鰹節の生産量について。平成28年、平成29年の鰹節の生産量と生産額はどのくらいあるのですか、伺います。

○産業振興部長（上田薫） 現在、山川水産加工業協同組合の組合員数は26業者でございます。山川地域における、鰹節の生産状況につきましては、平成28年の生産量が約8,700 t、生産額が約110億9,000万円。平成29年の生産量が約8,400 t、生産額は約120億7,000万円となっているところでございます。

○15番議員（高橋三樹） はい、もうすごい金額ですね。鰹節製造業は市内でも大きな産業の一つです。山川の鰹節製造量は国内2位と聞いていますが、山川の鰹節の特徴は何ですか、伺います。

○産業振興部長（上田薫） 山川で製造される鰹節は、大きく分けて、一般的に店頭で販売される花かつおの原料となる鰹荒節と、鰹節の高級品と言われる鰹本枯節がございます。山川の特色といたしましては、質の高い鰹節を生産していることであり、特に、鰹節の中でも、最も味の評価が高く、仕上がりに4か月から6か月を要する鰹本枯節の約8割を生産する産地であるというところでございます。

○15番議員（高橋三樹） 指宿鰹節に名前を変えた経緯について。以前は山川鰹節でしたが、指宿鰹節に変えた経緯は何ですか、伺います。

○産業振興部長（上田薫） 新市合併以前は山川鰹節の名称でございましたが、合併を機にさつま山川鰹節に変更し、売り込みを行ったところでございます。しかしながら、山川という地名が全国的に複数あり、さつま山川鰹節という名前が思うように認知されなかったことなどから、山川水産加工業協同組合員の間で、市名であり、全国的にも観光地として知名度が高い、指宿の名称を使うことがより有効ではないかとの意見が出たところでございます。その後、山川水産加工業協同組合を中心に議論がなされ、平成27年8月の同組合の理事会におきまして、正式にさつま山川鰹節から指宿鰹節へ名称が変更されたところでございます。

○15番議員（高橋三樹） はい、分かりました。

その指宿鰹節に名前を変えた際に、マスコミ、発表か何かしたのでしょうか。どうでしょ

うか、伺います。

○産業振興部長（上田薫） 指宿鰹節のPRを促進するため、平成28年度に県の補助事業を活用し、山川という文字と鶴の港を形どった指宿鰹節のロゴマークが平成29年3月に完成いたしました。同年5月に市内商工・観光団体出席の下、指宿鰹節ロゴマーク披露会を市内のホテルで開催し、ロゴマークの紹介や今後の取組について説明をした外、市内宿泊施設の料理長で組織します指宿郷土料理研究会に対し指宿鰹節の贈呈を行ったところでございます。当日は、地元新聞社はテレビ局など多くのメディアに取材していただき、広く指宿鰹節を知っていただく機会となったところでございます。

○15番議員（高橋三樹） 指宿鰹節に変えたことで、どのような効果があると思いますか、伺います。

○産業振興部長（上田薫） 名前を指宿鰹節に変えただけで、すぐに知名度の向上や販売促進に結び付くものではありませんけれども、指宿市という名前は全国的にも温泉地や観光地として知られておりますので、さつま山川鰹節に比べ、産地イメージが連想しやすくなることから、指宿鰹節のブランド化につながると大きな期待をしているところでございます。

○15番議員（高橋三樹） 今後、指宿鰹節をどのようにPRしていくのか。まずは、市民に浸透されなければなりません、どのようにPRしていくのですか、伺います。

○産業振興部長（上田薫） 指宿鰹節のPRにつきましては、地域外に知っていただくことも大切であります。まずは、地域の方々に、地元の大きな産業であることや、全国に誇れる鰹節の産地であることを認識していただくことも重要であると考えております。山川水産加工業協同組合では、本市鰹節の浸透に向けて、市内小・中学校の給食への鰹節の提供や、生産者自ら地元小学校で鰹節の周知活動を行うとともに、菜の花マラソンや山川みなとまつりなど、市内各種のイベントでの茶節の振る舞いや、毎月24日に指宿駅で行っております観光客や本枯節鰹パックのプレゼントなど、市民や本市を訪れる観光客に向けた取組を積極的に実施しているところでございます。また、昨年、指宿鰹節の幟旗を市内の宿泊施設や飲食店に配布し、地域の方をはじめ、本市を訪れる観光客にも目に付くよう掲示していただいております。また、実際多くの方に味わっていただくよう、市内宿泊施設の方々とも連携を進めているところでございます。

○15番議員（高橋三樹） そのPRについて、地元の菜の花商工会から何か要望はなかったのでしょうか。その点はどうか。

○産業振興部長（上田薫） 平成29年10月10日に開催されました菜の花商工会主催の行政・市議会と商工会との懇談会におきまして、指宿鰹節のPRに向けた市長トップセールスの実施や、メディアやインターネット、看板等を活用した宣伝強化について要望をいただきました。市と山川水産加工業協同組合では、都市部の量販店で開催されました指宿フェアでのトップセールスや、PR動画の作製、組合のホームページのリニューアルなどを積極的に進

め、山川地域の経済を代表する菜の花商工会の要望に応じているところであります。

○15番議員（高橋三樹） このところは、最後ですけれども、今後どのようにして全国に指宿鰹節をPRしていくのですか、伺います。

○産業振興部長（上田薫） 指宿鰹節を質の高い産品として、全国に知っていただくには、これまで行ってきたイベントでの宣伝や、メディア広告、卸問屋など流通先へのPRに加え、地域ブランドの確立や、高級品として拘った商品を求める客層へのPRが必要と考えております。山川水産加工協同組合では、ブランド化に向けて指宿鰹節の商標を昨年12月に取得するとともに、地域団体商標の早期登録に向けて積極的に取り組んでおります。併せて、市では昨年、包括提携を向けたヴィレッジヴァンガードプレース社の全国の各店舗や、鹿児島県のアンテナショップである、かごしま遊楽館など、都市部でのPR活動を積極的に推進し、指宿鰹節の良さを伝える取組を推進してまいりたいと考えております。

○15番議員（高橋三樹） 次は、鰻池の水、その他についてに入ります。水道水については答弁いただきましたし、同僚議員も質問いたしましたのでこれ以上は聞きません。次の污水管、池の中を通っていますが、毎年点検してほしいことと、もうそろそろビニール管の交換時期ではないかということです。点検していますか。管は大丈夫ですか、伺います。

○市民生活部長（下吉一宏） 鰻池の生活排水処理施設の送水管につきましては、平成16年度に大規模な改修を行っております。改修時に敷設した送水管は、対衝撃性硬質ポリ塩化ビニール管、一般的にはH I V P管と呼ばれるものでございまして、ビニール管の中では丈夫な部類の製品でございます。水道企業会計の耐用年数では40年となっているところでございます。この送水管につきましては、専門の業者に委託して、年2回、目視による確認を行うとともに、送水ポンプを稼働させ、亀裂などによる空気漏れがないか、点検を行っております。現時点では運用上、特に問題はございませんが、今後も施設の適正な維持管理を行い、鰻池の水質に悪い影響を及ぼさないように、必要に応じて修理、交換等を行ってまいりたいと考えております。

○15番議員（高橋三樹） 点検してるという答弁でした。

次は、ブラックバスが生態系を脅かしているようです。調査して駆除する考えはないかということです。鰻池にブラックバスが生息していると聞きます。どうでしょうか。

○市民生活部長（下吉一宏） ブラックバスの件でございますが、ブラックバスは、肉食性で、魚類、両生類等を多岐にわたり捕食し、繁殖力が強いことから、各地で在来魚が減少するなど、生態系への影響が懸念をされており、平成17年には、いわゆる外来生物法に基づく特定外来生物に指定をされております。鰻池につきましても、湖岸でルアー釣りをされる方がおり、また、ブラックバスを目撃したという情報もあることから、生息している可能性がございます。本市の大切な水源である鰻池の自然環境を守ることが重要でありますので、ブラックバス対策につきましては、他の自治体の事例を調査するとともに、まずは、現状の把握に

努めてまいりたいと考えております。

○15番議員（高橋三樹） はい、分かりました。

次は、東屋を造ってほしいところですが、計画はどうなっていますかということです。西郷どんの放映も始まり観光客が鰻地区を訪れています。つい先日、17日土曜日、午後、鰻地区に行ってみました。明日、ですから昨日ですね、大型バスが来て数100人訪れるような話でした。鰻地区の整備状況はどのような状況ですか、伺います。

○産業振興部長（上田薫） 鰻地区の整備状況でございますけれども、大河ドラマ西郷どんの放映に併せまして、これまで、区営温泉鰻温泉前の通りを、風情を感じられるように路面を型押しした舗装工事を行うとともに、鰻地区交流広場の擁壁が崩れかかって危険な状況であったことから、擁壁改修工事と同時にスメの移設を行っております。また、市道の改良工事と水道本管の敷設替えの工事、さらにこれに加えて、観光客に楽しんで散策していただくために、13匹の犬型石像の設置、来訪者用の仮設トイレの設置、大型バスも受入可能な駐車場の整備など、多くの受入整備を行ってきたところでございます。また、観光協会が主体となり、いぶすき西郷どんガイドの皆さんに集落内の案内を行っていただいておりますが、空き家を借用して、休憩所を兼ねたいぶすき西郷どんガイドの待機所も設置していただいております。

○15番議員（高橋三樹） 観光客が休憩をしたり、日よけ、雨よけになる東屋を設置してほしいところですが、どうでしょうか。地元の有志の方々、西郷どんガイドの方々も望んでおります。希望をかなえてほしいのですが、どうお考えですか、伺います。

○産業振興部長（上田薫） 鰻地区交流広場に新たに移設したスメの近くに、かごしま森林組合いぶすき支所から、丸太切りのベンチを2基寄贈していただいております、観光客が腰掛けてスメ料理を楽しみながら休憩できるスペースができています。しかしながら、観光客が日よけや雨よけができる東屋は設置していないところでございます。市といたしましては、何らかの手立てができないか検討しているところでもございます。

○15番議員（高橋三樹） 是非、実現してほしいところです。ただ、鰻地区は自然保護地域になっておりますので、県の許可が必要な場合が多々あります。県に確認して整備してほしいことも申し添えます。

次は、トイレの設置及び水洗化について。観光地はトイレが重要であります。鰻地区のトイレの設置状況はどうなっていますか。一番手前の大型駐車場、待避所となっています。ここはトイレがありません。ずっと地区内にこう来ますと大型駐車場があります。トイレがありません。この先に男女の水洗トイレが、小さいのが1個あります。地区内に入って中央左下に今度、簡易水洗トイレが設置されています。今後、どういう計画があるのでしょうか、伺います。

○産業振興部長（上田薫） 鰻地区内のトイレの設置状況についてでございますけれども、鰻に

は、地区の入口に既存の公衆トイレがありまして、この外、今年度、市が、湖畔近くの民有地を借用して設置した仮設の公衆トイレがございます。この仮設トイレは、工事現場にあるようなタイプのトイレではなく、観光客の皆さんに快適に利用していただけるような、ある程度グレードの高いものを設置しているところがございます。今後のことですが、現在、県の魅力ある観光地づくり事業を活用しまして、集落入口に大型バスも止められる駐車場を整備しておりますが、この駐車場の一角に多目的トイレを含む公衆トイレを建設しようと計画しているところであります。観光客の皆さんには車を降りてからすぐ、あるいは、鰻地区の見学が終わったあとに利用していただけるものと考えているところがございます。

○15番議員（高橋三樹） 区営の鰻温泉駐車場は一番奥の左側にもありまして、トイレがありました。簡易水洗でもなく、昔ながらの旧式のトイレでした。あらというため息を吐きましたけれども、このトイレ改修できないものなのでしょうか、伺います。

○産業振興部長（上田薫） 集落奥の、区営鰻温泉利用者専用駐車場内には、水洗ではなく汲み取り式の古いトイレがございます。このトイレを改修してほしいと、住民の方からも要望があるところでもございます。この区営鰻温泉利用者専用駐車場内のトイレにつきましても、市が改修できないか検討しましたが、民有地を鰻区自治会が借用して、鰻地区自治会がトイレを設置しているものがございますので、市が整備することは難しいと考えているところがございます。

○15番議員（高橋三樹） 難しい答弁でしたけれども、なんとかね、何らかのあれはないのかなと思っております。今後も検討課題としてください。

次、合併処理浄化槽の普及について。聞くところによりますと、鰻地区では合併処理浄化槽の普及が進んでいないようです。生活環境の改善や鰻池の水質保全のためにも、合併処理浄化槽の普及促進を図るべきと思いますが、進まない理由、何かあるのでしょうか、伺います。

○市民生活部長（下吉一宏） 鰻地区における合併処理浄化槽の普及促進についてでございますが、鰻地区につきましては、浄化槽を設置した場合、地熱によって浄化槽内の微生物が死滅したり、浄化槽そのものが熱に耐えられず傷んでしまう可能性がございます。このことが、鰻地区において、合併処理浄化槽の設置が普及しない原因となつてるところでございます。

○15番議員（高橋三樹） 地理的な理由があるようです。鰻地区でも合併処理浄化槽が普及するような対策は考えられませんか、どうですか、伺います。

○市民生活部長（下吉一宏） 対策が何かないかという御質問ですが、浄化槽の設置業者にですね、問い合わせをしましたが、地熱対策としては、浄化槽を地中に設置する際に、熱から守るための防護壁で浄化槽の周囲を囲う方法があるということでございますが、非常に多額の費用を要するというので厳しい状況でございます。

○15番議員（高橋三樹） なかなか厳しい状況という答弁でしたが。

最後に、西郷どんの案内状況はどうかということです。何度か伺ったときに、案内している姿をお見受けしました。中心部には西郷どんの詰所もありますが、案内状況、どうでしょうか、伺います。

○産業振興部長（上田薫） 鰻地区のガイド案内につきましては、観光協会が主体となった西郷どん指宿ソフト事業協議会が中心となり、いぶすき西郷どんガイドが鰻地区内の案内を行っております。これまで、いぶすき西郷どんガイドが発足した平成29年7月から、約2千人の観光客を案内していただいているところでございます。現在、区営鰻温泉近くの空き家を借りて、鰻地区の案内の拠点となるガイド待機所を設置しております。3月からは予約した団体ではなく、個人の観光客が案内できるように、ガイドの方が常駐をしております。西郷どんガイドの案内は、鰻地区内の案内はもちろんですが、スメ体験も含まれておりまして、スメで蒸した卵や地元の野菜を観光客に食べていただいております。観光で来られた方々には、ガイドの皆さんの案内も楽しく、スメ体験もできると大変喜んでいただいているところでございます。これからの春の行楽シーズンに向けて、観光協会やいぶすき西郷どんガイドとの連携をより一層深め、観光客の受入に努めてまいりたいと考えております。

○15番議員（高橋三樹） はい、分かりました。観光客におもてなしの心で親切に優しく接することで指宿に来てよかったね、また来たいねという声の方が更にも多くなることを期待しまして、質問を終わります。ありがとうございました。

△ 延 会

○議長（福永徳郎） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思っております。

これに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福永徳郎） 御異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

なお、残余の質問は明日行いたいと思っております。

本日は、これにて延会いたします。

延会 午後 4時23分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

指宿市議会

議 長 福 永 徳 郎

議 員 前之園 正 和

議 員 松 下 喜久雄

第 1 回 定 例 会

平成 30 年 3 月 20 日

(第 4 日)

第1回指宿市議会定例会会議録

平成30年3月20日 午前10時00分 開議

~~~~~

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 一般質問
- 日程第3 議案第14号 指宿市部設置条例及び指宿市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について
- 日程第4 議案第40号 指宿市職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第5 陳情第4号の内容変更の件
- 日程第6 指宿市選挙管理委員会委員及び補充員の選挙

---

1. 本日の会議に付した事件

- 議事日程のとおり

---

1. 出席議員

|       |       |       |       |
|-------|-------|-------|-------|
| 1番議員  | 坂元茂教  | 2番議員  | 東勝義   |
| 3番議員  | 西田義哲  | 4番議員  | 新宮領實  |
| 5番議員  | 前原五男  | 6番議員  | 山本敏勝  |
| 7番議員  | 齋藤佳代  | 8番議員  | 恒吉太吾  |
| 9番議員  | 東伸行   | 10番議員 | 井元伸明  |
| 11番議員 | 西森三義  | 12番議員 | 吉村重則  |
| 13番議員 | 前之園正和 | 14番議員 | 松下喜久雄 |
| 15番議員 | 高橋三樹  | 16番議員 | 高田チヨ子 |
| 17番議員 | 木原繁昭  | 18番議員 | 下川床泉  |
| 19番議員 | 新川床金春 | 21番議員 | 福永徳郎  |

---

1. 欠席議員

なし

---

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

市長 豊留悦男 副市長 佐藤寛

|              |         |           |         |
|--------------|---------|-----------|---------|
| 教 育 長        | 西 森 廣 幸 | 総 務 部 長   | 有 留 茂 人 |
| 市民生活部長       | 下 吉 一 宏 | 健康福祉部長    | 前 蘭 千 秋 |
| 産業振興部長       | 上 田 薫   | 農 政 部 長   | 宮 崎 英 世 |
| 建 設 部 長      | 黒 木 六 海 | 教 育 部 長   | 長 山 君 代 |
| 山川支所長        | 中 村 俊 治 | 開聞支所長     | 川 畑 徳 廣 |
| 総務部参与        | 廣 森 敏 幸 | 総務部参与     | 中 村 孝 潔 |
| 市長公室長        | 鶴 本 八 郎 | 総務課長      | 川 路 誠 作 |
| 税 務 課 長      | 有 馬 芳 文 | 長寿介護課長    | 鶴 窪 成 之 |
| 地域福祉課長       | 山 口 保 成 | 商工水産課長    | 山 元 敏 秀 |
| 唐船峡そうめん流し支配人 | 井 手 久 成 | 農 政 課 長   | 松 澤 敏 浩 |
| 建設監理課長       | 東 恵 一 生 | 都市整備課長    | 田之上 辰 尚 |
| 学校整備室長       | 前 蘭 佳 生 | 農業委員会事務局長 | 富 永 敏 尚 |

1. 職務のため出席した事務局職員

|         |         |         |         |
|---------|---------|---------|---------|
| 事 務 局 長 | 岩 下 勝 美 | 次長兼議事係長 | 鮎 川 富 男 |
| 調査管理係長  | 嶺 元 和 仁 | 議事係主査   | 上 玉 利 享 |

## △ 開 議

午前10時00分

○議長（福永徳郎） ただいま、御出席の人員は定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。

## △ 会議録署名議員の指名

○議長（福永徳郎） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議記録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、高橋三樹議員及び木原繁昭議員を指名いたします。

## △ 一般質問

○議長（福永徳郎） 次は、日程第2、一般質問を行います。

昨日に引き続き、一般質問を続行いたします。

まず、井元伸明議員。

○10番議員（井元伸明） おはようございます。10番、井元でございます。通告してございますので、3項目について、順次質問をさせていただきたいと思っております。

まず、第1点目に、市民会館建替えについてでございますが、当初の計画では、建設場所といたしまして、なのはな館北側を解体して、その跡地に建て替えることに、議会として賛成、同意をしておりました。予定どおり、市民会館はなのはな館北側解体跡地に建て替えることの予定でございましたが、28年、平成28年2月に、なのはな館設計者であります高崎氏より、県・指宿市等に対しまして解体計画の見直しを、また、利用計画を図るべきとの見解を、提示をされまして、県及び指宿市がなのはな館設計者と面談、協議を続けてまいりました。この間、29年3月には、県議会におきましては、補正予算でなのはな館北側施設解体費4億1,800万円を全額減額をされております。また、29年8月より、県より指宿市への南側補修交付金2億500万円の交付決定をされております。これに基づき、28年4月1日、譲与契約に基づき、施設を譲与された南側施設工事のみの改修工事をし、指宿市は利活用している最中でございます。今回、なのはな館北側は約1,700㎡でございますが、県の所有のまま芝生広場に市民会館を設計するとの設計委託費1億4,400万円が計上されております。その後の設計者、県との協議内容についていかなる進展があった結果、今回、このような建設、建替えに至ったのかお尋ねをいたします。

2点目に、教育環境整備についてお尋ねをいたします。先ほどの選挙公約といたしまして、学校のエアコン、トイレの整備を挙げておられました。特に、近年では学校の教室の異常気象温度等によりまして、30度を超える日が毎日続いておりました、夏場に。子供たちの健康を心配する父兄の声をたくさん聞いている状況でもございます。本年度、当初予算の中に、さっそく学校の空調設置設計委託費200万円が計上されておられます。どのような根

抛、計画で、今後の学校のエアコン整備、トイレの改修を考えていかれるのか。あるいはまた、保育料、教育費の負担軽減を考えておられるようでございますが、これの軽減負担は、今後どのような計画で進めていかれるのか、お尋ねをいたします。

次、3点目に、地熱開発についてお尋ねいたします。施政方針の中で地熱の恵み活用プロジェクト再開方針を明らかにされました。この事業は、平成26年10月に凍結をされている問題でもございます。凍結の理由といたしまして、既存の泉源への影響等についての説明不足、また、議会での採決を巡り執行部が議員の自宅を訪問しての問題、これらの一連の疑惑解明のための議会での100条委員会設置問題などがあり、凍結に至ったものと理解をしておりますが、2月の市長選の公約に、地熱の恵み活用プロジェクトを掲げ、市民からの一定の理解を得られたと考えると理由を説明をされておられました。では、今後どのように進めていかれるのか。詳細に、環境省への申請等はどのようになっているのか。また、泉源場所はサッカー場の補助グラウンドであるのか。当初、3本を予定しておりましたが、今後何本を予定し、申請を考えておられるのか。その後の付帯施設整備といたしまして、温泉施設を整備するとか、農業用ハウスへの活用等を考えているということでございますが、その具体的な計画はどのようになっているのか、お尋ねいたします。いずれにいたしましても、凍結の理由の一つでもありました地熱開発に心配をしていた多くの市民、既存の温泉事業者への慎重な説明責任をどのように考えているのか、お尋ねをいたしまして1回目の質問といたします。

**○市長（豊留悦男）** 市民会館の建設についてでございます。市といたしましては、利活用構想で定めました、健康づくりの支援、文化芸術活動の支援、地域活力向上の支援、この三つの活用の方向性を踏まえ、譲与を受けた施設はもちろん、周辺スポーツ施設や整備予定でございますサッカー・多目的グラウンド、市民会館といった諸施設との相乗効果が生まれるような利活用の在り方、併せて、県からどのような形で財政支援をしていただけるのかという点につきまして、現在、検討しながら、県との事務レベルでの協議をしているところでございます。

地熱開発についてでございます。このプロジェクトを進めるためには、まずは、平成27年度に実施した地表の調査の分析結果に基づき調査井を掘削し、噴出試験等を行い、採算性があるかどうか、経済性評価などを実施したうえで地熱発電事業を実施するかどうか判断することになります。地熱発電事業の余熱を利用した観光や農業に関する事業については、調査井を掘削し、既存、いわゆる熱の量などを確認してからの検討になるわけでございます。

以下、いただきました質問等については、教育長、担当部長等が答弁をいたします。

**○教育部長（長山君代）** 普通教室へのエアコン設置につきましては、これまでも、議会からの一般質問や学校、保護者などからの設置要望があったことから、平成30年度は、南指宿中学校の普通教室にエアコンを設置して検証を行う計画を立てているところでございます。予算

に計上いたしました200万円は、普通教室10室に固定型のエアコンを設置するための工事の実施設業務委託費用でございます。また、併せて、特別支援学級等へは、床置き型のエアコンをリースにて設置したいと考えているところでございます。

次に、小・中学校における洋式トイレの改修工事についてでございますが、平成26年度から年次的・計画的に進めており、平成29年度末時点で、約26.5%のトイレが洋式トイレとなっているところでございます。今後も、洋式率の低い学校から順に、年次的・計画的にトイレの改修を行っていきたいと考えているところでございます。なお、学校のトイレは、数箇所に分かれて配置されており、学校にあるトイレを一度に全て改修するとなると、学校生活に支障を来すことなどから、学校トイレの整備は、トイレを1か所ずつ複数年に分けて改修をしているところでございます。

**○健康福祉部長（前園千秋）** 保険料の負担軽減につきましては、国において3歳から5歳児までを平成32年度までに無償化するなどの取組が示されておりまして、5歳児の無償化につきましては、平成31年4月から前倒しして実施される見込みでございます。本市におきましては、この段階的無償化について、引き続き、国の動向を注視していきたいと考えているところでございます。

**○10番議員（井元伸明）** それじゃ、まず、市民会館についてお尋ねをいたしますが、利活用については3点ほど大きく、健康施設やら周辺の整備と合わせて、この場所に建設を考えてるということでございました。この中でですね、非常に気になるのが、この東側の芝生広場に市民会館を建設した場合ですね、当初、解体費が4億1,774万円、県で予算を付けていただいたのがですね、利活用を進めていくような状況の中があるということで、県議会の方ではですね、もう既に減額修正をされております。このような状況がある中でですね、この利活用策として残された北側の部分ですね、1万7千㎡の建物の利活用についてはですね、具体的にはどのような策を持っていらっしゃるのか。これについてはですね、また、多額な費用もですね、管理運営については費用も発生をするだろうと思っておりますけど、県との協議をですね、今、有利な県からのですね、支援を受けたいということで協議中でもあるということでありましたけど、建設をして、建物がそのまま残って、維持管理をするとなれば、指宿が相当な負担を今後強いられることになるかと思っております。まずですね、もう相当な年月も経っておりますので、県との協議はですね、こういう費用等についても相当踏み込んだ話をされているのだろうと私は想像いたしておりますけれどもですね、県との協議の具体的な中身についてはですね、費用の問題について、県とはどのような話をされていらっしゃるのか。また、この北側の建物、1万7千㎡をですね、具体的に宿泊棟、それと、プールがあった場所も含めてですね、どのようなふうに、どういうふうに利活用されるような計画を持っていらっしゃるのかですね、一つお示しをいただきたいと思っております。

**○総務部参与（廣森敏幸）** 県有施設につきましては、今後も県の施設のままということであれ

ば、引き続き、県が県の費用で管理していくということになります。しかしながら、現在では解体が難しく、このままにしておけない状況があることから、県としましては、利活用計画を検討し、提示してほしいという市に依頼があったところでございます。なのはな館につきましては、文化芸術活動はもちろん、会議や研修、スポーツ、イベント等での利用が可能な施設でございます。また、サッカー・多目的グラウンドの整備、さらには、市民会館の建設も計画されていることを踏まえると、既存の宿泊施設については、民間活力の導入も検討しながら、文化・スポーツ合宿等で活用できれば、周辺施設との相乗効果も高まるものと考えております。さらに、健康増進施設のプールにつきましては、過去に最も維持管理経費が掛かっていたことから、プール機能については廃止をし、子供からお年寄りまで、みんなが集い、賑わいが生まれるような施設として改修できないか、検討しているところでございます。そしてまた、市が引き受けとなった場合でも、現段階では設計者の了解が得られておりませんので解体できないんですけれども、将来的には、やはり、この解体という負担のリスクを負うこととなりますので、県の方からの財政支援については今現在協議もしており、それと併せまして、維持管理の方法についても、最も経済的な方法はどういうものがあるかということ、今現在検討しているところでございます。

**○10番議員（井元申明）** 市民からはですね、もし利用するのであれば、温泉プールは市の方ですね、使用できないかという要望等もいろいろあるのは、声は聞いておりますけれども、この今、運営管理についてはプールの部分が非常に経費が掛かるということで、このプールについては廃止をしたいということでありましたけど、この廃止をして解体をする場合ですね、当初で県が見込んだ4億1,700万円ほどの予算をですね、もう県は今削減している状況でもありますけど、今後ですね、このプールとか一部解体等についても、こういうのが県の方から支援をいただけるということで約束をいただいているのかどうか、確認をしたいと思えます。

**○総務部参与（廣森敏幸）** やはり、このなのはな館問題につきましては、平成27年度に県と覚書を結んだのが根本にあると思えます。その覚書の中で、県としましては、北側施設については解体をして指宿の方に返すと、底地を返すということになっておりましたけれども、設計者の、やはり、著作権という問題で解体できないという現状に陥っていることは、もう議員もよく御存知かと思えますけれども、市としましては、やはり、そこに根拠を求めて、解体は、やはり県がするという事になっておりますので、その解体費用、県は4億2,000万円程度、除却債という起債を借りまして解体する予定でございましたけれども、現在、その分についても予算計上はしてないんですけれども、市としましては、そこに根拠をもって、県と今財政的な問題についても交渉をしているところでございます。

**○10番議員（井元申明）** 改めて確認をさせていただきたいと思うんですが、将来的にわたってですね、利活用する場合においても、最終的に解体をする時期が来るだろうと思えます。

そういうときに、4億2,000万円程度を見込んでおりましたけど、これは未来永劫ともそういう形で県が解体を、解体費を補償してくれるということは保証できるのかどうか、改めて確認をさせていただきたいと思います。

**○総務部参与（廣森敏幸）** 市が解体する段階で、県の方に費用負担をしていただきたいという交渉は、事務レベルの協議はしておりません。一応、解体費用について、先に市が解体しなくても、やはり、解体のリスクを市が譲渡を受ければ負うわけですので、先に解体費相当部分というものを市の方に交付金として交付してくださいと。市は、県から交付されたお金です、できることなら、特定目的の基金という形で積んで、将来のなのはな館の解体等についてのリスクを、そこで担保していきたいというふうに考えているところでございます。

**○10番議員（井元伸明）** この解体費についてはですね、全体で当初が8億円程度ということでありましたけども、県において、当初、解体をお願いしたところですね、まだ建築して12・3年ほどしか経っておりませんので、解体は難しいと。是非、民間を含めて利活用してほしいということであったのだらうと思います。その流れの中でもですね、市民会館の建替えの問題が出てまいりまして、できたら北側の一部だけ解体してということがありましたけれども、それについてはですね、議会も同意をして今の現状に至っていると思うんですけども、ちょっと違う角度でお尋ねをしたいんですが、このですね、設計をされた、なのはな館をですね、高崎氏がですね、現在も設計に対してのですね、覚書というかですね、設計選定委員会の委員にということで高崎氏になってることで、去年お尋ね、お聞きしておりますけど、今回のですね、設計委託料が1億4,400万円発生しておりますけども、もうこういう進んでいる中ではですね、高崎氏の設計者としての力量というか、それをどういう形で市民会館に生かすようにされているのかですね。もう話はどんどん進んでおりますので、今12月議会でもですね、大方の議員の方々に説明いただいたときには、やっぱり、改めて更地にするべきじゃないかという話が出まして、なかなか皆さん賛同がいただけない状況の中で、この話は進んできておりますので、この高崎さんがですね、今後、選定委員という形であれば、みんなが一番心配してるのは、また市民会館が同じような、今のなのはな館のような奇抜な建物であれば、また雨漏りも発生するかもしれないと。それでいいのかよということで、非常に心配な声をしておりますけども、この高崎さん自体はですね、選定委員という立場でありますけども、今どういうふうな形で、あれに関わっておられるのか、現状を一つ説明をいただければと思います。

**○市長（豊留悦男）** いろいろな懸念をお持ちのようでございます。高崎氏とは、私も複数回お会いいたしました。結論から申し上げますと、高崎さんは、指宿市民のために、そして、市民が喜んでくれる、そういう施設であったら、どうぞ指宿市が活用する方向で考えていただきたいという、結論はそうございました。そのために、私がいろいろと設計に注文を付けたりというようなことはやらないと。ただ、なのはな館ができた、その意図と言いますか、

設計の意図というのは大切にしていきたいということでございます。そして、このなのはな館、もう何回も私、この議場でも申し上げておりますように、この建物の優れた点、つまり、この建物の価値というものが世界的に評価をされているとすれば、壊すことはなかなか難しいだろうと。それが、著作権という形で障害になったところでもございます。ただ、議員が心配をするのは、今後、このなのはな館を受けたときの運営管理を含めたランニングコストが高くつくだろうと。そして、取り壊さないとならないという、その場合のリスクも考えなさいということだろうと思います。つまり、このなのはな館を市民が引き受けて利用できるようになったことで、この市に対するプラス、それが出てきたら引き受けてよかったなど、なのはな館が活かされてよかったなというような利用の仕方を考えたいというのが、私の今の考え方であります。つまり、市民会館と同じ敷地内に造る。これは、芝生広場というような表現されましたけれども、この芝生広場は一部かかるわけでもございまして、この芝生広場という言葉が、つまり、グラウンドゴルフをする方々ができなくなるようになるのではないかと、そういう懸念はございません。つまり、今のままで利用者にとっても、そして、この市民会館を建て替えるというその段階に至っても、経費が節減できるし、そして今後、多目的グラウンド等の有機的な結合がなされることによって、きっと市民は喜んでくれるだろう、その方がいいだろうという判断を私はしたところでございます。ランニングコスト等については、やはり、なのはな館に対するアレルギーが市民にも、議員の皆様方にもございます。しかし、実際どれぐらい掛かるのか。具体的な数値をたたき出しながら、それでも市にとって有効活用を図る方がいいだろうという、そのような判断をしているところでございます。例えば、ヘルシーランドがございまして。そして、開聞のレジャーセンター、そして山麓公園があります。そこの運営管理費となのはな館の運営管理費、比べたときには、市が運営をするとなったら、なのはな館の運営管理の方がその三つの施設よりもずっとずっと安く、そして、健康の館として、文化の核となる施設として利用できるからこそ、このなのはな館を活用したいという、そういう決断をした次第であります。

**○10番議員（井元伸明）** 思いはですね、分からないことないんですよ。いろんな形で総合的に活用していけばいい。今設計をされたですね、高崎さんがいいとか悪いじゃなくして、こういう設計を、奇抜な建物とちょっと申し上げますけども、そういうのを造って、見た目には本当に派手な建物ですね、いいと思います。しかし、維持管理をする上においてはですね、雨漏りが発生したり、いろんな形ですね、維持管理、今言われましたようにランニングコストが掛かっていると。そういう状況の中で、このまんま市が引き受けてしますと、今後、後年度負担というか、いろんな意味ですね、先ほど今後についてはですね、解体費を含めて4億2,000万円程度ですね、市に前もって交付していただいたりして、いろんな形で、そういう負担がないような形でやっていきたいという話ではありましたが、そういう話もまだ仮定の中でもございます。そういう設計者が今、そういう覚書の中ですね、おられ

て、そういう思いで全然違う建物にならないようにという意味だろうと思いますけども、新しく造る市民会館がですね、今の市民会館が、新しく造るのがなのはな館に幾らか合致するような、違う、異風景というか、違う形にならないようにという意味もあろうかと思えますけども、そういうのばかりですね、やっていくと、いろんな形で、また何か問題が生じてきた場合にですね、市民はどうなるのかっていうことで非常に心配して、されているから、今この高崎氏が今回の設計についてどのような立ち位置にいらっしゃるのかですね。全然、この前ちょっと話を説明で聞きましたときには、今回の市民会館については全然関係ありませんよ。ただ、覚書交わしてるだけで、今回の市民会館の設計そのものには関わる問題じゃないと、口出しをして、いろんな形でこうしろ、ああしろということは絶対にないんですよということでしたけど、そういうことでよろしいですか。

**○総務部参与（廣森敏幸）** なのはな館につきましては、敷地全体、これは駐車場も含め、全体的に高崎さんの著作権が及ぶものというふうに推定されております。そういう中で、なのはな館の中に市民会館を造るとなれば、やはり、著作権者の承諾が必要であらうということ、昨年7月に設計者と覚書を結んで、その内容につきましては、昨年の9月議会の議員の全員協議会の中で皆様方、議員の皆様方にもお示ししたところでございますけれども、その中で、やはり、様々な議会としての意見があったところは私どもの方としても真摯に受け止め、その御意見というものを基に高崎さんと協議をしましてまいりました。その中で、今現在は、もう選定委員という形には捉われずに、指宿市の考え方というものは尊重していきたいと。そういうことで、一定の理解を高崎氏の方からいただいております。それを、やはり、書面として交わそうということで、昨年の7月に結んだ覚書は、相互破棄をしまして、今言ったような指宿市のフリーハンドというところが強い意味合いでの覚書というものを締結しているところでございます。当然、その中であっても、やはり著作、なのはな館全体に著作権というものが及んでいきますので、そこには、やはり、一定の配慮というものは、今後ともしていかなければならないと思えますけれども、昨年の7月の覚書よりもはるかに高崎さんの関与というものにつきましては薄まった形で、今現在、準備をしてるところでございます。

**○10番議員（井元伸明）** そのような状況であればですね、状況が変わったのであれば、逐一、やっぱり議会についても、市民についてもですね、いろんな形で説明もいただきたいと思うんですよ。もう、結果責任で、その覚書は破棄した、どうのこうのと今説明されましたけど、今初めて私も聞きましたけれどですね、大事な部分でもありますので、そういうこと、大事な点についてはですね、逐一、やっぱり議会の方にも説明をいただいたり、それと、やっぱり議会の理解、市民の理解も得ながらですね、進めていけば、敢えてこういう質問をすることもないだろうと思うんですよ。そういうことは一つですね、肝に銘じていただきたいと思えます。この設計については、高崎氏の思いというか、それは協議をしながらで

すね、一定の理解を得ているから、そういった影響はないということで理解をしてるんですが、そういうことでよろしいのでしょうか。

**○総務部参与（廣森敏幸）** そういうことでよろしいかと思えます。それと、先ほどちょっとその覚書について、議会の方にとということが御指摘がありましたけれども、私どもとしては、昨年の9月の議員懇談会での、先ほども申しあげましたけど、議会の皆様方の御意向というものをベースに高崎氏と、より前回の7月よりも議会の意向を反映したことに改善をしたというふうに考えているところですので、必要があれば、また、その覚書については提出したいというふうに考えております。

**○10番議員（井元伸明）** それで、このなのはな館ですね、建設費についてちょっとお尋ねをしたいと思うんですが、当初の計画ではですね、このなのはな館については27億円程度っていうことであつたらうと思えますけども、なのはな館の近くに市民会館を造れば、なのはな館の施設の一部を利活用していけば建設費が安くあがると。最終的に22億円程度で整備をするっていうことで今なっておりますけど、一つ心配するのはですね、このなのはな館を整備、建設するとき、あそこら一帯が、地盤が非常に軟弱な場所でありまして、建設費の基礎部分についての費用がですね、相当跳ね上がりまして、最終的には70億円程度の費用が掛かっておりますけども、そういうことからしてもですね、今回の市民会館を造るという、建設するということになれば、まだ建設の段階っていうか、今、設計委託料を出したばかりで、これを議会が認めた段階においてじゃないと、地質調査とかできないんだろうと。それからだということで説明を聞いてはいるんですけども、本当に、この22億円程度で整備できるのかどうか、そこの辺の今の段階でのですね、本当に、これで大丈夫なのか、そういうことをちょっとお尋ねをしたいと思えます。

**○教育部長（長山君代）** 市民会館の建設費用の削減根拠についてのお尋ねでございますが、指宿市民会館整備基本構想・基本計画の策定段階で、新市民会館に必要な機能について、市民会館運営協議会で協議をしていただき、近年建設いたしましたホール等の例を参考に、想定面積を算出し、それに基づき27億円程度の建設想定額を算出したところでございます。先ほど、議員の方からもございましたように、その後、なのはな館の既存施設を更に有効活用することによって、面積の圧縮等を検討し、お尋ねのように削減ができるのではないかと考えているところでございます。また、同時に地質調査も実施をすることとしておりますことから、御指摘の基礎工事にかかる費用も併せまして、今後算出されるものと考えてるところでございます。

**○10番議員（井元伸明）** 今後、地質調査も行ってやりますので、その時点じゃないと分からないということだろうと思えますが、ということは、この22億円というのは、あくまでも予定価格でありまして、今後については、一切未定ということでよろしいのでしょうか。

**○教育部長（長山君代）** はい、先ほども答弁いたしましたとおり、今後の実施設計、基本設計

に併せまして設計額があがってくるものと考えているところでございます。

**○10番議員（井元伸明）** その算定についてはですね、今、設計委託料1億4,400万円組んでおりますけども、いつ頃に、その地質調査が終わって、大体の予算というのは計上できるのか、お願いをいたします。

**○教育部長（長山君代）** 今回の予算が可決されてから、基本調査、実施設計を委託をする業者を選定することになります。その選定業者を確定をいたしましてからの工事になりますので、早ければ、31年度の当初予算に工事設計額を計上したいと考えておりますことから、いつ頃というのはございませんが、年度内には必ずこの数字は出てくるものと思われま

**○10番議員（井元伸明）** それとですね、なのはな館も、今朝もちょっと確認に行っていましたけども、早朝から、やっぱり相当な市民がですね、グラウンドゴルフなり、散歩をしたりとかですね、ウォーキングしたり、たくさんの方が訪れておりましたけど、御覧の、この広場についてはですね、なのはな館に近い方とということで説明いただいておりますけど、この場所に建設するにしてもですね、いざ工事をするとすると、この芝生広場が相当工事のために使えない状況が出てくると思うんですけれども、どれぐらいを見込んでいらっしゃるのか。それすらも分からないんですか。もし、分かるのであればですね、どれぐらいの今面積が、この前説明いただいたときにはですね、築山程度で済むだろうと。一部がかかるかもしれないということでありました、建設の場所としては。しかし、建設するとなれば、資材の置き場とか、工事用の機械が入ってまいりますので、そういった場合にですね、相当な面積が、このグラウンドゴルフなり、市民の健康増進に使えなくなる時期があらうかと思うんですけど、それらの面積っていうか、時期は想定されていらっしゃるんですか。

**○教育部長（長山君代）** 想定といたしましては、2年間の工事期間を見込んでおりますが、どれぐらいの敷地に関わる、芝生の広場のどれぐらいの部分を使用できなくなるのかという資料は、今私の手元には持ち合わせておりませんで、資材置き場につきましても芝生広場になるのか、若しくは、空いてる空き地になるのか、駐車場の一部を占有するのか、そこら辺もまだちょっと私の手元にはございませんので、お答えいたしかねます。

**○10番議員（井元伸明）** できるだけですね、この市民会館については、これで終わりたいと思うんですが、できるだけ市民に、そういう使えないような時期が短くなったり、あまりにも工事の関係で使えない場所が、不利益になることがないように、一つ進めていっていただきたいと思

次に、時間の配分もありますので、地熱についてお尋ねをさせていただきたいと思

先ほどの地熱についてはですね、昨日も一部ございましたけども、この地熱はですね、1回凍結をされてお

まして、いろんな理由があって今現在に至っておりますけど、施政方針の中でもですね、一定の理解が得られたのでということでありましたけど、このですね、凍結されたものをもう1回再開するにしてもですね、今回の選挙で一定の理解をと

で申し上げられておられるんだらうと推測はしておりますけれども、この予定地周辺ではですね、この地熱を利用して、今九州電力のですね、ハウス農家の方々がですね、自前で温泉も掘り、それを暖房に使っている方も何人かいらっしゃいます。そういう方々がですね、もし、地熱をすることにおいて、温泉の量が減って来るんじゃないかという心配があったり、温度が下がってきて使えなくなるのではないかという、そういう心配をされている方がたくさんおられます。それに含めてですね、指宿市内は、指宿市は温泉地ということで、たくさんホテル、旅館がございます。そういう経営をされているオーナー会というのがございますが、その方々がですね、地熱開発に大きな問題があるということで、もうちょっと慎重に進めてほしいというようなことで、反対というような形で表明をされておりましたけれども、そういう方々に対するですね、説明責任と申しますか、今まで、この間されてきた経緯があるのか、なければ、今後どういうふうにですね、こういう方々に対して説明責任を果たしていける予定であるのかですね、まず、お尋ねをいたします。

**○総務部参与（廣森敏幸）** 一応、去年の事業凍結を表明してからですね、これまで市長と語る会、平成28年度で12会場行っております。そして、今年度、平成29年度も3会場で、そういう地熱の恵みについての説明を求めるということで、計15回程度、今現在、凍結表明後はやっているとございます。そういう中で、やはり、アンケートを採った結果では、地熱発電についての事業推進についてのアンケート結果としましては、事業を推進すべきであるというふうに答えた市民の方が66%程度、そして、地熱発電は推進すべきではないという方が12%程度ということになっております。そういうことを踏まえまして、市長の方としても、いろいろ選挙公約に掲げたりしていたということで、さらにまた、その温泉事業者、旅館事業者等についての説明ということにつきましては、やはり、選挙期間中様々な方と市長としてもお話をし、その事業推進についての御理解をしたというふうに考えています。今後につきましては、やはり、市民にちょっと詳しくですね、広報紙等で特集を組んだ中で、地熱発電とはという形での特集を新年度になったときに、詳しくそれを掲載してですね、全ての市民の方々に御理解を深めていただきたいというふうに計画してるところでございます。

**○10番議員（井元伸明）** 今の説明では、語る会でですね、15回ほど説明を済まして、ある程度の一定の理解をしてると考えているという説明でもありましたけど、このアンケートの採り方についてもですね、66%が、一応推進の方向ということでございましたけど、全て指宿市民の理解を得るとするのは難しいのかもわかりませんが、説明の仕方にもいろいろと難しい問題があるのかなと思うんですよ。開催の場所にしてもですね、どういう方々を対象にして集められたのかですね。人数にしても、いろんな形で説明をされるにしても、同じようなメンバーの方が来られてるってということも聞いておりますし、そこに来の方は大体地熱に興味があったり、いろんな方々が来られると思います。そういう中で66%の賛成があったから、もう理解を得てるんだという進め方じゃなくして、やっぱり、いつも言われるようにで

すね、おもてなしの心じゃありませんけれども、市民に優しく説明を求めながらですね、理解を求めていかないと、また似たような問題が噴き上がって来て、大変なことになるだろうと予測しておりますけどですね、ならないためには、もっと丁寧な説明っていうのが必要だろうと思うですよ。もう15回ほど説明会を開いて、大方は理解をしていただいていると考えてるということでありましたけど、今後も広報紙などで詳しく説明をするから、それで大丈夫だというようなお答えだったと思うんです。本当にこれでよろしいんですか、もう。

**○総務部参与（廣森敏幸）** 地熱発電に特化した説明会ということではなくてですね、各小学校区を対象とした、通常、市長と語る会という場の中です、説明をしておりますので、特段、地熱発電、地熱の恵みプロジェクトに興味のある市民だけが集まっているというような参集の在り方ではないというふうに考えております。ですから、そういう一般の方々もたくさん来ていらっしゃいます。そしてまた、この凍結前もですね、概ね13回ほど説明会も開いております。計、全部で、今現在で28回、約1,000名近い方々の参加ももらっているし、私どもとしましては、今後いろんなところでですね、そういう地熱の恵みに関しての説明をもらおうと、いただきたいということがあれば、そこに出向いてですね、きちっと事業の説明をして、市民の理解も得ながら実施していきたいというふうに考えているところでございます。

**○10番議員（井元伸明）** そうするのは、丁寧な説明したいということであればですね、例えば、こういう地熱にいろいろと疑問を持っていらっしゃる日本温泉協会とかですね、そういうの方々。温泉協会にすればですね、全国の温泉地の事例というのを、いろいろ勉強されているところでもあるようであります。私も本を見させていただいたり、関係者の方と1回でありましたけど、お話を聞かせていただきましたけど。地熱に関してはですね、まだ表に出てきてないいろんな難しい問題もあるんですよ。今の地球環境からいけばですね、地熱が近くにあるから、指宿市にある、本当に大事な資源だから、使うってのは、それは大いに理解はしております。そういう中でもですね、するにしても、やっぱり、そういう反対の声ではありませんけど、心配の疑義があること、方々も招いて、そういう方も含めてですね、一つの大きな研修、勉強会というのも必要じゃないかと思うんですよ。3月の6日に新聞にも出ておりましたが、別府温泉の開発の限界っていうのもありましたけど、温泉地においてもですね、これは昨日の答弁でも、30年前よりいろんな形で温泉の状況を確認している状況の中で、こういうのが出てきてるんですよという答弁だったろうと思うんですけど、指宿市においてもですね、指宿温泉がなくなる可能性もないわけじゃないと思うんですよ、地熱によってですね。ゼロではないと思います。地中のことだから、誰も確認は難しい状況であろうと思います。やることは大いに結構なんですけど、もっと丁寧に説明をしながら、理解を得るような方法をですね、努力していただかないと、いろんな形でですね、ちょっと待てよということが出てまいります。そういうことですね、一つまた次にお伺いしますけど、最初、この

泉源を3本ということで予定をしておりましたけど、まずは1本掘りたいということでありましたけど、蒸気が正常なのが出るかどうかということでしたけど、この時期の状況においてですね、もう環境省なんかには、まだ一切打診をしてないんですか。その辺りはどうなんですか。

**○総務部参与（廣森敏幸）** 今の現在では、環境省に申請はしておりません。

**○10番議員（井元伸明）** 今までにもですね、確認をしようと思えばできる状況もあつたかどうかと思うんですよ。一つですね、大きな問題が、昨日の状況の中で出てまいりましたけどですね、この地熱をする場合に、還元というか、下に戻さないと、下の温泉というか、地中の部分についてはヒ素とか重金属、いろんなものが含まれているから、地上じゃなかなか使えない、使いにくいということで、1回戻さなければならないということでもありますけど、戻す場合にですね、往々にして、やっぱり、根詰まりというか、1回地中に出てきて酸素に触れたりなんかすると、変質してなかなか、シリカですかね、そういう形で根詰まりを起こして、また掘り直さなければならないという状況が、九州電力でも聞いております。やっぱり、毎年毎年掘っていかなければならないと。そういうときにです、再掘削をする費用を発電事業者である九州電力の方で負担するので、指宿市には後年度負担はありませんよということ、説明いただいたけど、九州電力とは、まだそういう話はされていないと思うんですけど、そういう大事な案件ですよ、掘削するについては相当な、1億円前後ぐらいのお金が、費用が掛かるようですけども、そのために基金を積み立ててうんぬんということでありましたけれども、こういう状況、話を九州電力とされた経緯があるのかどうか、確認をしたいと思います。

**○市長（豊留悦男）** これまでも数回、議員の皆様方から多くの懸念、問題点を指摘していただきました。事務レベルでは、議会で出された、その問題をそのままにしておくわけにはいきませんので、いわゆる、担当者レベルでは、出された意見等については協議をしながら、そして、この地熱の恵みプロジェクト、これは市民にとってどうなのかという判断で進めたいと思っているわけでありまして。つまり、どういうことかと申し上げますと、この地熱の恵みプロジェクトというのは、突然事業として降って湧いた事業ではありません。昨日もお話を申し上げたように、山川地域としては、どのような形で地域を振興させていくのか、元気にするのか、それがこのマスタープラン、我が山川は、地熱発電を活用して地域を元気にしようという、それが三つの基本方針の中の一つだったわけでありまして。これは、つまり、市、行政がつくったものではありません。地域審議会等で、環境に優しい地熱発電所を生かし、再生可能エネルギーなどに関する、そういう発信源となるとともに、環境エネルギー政策を牽引するまちとして、山川を振興させたいというのが、この趣旨であります。つまり、これができて、基本計画、振興計画ができて、そして、私どもは、地熱の恵みプロジェクトというのを創生事業、地方創生総合戦略の大きな柱にしているわけでありまして。だから、私は、

今回の選挙では、これを一つの争点として明確に掲げました。サッカー場の問題、市民会館の問題、そして、この地熱の問題であります。つまり、これは地熱の恵みプロジェクトというのは、温泉資源を守るための一つの事業でもあるということは是非理解をしていただきたいと思います。つまり、影響があると判断したら、当然ながら市は止めなくてはなりません。つまり、この資源を守るための、私は、ある議会の中で、乱開発を防ぐための大きなハードル、足かせになる一つの事業としても、この事業はやりたい。文言は少々違うかもしれませんが、そのような話をいたしました。そして、ヘルシーランド周辺、山川周辺を元気にする、農業、水産業、そして、あのヘルシーランドを充実するための経費としても利用したい。つまり、これは山川地域、開聞を含めた多くの方々が、そういう地熱の恵み活用というのを望んでいるのだという、そういう判断でこの事業はやりたい。つまり、選挙後解凍したのは、そこに理由があります。つまり、旅館関係者、温泉関係者、泉熱関係者に影響がないような、そういうモニタリングを通したりしながら、この事業はやっていきたいと思っているところであります。

**○10番議員（井元伸明）** 市長のそういう思いは重々ですね、理解をしているつもりでもあります。してもおります。そもそもですね、この今、ちょっとまた前に入りましたけど、総収入というか、事業を始めてですね、した場合に、総売り上げ、総収入というのが5億円程度と聞いておりますけども、そのうちの1割程度を市に売電という形で貰って、それをいろいろな形で基金として生かしながら、地域の活性化につなげたり、山川地域の振興計画の中にですね、取り入れて、地域が元気になるようにしましょうということでもありました。先ほどの聞いた中でもありますように、この基金というのはですね、将来の温泉を守るため、いろんな形で積んでおかないと、どういう、ただ売ったから使うというだけじゃなくて、先ほどまだ返事いただいておりますけど、答弁いただいておりますが、九州電力が、事業者が後々の再掘削については事業費は持つんですよというような話を、やるんですよという話でしたけど、その辺りの確認をもう1回させていただきたいと思います。

**○総務部参与（廣森敏幸）** 私どもがこの事業を実施、まず発電事業者を募集したときに、九州電力とセイカスポーツセンターのジョイント企業プラスあと4社ほど手を挙げております。その中で、最終的に、九州電力とセイカスポーツセンターの方のジョイントグループの方を決定させていただいたんですけども、その中で、今の段階では、これが生産井になるかどうかというのは分かりません。今の段階では調査井を掘っていくと。これが、地下のエネルギー構造からして賦存量が確かにある、発電はできるということになったときにはじめて事業化ということになります。その中においては、今、先ほどから言うように、後々の生産井のリスク等については、発電事業者が持つことになりますということで、それについては説明をしておりますけども、しっかりそれは、協定につきましては、実際、試掘をしてみて、生産井の可能性があるという段階で、正式な文書協定になるというふうに考えております。

**○10番議員（井元伸明）** まず、この調査井っていうか、調査で1回掘ってみて、どういう蒸気が出てくるのか確認をしてからっていうことだろうと思うんですけど、再掘削については、この調査をしてみないと分かりませんということだろうと思うんですけど、昨日の答弁ではですね、再掘削費については事業者がやるので、市には負担はありませんよということでは、改めておっしゃってるんですよ。そういうことをまだ、今の答弁は、今後事業化に向けていった場合に、初めてそういう話し合いをするということだろうと思うんですけど、そういうことで確認してよろしいんですか。

**○総務部参与（廣森敏幸）** 私は、事業スキームの話をしたところでございまして、しかし、発電事業者についても、そこについては十分理解をし、また、我々としても、そういう事業スキームができない限りは、発電ということにはつながらないという考えで臨んでおりますので、正式な文書協定は結んでおりませんが、仮に、発電事業になった場合には、確実にそういう事業スキームを組んでいくということで、昨日も、また、今日も答弁したところでございます。

**○10番議員（井元伸明）** そういう中でですね、時間もあと残り少なくなってまいりましたのでお聞きしますが、この基金積立についてはですね、先ほど市長も説明があったように、温泉資源を守るために、ヘルシーランド周辺をですね、充実するために積み立てていくんですよという説明をいただきましたけど、併せてですね、山川地域の活性化にも、振興にもつなげていく流れの一環としてですね、山川地域の公民館の活性化という意味で、公民館のいろんな活用の資金にもですね、この4,000万、5,000万円を使っていきたいという話を以前からされておりまして、地域の方々は、この4・5,000万円のお金は、山川地域が全部自由にいろんな形で使えるお金だろうということで、理解をされている方が非常に多いように、私は理解をしてるんですけども、これ本当に、先ほど、今後の今言われたように、この基金の積立というのは温泉資源を守るため、山川地域の活性化、振興にもつながるようになってことは分かりますけど、そういうのを先走って、まだ試掘もしない段階で、いろんなことでどんどんどんどん、今、話が独り歩きとか、進んできておりますけども、そういう中で本当に、この積立金の大方っていうか、それを山川地域の地域活性化のために使えるようになるのかどうか、そこだけ確認をさせてください。

**○総務部参与（廣森敏幸）** まず、事業益金について積立金にするということではなくて、毎年度、やはり、そんだけの一般財源として市に入ってくるわけですので、その収入をもって市の各種施策に充当していくと。即ち、その中の一つの例として、この事業を立ち上げたときに、地域コミュニティ活動について、より活発になるような手厚い助成というのもできるのじゃないかという御説明をしておりますので、積み立ててずっとやっていくということではありません。ただ、昨日の私が説明の中で、この生産井が、仮に、トラブルがあったときにどういうふうに対応するのかということで、毎年度事業する中での必要経費として、あ

る一定額を発電事業者の方が積み立てていって、生産井等にトラブルがあった場合には、その積立金で対応するという事は申し上げましたけども、市の方に入って来る利益ということについては、それぞれの毎年度の会計の中で調整されていくというふうに考えております。

**○10番議員（井元伸明）** これについて、また引き続き、次回の議会でも質問させていただきたいと思います。

環境整備問題について、ちょっと時間がないのでお尋ねしたいと思うんですが、学校の中ではですね、今こういう形で、南指宿中学校に今年予定をされているということで、設計委託を200万円出してありますが、理由を聞きましたら、本年耐震工事をしたりなんかするために、外装の塗装をするから、窓を閉め切ったりする関係で、南指宿中学校にしないと夏場が大変だろうということでありましたけど、ほかの学校も順次されるということですが、この温度を測定したのを見ますとですね、もう35度、34度っていうのが、結構ほかにはたくさんありますので、こういうのを、やっぱり、こういう順番にされていけるのか、それだけちょっと確認させてください。

**○市長（豊留悦男）** これは、私の選挙公約の一つでしたので、私の方から答弁をさせていただきたいと思います。子供の教育環境を充実させる、快適な中で子供たちの学力をつける、体力をつける、教育活動を行う。これは極当然のことです。しかし、学校によっては、学級によっては、そのクラスの人員も違うし、そして昨日、議員の皆様からございましたように、西日が当たるとか、建物の、その建設位置によって風通しが悪い場所もあります。つまり、今後、どのような形で、その教育環境を整えていくのか、ということについては、学校の保健委員会、その他学校医もおります。薬剤師もおります。そういう方々で構成する学校保健委員会として、どのように各学校ごとに教育環境を整えるか、そういうことを話し合っ、そして、市の方に、できうるならば、この教室についてはこうしてほしいと、全ての学校の教室が同じような教育環境にあるわけではありませんので、そういうことを踏まえた上で、どのような形で空調等の整備を行っていかってというのは考えていきたいし、事業として行っていきたいと思っております。

**○10番議員（井元伸明）** もう1点ですね、市内の小・中学校の通学路の中でですね、街路灯があつたり、防犯灯があつたり、なかつたりする場所がありますけど、これ市内にですね、学校の中で防犯灯、そういうのがなくて、特に中学生なんかによれば、部活の関係で遅くなつたり、暗くなれば駄目よというのが今ありますけども、そういうのを何件ぐらい把握していらっしゃるのかですね。

それと、もう一つは、もう続けてお聞きしますが、こういう街灯、防犯灯があつても、点いているところでも、雑木とか竹なんかで、もう既に、その周辺しか灯りを照らしていない状況がありますけども、この整備等については・・・。

○議長（福永徳郎） 井元伸明議員に申し上げます。

○10番議員（井元伸明） 以上で、終わります。

○議長（福永徳郎） 答弁はしてください。

○総務部長（有留茂人） 通学路で、防犯灯がなくて暗いというふうなところが何箇所あるかということですが、現在、市が防犯灯設置の要望を受理している箇所は5か所ございます。県道岩本開聞線の下門公民館からツバメプロパンまでの区間及び池田小から池田湖までの区間の一部、それと、市道岡児ケ水中央線のJ Aいぶすき徳光支所から徳光小学校までの区間の一部、また、県道大山開聞線の大山から利永へ向かう畑地の区間及び上野東バス停から坂下集落までの区間の一部の、この計5か所を聞いてるところでございます。

その管理については、防犯灯の管理については市で行いますし、安全灯、それから、地区と区等が設置する安全灯については、それぞれその設置者、また、商店街の街路灯の部分についても、その設置者が維持管理を負うというふうなことにしているところですが、どうしても地区内で、その高いところとか、高齢化が進んで、その防犯灯等の、安全灯等の管理ができないと、すいません、安全灯等の管理ができないということがあればですね、道路維持作業等に合わせて、その高所の草木等ですね、伐採についても検討していきたいと思っております。

○10番議員（井元伸明） はい、ありがとうございました。

○議長（福永徳郎） 暫時、休憩いたします。

休憩 午前11時02分

再開 午前11時12分

○議長（福永徳郎） 休憩前に引き続き、会議を開き一般質問を続行いたします。

次は、齋藤佳代議員。

○7番議員（齋藤佳代） 皆さん、こんにちは。齋藤佳代でございます。

3月末をもちまして指宿市役所を退職される職員の皆様には心より御礼申し上げます。同僚議員より、昨日より同じ発言がございましたので、私は、御礼に留めさせていただきます。

さて、過日、世界各国の幸福度が公表され、日本は他に対する思いやりが欠けているとの理由で、残念ながら、先進国中では最下位という結果でした。先週、市立南指宿中学校の卒業式に臨席し、生徒会会長の声涙くだるる答辞に深甚なる敬意と感銘を覚えるひと時でした。特に、今年度の卒業生は、不登校の生徒に声掛けをするなど、皆で支え合う精神が強い学年であったと保護者の方から伺いました。指宿市の幸福度は決して低くはないと、私は認識しておりますが、温かい心も持った生徒の皆さんが末永くこの地に住み続けることができるよう、職住の近接と雇用の創出、働き方改革は喫緊の課題であると痛感いたしました。観光と農業の振興を図り、企業誘致を行い、安定した職場環境の整備こそ本市の財政が豊かに

なり、持続可能な自治体となりうる唯一の道と考えます。宮城県では、知事を先頭に、500億円の予算で、5か年計画で、県内に160の企業誘致を目標に取り組み、東日本大震災以降、県内唯一の村、大衡村が工場誘致に成功し、法人税、機械資産税等の歳入増加により、財政健全化とインフラ整備、国道4号線の4車線化と高速道路の接続に成功しています。本県においても、県と市が一体となって人口減少を防ぎ、企業誘致を達成することが至上命題と考えます。

さて、市議会議員として選出をしていただいてから1か月が過ぎましたが、その間、本会議や委員会審議に出席をする中、特に、産業建設委員会において、農業委員会事務局を所管する富永事務局長の予算の事業名、内容から説明に始まる姿勢には敬意を覚えるものでした。委員会審議を確実に、実のあるものにしていくため、今後、指宿方式として採用していただきたいと思います。現在、森友問題によって国会が紛糾しておりますが、マックスウェーバーの著書、職業としての政治家によれば、リーダーに求められる資質として、情熱、責任感、判断力を挙げています。昨日、同僚議員の地熱に関する質問の中で、選挙で信任を得たとの御答弁がございましたが、二元代表制の中で、私たち20名の議員も、市民の信任を得てこの場におります。地熱発電には慎重な意見の議員もおり、発言は重いと自覚しております。2期8年の結果として、逆に1万余票の反対票がある。この案件について白紙委任をしたわけではないと思っております。為政者は批判票を肝に銘じ、市政の巷の声を聴き、慎重に市政運営を行っていただきたいと思っております。この政策について、最終的には、住民投票を行うおつもりはあるのか、お聞きしたいと思っております。この事業には反対意見も多く、御近所のおよしみで申し上げるとするならば、万一、反対運動などが起き、リコール運動などが起きれば、市民の皆様には不安や混乱を招くこととなりますので、慎重に審議を進めていただきたいと思っております。

**○議長（福永徳郎）** 齋藤佳代議員に申し上げます。ただいまの発言は、通告の範囲外でありますので、御注意いたします。

**○7番議員（齋藤佳代）** はい、また機会がありましたら、お答えいただきたいと思っております。

日露戦争時、旅順の攻防戦で勝利いたしました乃木希典将軍と、日本を先の大戦で敗戦に導いた東條元首相の違いは、公平無私であるか否かであると思っております。東條元首相は、多くの国民が召集令状で戦地に送られる中、自身の眷属を戦場へ送ることはありませんでした。一方、乃木将軍は、お二人のお子さんを203高地の激戦地で亡くされております。国民は常にリーダーに対し、公平無私であることを願っております。本市においても是非このことを心掛けられ、公平、中立、市民目線で謙虚に市政運営に努めていただきたいと思っております。

さて、維新の英雄、西郷南洲翁は、急速な日本の西洋化に反対し、官位を返上し、農本主義を貫き、全人生を民のためにと滅私奉公されました。時代が移り変わろうとも、今なお敬愛されるのは、公平無私を貫く一代であったからと思っております。先の議会については存じ上げ

ませんけれども、私は、親執行部でもなく反執行部でもない、議案ごとに是々非々のスタンスで臨んでいく決意をいたしております。ヘルシーランドの管理業者選定について。前議会で審議すべきではなかったのかと。選出僅か1か月の新人議員に限られた情報の中で審議させることは理解に苦しみました。その場にいなければ分からないことが当然あり、前議会で審議権のあった議員の方々の情報量に差があり、フェアではないと思いました。新しい議運の方々に要望ですが、この議案について、まだ現場を見ていないのかと質されましたけれども、さっそくヘルシーランドに行ってみりました。感想を述べるならば、木を見て森を見ず審議できる相応のヒアリングの時間と、議案のそもそもの起承の起が分かることの方が重要だと思いました。正に、かなえの軽重が問われています。今後は、このようなことがないようにしていただきたいと思っております。政治生活の英知とは短絡的に物事を捉えないことだと思っております。

さて、平昌オリンピック・パラリンピックの感動冷めやらぬ中、東京オリンピック開催の2020年までに政府が訪日外国人旅行客を4,000万人、2030年までに6,000万人の目標を掲げておりますが、指宿市の最近の外国人旅行客数と訪問先をお答えください。同時に、国別の内訳もお示しいただければ幸いです。

以下の質問は、自席にて行わせていただきます。

**○市長（豊留悦男）** 新人議員として、正しく、新鮮な目で様々な観点から御意見、御指摘をいただきました。情熱を持って、責任感を持って、そして、公平無私に、正しく、これは私が選挙に掲げた、私の政治姿勢でもあるということは御理解をいただきたいと思えます。リーダーに求められる資質、これについても2期8年、常に、そのことについては、真剣に取り組んでまいりました。幾つか質問をいただきましたけれども、その具体的な内容については、担当部長等がお答えしますけれども、やはり、子育て支援の中での様々なプランのこと、それ等についても今後いただけるものだと思います。そのことについては、私が答弁する予定でございましたけれども、質問通告書の1項目だけで終わりましたので、具体的な数字、訪問、国のその推移等については担当課が正しく、その数値等を把握しておりますので、担当部長等に答弁をいたさせます。

**○副市長（佐藤寛）** ただいま、議員からいただきました唐船峡そうめん流し利用者の外国人観光客の人数でございますが、手元には、平成29年の数字がございますので、その数字をもって答えさせていただきます。外国人の方ですが、平成29年は速報値となりますが、8万857人となっております。国別内訳でございますが、香港が1万2,754人、韓国が2,770人、台湾が1,241人、中国が894人、シンガポールが237人、タイが235人、アメリカ84人、マレーシア48人、その他408人となっております。

**○産業振興部長（上田薫）** 訪日外国人の客数ということで回答させていただきます。過去3年間の本市への外国人観光客の人数でございますけれども、今、副市長の方で29年の速報値と

いう形で答弁させていただきました。27年は6万1,948人。それから、平成28年は6万5,047人ということでございます。それと、外国人別というか、27年が台湾が2万9,917名、それと香港が8,892名、それと中国が6,188名、韓国が6,596名となっております。それから、28年ですけども、台湾が2万1,971名、それから香港が2万1,954名、それと中国が5,808名と、韓国が4,966名ということで統計上数値はあがっているところでございます。

**○7番議員（齋藤佳代）** 坂の上の雲の主人公で知られ、日露戦争でバルチック艦隊を撃破した秋山真之は幼き頃、教えに厳しき父から、桃太郎の物語になぞらえ、大和男の子と生まれたら、きびだんごのように一致団結し、鬼ヶ島という世界から、知恵と富を持ち帰れと諭されたそうです。世界から、今、御答弁いただきましたように、日本の文化、伝統に関心が高まる中、観光と農業のまち、本市にとって千載一遇のときを得ていると思います。御案内のとおり、国においては、環境整備に対する様々な補助金が公募されており、観光庁が、訪日外国人受入環境整備緊急対策事業として、地方での消費拡大に向けたインバウンド対応支援事業の中で、公衆トイレの洋式化に対する補助があります。残念ながら、本年度申請された自治体の中に鹿児島県内からは応募がありませんでした。ときあたかも維新150年、NHK大河ドラマで指宿の名も出て、西郷どんが話題となっておりますが、国策に準じた施策を注視すると同時に、市民の皆様の血税を大切に運用することを心掛けていただきたいと思います。唐船峡に限らず、観光地である指宿市においては、公衆トイレが数多く存在しています。2020年の東京オリンピックを目指し、インバウンドを増やすために、女性の目線で真のおもてなしを提言すれば、使用する施設の快適さではないかと考えます。二元代表制の中、本議会より議員構成が変わり、女性議員が複数となりました。女性の声が届く指宿市となるよう、審議に精励してまいりたいと思っております。2022年には鹿児島港に大型クルーズが入港する港湾整備が行われるとのことですが、真のおもてなしとは、訪問先のきめ細かい使いやすい環境整備ではないかと思っております。唐船峡は利用料が発生するため、公衆トイレの機能としては限られているかもしれませんが、駐車場やエレベーターホールの横のトイレだけでも申請することは可能であると思っておりますけれども、本事業に申請される予定はございますでしょうか。

**○産業振興部長（上田薫）** そのエレベーター棟の、そこだけは申請はどうかということですが、国土交通省観光庁では、平成29年度に、訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金として、地方での消費拡大に向けたインバウンド対応支援事業、公衆トイレの洋式化及び機能向上を立ち上げております。この事業でございますけれども、訪日外国人旅行者が利用しやすい観光地の公衆トイレ整備に要する経費の一部を補助するもので、地方公共団体も対象となっているところでございます。要件といたしましては、利用者を特定せず広く無料で開放している施設の水洗トイレ化が対象であって、公共空間であっても観光スポット等の利用料を収受しなければ、利用料を取らなければならない場合はですね、公衆トイレ

を新築する場合ということも含めまして、対象外ということになっている制度でございます。

**○7番議員（齋藤佳代）** 先ほども申し上げましたとおり、唐船峡は利用料金が発生するため、料金の発生する施設に関しては対象外ということは私も認識しておりますけれども、駐車場部につきましては、多くの方々がトイレ休憩などで使用する可能性がございますので、その公衆性という意味では適応になると考えますがいかがでしょうか。

**○産業振興部長（上田薫）** 議員御指摘のとおり、利用料を徴収しているその施設内でのトイレについては対象外ということになっております。ただ、溪谷の方じゃなくて上の駐車場に、その観光案内も含めて男女のトイレはございますけれども、そこについてですね、唐船峡内での、その料金を受けての維持管理経費ということで、そこも基本的には計上されているトイレではございます。ただ、唐船峡には、平成の100名水ということで、そういう観光スポット的のところもございますので、要は、申請の仕方だというふうに考えております。ですので、その申請を、作文なんですけれども、そういうのを工夫をして提出することも可能かなというふうには考えておりますけれども、それについては、あくまでも国と協議をできないといけないということになっておりますので、引き続きできないか、検討、協議していきたいというふうに考えております。

**○7番議員（齋藤佳代）** できると思います。この申請に関しては。私も確認をしております。そして、シャワートイレも、この事業に関しては対象になりますので、是非御活用いただき、市民の皆さんの血税を有効に運用していただきたいというふうに思っております。国の補助制度を活用してこそ3割自治の市政の理解につながると信じておりますので、是非前向きに御検討いただきたいというふうに思います。

続きまして、放課後子ども総合プランについての質問に移りたいと思います。現在、幼稚園や保育園に委託している指宿市における児童クラブの受入人数をお答えください。また、同時に、どれだけの子供たちが放課後の支援を必要としているのか、お答え願います。

**○健康福祉部長（前園千秋）** 本市における放課後児童クラブの状況につきましては、保育所4事業所、認定こども園3事業所の4か所、幼稚園1事業所の合計8事業所の9か所で実施しているところでございます。本市の放課後児童クラブの定数は275名となっておりますけれども、週に数日のみ利用する、又は、夏休み等の長期休業期間のみ利用する児童もいることから、昨年12月1日現在で登録している人員が、9か所の平均で31名、全体で280名となっているところでございます。なお、放課後児童クラブにおける待機児童につきましては、各児童クラブにおいて申込みを受け付けていることから、詳細な把握はできていないところでございます。

**○7番議員（齋藤佳代）** 今、実施をしている幼稚園、保育園の件数をお答えいただきましたけれども、地域によっては偏りが見られ、待機学童と言いますか、待機されている方もいらっ

しゃるというふうに認識をしておりますが、保育園やこども園に通っている年長組の子供たちが小学校へ進学するわけですから、必然的に、毎年相当数の児童が、放課後児童クラブの必要性を感じているということは容易に想像がつくと思います。残念ながら、本市では、学童クラブの整備、私の私見になりますけれども、地域に偏りが見られ、学童に入れない子もいるというふうに認識しておりますが、お隣の鹿児島市の方で、非常に学童クラブの方が充実しております、残念ながら、そちらへ転居を希望される方もいらっしゃるというふうに認識しております。本市では、小学校入学と同時に、地域福祉課から教育委員会へ移管されるわけですが、保護者の立場に立てば、小学校に進学後も働く環境は全く変わっておらず、放課後の防犯、安全の確保の課題、いわゆる、小1の壁に直面することになります。本市は、小学校の統廃合等、様々な教育環境が山積しております。教育は国家100年の大計と言われておりますので、また、教育は質も問われますので、慎重な審議をお願い申し上げます。

さて、現在、文部科学省が掲げる放課後子ども総合プランに関してですけれども、指宿市の取組と進捗状況をお示しいただきたいと思います。

**○健康福祉部長（前園千秋）** 放課後子ども総合プランにつきましては、学校施設を活用することとしておりまして、本市におきましてもいろいろな面でメリットがあることは認識しているところでございます。しかしながら、学校の余裕教室で実施する場合、教室の選定についても慎重に検討しなければならないと考えているところでございます。今後、学校での放課後児童クラブの設置につきましては、地域の実情や支援体制、放課後児童クラブとして利用できる余裕教室の有無等のため、関係部署と協議を進めてまいりたいと考えているところでございます。また、余裕教室等学校施設の活用にあたりましては、現在、放課後児童クラブを実施している保育所等の理解が必要不可欠でございますので、具体的な運営方法などについて、今後、十分な協議を行ってまいりたいと考えているところでございます。

**○7番議員（齋藤佳代）** 小学校で実施することが基本となっているプランでございますけれども、今現在、幼稚園や保育園で実施されている方々にも伺いますと、移動の手段、そしてまた、学年によって下校の時間が変わっている。そういったことで人員が不足したり、大変な課題がたくさんあるというふうに伺っておりますので、是非ですね、学校での取組を進めていただきたいと思います。余談ではありますが、すくすくスクールとあって、先進的な取組を行っておられる、そしてまた、衆参両院の公聴会に招かれた江戸川区の方にですね、御視察、あるいはヒアリング等されたことはあるのでしょうか。

**○健康福祉部長（前園千秋）** 私、健康福祉部の所管としましては、江戸川の方に視察に行った経緯はございません。

**○7番議員（齋藤佳代）** 是非、全国で2千件ぐらいの視察が来られてると伺っておりますので、是非、ヒアリングだけでもしていただいて、今後の参考にしていただければというふう

に思っております。元祖、学校で学童保育を実施した自治体ですので、是非参考にさせていただきたいというふうに思っております。

最後に、公園整備についてお尋ねをいたします。指宿市内には、現在、土地区画整理事業が行われておりますが、校区内に公園がない地域もございまして、今後の公園整備計画がございましたらお答えください。

**○建設部長（黒木六海）** 今後の公園等の計画があるかという御質問ですが、現在、土地区画整理を行っております、その中で、湊区画整理区域内、それから、十町の区画整理区域内等に公園の整備を予定しているところがございます。

**○7番議員（齋藤佳代）** ありがとうございます。今までは、公園は子供を対象として整備されてきたわけですが、本市は、健幸まちづくり事業も推進しており、木育中心の健康遊具などを整備した、全世代型の公園づくりを検討されてもよいと思いますが、いかがでしょうか。

**○建設部長（黒木六海）** ただいま、議員の方から御指摘がございましたように、健康器具等の設置についても、市民を含めたワークショップなどで、市民の声を聴きながら、今後造る公園等につきましては検討していきたいというふうに考えております。

**○7番議員（齋藤佳代）** 一例ですが、近年は、熊本市の坪井川緑地公園のように、シルバー世代を活用して管理室を設置し、管理の行き届いた公園整備が進んでいる自治体もございません。フェンスを設置し、利用時間を決め、監視員が退出すると同時に施錠する。これは、この取組は市民の声から実現したものでございます。先例に捉われることなく、市民の声に真摯に向き合い、実現していくことが、21世紀に求められる自治体のあるべき姿と考えますので、是非、前向きに御検討いただきたいと思います。

最後になりましたが、サッカー場へ公園を併設する要望を、かつて他の議員からも提言されましたが、先に述べましたように、市政運営は公平中立でなければならないとの観点から、特定の競技を行う市民のみならず、全市民が利用できる施設とするために、公園併設は必然と思いますが、いかがでしょうか。

**○総務部参与（中村孝）** 現在、指宿市サッカー・多目的グラウンド整備事業を、今現在、実施設計をやっているところでございますが、これにつきましては、多目的グラウンドにつきましては、いろんな市民の方が利用できる、子供も利用できる、いろんなイベントにも利用できるということで、子供用ですね、遊具とかにつきましても、基本計画の概要版をパブリックコメントで市民の方にも募集をしておりました。その中で、遊具設置等についてもですね、要望がありましたので、現在、実施設計の中でですね、含めてですね、検討をしているところでございます。

**○7番議員（齋藤佳代）** ありがとうございます。私が申し上げたいのは、公平中立な市政運営を心掛けていただきたいということでございまして、特定の市民が利用できる頻度の回数が多いということではなくてですね、広く市民の皆さんが利用する施設があつてこそ、市民の

皆さんの定住意識や働く意欲は高まり、持続可能な自治体へと進化することができると確信しております。先日、指宿港海岸ワークショップに参加いたしましたが、知見を申し上げるなら、江戸川区では、景観策定委員会を造園学専門の進士東京農大長とともに立ち上げ、実現した親水公園が、国連リブコム銀賞を受賞いたしました。英知を実行に移す難しさを感じましたけれども、私も委員として参画し、望外の喜びを感じております。翻って、本市の指宿港海岸整備ワークショップでは、ネガティブと思われる発言も多く聞かれ、大変残念に思いましたけれども、市長の願う、美しいふるさとの海、砂浜の再現は、海洋国家日本の青少年の育成のためにも、是非積極的に押し進めていただきたいと思っております。市長選挙、過去3回の、これは私の私見ですけれども、恩讐とも思える発言があったり、その連鎖を断ち切らなければ、双方が最もかけがえのないものを失うのではないかと危惧しております。つまり、青雲の志を抱いた若者たちの市外への流出です。未来を担う子供たちのために、今こそ、きびだんごのように一致団結し、指宿は一つとなることを願っております。

最後に、現在、働き方改革が議論されておりますが、本市職員が委縮することなく、自由に談論風発するアットホームな職場環境を醸成し、できれば残業ゼロを目指し、働く意欲の向上に努めていただきたいと思っております。

以上で、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（福永徳郎） 暫時、休憩いたします。

休憩 午前 11時45分

再開 午後 0時59分

○議長（福永徳郎） 休憩前に引き続き、会議を開き一般質問を続行いたします。

次は、西森三義議員。

○11番議員（西森三義） お疲れ様です。11番、西森です。今回も市民の皆様方から議席をいただき、質問をできることに感謝し、初心を忘れず議員活動に取り組んでまいります。

質問する前に、今年も県下一周駅伝の応援に出向きました。今年は選手の方々に故障者があったり、体調不良で出場できない選手がいたり、万全な体制でなかったと思いますが、残された選手が一丸となり、指宿市民へすばらしい感動を与えていただき、そして、Cクラス優勝をされたことに対し、選手の皆さん、並びに監督さんをはじめ、関係者の皆様方へ深く

感謝申し上げます。

それでは、これから通告に基づき、順次、質問いたします。

まず、農業振興策についてであります。今年に入ってから寒い日が長く続いたことにより、農作物に甚大な被害が発生したと聞き、ある農家においては、20aのソラマメ畑の半分が、寒害により茎がしおれたため、収穫できないと落胆し、また、子供の学費をどうしようかと悩んでいました。このように、作付けしたほ場によって被害が拡大したようである。そこで、この異常気象の影響が長期に続いた関係から、低温による農作物への被害額はどれだけになったのか、お伺いいたします。

このように、農業は異常気象の発生で大きな被害を受けることが度々であり、その都度落胆し、農業への取組姿勢が減少するのではと心配するところです。指宿市の基幹産業の一つでもある農業を衰退させないためにも、農家が元気の出るような、市としての支援策は検討されていないか、お伺いいたします。

これまでも、大雪後の寒害被害や突発的な霜害、今回みたいに、長期による霜害と、ここ数年被害が発生している状況であるが、今まで寒害を防除する対策の研究はされていないか、お伺いいたします。

次は、市長の施政方針にも掲載されている、農家が安心して経営に取り組めるよう収入保険制度の推進とありますが、市内の多くの農家は白色申告ではないかと思われるが、収入保険制度に加入するために、青色申告でないと加入できない理由は何か、お伺いいたします。

それから、本年7月に農業委員の体制が変更されると認識している。問題なく移行できる準備は整ってるかを聞きたいと思います。農業委員の役割は大変重要だと考えます。将来を担う農業後継者の育成や農地中間管理事業による担い手への農地集積、並びに遊休農地の発生防止、解消などを図り、農地利用の最適化に努めていると思っておりますが、今回、農業委員を削減し、推進委員を設置すると聞きましたが、簡単に推進委員の確保ができるのかも含めて、移行準備は整っているのか、お伺いいたします。

二つ目は、平成30年度の施政方針についてであります。2月23日の新聞に、ふれあいプラザなのはな館敷地内に、市民会館を整備するため設計委託費を計上とあり、施政方針でも、老朽化した市民会館をなのはな館敷地内に建設し、なのはな館が持つ機能の有効活用、複合化を図ることで、多様な利用形態の創出及び建設費用の削減につなげたいと掲載されていますが、なのはな館敷地内に市民会館の建設をすと言われている、そのスケジュールはどうなっているのか、お伺いいたします。また、県有施設については、著作権の保護の関係上、解体について設計者の反対の意思が固く、北側の解体が厳しい状況であるが、負の資産にならない活用について検討されているか、お伺いいたします。

それから、地熱の恵み活用については、これまでも何回も説明を受け、私個人としての見解は、発電事業が上手くいくことで、多くの市民へ利益還元ができるのではと思っております。

ころですが、現在凍結されている地熱の恵みを活用したいとあるが、市民の理解は得られているかについては、昨日及び本日も同僚議員へ答弁されましたが、再度お伺いいたします。

2月17日の新聞に、京都府の特別養護老人ホームにて、入所者に不審な骨折やあざが見つかり、虐待を認定したとの記事が掲載されていました。これからますます高齢化が進む中において心配するばかりです。指宿市においても高齢化率が37.1%の記事がありましたように、高齢者は日々増大することから、指宿市においては、介護人材の初任者研修を開催して、人材確保するとなっているが、その一方で、介護施設内にて虐待を受けている事実はないか、お伺いいたします。

三つ目は、人材育成策についてであります。私は、この2年間、議選により監査をしてまいりました。その過程において、初歩的ミスの指摘を多くの職員にいたしました。なぜ、有能な職員が簡単な事務処理を間違えるのか考えてみたとき、職員研修会が不足しているのではないかと、あるいは、危機意識を持って業務に取り組んでいないのではないかと思ひ、有能な職員の活性化を図る目的で、職員を一定期間民間企業で研修させる気はないか、お伺いいたします。

また、市長は一貫して、市役所は市民に役立つところを市政運営の基本理念としており、職員と一丸となり、知恵を出し合い、限られた財源を効率的、効果的に活用して信頼される市役所づくりに努めると言われておりますので、研修のプロを講師に招いて研修させられないか、お伺いいたします。

さらに、職員の能力を引き出すためにも、これから取り組む事業にすばらしいアイデアを期待し、いろんな事業が目白押しである今、プロジェクト班を編成する考えはないかお伺いいたしまして、1回目の質問といたします。

**○市長（豊留悦男）** 農業振興についてでございます。今年の冬は、度重なる強い寒気の影響により、生育途中の豆類に被害が発生したところでございます。農作物の被害状況につきましては、断続的な寒害の影響により、莢の凍結や霜莢の発生、葉茎のしおれや枯れにより、収量の減少や品質の低下を招いており、品目別では、スナップえんどうの被害が一番大きく、面積で約103ha、被害額で約1億2,800万円。ソラマメでは約69ha、6,300万円。実えんどうでは約12ha、200万円。合計で184ha、1億9,300万円の被害額となっているところでございます。

次に、平成30年度の施政方針、地熱の恵みについてでございます。地熱の恵み活用プロジェクトは、本来、このプロジェクトを推進することで得られる益金を、市内全域で展開される各種施策に充て、市民福祉の向上を図ることを目的に、第二次総合振興計画にも記載し、議会の承認もいただいたところであります。このような背景の下、凍結後に実施した市長対話集会、みんなで語ろう会のアンケートで地熱発電事業の是非を問いましたところ、推進すべきとの回答が67%で、推進すべきでないとの回答の12%を大幅に上回る結果などを踏ま

え、私は、地熱の恵み活用プロジェクト事業の意義や、この事業が本市にもたらす恵みを選挙公約に掲げ、説明会や選挙活動などで、切々と市民の皆様へ訴えてまいりました。その結果としまして、市長として市民の皆様から再度負託をいただくことができましたので、市民の皆様への一定の理解が得られたと判断したところでございます。なお、今後につきましては、自然公園法の手続き、ジョグメックへの申請手続きを進めるとともに、6月補正予算に調査井掘削の予算を計上し、議会の判断を仰ぎたいと考えております。

人材育成についてでございます。平成25年3月に策定いたしました指宿市人材育成基本方針に基づき、自己啓発や職場内及び職場外での研修を通じた職員研修の充実に努めているところでございます。また、職員を一定期間民間企業で研修させる考えについてでございますが、これまで市内のホテルや金融機関等の民間企業に職員を派遣してまいりました。現在は、九州地方整備局や九州経済産業局、鹿児島県など国・県への職員を派遣しており、民間企業等への職員派遣は行っておりません。職員にとりましても、企業感覚やコスト意識、接遇マナーなど多くのことを学ぶことは重要なことと考えられることから、今後、民間企業等への職員派遣研修について検討してまいりたいと思います。

以下、いただきました質問等につきましては、担当部長等に答弁をいたさせます。

**○農政部長（宮崎英世）** 農業振興策について、市としての支援策は検討されていないのかという御質問でございます。農産物の寒害に対する市の支援対策としましては、関係機関と連携し、寒害の事前対策の呼び掛けを行うと共に、事後対策として、現地検討会等を開催しながら、農作物の樹勢回復や病気の蔓延防止の徹底等、適正な肥培管理の指導を行っているところであります。平成28年の1月に発生した雪・凍結被害に対して行った葉面散布剤の配布につきましては、被害額が約20億円と甚大であったこともあり、農家の再生産を支援するため行ったところでございます。今回の低温被害に関しましては、平成29年1月の霜害における被害額約1億6,000万円や、平成28年9月の台風における被害額約1億6,500万円など、同程度の災害は毎年発生していることから、災害の規模やこれまでの災害に対する支援の経緯等も踏まえ、葉面散布剤の配布は行っておりません。今回の災害に対しましては、資金面の支援といたしまして、被害を受けられた農家に対して、指宿市農業振興促進基金の貸付枠の緩和を行い、対策を講じているところでございますので、御理解くださいますようお願いいたします。

続きまして、寒害を防除する対策の研究はなされていないかとの御質問でございます。指宿市においては、冬場の主要品目として豆類が盛んに栽培されていることもあり、豆類への寒害被害が多く発生し、その対策が大きな課題となっているところでございます。豆類の寒害防止対策としては、これまでも防霜ファンの導入やハウスによる施設化も図られてきているところですが、多額の設備投資が必要であることから、広く普及はしていないところでございます。このことから、関係機関と連携して、比較的取り組み易い方法として、不織布を活用し

た寒害対策の検討を行っているところです。今年、新西方のほ場で実証試験を行い、周囲の畑で被害が発生する中、実証ほにおいては、被害の軽減につながっているなど、良い成果が出ているところでございます。

続きまして、収入保険制度に加入するために、青色申告者でないと加入できない理由は何かとの御質問でございます。収入保険制度は、農業者ごとの収入減少を補填するものであり、制度を適正に運営するためには、個々の農業者の収入を正確に把握する必要があり、また、国費を投入して収入を補填する制度は、他の産業にはない制度であることから、国民の理解を得るために、収入把握の正確性が重要となっております。青色申告は、日々の取引を残高まで記帳する義務があり、在庫と帳簿が照合でき、不正が起きにくく帳簿の信頼度が高い一方、白色申告はそこまでの義務がないことから、青色申告を行っている方を対象者としているとの説明を受けているところでございます。

**○農業委員会事務局長（富永敏尚）** 農業委員会の体制移行に関する御質問でございますが、農業委員長から委任を受けましたので、答弁させていただきます。農業委員会等に関する法律が改正されたことに伴いまして、本市におきましては昨年12月、関係条例の制定について市議会にお認めいただきました。新体制となる7月以降の農業委員の選任方法は、これまでの選挙制と市長の任命制の併用から、市議会に同意をいただいた上で市長が任命する方法に改められました。また、新たに設置いたします農地利用最適化推進委員につきましては、農業委員会が委嘱することになっております。現在、制度の概要につきまして農業委員会だによりにより周知を図り、広報紙及び市ホームページに募集案内を掲載いたしまして、両委員の募集を開始したところでございます。募集人員は、それぞれ19名としており、自薦、他薦の方法により応募いただくこととなります。今後、随時応募の状況を把握いたしまして、農業関係団体や、必要に応じ、地域の代表者の方々に状況説明を行いながら、円滑な新体制移行に努める所存でございます。

**○教育部長（長山君代）** 市民会館建設のスケジュールについてお尋ねでございますが、教育委員会といたしましては、市民会館をなのはな館敷地に建設することで、既存の駐車場・会議室・視聴覚室などの有効活用によって、建築面積を圧縮できるだけでなく、一体の施設として、市民の芸術文化活動の拠点として、活用してまいりたいと考えているところでございます。平成30年度当初予算に、市民会館基本設計・実施設計委託料を計上いたしております。平成30年度におきまして、基本設計・実施設計業務を実施してまいり所存でございます。基本設計・実施設計の完成後、建設工事に着手してまいることになっておりますが、工期につきましては、およそ2年程度と考えているところでございます。教育委員会では、市民の皆様喜んでいただけるような市民会館を建設してまいりたいと考えているところでございます。なのはな館の南側芝生広場に建設することで、よりよい建設になるものと考えているところでございます。

**○総務部参与（廣森敏幸）** なのはな館北側の解体が難しい状況であり、負の遺産にならないか、活用について検討されているのかという御質問でございます。なのはな館につきましては、中央ホールや視聴覚室等をはじめ、体育館や芝生広場等もあり、文化芸術活動はもちろん、会議や研修、そして、スポーツやイベントなどの利用が可能な施設でございます。また、サッカー・多目的グラウンドの整備、さらには、市民会館の建設も計画されていることも踏まえ、既存の宿泊施設につきましては、民間活力の導入も検討しながら、文化・スポーツ合宿などで活用できれば、周辺施設との相乗効果も高まるものと考えております。また、健康増進施設のプールにつきましては、最も維持管理経費が掛かっていたことから、プール機能は廃止し、子供からお年寄りまで、みんなが集い、賑わいが生まれてくるような施設として改修できないか検討をしているところでございます。また、市が引き受けた場合でも、現段階では解体できないとしても、将来的には、解体の負担というリスクを負うことになりますので、県からの財政支援や維持管理の方法等についても検討をしているところでございます。なのはな館の諸施設の機能が十分生かされ、サッカー・多目的グラウンド、市民会館などと一体となった活用ができるような利活用案を、現在、検討しているところでございますので、県からの財政支援も含め、一定の方向性、利活用案がまとまりましたら、議会にもお示ししていきたいと考えているところでございます。

**○健康福祉部長（前園千秋）** 介護人材の初任者研修を開催して、人材確保をするとなつていますが、その一方で、介護施設内において、虐待を受けている事実はないかとの御質問でございます。介護職員初任者研修につきましては、これまで本市において、研修が開催されていなかったことから、本年度から開催したところでございます。研修では、募集定員20名に対し、19名の方が受講され、全員が資格を取得し、受講者から、受講してよかった、今後、介護の仕事をする上で役立つなどの感想をいただいているところでございます。介護職の人材確保及び介護サービスの質の向上のため、資格取得の環境整備を図る観点から、来年度も本市において、研修を開催する予定でございます。また、本市における介護施設内での利用者が虐待を受けているという事実につきましては、把握していないところでございます。

**○総務部長（有留茂人）** 人材育成策について、プロの講師を招いて研修をさせられないかという御質問でございます。講師を招いての職員研修につきましては、これまでも接遇研修や人権啓発に関する研修など、専門的な知識・経験を持った講師をお招きし実施をしております。平成30年度におきましても、職員研修実施にかかる費用を当初予算に計上させていただいているところでございます。また、今後、喫緊の課題となる少子高齢化、人口減少を見据えたまちづくりや人事評価者を対象にした研修など、その道のプロの講師をお招きして実施する予定であり、これらの職員研修を通して、職員の意識改革と能力向上を図ってまいりたいと考えております。

次に、プロジェクト班を編成する考えはないかということでございますが、プロジェクト

班を編成することですけれども、これまでも、重要施策を推進するに当たり、プロジェクトチームを結成し計画等を策定をしてきております。また、第二次総合振興計画や指宿市版まち・ひと・しごと創生総合戦略などの重要施策の具現化は、本市の未来に関わることであります。これらの重要施策を具現化し推進していくためには、全ての職員の力が必要であることはもとより、市民の皆さんとの協働で進めていかなければならないと考えてるところです。職員によるプロジェクトチームの編成のみならず、市民の方々と一緒になって様々な意見・提案を出し合いながら形にしていくことも必要であろうと考えております。なお、現在、組織を横断的に跨ぐプロジェクトとして、指宿市サッカー・多目的グラウンド整備事業に伴う庁内プロジェクトチーム、それから、指宿市まちづくりプロジェクトチーム、さらに、指宿市ヘルスケア推進協議会などが設置され、協議がなされております。また、プロジェクトチームではありませんが、場合によっては、専門家や市民の方々を招いてのワークショップや研修会なども行いながら事業の推進を図っているところでございます。

**○11番議員（西森三義）** これから、2回目以降の質問に入ります。今、答弁をいただきました。農業の問題については被害があったと。約2億ぐらいの被害ということで聞きましたが、私は、それ以上に被害が出たのではないかなというふうに考えております。表に出ない被害というのをもたくさんあったろうというふうに思っております。農家の声というのは、非常に悲痛なものがあるということでございます。その中においてですね、いろんな作物に被害が出たということで聞きましたが、ハウス内のソラマメにもですね、被害があったと聞いたんですが、ハウス内で練炭を焚くことによって被害が減少するということが以前、私、聞いたことあるんですが、そこ辺りについての指導はされなかったのか、お尋ねをいたします。

**○農政課長（松澤敏秀）** ハウス内の被害の状況なんですけれども、ハウス内の温度低下につきましては、設置場所や土壌条件など様々な要因で変わる可能性があります。一般的に、晴天時の無風状態で気温が低下しますと、放射冷却現象により、被覆施設全体から熱が放出されることで、外気温よりも施設内が逆転し温度が下がることがございます。今回、その現象が起こったものと推測されますが、個々の農家の施設について二重仕覆、あるいは練炭などの設置についての具体的な指導は行っておりませんが、今後につきましては、新たな施設導入の際や栽培講習会等の機会を捉えて、施設管理技術の指導も行ってまいりたいと考えておるところでございます。

**○11番議員（西森三義）** 新しいハウスを造って、そういう形でできればいいんですが、古くからハウスも建てて高齢になっている人は、そのハウスを活用するということになります。少しでも被害が、練炭を焚いて被害が少ないというのが実証されてるのであれば、今後については指導していただきたいなというふうに思っております。

先ほど、農政部長の方で、支援策については、なかなか今回の被害はあまりなかったとい

うふうな捉え方でしたけど、農家にとってはですね、やっぱり、非常に大きな捉え方してるんですね。だから、災害が少なかったからじゃなくて、こういう被害があったときにですね、対しての被害の基準を設定して、昨日もでしたっけ、同僚議員も同じような被害に対しての、そういうふうなのはできないのか、予算は計上できないのかということをお申し上げしておりましたが、そのようなことについては、予算を計上することについてはできないか、お尋ねいたします。

**○農政部長（宮崎英世）** 葉面散布剤の配布に関しましては、先ほど答弁させていただきましたとおり実施しておりません。今回新たに始まる農業経営の安定化を図るための収入保険制度への農家の加入促進、これを進めてまいりたいと考えておまして、農家が収入保険に加入する保険料の一部を補助するために、平成30年度に予算計上をさせていただいているところでございます。この制度は、品目の枠に捉われずに、この先ほど来おっしゃいます自然災害、これによる収入減少、それと農産物の価格低下、これなどに農家の農業経営全体の収入減少、これを補填する仕組みでありまして、今後、農家のセーフティーネットとして大きな役割を担うことが期待され、農家の経営安定に大きく貢献するものと期待しているところでございます。

**○11番議員（西森三義）** 収入保険制度については、あともって聞きたいなというふうに思っておりましたが、今出ましたので、収入保険制度はですね。今、部長の方で収入保険制度を言われましたが、先ほど、収入保険に加入するためには青色申告者でないといけないと。それは何でかと言えば、その正確性が必要だからだと、それは最もだろうと思います。ただですね、指宿の農家の人は、大方が白色申告というふうに私は認識してるんです。だから、どうしても青色申告でないと収入保険制度に加入できないとするのであればですね、そういう青色申告をするための指導はどのようにされるのか、お尋ねをいたします。

**○農政部長（宮崎英世）** 先ほど、この青色申告が、要するに、対象の一つの条件だということでお話して、今議員がおっしゃるように、白色申告の方が多くということでございます。現在、市としましては、この農家にとって記帳が面倒だというような、このような声も当然多く聞かれるところでございますので、パソコン簿記講座の実施や税理士による研修会、その他、今後ですね、各種会合等の機会を捉えて、共済組合や農協、県等の関係機関等とも連携を図りながら、農家の方々へ周知をして、青色申告への誘導による、この収入保険への加入というのを促進をしてまいりたいと考えております。

**○11番議員（西森三義）** 私もですね、昨年、青色申告の申請手続をして、今年から、本当に農業収入は微々たるものでしたけど、青色申告者になりました。実際、自分も体験しようということで、意外と簡単なんですね。だから、農家の方にもですね、簡単なんですよと。記帳というのは、確実に出荷した分を記帳して、あとはいった費用をするだけのことなんですけど、そこ辺りについてをですね、事ある毎に指導していただきたいと思うんですが、そう

いう指導する、何か勉強会とかというのは、計画はされていないんですか。

○農政部長（宮崎英世） 議員がおっしゃるように、まずやってみようという気持ちが大切なことだと思います。やってみたら、案外できたというようなことでございますので、やはりその辺のですね、先ほど申しましたように講座を開いたりとか、周知を図ったりとかということ、なお一層推進をしていきたいと考えております。

○11番議員（西森三義） 先ほど、寒害対策についてですね、答弁をいただきましたが、私も新西方のほ場にですね、実際に参加させていただきました。2月の20日でした。その中ではですね、パウパウひだまりフレンドという資材を活用した、ソラマメの霜害対策の現地検討会でした。多くの農家が参加されており、あのような試験場はいいなと思ったんですが、あいう試験場は何箇所設置されているのか、お尋ねいたします。

○農政課長（松澤敏秀） 寒害に対する、そういう試験的な設置状況なんですけど、今年、先ほど議員が言われたとおり、新西方の方で1か所実施をしています。それに加えて、県の農業開発センターにおいて、同様の試験が行われておまして、マイナス3度までの寒害に対しては効果があるというふうな報告を受けているところでございます。

○11番議員（西森三義） 指宿はですね、観光、農業ということは基幹産業だといつも言われております。その中において、農業をですね、優良産地にするためにはですね、農家が元気になるよう指導することだと思います。県・市・JAが集約されている支援センターで、前向きに、この試験ほ場というのを検討してもらってですね、指宿・山川・開聞地区にですね、例えば、2か所ずつぐらい試験ほ場を設置する考えはないか、お尋ねいたします。

○農政部長（宮崎英世） 先ほど、お答えしましたように、このやり方というのが、実際効果があるというのが分かってきておりますので、議員御提案のこの実証ほ、これもですね、今後、増やしていく方向で検討はさせていただきたいと考えております。

○11番議員（西森三義） その新西方のほ場に参加したときにですね、メーカーの方だったと思うんですが、資材代が、ちょっと綿みたいな資材だったけど、資材代が10a当たり10万円ぐらいということで説明を受けました。何年ぐらい、その資材を使えるのか、お尋ねいたします。

○農政課長（松澤敏秀） その試験ほの資材の耐用年数等でございますけども、寒害対策に関わる経費につきましては、不織布の素材の選定や補強、あるいは、固定方法によって違いますけども、大体10a当たり9万円から12万円と試算してるところです。また、耐用年数につきましては3年程度と言われているところでございます。

○11番議員（西森三義） 9万円から12万円掛かる資材で3年程度、年に3万程度か。それぐらいの資材であれば、農家にとっては寒害が防除されれば、有効と考えていらっしゃるのか、どうですか。

○農政課長（松澤敏秀） 非常に、この試験ほ、寒害の防止対策についてはですね、大変有効だ

と思っているところでございます。

**○11番議員（西森三義）** 私も、その作業方法をした経緯を見ると、意外と簡単にできそうだなというふうに感じました。そういうことで、その辺りについても、農家の方に、やっぱりいいのは勧めていっていただきたいというふうに思っております。

また、この寒害対策についてはですね、県内においてこういうふうに取り組んで効果が出ているというところは把握をされていないですか、どうですか。

**○農政課長（松澤敏秀）** 新西方地区のところで実施をしました形での試験というのは、先ほどの答弁しましたように、県の農業開発総合センターにおいて試験をなされてる、それが1か所だと思っております。

**○11番議員（西森三義）** いろんな、こういうふうなここ数年来、寒害なりで被害に遭っております。農家は被害が出るたびにですね、本当に学費をいけんすいかいねということがあります。あるいは、健康保険税も払うがでけんという人もおります。そういうときには是非、農家の人が相談に訪れたら、良き指導をしていただきたいというふうに思っております。

次は、農業委員にまいります。農業委員とですね、推進委員の選出についてはどういう区割りを検討されているのか、お尋ねをいたします。

**○農業委員会事務局長（富永敏尚）** 担当区域割につきましては、農地利用最適化推進委員につきましては、担当する地域や人数を設定いたしまして、指宿地域7人、山川地域7人、開聞地域5人ということで、この定数で募集を行っているところでございます。これに対しまして、農業委員につきましては、改正された法の規定に基づきまして、市内全域を担当するものとして募集しているところでございます。しかしながら、本市の更なる農業振興のためには、両委員がそれぞれ地域に密着して、両委員が二人三脚のような体制で活動できる環境を整えることも、非常に重要であるものと認識しているところでございます。このようなことから、応募状況を定期的に把握いたしまして、可能な限り多くの地域の方々から応募がいただけますように、市長事務部局と密接に連携いたしまして、必要な措置を講じてまいりたいというふうに考えているところでございます。

**○11番議員（西森三義）** ただいま、局長の方で、今、応募の方を周知してると。確かに、今回の指宿のお知らせ版でも載っておりますよね。ここに、農業委員、農地利用最適化推進委員を募集というふうにあります。果たして、これを見てですね、本当に応募があるかなと、私は危惧するところです。なぜかというとはですね、他市においては、この新体制への応募が少なかったということを知りました。指宿市においても、現在の農業委員の何名が新体制へ応募してくれると思っているのか、お尋ねをいたします。

**○農業委員会事務局長（富永敏尚）** 他市の状況につきましては、今、議員がおっしゃいましたようなことがあったように、私ども把握しているところでございます。農業委員会が新体制へ移行いたしますと、農地利用の最適化をはじめといたしまして、これまでの任意業務が必須

業務となりまして、人・農地プランへの積極的な参画も求められてくるところでございます。取り組むべき活動の種類や業務量が増えることについては、既に農業委員会議等々の機会を捉えまして、現在の農業委員へ周知した上で、やる気がある委員は是非応募していただけるよう呼び掛けているところでございます。詳しい人数につきましては、現在把握をしてはおりませんが、その中で、年齢や健康面の理由から応募されない農業委員の方もおられるということで見込まれるところでございます。

**○11番議員（西森三義）** 先ほど、推進委員については地区で、指宿が7名、山川が7名、開聞が5名という形で、ということをお答えされましたが、農業委員については市内全域ということでお答えされました。こういう、市内全域となるとですね、農業委員と言うと、農業委員、推進委員と言えば、やっぱり、その地域の畑をですね、先ほども局長も言いましたが、私も農業委員を3年拝命させてもらって、いろんな耕作放棄地を調査にまいりました。分からないんですよ。地元でも分からないんです。何とか迫とか、もうみような名前があいわけ。だから、大変なんです。だから、ここをですね、地域ごとに配置しないと、さっき言った耕作放棄地の調査に支障があるというふうに考えるんですが、そこ辺りについては、地域ごとに配置するという考えはないんですか、お尋ねいたします。

**○農業委員会事務局長（冨永敏尚）** 体制移行後の活動についてでございますけれども、業務内容等につきましては、県の農業会議などの御協力をいただきながら研修等を行いまして、丁寧な説明をしていく予定でございますけれども、この現地での対応につきましては、難しい局面も、これは想定されるところでございます。法によりまして、農業委員は市内全域を見るということになっておりますけれども、この体制移行後の現地対応等に際しましては、このほかにベテランの委員さんもおられます。また、農業委員の経験者の方もおられます。こういった方々も含めて、サポートしてもらえそうな仕組みをつくれなかつたかといったようなことで、検討しているところでございます。

**○11番議員（西森三義）** 今、局長の方でいろいろ模索をしてるみたいですが。農業委員の体制変更までですね、あまり時間はありません。農業委員の役割は、本当に重要であることを肝に銘じてですね、すばらしい体制の構築ができるものと、今、局長が一生懸命模索しておりますので、期待をして、次の質問に入ります。

先ほども、市民会館については同僚議員がいろいろ質問をされておりました。その中でも出ておりましたが、市民会館建設予定地は湿地帯だったと記憶してはるんですが、建設に影響はないのか。まだ、今、設計委託をしてるから分からないというような回答だったんですが、そこ辺りについては、もし、どうするんだというのが大方分かれば、御答弁をお願いいたします。

**○教育部長（長山君代）** 今議会に提案しております、平成30年度予算案には、基本設計・実施設計委託料と地質調査費等を計上しているところでございます。平成30年度におきましては、

地質調査を行うことにしておりますが、その調査結果に基づいて、土地に最も適した基礎工事の方法等が検討されていくものと考えているところでございます。

**○11番議員（西森三義）** はい、万全なですね、いろんな調査は実施していただきたいというふうに思っております。

朝ほどもありましたが、市民会館の建設でですね、グラウンドゴルフの面積が減少するというふうに考えられるんですね。そうすれば、プレーするのに影響はないか、お尋ねいたします。

**○教育部長（長山君代）** なのはな館の芝生広場では、グラウンドゴルフの使用が多い状況でございます。グラウンドゴルフのコースは、南側芝生広場の西半分に4コース設置されておまして、大きな大会も実施されておりますが、市民会館の建設によってグラウンドゴルフに利用されている範囲への影響は、極僅かと考えているところでございます。

**○総務部参与（廣森敏幸）** 教育部長に追加して御説明をいたします。なのはな館の芝生広場につきましても、旧レストランの前のグラウンドゴルフに利用されていない築山部分が約2,150㎡ございます。この2,150㎡を加えますと、トータルで2万5,300㎡の面積と広さになってきております。ちなみに、現在の市民会館の大ホール部分の建築面積は、約2千㎡です。仮に、倍の広さ、4千㎡のホールを建築するとしても、現在の芝生広場の12分の1の敷地で建設が可能となり、さほど影響はないものと考えております。また、面積的なもの以外にも、市民会館ができますと、市民会館は芝生広場の北東側になりますので、北風の緩和が図られたり、また、市民会館、建物そのものが日陰や雨よけの場所として利用できるなど、メリットも生まれてくるものというふうに考えております。

**○11番議員（西森三義）** 今、参与の答弁では、市民会館が建設をされても、グラウンドゴルフには、面積的にも、そういうコース的にも、何ら影響はないという認識でよろしいんですか。

**○総務部参与（廣森敏幸）** 再度、繰り返しますけれども、なのはな館の前に、今現在、グラウンドゴルフの芝生広場の間に築山部分がございます。なだらかな。この部分は、今現在使われてない部分であって、その面積が約2千㎡ほどありますので、先ほども申しあげましたように、現在の同規模の市民会館の面積でありますと2千㎡ですので、芝生広場にはほとんど影響はないと。仮にそれが、今現在の倍の4千㎡になったとしても、全体で2万5千㎡程度ありますので、そう大きな影響はでない。幾分か、やはり、建設工事をする段階で、仮設工事とか、枠とかいう部分があるかもしれませんけれども、完成したあかつきには、グラウンドゴルフには、ほとんど影響はないというふうに考えております。

**○11番議員（西森三義）** 今、建設をするときには、仮設工事等で幾らか影響があるかということですが、いろんな、仮に、建設をするときに、そういう会社等が機材を持ち込む場合はですね、使っていない駐車場とか、あるいは、どっか開発公社の土地の空いてるところと

か、そういうところを利用されるようにですね、そこ辺りは業者の方に依頼していただきたいなというふうに思っているところです。

それから、市民会館のですね、収容人員はどの程度を検討されているのか、お尋ねをいたします。

**○教育部長（長山君代）** 新・市民会館の収容人員につきましては、指宿市民会館整備基本構想・基本計画におきまして、現市民会館の利用状況が、大規模な集客を目的とした興業を主体とするものでないことや、現在のホール客席をゆとりある客席の大きさに改修した場合、870席程度になることから、さらに、これからの人口減少等を考慮し、市民会館運営協議会の意見を踏まえ、客席規模を800席から900席が適切であると結論をいただいた内容で検討したところでございます。

**○11番議員（西森三義）** 800から900席。ちなみに、今現在の市民会館の客席はどれぐらいなんでしょうか。

**○総務部参与（廣森敏幸）** 先ほど、私の方で建築面積が現在は2千㎡程度と申し上げた関係で答弁いたしますけれども、現在の市民会館につきましては、固定席としまして1,120、そして、立見席として180席というのが、キャパとして成り立っております。

**○11番議員（西森三義）** 指宿市もですね、人口が段々減少してきております。800から900席で十分足りるという検討委員会の意見であれば、そのように進めていただきたいと。ただですね、開聞アリーナがありますね。開聞アリーナは椅子の出し入れができるんですね。そういう方法は検討されなかったのか、お尋ねをいたします。

**○教育部長（長山君代）** 市民会館のホールにつきましては、演劇や音楽等、様々な演目に対応するホールとして、音響に配慮した構造である、固定客席のホールを検討いたしました。したがって、体育施設である開聞総合体育館のサブアリーナとは機能が異なるものでございますので、可動式座席につきましては考えていないところでございます。

**○11番議員（西森三義）** 市民会館のホールがですね、なのはな館と一体となって利用される人たちが満足する施設となれるよう、万全を期して取り組んでいただきたい。

次は、県の所有でありますなのはな館、北側のですね、なのはな館の螺旋状のことなんです。螺旋状の歩行通路の防護柵に異常があると聞いたんですが、県としては、その事故防止対策は検討されているのか、お尋ねをいたします。

**○総務部参与（廣森敏幸）** 一応、県有施設につきましては、県の方で管理をするということは基本的な取組になっているところでございます。ただ、市民の方が、その螺旋状のスロープ部分については、雨天時などのウォーキングコースということで利用されておりますので、その段階で、今、議員が御指摘のとおり、入り口部分に、若干、手すり部分が錆びついて、ちょっと危険な箇所というものがありましたけれども、県の方に御相談した場合には、危険であるのであれば、もう全て入り口から封鎖した方がいいだろうというような返事もいただ

いたんですけれども、私どもとしましては、市民が、やはり、そういう雨天時なんかには、ウォーキングコースとして利用してる以上、ある一定の、市の方で安全を確保して、利用していただきたいということで、入り口の約3m部分の範囲に腐食がありましたので、鉄筋で固定をして、安全上、支障のない形で、今現在利用しているところでございます。

**○11番議員（西森三義）** 市民がウォーキングで使うのであれば、市民に被害がないような、やっぱり体制は取っていただきたい。

それからですね、先ほど来から、地熱発電事業については、市長もいろいろ答弁をいただきました。そこで、ヘルシーランドと、その周辺に特化するということですが、九州電力が発電事業を開始して、もう20年以上が経過したものと認識しています。これまで、先ほど来からいろいろ言われている、農業施設とか、あるいは、市民への、そういう何か被害があったのかどうか、これについてお尋ねをいたします。

**○総務部参与（廣森敏幸）** 山川発電所に確認しましたところ、これまで、山川発電所の運転によって、周辺泉源への影響があったという事実はないということでございます。

**○11番議員（西森三義）** 20年以上もそういう、操業開始して何ら影響はないということですので、そこはありがたいなというふうに思っております。

以前、塩田跡地を訪れて、そのときに思ったことは、常時高温の温泉が噴出して、何とかあれを活用できないものかと考えたとき、地下に眠っている資源を上手く利用し、市民へ還元できれば素晴らしいと思いますので、是非、前向きに検討するものと期待して、次の質問に入ります。

指宿市において、介護施設内での虐待はないと、聞き取り調査時に説明を受け、安堵いたしました。それでは、普通の病院での虐待とか、それについては、何か把握されていませんか、お尋ねをいたします。

**○健康福祉部長（前園千秋）** これまでに医療機関における高齢者に対する虐待につきましては、1件把握をしているところでございます。また、医療機関における案件につきましては、県の南薩地域振興局と連携して対応しているところでございます。

**○11番議員（西森三義）** 私も含めて、年を取るごとにですね、体力がなくなります。いつも、同僚議員から、西森議員は腰が曲がっておるって言われます。胸を張りなさいって言われます。年取ると弱っていくんです。そういう高齢者を守ってくれる機関はですね、やっぱり市役所なんです。だから、今部長が言われましたように、そういう医療機関の指導というのは定期的にされていらっしゃるんですか。

**○健康福祉部長（前園千秋）** 介護施設における虐待防止というようなことで答弁をさせていただきたいと思っております。地域密着型サービス事業所のグループホームにおきましては、事業所による利用者の抱え込みを防止し、地域に開かれたサービスとすることで、サービスの質の確保を図ることを目的として、概ね、2か月に1回、運営推進会議を開催しております。メン

バーは、利用者、利用者の家族、地域住民の代表、市職員、知見を有する者等で構成されまして、その会議において、事業所からの施設の運営状況、事故報告、施設内での行事等の説明を受け、施設利用者や利用者の家族等と意見交換を行う中で、施設内における虐待防止の指導に努めてきております。

**○11番議員（西森三義）** はい、今後も是非、そういう形で指導は徹底していただきたいと思っております。

次は、人材育成について質問したいと思います。市役所でも職員が勤務する部署によって、専門の知識を必要とすると思われまして。例えば、観光課であれば、おもてなしを学べるホテルで研修、建設は、建設会社で初歩的基礎を学ぶ、農政部においては、農家で研修し、農業の基礎部分を学ぶとすれば、書物に載っていない知識を習得し、素晴らしい人材育成になると思われるが、検討する考えはないか、お尋ねをいたします。

**○総務部長（有留茂人）** 業務と関連すると言いますか、その業務と非常に関連があるというふうな研修につきましては、研修先の選定について、公正、公平を考慮しながらですね、派遣研修について、その研修先についても、検討してまいりたいと思っております。

**○11番議員（西森三義）** 是非、いろんなすばらしい人材育成するために、いいと思えば、どしどし活用してほしいなというふうに思っております。

市役所職員は能力の高い人が多いと思っております。その能力を上手く使っている職員と、使いこなせない職員がいるのではないかと。そこで、日常業務をスムーズにミスなく処理している職員の評価はされないか、お尋ねをいたします。

**○総務部長（有留茂人）** 職員の評価につきましては、平成28年4月から指宿市人材育成型人事評価制度を本格施行しております。制度のねらいとして、人材育成による能力の向上を掲げております。係長以上の職員は、評価者として係員と意思疎通を図り、指導・業務支援を行った上で、係員の業績や職務遂行能力を評価をしております。なお、平成31年度からは、人事評価の結果が勤勉手当に反映されることになっているところでございます。

**○11番議員（西森三義）** 職員を差別するということには、本当、ちょっと疑義を感じたりするんですが、今言うように、上手く対応できる職員、あるいは、ちょっと対応が下手って言えばおかしいけど、できていない職員というのもあるとすれば、それができるように努力すべきだと思いますので、そこ辺りについての評価制度というのは、活用すべきだというふうに思っております。

それから、今年は市町村アカデミー研修にも派遣する計画になってはいますが、埋もれた才能を引き出すため、先ほども、外部講師は呼んでるんだということでしたが、接遇研修等もしたという経緯もありますけど、そこ辺りも含めて、まだまだ研修を充実させる、そのために外部講師を、ちょっと期間を長くして研修をさせるという考え、検討はないか、お尋ねをいたします。

○**総務部長（有留茂人）** 研修の、その長期の研修ですけれども、指宿市人材育成の基本方針において、自己啓発の支援、推進、職場外の研修の拡充を掲げております。県や国への職員派遣、それから、姉妹都市である千歳市との人事交流、それから、これまでの民間企業等での研修を通して、先進的な行政運営手法や企業感覚を学ぶことで、職員の意識改革を図っているというふうなことでございます。先ほどありました、その市町村アカデミーや県の市町村研修センター等での高度で専門的な研修を受講することで、受講者本人の資質向上はもとより、その経験と知識を職場に持って帰るというふうなこともなりますので、その研修の充実については、今後、更に検討してまいりたいと思います。

○**11番議員（西森三義）** 委員会の席上でも言ったと思うんですが、市の職員は、個人ごとの能力は本当に高いと思います。市民のため、有効に能力を発揮するために、日常業務の中で、先輩職員や上司が真剣に指導する取組はできないか、お尋ねをいたします。

○**総務部長（有留茂人）** 本市におきましては、新規採用職員を配属した職場において、新規採用職員の仕事の進め方や個人的な悩みを相談できる先輩職員をブラザー又はシスターとして選任をしまして、新規採用職員の育成・支援を行っております。この制度は、新規採用職員の育成・支援だけでなく、その先輩職員も後輩を指導することで、自らを振り返るとともに、指導者としてのスキルを磨き、共に成長してもらうというのがねらいでございます。また、指宿市人材育成型の人事評価制度においても、評価者と被評価者とのコミュニケーションの機会をとおして、意思疎通を図りながら人材育成につなげるとしておりまして、期首面談、それから期末面談などの複数回の、その上司と部下との面談を行いながら、意思疎通を図ることで、上司は部下を育成する責任と指導力を養ってまいります。また、部下は上司の指導を受けながら、自ら考え実行する力を身に着けるなど、双方の人材育成につなげる制度としているところでございます。

○**11番議員（西森三義）** いろんな先輩が、あるいは上司が、新人だけではなくて、中間層の職員についても指導できるようにですね、また、職員自体も、初歩的ミスはですね、できるだけしないというふうにしていただきたいなど。

人を育てることは、指宿市にとって大きな宝になると考えますので、必要に応じ補正予算を計上し、多くの職員が研修できる体制を構築してもらいたい。また、職員も、今の業務もまだスムーズにできる方法について、自らも前向きに研究し、すばらしい指宿市をつくっていただきたい。

最後になりましたが、3月末をもって、定年や一身上の都合により退職される方がいらっしゃいます。退職される方々には、長い間、市政発展のために御尽力いただき、感謝申し上げます。今後は健康に十分留意され、これまで培ってきた豊富な知識を、地元地域の活性化並びに市政発展のために活躍していただきますようお願いいたします。本当に御苦労様でした。

これで、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（福永徳郎） 暫時、休憩いたします。

休憩 午後 2時13分

再開 午後 2時25分

○議長（福永徳郎） 休憩前に引き続き、会議を開き一般質問を続行いたします。

次は、前之園正和議員。

○13番議員（前之園正和） 私は、日本共産党の議員の1人として、平和と民主主義を愛し、市民の命と暮らしを守る立場から、通告に基づき一般質問を行います。

まず、政治姿勢についてです。自民党安倍内閣は、憲法9条を変えて自衛隊を明記しようとしています。憲法9条は、1項で戦争しない、2項で武力を持たないと規定しています。これに、3項を加えて、自衛隊の存在を明記することにより、自衛隊の海外への自由な発動と、1項・2項の死文化を圄ろうとしています。これに対して、安倍9条会見の全国市民アクションでは、憲法を生かす全国統一署名を展開しています。そこで、市長及び教育長に伺いますが、憲法9条を守るべきという立場に立つのか、それとも、改憲の立場に立つのか、伺います。

次に、国連の核兵器禁止条約についてです。特定の国には核の保有を認めて、他国には認めないという核拡散防止条約、NPTでは、核軍縮は進まないし、核の保有が前提となっていることから、核兵器の開発、保有、使用などを全面的に禁止した国際条約、それが国連の核兵器禁止条約です。賛成多数で条約として正式に制定されています。そして、50か国の批准書が国連事務総長に寄託されてから90日後に発効することになっています。3月2日現在の調印国は57か国で、批准国は4か国となっています。日本は唯一の被爆国であるにも関わらず、日本政府は調印しようとしていません。そこで、この件について、市長及び教育長の見解を伺います。

次に、国保税についてです。私は、これまでも国保税が高くて暮らしを圧迫していることを示しながら、国保税の引き下げを求めて、市の対応を求めてきました。地方自治体は、どこも国保会計が苦しいと言います。なぜ、そうなのか。医療費の問題もあるでしょうが、根本的な問題としては、中曽根内閣以来、国庫負担がどんどん削減され、市町村の国保会計を圧迫してきたことが原因の主要な部分です。そのような中で、地方自治体は、一方で、国保税を引き上げることで乗り切ろうとしながらも、一方では、国に対して国保負担を元に戻し、引き上げをするよう働き掛けもしてきています。国保税がいよいよ生活を圧迫してきて下で、地方自治体として、一般会計からの法定外繰入もするようになってきています。現に、指宿市においても、予算時で2億円程度の法定外繰入をして、29年度まで5年間据え置きにしてきています。30年度も据え置きの予定とのことであります。30年度から県単位になることに伴い、法定外繰入を否定するような動きもあります。地方自治体は、国保被保険者の

暮らしを守るのか、それとも、計算上の辻褃を合わせるために、被保険者の立場に立脚しないのかが、これまで以上に問われます。そこで、国保税引き下げに対して、どのような考え方をしているか。法定外繰入について、どのような考え方をしているのかどうか。少なくとも、これまでの額は引き続き確保すべきではないかと思いますが、お考えを伺います。

次に、子ども医療費についてです。子ども医療費の助成については、安心して子供を生み育てられる環境の一つとして、同時に、子供が増えればまちの活性化にもつながりますから、まちおこしの一つとしても重要な課題だと考えます。指宿市としても、何回か改善、充実を行い、現在は自動償還払いではありますが、中学校を卒業するまで、所得制限なしの無料となっています。県の制度に上乘せをして充実させていることは評価いたしますが、県内5市においては、既に高校卒業まで無料にしているのも事実です。高校卒業までにすると、あと2,100万円必要との試算もあるようです。しかし、高校生にもなれば、乳児と違って、病院に行く頻度が下がると思いますから、意外とかからないと思います。改めて伺います。高校卒業までと言っても、高校に行かない人もいることを考慮に入れれば、18歳になる年度末ということになるでしょうが、そこまで無料にする考えはないかどうか伺います。

もう1点は、現物給付への移行について、障害になっているものがあるとするれば、それは何なのか、伺います。

次に、LGBT問題のその後の取組についてであります。昨年の6月議会において、指宿市議会では、初めてLGBT問題を取り上げました。続いて、9月議会でも取り上げ、幾つかのことを提案をし、市としても、基本的には正面から取り組む姿勢を示していただきました。講習会や研修会については、その必要性を認めていただき、トイレ表示については、どのようなものがいかが検討するとし、性別表記廃止については、現状を把握した上で具体的に対処するということだったと思います。そこで、どこまで進んだかについて伺いたいと思います。まず、講習会や研修会については、この間、どのようなことを行い、今後の計画はどのようになっているか伺います。トイレ表示については、どのような検討を行い、表示替えについてどのような段階になっているか。性別表記廃止に関しては、議案第28号はその一部だと思いますが、条例でなく要綱、規則などでの対応もあろうかと思いますが、何項目ぐらい性別表記の廃止が行われるのか、また、同性パートナーシップ条例の整備については、どのように考えるか伺います。

最後に、地熱の恵み活用プロジェクトについてです。施政方針の中で、地熱の恵み活用プロジェクトについては、市民の皆様の一定の理解を得ることができたとあります。これはどういうことか。何が根拠になっているのか伺います。昨日の答弁では、選挙公約として掲げ、市民に訴えてきた。再度、負託を受けたことで、一定の理解が得られたと答えました。そういうことなのか、確認をいたします。また、これまで事業が凍結されていましたが、凍結の理由が何であり、凍結解除の理由は何なのか。凍結の理由となったことは解消さ

れたのかどうか伺いまして、1回目といたします。

**○市長（豊留悦男）** 憲法9条につきましては、戦争の放棄、戦力の不保持、交戦権の否認を規定しており、これまでの戦後の日本の平和と安全を維持し、自由で民主的な平和国家として発展する上で、非常に重要かつ、大きな役割を果たしていることから、尊重しなければならないと思っております。

次に、核兵器禁止条約は、核兵器の使用・威嚇を援助、奨励、勧誘することを禁止し、核兵器の根絶を目指すもので、昨年7月に国連加盟国の122か国の賛成の下、採択されたところですが、唯一の被爆国である恒久平和主義を唱える日本につきましては、核保有国と非核国との橋渡し役として粘り強く取り組んでいくという理由により、賛同しなかったところがあります。核兵器がなく、平和で豊かな社会の構築は、世界共通の願いであると考えており、また、本市では、平成18年9月4日に核兵器廃絶と恒久平和都市宣言を議会へ上程し、可決されているところであります。今後は、国の動向について見守ってまいりたいと考えております。

地熱の恵みでございます。市民の皆様の一定の理解を得た、そのことについては、議員が申したとおりであります。やはり、この事業の意義や事業が、本市にもたらす恵みを選挙公約に掲げ、研修会や市長対話集会、みんなで語ろう会などで切々と市民の皆様へ訴えてまいりました。その結果としまして、市長として市民の皆様から再度負託を受けることができましたので、市民の皆様の一定の理解が得られたと、そう判断したところであります。

以下、いただきました質問は、担当部長等がお答えします。

**○教育長（西森廣幸）** 日本国憲法は、第9条も含めまして、国民に広く浸透しており、我が国が民主的な平和国家として発展する上で、極めて大きな役割を果たしてきたものと考えております。特に、第9条は、戦争の放棄など、世界に誇れる平和憲法であると思っております。

次に、核兵器禁止条約についてですが、戦争のない世界、核兵器のない世界を実現していくためには、生まれ育ったふるさと、そして日本国という国家、さらには、全ての国々や地域において、人々が命に対する尊厳を持ち、互いに認め合い、平和な世界を築いていく必要があると強く認識しております。文部科学省が定める学習指導要領や、指宿市教育大綱に基づく教育振興基本計画を通して、未来を担う子供たちを育てていく取組を、引き続き取り組んでまいり所存でございます。

**○健康福祉部長（前園千秋）** 国保税引き下げに対する考え方と、法定外繰入の額についての御質問をいただきました。平成30年度の国民健康保険制度の改正に伴いまして、県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国保運営に中心的な役割を担い、制度の安定化を図ることとなり、県内の各市町村に対して、国保事業費納付金額を決定し、その金額を各市町村が県に納付することになります。平成30年度、国民健康保険特別

会計当初予算案につきましては、税率改正を行わない方針で計上したところでございます。国保税の引き下げにつきましては、医療費の抑制や国保税収納率の向上を図ることが肝要でありますので、今後も、より一層の努力をしていかなければならないと考えているところでございます。したがって、法定外繰入を増やすことで、国民健康保険税の税率等を引き下げるとすることは考えていないところでございます。また、法定外繰入につきましては、県が策定しました鹿児島県国民健康保険運営方針により、計画的・段階的に解消を図っていくことになっておりまして、本市も、この運営方針に沿って、対応していかなければならないと考えているところでございます。

次に、子ども医療費について、高校生までを無料にする考えはないかとの御質問でございます。本市の子ども医療費の医療費助成の支給対象の拡充につきましては、平成27年10月診療分より、医療費助成対象を、小学校3年生までから中学校卒業までに拡充しているところでございます。子ども医療費助成制度の充実につきましては、少子化対策を推進する有効な方法の一つであるということは認識しております。しかしながら、近年、制度を拡充することにより、自治体間での競争につながっているのではないかと感じておりまして、本来、子供を生み育てる地域において、差が生じるべきではなく、どこの自治体でも同様の助成が受けられるべきであると考えているところでございます。したがって、今後につきましても、国・県及び近隣市の動向を注視してまいりたいと考えているところでございます。

次に、現物給付への移行について障害は何かとの御質問でございます。現物給付方式への移行につきましては、これまでも県市長会を通じて県へ要望をしてきたところでございます。また、平成30年10月診療分から、住民税非課税世帯の未就学児を対象に現物給付が開始されるところでございます。今後、全医療費受給者を対象に現物給付方式を導入する場合、審査機関である国民健康保険団体連合会等のシステム改修や、県や医療機関等との十分な協議・調整・協力が必要と考えられるところでございます。したがって、今後も、他市と連携を取りつつ、引き続き県へ要望をしていきたいと考えているところでございます。

**○市民生活部長（下吉一宏）** L G B T問題のその後の取組についてでございます。

まず、はじめに、L G B Tに関する講習会等の実施状況でございますが、昨年9月定例議会以降では、10月13日に全職員を対象に、L G B Tの当事者を招いて講演会を実施いたしております。また、10月22日に開聞総合体育館で、トランスジェンダーの当事者を招いて人権啓発講演会を実施をいたしております。今後におきましても、職員や市民一人ひとりが、L G B T問題を人権問題と捉え、正しい理解と認識を持っていただくよう、継続的に講演会や研修会を実施してまいりたいと考えております。

次に、トイレの表示についてでございますが、トイレの表示につきましては、どなたでも気兼ねなく利用できるよう、新年度から各課が所管する身体障害者用など54か所の多目的トイレの表示を、L G B Tなど性的少数者に配慮した表示に改めることとしております。その

デザインや表記の内容につきましては、LGBT当事者の方にも伺い、決定をしたものでございます。

続きまして、性別表記廃止の件でございますが、各課等におきまして所管する法令等の規定がなく、性別の表記の省略が可能なものにつきましては、新年度から廃止することとし、現在、条例・規則等の改正手続きを行っているところでございます。性別表記を削除する申請書等の数は、25様式となっているところでございます。

続きまして、同性パートナーシップ条例の制定の件でございますが、本市におきましては、職員研修、講習会の実施、トイレ表記の是正、申請書等の性別欄の削除等に取り組んでおりますが、これらの取組はまだ始まったばかりでございます。まずは、LGBTなど性的少数者に対する誤解や偏見を取り除き、性の在り方など多様性が認められるよう、啓発に取り組むことが重要であると考えております。引き続き、市民への周知、啓発などに取り組んでまいりたいと考えております。

**○総務部参与（廣森敏幸）** 地熱開発事業の凍結の理由につきましては、市民などから既存泉源の影響について心配する声が届いておりましたので、こうした声に丁寧に説明するとともに、より多くの市民の深い理解を図る必要があると判断し、地熱開発を凍結したところでございます。凍結解除の理由につきましては、凍結後に市政に対する市民の声を聴く市長対話集会、みんなで語ろう会を市内12か所で開催し、地熱の恵み活用プロジェクトに対する説明を行うとともに、この事業に対するアンケートも実施いたしました。また、平成29年度に開催いたしました市長と語る会においても、このプロジェクトを推進してほしいという声も複数ございました。したがって、このプロジェクトを支持する声が大きかったことを踏まえ、市長として公約に掲げ、市長が再選されたということが大きな理由でございます。

**○13番議員（前之園正和）** 項目がちょっと多い中での限られた時間での質問でありますので、場合によっては順番を入れ替え、場合によっては2回目以降を省略しながらということになるかと思えます。

まず、憲法9条については、市長、教育長ともに、9条は重要な意義があるということで、これは守るべきものという立場だったと思うんです。それから、核兵器禁止条約については国の動向を見守ると、世界で一つの被爆国でありながら、これの調印をしないということに対してですね、調印を促すべきではないかという意味を含んでの質問だったんですが、動向を見守るってことは、今の政府のとおりで、特に何も言わないってということなんですね。これは、一步踏み込んで、やはり、調印すべきものという立場を明確にすべきじゃないですか。御両方に伺います。

**○市長（豊留悦男）** 1基礎自治体の首長がこの件について、政府見解を超えて、その態度を表明するという点については、今のところ考えておりません。そういう意味で、国の動向、そして、国が批准しなかったその理由等を検証しながら、判断しなければならないというこ

とから、私は、先ほど答弁したわけでございます。

**○教育長（西森廣幸）** 先ほど述べさせていただきましたけども、戦争のない世界、核兵器のない世界は、人類共通の願いであると願っております。核兵器の廃絶、禁止に向けた取組を、様々な視点で議論がなされておりますし、また、文部科学省においても、今後の在り方が示される時期が来るのではないかと考えております。そういう意味で、今後の様子を見守ってまいりたいと考えているところでございます。

**○13番議員（前之園正和）** 憲法9条については、政府は3項を加えて改憲をするという意向を示してるわけですね。そういう中であって、言葉を変えれば、1自治体の長なり、教育長が9条を守るべきという立場を明らかにしてるわけですよ。ですから、1番については、そういう政府の方針に同意することなく、守るべきものという立場を明らかにしてるわけですから、2項目目の核兵器禁止条約についてもですね、1地方の自治体の長が、とやかく言えるものではないというのは、道理に合わないということだけ申し上げておきます。

それから、国保税については、これまでも何回か取り上げてきたんですが、国保税は概算で所得の大体10数%にもなっていると。市民、被保険者の生活を圧迫するほど高いものになってきているというふうに思いますが、このことについては、そういう認識をお持ちでしょうか。

**○市民生活部長（下吉一宏）** 手元にですね、国の示した情報がございます。各保険者の比較ということでございますけれども、市町村国保、協会健保、組合健保、共済組合と、そういった保険者の状況を示したものがございますが、その中で確かに、市町村国保は1人当たりの所得に対する保険税の率というのが9.9%、それと協会健保が7.5%、組合健保が5.7%、共済組合が6.0%ということで、一番高い状況になっているところでございます。しかしながら、今、保険のことを申し上げておりますが、この医療費につきましては申し上げますが、ちょっと資料が古くて、古い状況でございますが、平成26年度の加入者1人当たりの医療費につきましては、市町村国保が33万3千円と、協会健保が16万7千円と、組合健保が14万9千円と、共済組合が15万2千円ということでございます。負担率は9.9%、低いところで組合健保が5.7%という中でございますが、医療費につきましては倍以上の差があると、そういった状況でございます。そしてまた、市町村国保におきましては、公費が50%以上投入されているということでございまして、この保険税が高いからうんぬんということでございますが、しかしながら、やはり医療費が高いと、こういった状況もございまして、やはり、総合的に考えて、この国保税というのは考えないといけないと、このように考えております。

**○13番議員（前之園正和）** 国保加入世帯というのは、ほかのところと違って、やはり、後期高齢者まではいかないまでも、高齢者だったりということも含めればですね、現職を退いた方とかいうことで、そういう面と言うならば、弱者が多いわけで、医療費もある意味ではかかる人たちが多いわけですね。そういう中であって、生活を苦しめるだけになってきてると

いうのは、これは否定しがたいというふうに思うわけでありませう。

それから、法定外繰入については、国や県も、これを否定する方向に來ててことは承知しててんですけど、これまでも指宿市で2億円ぐらゐ入れてるわけですけど、この法定外繰入をやててきた理由というのは、やはり、国税を少しでも抑えようということからだったと思っんですけど、それで間違ゐないでせうか。

**○市民生活部長（下吉一宏）** 本来ならば、国保特会の中においては、法定繰入も行っております。県の方も示しててますように、法定外の繰入というのは解消すべきだということでござゐますが、やはり、保険税の上昇を抑えるために、この法定外の繰入をして抑えてきたということは事実でござゐます。

**○13番議員（前之園正和）** 法定外の繰入についてはいづれにしても抑えるためにやててきたと、目的はそこだと。財源もあるでせうけども、いうことでした。そういうこと言うならば、大変苦しい状況にある被保険者のことを考えればですね、これまで2億円やててきたのが1億5,000万円で30年度は据え置きだということからすればですね、2億円に比べれば、あと3,000万円増やせば、1世帯1万円の国保税引き下げができるという計算です。これをやらないというふうに言うわけですけど、それなら、少なくとも、これまでのように2億円、1億5,000万円を予定しててることからすれば、5,000万円を8,000世帯で割ると6,250円になるかと思っんですけど、これまでどおり、2億円だったら6,250円下げられるというわけですよ。計算上はそういうことに間違ゐないですね。また、やる気がないかどうかを含めて。

**○市民生活部長（下吉一宏）** 約、世帯数が8,000ござゐますので、8,000で割りますと、単純的には6,250円下げられると、そういう状況でござゐます。

**○13番議員（前之園正和）** 次に行きますが、今回、子ども医療費の問題です。高校卒業までやててきてる、指宿は27年度に充実をしたと、中学校3年まで、というのがありますが、県内でも五つぐらゐの市においては高校卒業までやててきてるという下でですね、これもやっぱり先んじてやる考えはないのかどうか、伺います。まず、それはどうですか。

**○健康福祉部長（前園千秋）** 先ほど答弁をしましてとおりに、南薩4市、ここの部分で、確かに、議員がおっしゃる県内で5市がやててるところなんですけれども、南薩4市におきまして今のところ、平成30年度につきましては見込みがござゐませんので、そういうことも考慮しながら動向を注視してまいりたいと思っるところでござゐます。

**○13番議員（前之園正和）** 現物給付への移行については、県が今年度からですね、一定の条件下にあるものについては現物給付方式と、一定の条件下にあるものについてはですね、いう方向を出してております。一部分は現物給付方式で、大部分は、これまでどおり自動償還払いということになれば、事務量から考えれば混乱してくるんじゃないかなという気もするんですけど、ですから、それを期に、この際、県として一気に現物給付方式への移行ということは、これまで以上に訴えれば説得力も増してくるんじゃないかと思っんですけど、その点ほど

うでしょうか。

**○健康福祉部長（前園千秋）** 確かに、議員がおっしゃるとおり、事務が複雑になると、そういう問題もあります。したがって、今後につきましても、他市と連携を取りながら、引き続き県へ要望していきたいと思っているところでございます。

**○13番議員（前之園正和）** L G B Tの問題に行きますが、全体としては前向きに取り組んでいただいております。講習会や研修会などについても、全職員対象にやっただけです。また、人権の問題の一つとしてもやっただけということでした。この継続的にやるということでしたが、これは大きく言えば、全職員向けがある、それと人権向けとしては市民全体にということもある。あと、やっぱり、教育現場ということがあるかと思うんですが、教育現場ではどのようなことを考えてますでしょうか。

**○教育長（西森廣幸）** 各学校では、職員研修の計画の中に位置付けて取り組んでおりますし、市の養護教諭研修会においては当事者を講師として招聘し、L G B Tについての認識・理解を深める取組を進めたところでございます。また、家庭教育関連事業においては、男女共同参画学びの広場を学校等で実施したり、生涯学習フェスティバルにおいて、L G B Tの支援活動団体の啓発用展示ブースを設置したりして、市民への啓発を図ったところでございます。今後、ますますこの人権教育については大事になろうかと認識しておりますので、来年度も引き続いて管理職研修会等において講師を招聘し、研修を深め、その研修の成果が各学校に広がっていくように取り組んでまいりたいと思っております。

**○13番議員（前之園正和）** 当事者は、今少し理解はされるようになってきていますが、これまでは、特に大変な思いをして日々を暮らしてきているわけでありまして。そこで、カミングアウトするっていうことは大変なことであるわけですが、一般市民、あるいは学校現場、小・中学校の児童・生徒っていうことになるのでしょうか、も含めて、カミングアウトをしたケースがあるのかどうか、また、あるとすればどのような対応をされているのか、伺います。

**○教育長（西森廣幸）** 市内の学校で1件だけ、そういう事例がございました。これまで、それぞれ学校では、そういうカミングアウトのあった場合に、どのように対応するかという研修もしておりましたので、本人や保護者の意向を十分踏まえながら対応をしてきたところでございます。そのことを、こういう公の場でどのように表現し、取り上げ、答弁したらいいか苦慮するところもございますけれども、やはり、本人を大事にすることを第一に考えて、慎重に対応しているところでございます。

**○13番議員（前之園正和）** 教育長の言われたとおりで、言葉は随分選ぶべきだろうという気がします。

それでですね、トイレ表示については54か所、性別表記の廃止については25様式ということでしたが、表示替えっていうのは実務的な作業も入りますので、一気ににはできないとは思

うんですが、いつ頃までに、トイレ表示については設置替えになるのか。性別表記の廃止については、もう新年度分から、そのような様式に変わるということによろしいのか、その点を伺います。

**○市民生活部長（下吉一宏）** トイレの件でございますけれども、もう既にシール方式で作成を終えておりますので、これを各課に配布して4月1日からスタートすると、そういった段取りになっております。また、様式等につきましても、現在、条例・規則等の改正を、手続を行っておりますので、その分も4月1日からスタートすると、こういう段取りで行っております。以上でございます。

**○13番議員（前之園正和）** 先ほどの教育長の最後の言葉が非常に重要なことだったと思うんですね。私もこのようにして議会でLGBTB問題を提起していますが、私自身もそうですし、行政としてよかれと思っても、当事者にしてみれば、それは違うよということがあるかもしれません。つまり、当事者の声を聴きつつ、当事者に寄り添うことが重要だと考えます。その点について、この問題でのまとめとして、市長のお考えを伺います。

**○市長（豊留悦男）** 極めて大切な、つまり、人を大切にする人権に関わる質問をいただきました。私も開聞で講演会があるときに、直接、その講師と話をいたしました。公の、そういう大きな大会で講師として招かれたことに対するお礼とともに、今後とも、この人権、LGBTBについての取組の方向性を示唆していただきました。今後、市としても、学校とともに、住民とともに、この問題というのは解決するための施策を講じてまいりたいと思います。

**○13番議員（前之園正和）** 開聞での人権フェスタには私も言って聞いてたわけですが、あの場で当事者自身が言った言葉ですのでよろしいかと思うんですが、あの方は、いわゆるGの中にあるわけですが、それと、あの講師の名前は匿名だということを言いましたね。個人としては出してもいいんですが、家族にいろいろなことが及ぶといけないので、匿名でやるということでした。ですから、本人だけではなくて家族への配慮というものもあるんだなということで私自身も学んだわけですけど、引き続きやっていくということですので、是非、当事者に寄り添いながら行っていついていただきたいというふうにお願いを申し上げます。

次に、地熱の恵み活用プロジェクトに関してですが、市長が地熱の恵みプロジェクトを再開する意思であることを我々が正式に知ったのは、今議会の施政方針でした。議会開会日以前にして新聞報道がありましたので、実際には、その報道でした。一定の市民の理解を得たと言いますが、市長として当選したので、何でも信任を得たと言ってるに過ぎないのではないかというふうにですね、肝心なところでは、そこが一番じゃないかというふうに感じるんですけど、これは否定しがたいわけですね。

**○市長（豊留悦男）** 逆の立場を、是非、御理解をいただきたいと思います。つまり、市長選に

おける公約として掲げたことができないとなれば、私を信任し、私を選んでいただいた方に、どのような形で説明をするかっていうのも、考えなくてはなりません。つまり、公約として掲げたことをやらない、そのための対応というのも、極めて大切であります。つまり、私が市長として、どのような事業をやりたいのか、そのことを問うたのが、この選挙でもございます。そういう意味で、私は、3期目の市長としてやるべき仕事の一つとして、この地熱の恵みプロジェクトというのをやりますという、明言したわけでございます。

**○13番議員（前之園正和）** 昨日から今日の答弁、私で関連するのは3人目かと思うんですが、お聞きしますと、市民の一定の理解を得たというのは選挙公約に掲げて、市民が当選という形ですね、いわば多数の意思として示されたので、再度負託を受けたので一定の理解ということにしたということでした。昨日から、そのいわゆる、公約として掲げたということではありますが、選挙公報や選挙運動用ビラ、これは法定ビラと言われたりしますが、これが有権者、市民に訴える公約の中心だろうというふうに思いますが、その選挙公報や選挙運動用ビラで、地熱の恵みプロジェクト構想を再開する、あるいは、再開したいということを公約に掲げて示しましたでしょうか。

**○市長（豊留悦男）** つまり、様々な場で語る会、つまり、市長選における様々な座談会もございます。そして、当然、選挙戦においては、様々な場で私の思いを伝える場もございます。そういう意味で、選挙公報のビラにも、直接、山川の地熱のその様子を写真に掲載するなり、その恵みのプロジェクトにおける、その後の市の振興のためにどのような形で進めるかというのも説明してきたつもりでおります。そして、この地熱の恵みプロジェクトで一番問題になったことというのを反省をしながら、市民への説明が足りない、温泉への影響がある等々言われましたので、そういうもの等を事細かく説明しながら、今回の選挙に臨んだつもりでおります。

**○13番議員（前之園正和）** 選挙公報並びに選挙運動用ビラの広報は片面ではありますが、選挙運動用ビラは表裏ありますが、どこに掲載されているか、手元になれば、ここにものがありますので、示していただければと思うんですが。

**○市長（豊留悦男）** 法定ビラもそうですけれども、私が、いわゆる、選挙講演会用のA3のチラシも皆さんにお配りをいたしました。その中に明記してありますので、御覧いただきたいと思えます。

（発言する者あり）

**○議長（福永徳郎）** 暫時、休憩いたします。

休憩 午後 3時06分

再開 午後 3時06分

**○議長（福永徳郎）** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

**○市長（豊留悦男）** 当然ながら、その広報用のビラ、その他については、枚数、サイズの制限

もごさいます。全てその中に盛るということは、物理的に難しいわけでごさいます。しかし、私の考えというのは、その三つのビラを総合的に考えていただきたいと思ひます。

○13番議員（前之園正和） 枠に制限があるから、重要なことから、広報なり選挙運動ビラには書くんじゃないですか。一言も書いてないです。いろいろあるから、全ては書けないと言ひましたが、この選挙公報並びに選挙運動ビラには掲載がないという事実はお認めになりましか。

○市長（豊留悦男） やはり、そのビラそのものだけで判断していただきたいくはごさいません。

○13番議員（前之園正和） ここに書いてないことは認めるかって言ってるんですから、その背景は言われましたよ、全ては書けないからとか。これに書いてないことは事実ですなって言ってるんですから、確認してください。

○市長（豊留悦男） そのビラに書いてあるとおりであります。

（発言する者あり）

○議長（福永徳郎） 暫時、休憩いたします。

休憩 午後 3時08分

再開 午後 3時11分

○議長（福永徳郎） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○市長（豊留悦男） 今回の私の選挙における様々な事業の推進、公約については、選挙公報を含めて、様々なチラシの中で思ひを伝えました。その法定ビラ等には書いてはごさいませんけれども、私の思ひというのは、全てのその3枚の中に書いてあるとおりであります。

○13番議員（前之園正和） 選挙公報と選挙運動用ビラについては書いてないと、それについてはですね、ということはお認めになりました。先ほど、後援会の討議資料なのか、別のA3の紙があるということでしたが、選挙公報なり選挙運動用ビラは全市民、有権者に配られるわけですが、それは全体には配れない。例えば、後援会限定だとかいう範囲のものではないですか。市長が書いてあるという書類ですね。そうじゃないですか。

○市長（豊留悦男） 配布の仕方、広報の仕方だろうと思ひます。選挙用の、いわゆる講演会用の資料と、そして、法定ビラ、1万6千枚か8千枚かはっきりは今はしませんけれども、両方とも、私の市長選挙における、私の3期目の事業の推進ということでは、重みは変わりません。

○13番議員（前之園正和） 選挙、ごめんなさい、後援会討議資料というのは後援会の討議資料ですから、後援会員じゃないと基本的には配れないわけですよ。ですから、全市民、全有権者に訴えたという根拠にするのは無理があるということだけ申し上げておきます。

何種類か出されたんでしょうけれども、これも後援会事務所として、後援会討議資料というふうになってますか、これどっか書いて、地熱の恵み、新たな産業振興を目指しますとここに書いてあります。ここを指して言ってるんだと思うんですが、これはとにかく、後援会

討議資料ですから、言葉が適切かどうか知りませんが、身内内の討議資料ですよ。全市民に訴えた選挙公約ではないと思うんです。一定の範囲内に訴えた、あるいは、討議の資料として出されたものです。後援会討議資料っていうのはそういうものじゃないんですか。

**○市長（豊留悦男）** 恐らく、議員も後援会討議資料としてチラシ等を配布されたと思います。身内、いわゆる、後援会員プラスアルファに訴えるための資料として議員も訴えたはずであります。私も、全く同じであります。やはり、後援会の皆様を中心にして、私の3期目にかける事業、その他を理解するために、可能な限り全市民に訴えるという、そういう意味では、その資料というのは大切にしたいつもりであります。

**○13番議員（前之園正和）** ですから、そういういわゆる市政の方向を決めよう、どちらにするかを左右するような大きな課題なんですよ。それをですよ、重要な政策だと思うんです、やるにしてもやらないにしても。であれば、選挙公報なり選挙運動用ビラ、これに漏れてるっていうことがおかしいんですね。いろいろ訴えるのはそれはいいでしょう。ここに漏れていることをですよ、市民の理解を得た根拠にするっていうことはおかしいっていうことだけ、この件では申し上げておきます。いずれにしても、選挙広報、そして、選挙用運動ビラでは、公約として掲げないと、掲載されてないと、言っていないと言いませんよ、掲載されていないというのが事実ですから。

それからですね、凍結にした理由は、旅館業や観光業の皆さん、近隣の農業に携わる皆さん、山川地域を中心とする地域住民の皆さん、そして、議会からも不安や懸念があったことなどから、凍結に至ったというふうに認識しているわけですが、市長と語る会などでアンケートを聞いたら67%が賛同を得たということではあります、いわゆる、懸念とか疑問を投げかけた旅館業、観光業、近隣の農家の皆さん、それから、地域住民の皆さんに対しては、凍結した以降、何か説明なり何なりしたんですか。してないと思うんですけど。

**○総務部参与（廣森敏幸）** 平成28年10月27日、一応、凍結を表明いたしましたけれども、その後において、様々な特定はしない一般市民の方々を対象とした市長と語ろう会、12会場、そして、そのほか、また本年度に、29年になっても、市長と語ろう会の3会場で御説明を申し上げております。それで、凍結後、15会場において説明会を開催し、概ねその中では、先ほど申し上げましたように、推進すべきという声が66.5%であったということでもあります。そのほか、市長としましても、先ほど申し上げましたように、選挙戦を、市民の皆様方に御理解をいただくために、それぞれの旅館、ホテル経営者等とも個別に話し、理解を求める行動をされたということを伺っておりますので、そのようなところで、一定の理解が進んできたというふうに認識しているところでございます。

**○13番議員（前之園正和）** 市長と語ろう会は67%、数字がありました。観光業、その他の方にも説明をした、努力をしたということでしたが、そこでも理解を得たという根拠があるんですか。それは、開いたとすればですね。

○市長（豊留悦男） 私としては、そう捉えております。

○13番議員（前之園正和） アンケートの場合には、それが正しく反映してるかどうかと、世論をですね、ということありますが、一応、67%という数字があります。その関係者への説明の中では、分かりましたという具体的な言葉とか、何か%で示すとか、そういう具体的な確信を得る根拠となったものがあるんでしょうか。それとも、感触だけでしょうか。

○市長（豊留悦男） 説明する中で、学校における学級会みたいに手を挙げていただくわけにはいきません。その場の雰囲気とか、その後話し合った後で、様々な意見がいただけます。そういう中で、総体的に理解をしなければ、この事業というのはなし得ないだろうと思いました。ですから、説明が足りないという議員の皆さんの指摘をいただきましたので、この事業の趣旨とか、そして、この事業が導入されるに至った経緯等を詳しく話した中で、私としては、理解が得られたものと判断したわけであります。

○13番議員（前之園正和） 具体的な根拠がなかなか示せてない、判断をしたということに過ぎないと思います。

それから、市長と語ろう会等では、いろいろなテーマの中の一つとして出たという、あるいは、説明の中でも、いろいろなものの一つとしてしたと。地熱に関して特化した形ではやってないということでした。先ほども言いましたが、指宿市の方向性を大きく左右するような事項ですので、それは、正に地熱の恵みの開発がどうなのかという特化した説明こそ必要じゃないんですか。そうじゃないと、全般の中で、いろいろなものの中でやると、それはそこだけが問題点じゃありませんから、時間が来れば、失礼ながらも終息に向かわざるを得ない雰囲気というのもあると思うんです。特化してやれば、それがいいのか悪いのかと、その市民の合意形成の割合はどれぐらいなのかとか明確になると思うんです。そういう意味では、特化した形でやらなければ、本当の姿は見えないんじゃないですか。

○総務部参与（廣森敏幸） 平成28年度に行いました市長と語る会、これにつきましては、地方創生に特化して説明をしております。その地方創生の中の一つの柱としての地熱の恵みということも説明し、なおかつ、説明会が終わった後にアンケート調査という、それは地熱の恵みに関するアンケート調査で行っておりますので、ある一定、そこに絞った結果だというふうに認識しております。

○13番議員（前之園正和） それからですね、凍結になる前の計画では調査井を3本掘って、これは将来、生産井の用途替えも視野に入れてだったと思うんですが、調査井を3本掘って、そして、その後の可能性を確認し、その後の計画や設計に反映するというようなことだったと思うんですね。その当時は、その調査井を掘るについては、基本的に、100%国の補助というようなことだったかと思うんです。業者がやれば、半分にしかならないと。また、あのときでないと、それは駄目なんだということだったと思うんです。今、6月補正で調査井掘削の予算を組むということでしたが、一つには、なぜ、この当初予算じゃなくて、6月

補正なのかが一つ。もう一つは、前回のような100%国の補助というような仕組みになるのかどうか。調査井は何本掘るといことになるのか。その辺を含めて、答弁願います。

○**総務部参与（廣森敏幸）** 当初予算で組めなかったことにつきましては、やはり、この調査井を掘削するに当たり、自然公園法等の事務手続きが必要であるということが前提になってきておりますので、そこが許可をもらえないことには、予算計上しても意味がないということで、まずは自然公園法の手続きをし、その許可が下りた段階で、市議会の方へ予算案を計上していくという考えでございます。

（発言する者あり）

○**議長（福永徳郎）** 暫時、休憩いたします。

休憩 午後 3時23分

再開 午後 3時24分

○**議長（福永徳郎）** 休憩前に引き続き、会議を開き一般質問を続行いたします。

○**総務部参与（廣森敏幸）** 先ほどの質問に答弁漏れがございましたので、お答えしたいと思います。補助率につきましては、昨年まで100%の定額補助でございましたけれども、本年より4分の1の自治体としての負担が発生するというようになっております。

○**13番議員（前之園正和）** 今の答弁は、100%だったのが、4分の1の発生ということは、75%になるということですか。それから、調査井は何本ですか、3本ですか。

○**総務部参与（廣森敏幸）** 一応、75%補助になります。ただ、その段階で、市の方の4分の1の負担というものを、市の歳出予算の中で一般財源として対応するかどうかということにつきましては、調査井が出た段階で、発電事業者に代わる九州電力等とも協議をしまして、その分につきましては、発電事業者の方が負担をし、後年度で蒸気発生料の中から返還をしていくという形で、発電事業者等と協議をしております。

それとあと、調査井掘削につきましては、本年度予定としましては、1本の予定をしております。

○**13番議員（前之園正和）** 前回のときは、当時、3本の予定でいろいろあったんですけど、補助率については100%だと。あのときを逃せば0になるんだと。そしてまた、あのときに業者が申請をすると50%なんだという事だったと思うんです。0になるんじゃないんですか。あのときは、少なくとも75%とかいうこと、あの時期を逃せばですよ、75になるとかいうことは一切なかったんですが、それは違ったんですか、認識が違ったのか、制度が変わったのか。

○**総務部参与（廣森敏幸）** 私の記憶する限りでは、0%になるという認識は、以前から持っておりません。

○**13番議員（前之園正和）** あの時期を逃せば、できないというようなことはなかったんですか。

○総務部参与（廣森敏幸） そのような認識というものは、持っていないところでございます。

○13番議員（前之園正和） あの時期を逃せば、補助率のことを考えればですね、もうないんだと。業者が申請すれば半分しかないんだというふうなことだったというふうに記憶を私はしています。

それからですね、先ほど地熱開発に特化した説明会こそ必要なんではないかと私が申し上げたときに、これは凍結して以降の新たな説明として求めたものですが、先ほど答弁されたのはいつとおっしゃいましたかね。凍結以後のことだったかな。私が伺ってるのは、凍結以後に地熱に特化した、何もかんも一緒じゃなくて、地熱に特化した説明会というのは、が必要なんじゃないかというふうに申し上げたんですが、先ほど言ったのは、何か開発の括りでやったというのを示されました。あれは何年度だったですか。凍結以後ですか、以前ですか。

○総務部参与（廣森敏幸） 説明会のことで答弁したことだと思っておりますけども、凍結以後でございます。

○13番議員（前之園正和） それからですね、熱源を売って5,000万円ということに関連してですが、昨日の答弁では、指宿市が熱源を発電事業者へ提供して、売上げから経費を引いて、利益は指宿市と発電事業者で折半をします。その見通しが年間5,000万円ぐらいということだったと思うんですが、そういうことで利益が出れば、5,000万円を上回る可能性もあるというようなことだったんじゃないかと思うんです。しかし、これまでの説明では、5,000万円より少なくなる可能性があるというふうに、私はお聞きしていたわけです。その説明としては、熱源を提供するのは市の責任であるにも関わらず、生産井を掘削し直す必要が生じた場合、本来は、熱源を市が提供するわけですから、市がしなきゃならない、補償しなきゃいけないわけですね。けども、事業所がやることになるので、その費用として事業者が積算をする際に、経費計算の結果、5,000万円を下回るかもしれないという説明がこれまでなされてきたと思うんですが、その点はどうでしょうか。

○総務部参与（廣森敏幸） 5,000万円というのは、あくまでも試算の中で前答弁をした数字だと思います。これにつきましては、九州電力のそれぞれの地熱発電の利用率というものの中で上下されるものと認識しております。5,000万円と試算した段階では、利用率70%ということで計算をしております。ただ、九州電力の管内の地熱の利用率については、平均83%ほどございますので、幾分辛めに見積もった数字であるかというふうに思っております。ただ、これはやはり掘ってみなければ、それが何%になるのかということにははっきり、確実なことは言えませんので、今議員がおっしゃったような、その5,000万円よりも低くなるということも想定はされますけれども、これまでの九州電力の事業運営をみたところ、平均では83あるということで、私どもとしては、この利益の5,000万円というのは、確実に事業に載った場合には、益金として出てくるだろうというふうに想定しております。

○13番議員（前之園正和） 調査井を掘り、その可能性を確認し、その量なども確認をして、発電事業をどうするかということは最終的には決めると。そしてまた、その残ったエネルギーの活用として、周辺の計画等もやっていくと。その際は、指宿市、九州電力、セイカスポーツの3者で協定をして、その開発の方向性は決めていくってなことだったと思うんですね。ということは、発電事業をやって、その残余のエネルギーの活用として、三者協定に基づく構想はあったわけです。その大元の地熱発電に関わる部分が、一時とは言え、凍結になっていたわけです。そういう中で、その三者協定が、その大元の前提が凍結になっていたわけですので、今は再開しようとしてるんですけどね、凍結になってたわけですので、それを前提とした三者協定なり、その後の構想、ここも一旦白紙に戻すべき、凍結すべきだったのではないかというふうに思うんですが、その点はどうでしょうか。

○市長（豊留悦男） これまでの様々なこの議会の中で、地熱に対する不安というのは、一つは、地元のホテル、旅館、そこへの影響があってはならないというのが一番大きな理由でもありました。そして、その次が、市民への説明が足りないという、十分な説明責任というのを果たすべきだ。この二つが凍結する大きな理由でもありました。つまり、この二つをクリアする努力をしなければならない、それが私の今回、地熱を巡る、そして、凍結を解凍する条件の大きな二つでありました。その努力はしてまいりました。ですから、今回、この地熱というのをどういう形で進めるのか、ということについて、私が、今回の3期目に当たっての大きな地方創生の事業としてやりたいという、その思いを今回も訴えてきたからこそ、この事業はやりますと言ったところであります。

○13番議員（前之園正和） もう、時間も来ましたので最後にしますが、先ほども少し繰り返しましたが、選挙の広報並びに選挙運動用ビラの中に、その地熱開発の解凍と言いましようかね、再びやるということは一言も書いてないと。ただ、言われたのは、この後援会事務所発行の後援会討議資料の中に、1枚の写真がありまして、その説明書きに地熱の恵みで新たな産業振興を目指しますということが書いてある、これだけであります。ですからですね、公約を掲げて当選することによって、市民の負託を受けたことによって、言えばこの件について信任をされたという発想からいけばですよ、一枚の写真と、2行の説明書き、この程度のものでですね、それも、広報でもない、選挙運動用ビラでもないところに書いてある、そういうものでですね、選挙公約を掲げて信任をされたということには無理があると思うんです。これは、誰が見ても公約に、いわゆる正々堂々と掲げて、市民の論議を経てですね、そして勝ち抜いたんだということにはならないと思うんです。選挙公報を見ましてもですね、両候補が主張し合っているとイマしようか、言うのはですね、市民会館をどこにするのかというようなこと、なのはな館の問題、サッカー場、そういったものについてはですね、言うならば、論戦と言いましようか、になっていると思うんですが、相手候補の方も含めてですね、この地熱の問題については、全く政策論争がなされてないわけですね。ですか

ら、政策論争がなされて、それで当選したのであれば、これは私の主張が認められたというので一つの合理性があると思うんですが、政策論争もやってない、選挙公報にも、選挙運動用ビラにも載ってない、掲げてない、つまり、全市民に訴えたというところがですね、そうですねっていうふうになり難い。そういうものを根拠に、公約に掲げて信任をされたんだということについてはですね、信任をされれば、当選をすれば何でもできると、今の安倍首相が公約のどっかに書いてあったということですね、信任をされたということで、一時ニュースでも出ましたけども、それと何一つ変わることはないということで、そういう市政運営をしていけば、独善という言葉を使わざるを得なくなる恐れがあるということだけ申し上げて、終わりたいと思います。

**○総務部参与（廣森敏幸）** 先ほど、市長の方が公約、私の方から事務方の整理という形で申し上げますと、豊留悦男後援会事務所の中では、今議員がおっしゃったとおり、1枚の写真と2行の文章だけではございません。その写真の下の方にも、きちっと安心・安全な安らぎのあるまちづくりに全力投球というところで、地熱の恵み活用事業による財源確保ということは明確に書いてございます。さらに、これは平成30年1月29日、南日本新聞発行の記事でございますけれども、ここに、指宿市長選、豊留・下柳田氏出馬という中で、私の公約という形で、きちっと大きなタイトルとして、豊留悦男、無所属現の中で、地熱の恵み活用をした新たな地場産業の創出ということ、私の公約の中で掲載してございます。同じように、下柳田候補も、いろいろな候補を挙げておりますけれども、ある一定、南日本新聞という公の広報紙の中で、私の公約として明確に掲載してることにつきましては、補足して私の方で申し上げたいと思います。

**○13番議員（前之園正和）** 重要なことがありますので。選挙事務に関わることを市長自身じゃなくて、事務方が何で答えるんですか。

**○市長（豊留悦男）** やはり、担当者として、私としては、こういう事業を進めるからということで、今回の回答をつくる中で、協議いたしましたので、担当者として答弁をさせていただいたのではないかと思います。それと、独善的という、議会のこの話し合い、いわゆる質問は議事録に残りますので、誤解をしていただかないためにも申し上げます。言葉の使い方というのは非常に難しゅうございます。この事業が果たして独善的な事業であったかということでもあります。つまり、振興計画の中にも、都市計画のマスタープランの中にも、地方創生戦略の中にも、この事業の経過というのは、是非、大切にしていきたい。もし、できないとなれば、この審議員、27名の方に説明をしなくてははいけません。この事業の大切さというのは様々な協議の場でなされ、そして、指宿の振興のためには必要だろうという、だからこういう冊子になって、本市の方向性を決める事業としてなったわけでもあります。やはり、情報というのは正確に掴んだ上で判断をしていただきたいというのが、私の思いでもございます。つまり、この事業は、もう議員の皆さんも御案内のように、温泉に影響があった

らいけないというのが一番大きな論点であったわけであります。次に、このような事業をするのであったら、市民に説明をください。この二つが大きな、この凍結に至った、いわゆる経過でありましたので、それを私は、機会を捉えて、努力をしてきました。その結果、やはり、この事業というのは、それぞれの場での審議の中での、この結論を踏まえて、やるべきだという判断をした。それが独善的じゃなくて、これまでの審議の経過を大切に、その人たちの審議の苦勞に報いるためにもやるべきだと、そういう判断をしたということだけは御理解をください。

**○13番議員（前之園正和）** 私も、言葉を選んで発言をしてのことです。

それから、1枚の写真と2行のというところについては、若干ほかにもあったようですが、大きなところでは変わらないということだけ申し上げて、終わります。

**○議長（福永徳郎）** これにて、一般質問を終結いたします。

#### **△ 議案第14号（委員長報告、質疑、討論、表決）**

**○議長（福永徳郎）** 次は、日程第3、議案第14号、指宿市部設置条例及び指宿市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について、を議題といたします。

本案は、総務水道委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、総務水道委員長の報告を求めます。

**○総務水道委員長（恒吉太吾）** 総務水道委員長へ付託されました、議案第14号、指宿市部設置条例及び指宿市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について、審査の経過と結果について御報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る3月2日及び5日の両日、全委員出席の下、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

総務部に移管される部分で、職員の配置の人員と人数等、変更はないのですかとの質疑に対し、健幸のまちづくり推進室及びパートナーシップ推進係を統合という形になっており、今回、なのはな館の管理というものもありますので、人員調整は予定していますとの答弁でした。

水道事業部の設置というのがありますが、都市整備課の中にある下水道整備係は、そのまま組織表の中に残っているようですが、その辺りの関係はどのようになるのでしょうかとの質疑に対し、平成30年度につきましては、今年度と同様の設置予定で、市長部局の方になっております。平成31年度においては、下水道事業が公会計制度に伴いまして水道事業と統合する予定で、温泉事業も平成32年度になります。そうなりますと、様々な準備作業が必要に

なりますので、対応できる体制をつくりたいということで、このような提案をさせていただいていますとの答弁でした。

最終的には、平成32年度から水道事業部として、そこに温泉事業、下水道事業も含めた中で体制を整えていくということによろしいのでしょうかとの質疑に対し、はい、そのように考えているところですよとの答弁でした。

意見はありませんでした。

以上で、報告を終わります。

**○議長（福永徳郎）** ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（福永徳郎）** 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（福永徳郎）** 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第14号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長報告のとおり、決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（福永徳郎）** 御異議なしと認めます。

よって、議案第14号は、原案のとおり可決されました。

#### △ 議案第40号上程

**○議長（福永徳郎）** 次は、日程第4、議案第40号、指宿市職員の給与に関する条例の一部改正について、を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

#### △ 提案理由説明

**○市長（豊留悦男）** 今回、追加して提案いたしました案件は、条例に関する案件の1件であります。

議案第40号、指宿市職員の給与に関する条例の一部改正について、であります。

本案は、人事院勧告の趣旨に基づき、55歳を超える職員の昇給の抑制を行おうとするもの及び国家公務員の給与制度に準じ、勤勉手当の算定方法を変更するため、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

なお、議案の詳細につきましては、総務部長に説明させますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○総務部長（有留茂人） それでは、命によりまして、今回提出の議案について、追加して御説明申し上げます。追加提出議案の1ページを御覧ください。

議案第40号、指宿市職員の給与に関する条例の一部改正について、であります。本案は、人事院勧告の趣旨に基づき、55歳を超える職員の昇給の抑制を行おうとするもの及び国家公務員の給与制度に準じ、勤勉手当の算定方法を変更するため、この条例の所要の改正をしようとするものです。

改正の主な内容について御説明申し上げますので、2ページを御覧ください。第5条第5項及び第6項は、平成30年度より55歳を超える高齢層の職員の給料額については、民間企業との給与水準の均衡を図るため、これまで行ってきた2号昇給を行わないよう改正をするものであります。次に、第22条第3項は、平成30年6月以降に支給する勤勉手当について、これまで算定基礎額に扶養手当の月額を含めていましたが、これを国家公務員の制度に準じ、算定基礎額から除くよう改正しようとするものであります。

なお、附則において、この条例は、平成30年4月1日から施行することとしております。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（福永徳郎） 暫時、休憩いたします。

|    |    |       |
|----|----|-------|
| 休憩 | 午後 | 3時49分 |
| 再開 | 午後 | 4時01分 |

○議長（福永徳郎） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

#### △ 議案第40号（質疑、委員会付託省略、討論、表決）

○議長（福永徳郎） これより、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

まず、新川床金春議員。

○19番議員（新川床金春） 議案第40号、指宿市職員の給与に関する条例の一部改正について、ですが、まず、55歳を超える職員について、職員昇給停止の影響額というのは、説明があればしなかったんですけど、聞かれたときに答えができませんので、教えてください。

○総務部長（有留茂人） 55歳の関係のその影響額ですけれども、年約76万円の減額ということになります。

○19番議員（新川床金春） 昇給がですね、76万円ということですが、勤勉手当は若い人も影響があると思いますが、幾らになるのか。そして、55歳の方は合わせて幾らになるのか、お願いします。

○**総務部長（有留茂人）** 勤勉手当につきましては、年額286万5千円の減額になります。先ほど答弁させていただきましたが、55歳以上の昇給停止については、年額約76万円ということでの減額ということで、影響があるところでございます。

（発言する者あり）

○**総務部長（有留茂人）** これについては、1人というわけではなくて、市全体の年額の減額という形の数値でございます。

○**19番議員（新川床金春）** 合わせて360万円ぐらいあるんですけど、職員組合との合意形成はできているのかどうか、お願いします。

○**総務部長（有留茂人）** 指宿市職員労働組合と協定書という形で、昨年、平成29年8月9日に協定を結び、合意に至っているところでございます。

○**議長（福永徳郎）** 以上で、通告による質疑は終了いたしました。  
ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○**議長（福永徳郎）** 別にありませんので、質疑を終結いたします。  
お諮りいたします。

ただいま、議題となっております議案第40号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○**議長（福永徳郎）** 御異議なしと認めます。

よって、議案第40号は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

前之園正和議員。

○**13番議員（前之園正和）** 反対の討論を行います。民間企業との給与水準の均衡を図るためとして、昇給の抑制等をしようとするものであります。しかし、市職員の給与を抑えることで、民間の水準が低いことを固定化しようとするものでもあります。労働条件は、常に改善を目指すべきということからしても、本議案に反対をいたします。

○**議長（福永徳郎）** 以上で、通告による討論は終了いたしました。  
ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○**議長（福永徳郎）** 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第40号、指宿市職員の給与に関する条例の一部改正について、を採決いたします。

御異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(福永徳郎) 起立多数であります。

よって、議案第40号は、原案のとおり可決されました。

#### △ 陳情第4号の内容変更の件

○議長(福永徳郎) 次は、日程第5、陳情第4号の内容変更の件、を議題といたします。

お諮りいたします。

陳情第4号については、お手元に配布してあります陳情内容変更申出書のとおり、陳情者から内容を変更いたしたいとの申し出がありますので、これを許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(福永徳郎) 御異議なしと認めます。

よって、陳情第4号の内容変更の件は、許可することに決定いたしました。

#### △ 指宿市選挙管理委員会委員及び補充員の選挙

○議長(福永徳郎) 次は、日程第6、指宿市選挙管理委員会委員及び補充員の選挙、を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(福永徳郎) 御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長において指名することにいたしたいと思います。

これに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(福永徳郎) 御異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

御指名申し上げます。

選挙管理委員会委員には、井元俊文氏、今村了氏、大道武雄氏、大浦誠氏、以上の方を指

名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました方を、選挙管理委員会委員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(福永徳郎)** 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました、井元俊文氏、今村了氏、大道武雄氏、大浦誠氏、以上の方が選挙管理委員会委員に当選されました。

次に、補充員には、次の方を指名いたします。

第1順位、井元恵子氏。第2順位、井上修一氏。第3順位、大岩本稔氏。第4順位、馬場久生氏。以上の方を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議長において指名いたしました方を、補充員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(福永徳郎)** 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました、第1順位、井元恵子氏。第2順位、井上修一氏。第3順位、大岩本稔氏。第4順位、馬場久生氏。以上の順序のとおり補充員に当選されました。

お諮りいたします。

3月23日は本会議の日でありましたが、一般質問の終結により休会といたしたいと思いません。

これに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(福永徳郎)** 御異議なしと認めます。

よって、3月23日は休会とすることに決定いたしました。

## △ 散 会

**○議長(福永徳郎)** 以上で、本日の日程は、全て終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

散会 午後 4時11分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

指宿市議会

議 長 福 永 徳 郎

議 員 高 橋 三 樹

議 員 木 原 繁 昭

# 第 1 回 定 例 会

平成 30 年 3 月 28 日

(第 5 日)

## 第1回指宿市議会定例会会議録

平成30年3月28日 午前10時00分 開議

~~~~~

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第15号 指宿市情報公開条例等の一部改正について
- 日程第3 議案第16号 指宿市ふれあいプラザなのはな館条例の一部改正について
- 日程第4 議案第17号 指宿市ふるさと応援基金条例の一部改正について
- 日程第5 議案第18号 指宿市国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第6 議案第19号 指宿市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について
- 日程第7 議案第20号 指宿市介護保険条例の一部改正について
- 日程第8 議案第21号 指宿市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について
- 日程第9 議案第22号 指宿市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について
- 日程第10 議案第23号 指宿市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第11 議案第24号 指宿市国民健康保険条例及び指宿市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
- 日程第12 議案第13号 ヘルシーランド及び山川砂むし保養施設の指定管理者の指定について
- 日程第13 議案第5号 平成29年度指宿市一般会計予算（第14号）について
- 日程第14 議案第25号 指宿市工場等設置奨励条例の一部改正について
- 日程第15 議案第26号 指宿市家畜購入資金貸付条例の一部改正について
- 日程第16 議案第27号 指宿市尾下牧野条例の廃止について
- 日程第17 議案第28号 指宿市火入れに関する条例の一部改正について
- 日程第18 議案第29号 指宿市特別用途地区内におけるスポーツ及びレクリエーションに係る建築物の制限の緩和に関する条例の制定について
- 日程第19 議案第30号 平成30年度指宿市一般会計予算について
- 日程第20 議案第37号 平成30年度指宿市水道事業会計予算について

- 日程第21 議案第31号 平成30年度指宿市国民健康保険特別会計予算について
- 日程第22 議案第32号 平成30年度指宿市後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第23 議案第33号 平成30年度指宿市介護保険特別会計予算について
- 日程第24 議案第34号 平成30年度指宿市温泉配給事業特別会計予算について
- 日程第25 議案第35号 平成30年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計予算について
- 日程第26 議案第36号 平成30年度指宿市公共下水道事業特別会計予算について
- 日程第27 審査を終了した陳情（陳情第1号～陳情第4号）
- 日程第28 議案第41号 平成29年度指宿市一般会計予算（第15号）について
- 日程第29 議案第42号 教育長の選任について
- 日程第30 議案第43号 指宿市議会委員会条例の一部改正について
- 日程第31 議案第44号 指宿市議会会議規則の一部改正について
- 日程第32 指宿市議会広報特別委員会の設置について
- 日程第33 議案第45号 平成30年度指宿市一般会計予算（第1号）について
- 日程第34 閉会中の継続調査について
- 日程第35 議員派遣の件

1. 本日の会議に付した事件

- 議事日程のとおり

1. 出席議員

1 番議員	坂 元 茂 教	2 番議員	東 勝 義
3 番議員	西 田 義 哲	4 番議員	新宮領 實
5 番議員	前 原 五 男	6 番議員	山 本 敏 勝
7 番議員	齋 藤 佳 代	8 番議員	恒 吉 太 吾
9 番議員	東 伸 行	10 番議員	井 元 伸 明
11 番議員	西 森 三 義	12 番議員	吉 村 重 則
13 番議員	前之園 正 和	14 番議員	松 下 喜久雄
15 番議員	高 橋 三 樹	16 番議員	高 田 ちヨ子
17 番議員	木 原 繁 昭	18 番議員	下川床 泉
19 番議員	新川床 金 春	21 番議員	福 永 徳 郎

1. 欠席議員

な し

1. 地方自治法第 121 条の規定による出席者

市長	豊留悦男	副市長	佐藤寛
教育長	西森廣幸	総務部長	有留茂人
市民生活部長	下吉一宏	健康福祉部長	前菌千秋
産業振興部長	上田薫	農政部長	宮崎英世
建設部長	黒木六海	教育部長	長山君代
山川支所長	中村俊治	開聞支所長	川畑徳廣
総務部参与	廣森敏幸	総務部参与	中村孝
市長公室長	鶴本八郎	総務課長	川路潔
財政課長	坂元一博	商工水産課長	山元成之
都市整備課長	田之上辰浩		

1. 職務のため出席した事務局職員

事務局長	岩下勝美	次長兼議事係長	鮎川富男
調査管理係長	嶺元和仁	議事係主査	上玉利享

△ 開 議

午前10時00分

○議長（福永徳郎） ただいま、御出席の人員は定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。

△ 会議録署名議員の指名

○議長（福永徳郎） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、下川床泉議員及び新川床金春議員を指名いたします。

△ 議案第15号～議案第17号（委員長報告、質疑、討論、表決）

○議長（福永徳郎） 次は、日程第2、議案第15号、指宿市情報公開条例等の一部改正について、から、日程第4、議案第17号、指宿市ふるさと応援基金条例の一部改正について、までの3議案を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

3議案は、総務水道委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、総務水道委員長の報告を求めます。

総務水道委員長（恒吉太吾） おはようございます。総務水道委員会へ付託されました議案第15号、指宿市情報公開条例等の一部改正について、から、議案第17号、指宿市ふるさと応援基金条例の一部改正について、までの3議案について、審査の経過と結果について御報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る3月2日及び5日の両日、全委員出席の下、関係課職員の出席を求め、審査いたしました結果、3議案はいずれも全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、議案第16号について。施設の利用料について、今までのなのはな館の利用料と変わらないのですか、それとも変わったところがありますかとの質疑に対し、ほぼ変わらない内容ですとの答弁でした。

月曜日が休館日となっておりますが、体育館利用者から、月曜日も開けてほしいというような要望は受けていないでしょうかとの質疑に対し、特に、月曜日も開けてほしいという要望は受けていないところですよとの答弁でした。

今回、県の補助金で補修がされて、雨漏り等も改善されると認識しているのですが、いろいろ指摘されて、まだ今後雨漏りがするのではないかという懸念もありそうです。その点に

については、もう十分補修工事で対応できたと理解してよろしいでしょうかとの質疑に対し、雨漏り等につきましても、今回の実施設計において、きちんとした設計をしていますので、その辺りの不安というのは解消されたと考えているところですのでとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、議案第17号について。項目を選んでこの事業で使ってほしいということでの申込みをすることになると思いますが、人材育成と現行ではあるわけですが、これは改正部分で言えばどの項目に入るのでかとの質疑に対し、第2次指宿市総合振興計画に係る分につきましては、国際共栄都市の実現に関する事業として、この中には、アジアをはじめとした海外との経済、学術、文化、スポーツ、環境などの様々な分野における交流連携を図る町ということですので、この中に充当していく形になるかと思われますとの答弁でした。

この各号の事業に入らないけれども、寄附をしたいという者も、今までどおりあるということによろしいのでしょうかとの質疑に対し、この中に含まれていなくても、市の方に対応をお願いしますというものもありますとの答弁でした。

意見はありませんでした。

なお、議案第15号については、質疑、意見ともありませんでした。

以上で、報告を終わります。

○議長（福永徳郎） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福永徳郎） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福永徳郎） 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第15号から議案第17号までの3議案を一括して採決いたします。

3議案に対する委員長の報告は可決であります。

3議案は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福永徳郎） 御異議なしと認めます。

よって、議案第15号から議案第17号までの3議案は、原案のとおり可決されました。

△ 議案第18号～議案第24号（委員長報告、質疑、討論、表決）

○議長（福永徳郎） 次は、日程第5、議案第18号、指宿市国民健康保険税条例の一部改正について、から、日程第11、議案第24号、指宿市国民健康保険条例及び指宿市後期高齢者医療に

関する条例の一部改正について、までの7議案を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

7議案は、文教厚生委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、文教厚生委員長の報告を求めます。

○文教厚生委員長（新川床金春） おはようございます。文教厚生委員会に付託されました、議案第18号、指宿市国民健康保険税条例の一部改正について、から、議案第24号、指宿市国民健康保険条例及び指宿市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について、までの7議案について、審査の経過と結果について御報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る3月6日及び7日の両日、全委員出席の下、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、議案第20号については、反対討論として、保険料が大幅に値上げされています。保険料の値上げに反対するというものがあり、起立採決の結果、起立多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。なお、議案第18号、議案第19号及び議案第21号から議案第24号までの6議案については、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました、主な質疑、意見について申し上げます。

まず、議案19号について。瓦礫等の搬入を指宿ごみ焼却処分場へ一本化するという説明ですが、成川区の場合は河川掃除で出た雑草を、これまで山川ごみ処理施設に運んでいたがどうなるのかとの質疑に対し、今回の条例改正案は、安定型埋立処分場としては廃止し、一般の方の瓦礫等埋立廃棄物の受入はしないということになります。廃棄物の処理及び清掃に関する法律の特例に基づき、焼却処分等しておりますが、この機能は今後も引き続き残して、併せてクリーン指宿をはじめとした、地区の奉仕作業などの、そういった地域の清掃活動に伴った草木の処理については、従来のとおり対応していく予定としておりますとの答弁でした。

開聞は借地して事業継承していたと思うのですが、今回、その賃貸借契約を解除して戻すのか、それとも新たな何か手法を考えているのかとの質疑に対し、開聞の処分場につきましては、利用頻度がそれほどないということで、今後ずっと賃借料を払い続けるよりは、一定の金額で購入した方が費用対効果の面からも適正ではないかと考えており、現在地権者である塩屋集落と協議中ですとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、議案第20号について。今度の条例改正は7期ということで、保険料の大幅な値上げだと思うのですが、基準額でいえばどうなのかとの質疑に対し、基準額につきましては第5段階になります。第5段階では、第6期では年額で6万800円ですが、第7期では7万2千円にな

ります。月額で申しますと、第6期では5,070円が第7期では6千円になりますとの答弁でした。

保険料改定ということですが、改定前においては県内市町村全体の中で保険料はどのぐらいだったのか。改定後は、それぞれの市町村の状況が分かっているならば、その比較はどうなっているのかとの質疑に対して、第6期の介護保険料につきましては、基準の第5段階で5,070円ということでしたが、これは、県内においては47市町村中、下から7番目です。第7期については、まだ県内は決定しておりませんので、そこまでの把握はしてないところですよとの答弁でした。

県内で下から7番目ということですがけれども、ちなみに一番高いところと、一番安いところは幾らなのかとの質疑に対して、市の中では奄美市が6,400円ということが一番高い状況です。安いところは枕崎市が4,725円というような状況ですよとの答弁でした。

高齢者の皆さんについては、1万5千円未満の方が結構いて、保険料が未納になり介護を受けなければならない状況になっている可能性もあると思うが、未納のためにそのサービスを受けられないという実態があるのかとの質疑に対し、介護保険料を滞納している方については、サービスは受けられますけれども、給付制限がかかるということになりますとの答弁でした。

滞納になっても、そのときに100%納めるとか、それともある程度の金額まではサービスは受けてもいいということですかとの質疑に対し、給付制限につきましては、未納期間、滞納期間によりまして段階ごとに給付制限がかかるところです。例えば、1年以上1年6か月未満の滞納がある場合は、支払い方法変更ということ、現物支給から一旦全額支払いしていただいて、申請により償還払いをするという形になっておりますとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、議案第21号について。この改正によって、事業所の負担ということもあるが、どのように変わるのか。例えば、グループホームワンユニットの例で、入所者1人当たりの共有部分の面積が増えるとか、専用面積が増えるとか、そういったことがあるのか。その対応する人員がどのように変化するのかとの質疑に対し、今回の改正においては、グループホーム等の基準の改正は特にありませんけれども、定期巡回、随時対応型訪問介護看護サービス事業所のオペレーターの要件につきまして、同一敷地内における事業所並びに訪問介護員との兼務可能な時間帯につきましては、現在の午後6時から午前8時までが1日中兼務できるということで緩和されてますとの答弁でした。

身体的拘束の適正化の件ですが、指針を整備することになっております。ここで人道上許せない老人の虐待防止のために、行政として指針のひな形を事業所に提示することは考えていますかとの質疑に対し、市の指針は策定しておりませんが、国・県の基準を参考に、今後策定していきたいと考えておりますとの答弁でした。

意見として、指針というのはやはり問題が起きてからは指針の違反とか、いろんな問題が生じることとなります。前もってひな形を作るなりして、各事業所に示すようお願いしたいというものがありませんでした。

次に、議案第22号について。記録の保存が2年から5年に変わった最大の原因は何ですかとの質疑に対し、国の基準では2年となっておりますが、市の方で5年間保存するために、今回条例を改正するところでしたとの答弁でした。

5年間保存するが、2年と5年の違いは何かとの質疑に対し、国の基準ではサービスに係る記録の保存期間は2年間ですが、地方自治体の金銭債券の消滅時効が5年間となっております。また、これまで定めております各地域密着型サービス事業所の保存年数も5年間ですので、そこも併せて今回も5年としたところでしたとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、議案第23号について。支給認定証の発行は必要ないのかとの質疑に対し、これまで、保育所と幼稚園等に入所、入園する場合は、支給認定証を発行しています。それを保護者が支給認定証を交付してほしいというときにだけ発行すればいいという今度の改正です。補足しますと、この支給認定証に代わる中身の記載された分を保護者には別に通知しますし、各施設にも、保育園、幼稚園等にもそれに代わる内容を書いたものを発行してあるので、特にこれが発行されなくても事務に支障はないとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、議案第24号について。4月から県に国保事業が移行する中で、この運営協議会は県の方に移行しても、市として運営協議会はやっていくのかとの質疑に対し、30年4月から鹿児島県も国保の保険者となることから、平成29年度に県にも運営協議会が設置されたので、運営協議会というのを県の運営協議会と本市の運営協議会と区分をするということで、今回の条例改正をしたものだったとの答弁でした。

県としては法定外を繰り入れるな、今後、将来的には繰り入れるなというような中身もあったと思うが、市の方として運営協議会を持つということは、もう市独自でそういう法定外についても決めていけるということなのかとの質疑に対して、30年度につきましても、本市の運営協議会に諮って法定外を入れております。それぞれの市町村の判断になると思いますが、県が法定外繰入の解消を図っていくという運営方針を持っておりますので、それぞれの市町村もその運営方針に従っていくものだと認識しておりますとの答弁でした。

意見はありませんでした。

なお、議案18号については、意見、質疑ともにありませんでした。

以上で、報告を終わります。

○議長（福永徳郎） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(福永徳郎) 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

○12番議員(吉村重則) 議案第20号、指宿市介護保険条例の一部改正について、反対する立場から討論いたします。介護サービスは改悪し、年給の支給額は据え置きながら、介護保険料は、基準額で6万800円を7万2千円に大幅に値上げするのは、実質年金額の引き下げに等しく、到底認められるものではありません。65歳以上の介護保険料は、多くの方が年金からの強制天引きです。今や高齢者の生活を脅かすほどになっています。保険料利用料の値上げをせず、制度の充実を図り安心できる制度にするには、国や自治体の公費負担を大幅に増やすしかありません。以上のような理由で、反対いたします。

○議長(福永徳郎) 以上で、通告による討論は終了いたしました。

ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(福永徳郎) 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

まず、議案第18号、議案第19号及び議案第21号から議案第24号までの6議案を一括して採決いたします。

6議案に対する委員長の報告は可決であります。

6議案は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(福永徳郎) 御異議なしと認めます。

よって、議案第18号、議案第19号及び議案第21号から議案第24号までの6議案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第20号、指宿市介護保険条例の一部改正について、を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長報告に御異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(福永徳郎) 起立多数であります。

よって、議案第20号は、原案のとおり可決されました。

△ 議案第13号(委員長報告、質疑、討論、表決)

○議長(福永徳郎) 次は、日程第12、議案第13号、ヘルシーランド及び山川砂むし保養施設の

指定管理者の指定について、を議題といたします。

本案は、産業建設委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、産業建設委員長の報告を求めます。

○産業建設委員長（木原繁昭） 産業建設委員会へ付託されました、議案第13号、ヘルシーランド及び砂むし保養施設の指定管理者の指定について、審査の経過と結果について御報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る3月9日、全委員出席の下、関係課職員の出席を求め、審査いたしました結果、反対討論として、この件に関しましては異論がありますので、同意はできませんというものがあり、起立採決の結果、起立多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

選定委員会で2月15日、再度協議したようですが、委員会を開催した主な理由は何かとの質疑に対し、1回目の選定委員会を平成29年11月6日に開催しておりますが、それに前後する形でヘルシーランド等の管理について様々な問題が発覚しました。そこで、指定管理者候補者を選定するに当たって、平等性等を確保するため、慎重に時間をかけて、この様々な問題につきまして検証をしたところでした。委員会の中では選定委員の皆様へこれまでの経緯について説明した上で、評点の見直し等を行ったところでしたとの答弁でした。

セイカスポーツセンターに決めた理由はとの質疑に対し、一つ目に、公共施設としての在り方を理解しており、公平かつ平等な施設利用の提供はもとより、これまでの指定管理者としての運営実績で培ったノウハウを生かし、利用者目線に立ったサービスの提供や施設の管理運営、施設の老朽化への対応など、管理運営方針に沿った経営を目指していることは評価できる。二つ目に、利用促進策や施設修繕など、将来ビジョンを基に、施設運営に関する経費について、減額できる部分は削り、施設修繕や多目的広場の管理など、必要性の高い部分の経費は増やしており、予算にメリハリがあるとともに事業計画との整合性が図られていることは評価できる。三つ目に、県内外において温泉施設及びスポーツ施設など、16施設の指定管理者として実績があることに加え、財政や経営基盤が安定していることは評価できるというものですとの答弁でした。

期間は5年になっているようですが、この期間内に著しい重大な違反行為があった場合の契約解除の規定があるのかないのかとの質疑に対し、管理者募集時に指定予定期間の項目で、指宿市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第13条第1項の規定により、期間の途中においても指定を取り消すことがありますと注意書きをしてありますとの答弁でした。

10月にセイカスポーツセンターが配管変更の届けをしていなかったという事実が発覚した

ことは、基本協定を破ったとか、そういう考えに関してはどう思うかとの質疑に対し、今回の行為につきましては、不正行為ということで指定を取り消す事案に当たるのかどうか、弁護士とも相談したところですが、指定の取消しは影響の大きい処分であるということで、限定的に取り扱う必要があるのではないかということでした。このような違反事例が生じた当時は、市の方も文書等で改善命令等の指導を行っていないので、今の指定管理者であるセイカスポーツセンターだけを責められないのではないかという見解でした。そして、このことだけを理由に指定を取り消すことはできないということでした。問題があった場合に、市の調査に協力しない、あるいは改善命令等に全く従わないなど、問題の解決に対する誠意が見られない場合等に限定して、指定取消しできるものというふうに弁護士からは返事をもらったところだと答弁した。

意見はありませんでした。

以上で、報告を終わります。

○議長（福永徳郎） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

新川床金春議員

○19番議員（新川床金春） 議案13号、ヘルシーランド及び山川砂むし保養施設の指定管理に関する指定について、質疑を行います。

ヘルシーランドの指定管理については、昨年開催された、平成28年度決算特別委員会での審議の過程で問題が多々ありましたので、決算特別委員会として現地調査を行い、目に付いて指摘しました。未だに、配管設置変更の図面等の詳細報告ができてない状況です。どうなっているのか、確認させていただきます。

まず、陳情第2号・第3号の参考人から意見も聴いてますので、それも併せてですね、聞きます。

1番目の、井水は大浴場やシャワー室などに利用する目的で配管設備を変更したにも関わらず、県への変更届を7年以上も怠っていた。

2番目の、平成29年10月23日に変更届を提出しているが、一部の配管変更についてのみの変更届となっており、変更部分全ての届けになっているのか。

3、配管設備変更について、管理者と指宿市と協議が不十分であり、書類も残っていない状況であるが、どうだったのか。

4、指定管理者自ら行った配管設備変更部分について、図面等がなく、市として把握できない状況であるのかどうか。

5、井水利用について、これまで年2回水質検査を行っており、安全に問題はないとされているが、利用者が直接口にする可能性の高いシャワーやカランでの水質検査はこれまで行っていたのか、どうだったのか。

施設設置者である市としてモニタリング等を含めた監視、監督が不十分であったと思います。書類がないということも伺っておりますが、どうだったのか。

実地調査や連絡調整会等の会議文書の保管がずさんであると、先ほども言いましたが、それは確認されたのかどうか。

8番目の、専門性の高い業務を含んだ管理運営業務を監督、監視する立場での市側が専門性を十分に有しておらず、適正な監視、監督が行われてない状況であると思われませんが、そのようなのはどうだったのか。

10、通常税込み50万円以上の大規模な修繕については、必要なものであれば市が負担するようになっているが、なぜ管理者が自ら負担したのかについてどうだったのか。

11番、露天風呂についても同様の配管設備変更を行っており、現在、配管設備変更部分把握のための調査、設計委託を行っているが、費用負担については、管理者に求めるべきであると思うが、そのようなことはどうだったのか。

13、昨年11月30日、給湯タンクから基準値を超えたレジオネラ菌が検出されました。管理者の管理運営業務、適正だったのかどうか、そのものについて確認してるのか。

14、基準値を超えるレジオネラ菌が検出された際、防災行政無線で周知を行っているが、改修工事の延期という内容であり、レジオネラ菌の検出については隠されていたが、どうだったのか。

15、レジオネラ菌検出以降の施設オープンについては、再検査の結果、問題ないということを確認したところですが、そもそも配管設備変更について把握できない状況であり、危機意識が欠如してると言わざるを得ませんが、どうだったのか。

16、レジオネラ菌検出に伴う休業についての補償はどうだったのか。

17、平成28年の決算委員会での審査において、平成25年から平成28年までの4年間の決算書を審査したが、おかしい点が多く信憑性に欠けているということでありましたが、先ほどの委員長の答弁を聞いて、これはどうだったのか聞きたいと思います。

18、決算書の消費税の取扱いについても問題があると、13号の審議の前に参考人から聴いているが、どうだったのか。

19、今回の管理募集にあたり、指宿市、株式会社セイカスポーツセンター及び九州電力株式会社との指宿市地熱の恵み活用プロジェクトに関する協定が存在しており、透明性に欠けているものとなっているが、このことについて質疑はあったのか。

20、指宿市ヘルシーランドはセイカスポーツセンターの管理下になっていますが、清掃、消毒が徹底してなく、黒カビが生え、不潔極まりない状況となり、悪臭が漂い、劣悪な環境になっていると伺っているが、審査の前に確認はしたのか。

21、このため、年間の利用者が毎年5千人から1万人程度減少してるとうかがっているが、利用状況はどうだったのか。

22, 320万円もする配管図面作成費用は、セイカスポーツ側の書類管理がずさんで、しかも本来、指宿市に報告して、許可を受けて行うべき配管工事を、無断でやったことにより発生した経費であることから、指宿市が一時的に立て替えても構わないが、最終的には、セイカスポーツセンターに負担させるべきものと思いますが、このことについて委員会ではどうだったのか。

レジオネラ菌が出たにも関わらず、死者、重病者が出なかったから、不幸中の幸いだということも書いてありましたけれども、実際、13号の前に陳情者2名の参考意見を聴いております。ヘルシーランドに関する問題ですので、この23項目について、委員からですね、どのような質疑があったのか。お願いします。

○産業建設委員長（木原繁昭） 議案第13号に対し、質疑の通告書をいただき、ありがとうございます。答弁させていただきます。

13号の審査に当たりましては、関連したような陳情が2件出されておりました。そのことにも通告書が出されておりますので、後から、その件に答弁させていただくことになろうかと思えます。ただ、この13号を審査するには、関連する陳情書も審査する必要があるので、陳情2号、陳情3号を先に検討するべきということになり、委員会として、各陳情者それぞれに参考人としておいでいただき、説明をお願いします、その後、委員から質疑をいたしました。また、この陳情に関しましては、執行部に関しての件が多かったので、関係課職員にも来ていただき、陳情の全項目にわたって、説明できる範囲でということ、説明及び答弁等をいただきました。その様なこともございまして、いざこの議案第13号の件に、通告いただきました件に関する質疑があったのは、6番目の施設管理者である市として、モニタリングなどを含めた監視、監督が不十分であるに関していると思えますが、今回の事案に関しましては、市の方にも責任があったということ、改善の意思というか、方向性が見られたという認識をしたということによろしいですかとの質疑があり、市に連絡をせずに工事をした事案がありましたので、この辺については、5年以上の前のものについては、市の文書保存の規定がありまして、市には書類が残っていません。ただ、セイカスポーツセンターと調査する中で、やはり、市に届出がなかった案件があったというのははっきりしたところです。それも含めて、今後こういうことがないように強く指導したところです。これからは市としましても、もっとしっかり注意深く指導、チェックしていきたいと思っておりますとの答弁があった、この1件だけでした。

あと、先ほど委員長報告にもあった部分ですね。陳情2号中、19項目全部と陳情3号6項目の中のうち、4件、合計23項目について通告いただきましたが、13号審議の過程では、こういった形になりました。ただ、委員会として、十分に審議されたのかという疑問もあるかもしれませんので、申し添えさせていただきますが、この陳情等の件で、陳情者や執行部等の説明や質疑等に3時間半ほどの時間を費やしております。

○19番議員（新川床金春） ただいま、委員長から6番目の施設設置者である市としてモニタリング等を含めた監視、監督が不十分であった分についてということでしたけれども、実際、ヘルシーランドにはですね、多くの市民、観光客が来るんですよ。市民の安全性は大丈夫なのか。そういうことについてですね、議論がなされていないことはなはだ遺憾であります。そして、指定管理者導入に係る指針の中にもですね、施設改造については、市と指定管理者で協議した上で実施すると明記されとるんです。施設管理者である市がですね、何も知らなかった。7年間、放置してたということなんですよ。そのようなことをですね、陳情者から聴いているのに、審議されなかったということですか。要するに、委員長の答弁ではそうですけども、この問題がですね、陳情でしたからじゃなくて、この選定の中に、この会社が適正だったかどうかというの、ヘルシーランドで大きな事件が起きた後ではですね、取り返しのつかないことになるんですよ。本当に3時間もかけて十分審議していただいたんですけど、重大な、利用者の安心・安全が欠けてるんじゃないかと思うんですけど、休憩の中でもこういう問題はでなかったのか、お願いします。

○産業建設委員長（木原繁昭） 休憩の中でもって、先ほど私が申しましたようにですね、2号、3号の件に、その件を十分審議もさせていただきましたし、あとで2号、3号のときの報告もさせていただきますので、そのときに答弁させていただきますということでお話をさせていただきました。そういうことで、この13号に当たっては、こういう13号の時点ではこういう質疑しかなかったということでございます。

○議長（福永徳郎） 以上で、通告による質疑は終了いたしました。
ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福永徳郎） 別にありませんので、質疑を終結いたします。
これより、討論に入ります。

討論の通告がありますので、順次、発言を許可いたします。

まず、前之園正和議員。

○13番議員（前之園正和） 議案第13号に反対の討論を行います。提案の理由と正当性の根拠としているのは、公募から始まって所定の手続を採り選定をしたというものです。具体的に言うと、公募したら2社が名乗りを挙げた。それを所定の方法で点数を付けたらセイカが上位だったというものであります。しかし、肝心なことが抜けていると言わなければなりません。それは、セイカが指定管理者としてやってきた業務や運営についての評価という点であります。指定管理者制度についてよく言われるのは、民間の優れたノウハウと経費の節減であります。この間にセイカのやってきたことはどうでしょうか。必要な県や市への提出書類も怠っていた。あるいは、遅れていたという事実も明らかになっています。配管設備に関するものや、その他の必要な書類も残っていない。適正な水質検査という点でも問題がある。

複数年度にわたり通常では考えられない予算書が決算書になっている。一例を言えば、予算が計上されていないのに支出がある、予算と決算の間に桁を違うほどの乖離があり、しかもそれが次年度の予算編成に生かされていないなどであります。これらは、単に一つの問題があるという域を超えて、体質の問題、根本的な問題として、指定管理者の資質や資格にも関わる重要な問題です。これらの指摘に対して、事実ですから、市としても基本的には否定はできませんでした。そして、注意をしたとか、改善するよう求めたとか、セイカはそれを改善する姿勢を見せたとかいうものでした。これらの論理から言えば、幾ら不適切な運営をやっても、改善命令などに対して聞く耳を示し、改善命令や指摘に対して、必ずしも是正される保証がなくても問題視されない、マイナスポイントとしてカウントされないということになります。昨年の決算特別委員会を含めて、この間に明らかになったセイカの運営実績からは、引き続いて指定管理者とするには適切でないと判断します。所定の点数付けをして上位になったから正当で公平だということに対してですが、条例上も指定管理者として指定をしないことは可能です。指定管理者の指定の手續等に関する条例の第4条、指定管理者の選定、第3項、事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有してゐることを満たさないと考えられ、第4項でいう、市長の判断で除外することも可能です。そしてまた、執行部がどのように判断しようと、議会の意思によって指定しないことは可能です。執行部の間違った判断を議会として追認することなく、本来の議会のチェック機能を果たすためにも、議案第13号に反対するよう訴えまして、反対討論とさせていただきます。

○議長（福永徳郎） 次に、東勝義議員。

○2番議員（東勝義） 文が長いので、読ませていただきます。反対討論をさせていただきます。この第13号議案は御存じのとおり、産業建設委員会に付託され、また、2件の陳情書に基づいて2名の方の参考意見をいただき、審議されました。私も傍聴させていただきました。申告しない配管工事のことや、不明瞭な決算書のこと、休館せざるを得ない事由を起こしたこと。レジオネラ菌の発生などについて、市役所職員の方々が精一杯説明されていました。確かに、行政側の監督責任は認めざるを得ないことだと思いますが、市長、あなたの部下だけを説明責任の矢面に立たすことが果たしていいことだとお考えですか。指定管理業者として、株式会社セイカスポーツセンターを最終的に許可したのは誰ですか。責任は、市長自身にもあると考えます。親が子を守るのは当たり前です。様々な問題点が出てきたとき、私だったらこの指定業者に対し、これはどういうことかしっかり説明してくれと、俺の顔に泥を塗るつもりかと厳格に言うことでしょうか。市長が毅然とした態度で早急に対処しておけば、こういう事態にはならなかったのではないのでしょうか。株式会社セイカスポーツセンターには、市政を混乱させた事案への説明責任があると思います。その説明責任を果たさない会社を、この施設の指定管理業者として、再度指定することは、絶対にあってはならないと考えます。また、先日、市長が切々と熱弁された地熱の恵み活用プロジェクトの三者協定の

中に、この会社が入ってることで、このプロジェクトの信用性が著しく疑われるのは必至です。賛成討論をされる方は、4月1日から施設営業に支障を来すとか、市からの要請で改善してるではないかという理由を言われることでしょうか。そう言う短絡的な考えや理由でいいものでしょうか。もし、賛成多数となれば、現在、市が認めている指定管理業者の方々に対し、これから先厳しく監督、指導していけるでしょうか。厳格に指導していけるわけがない。この第13号議案は、市長並びに市役所職員全体、指宿市議会の本質が問われる重大な議案だと、私は非常に危惧しております。この決定が指宿市全体の評価につながります。他の市町村からどのように論評されるか心配です。大丈夫です。ヘルシーランド及び山川砂むし保養施設は優秀な従業員の方々が守ってくれています。今回のことは白紙撤回し、再度、指定管理業者を募集し決定するまでは、市役所職員の方々には大変な作業をさせていただきますが、市の直営として、予算案の中の温泉施設費3億566万9千円の中から流用し、補正予算を組んで営業を続けていただきたい。営業は続けられます。このことは、会社経営の原理、原則という観点から可能です。会社経営の原理、原則とは何か。それは、会社は従業員は守っています。社長は、会社の目標を決めて、従業員をやる気にさせればいいんです。そして、全責任は俺が取るから、俺に付いてきてくれと言い切ることができればいいんです。指宿市を会社として例えるなら、市長、あなたは社長です。即ち、トップです。10年、20年かかろうが、指宿市を日本一住みやすい町、住みたくなる町にするぞという大義を持って、市役所職員の方々をやる気にさせてください。人口減少どころか人口増加につながります。そのためには、どうすればいいか。みんなで力を合わせて考えていこう、全責任は俺が取るから、安心して全身全霊で働いてくれと言っていただきたい。指宿で一生を終える私たちにとって、かけがえない町です。先日、市長に対し、指宿市に永住していただけますかとお尋ねしたことがありました。私たちはこの指宿市政の下で生涯を終えます。指宿市の因縁は、市長、あなたの因縁です。因縁とは未来への可能性ということです。指宿市の未来はあなたに託されています。どうかそのことを十分に御理解いただき、市政の反映に邁進していただきたい。どうか、よろしく願います。論点を元に戻します。この議案については、個人的に様々なたくさんの方々に御意見をいただいております。よって、ヘルシーランド及び山川砂むし保養施設の指定管理業者として、株式会社セイカスポーツセンターを指名するという議案第13号については、反対として討論を終了します。失礼な物言いであったことを深くお詫びいたします。申し訳ありませんでした。

○議長（福永徳郎） 次に、新川床金春議員。

○19番議員（新川床金春） 議案13号の議案について反対の討論をいたします。この議案は産業建設委員会に付託され、審議の都合で陳情2件が先に審議されました。陳情者2名の参考意見をいただき、その後、3時間もかけて審議されています。ヘルシーランドの指定管理状況を参考人から聴いた内容は、平成29年10月17日から21日にかけて開催された、平成28年度指

宿市決算の中で出た大きな問題であります。まず、井水を大浴場やシャワーなど事業者が利用する目的で配管整備を変更したにも関わらず、指摘されるまで県への届けを7年間も怠っていたことは、セイカスポーツセンターがですね、指定管理者として値するののかということ。そして、通常、税込50万円以上の大規模な修繕にはですね、必要であれば市が負担することになっております。なお、先ほども言いました、指定管理者制度の導入に係る指針に、施設改造については、市と指定管理者で協議の上、実施すると明記されております。この指針をですね、無視して整備した会社が、指定管理者として適正なのかということでありませぬ。次に、平成25年から28年までの4年間の決算書を見せていただきました。予算書はですね、市役所に開示請求した予算書と、決算委員会で出た予算書の金額もまた違っております。どこが当たり前なのか、この会社が当たり前なのかと言わざるを得ません。実際、今、各地区の総会、ありますよね。総会で予算、決算が合わなければですよ、大紛糾をするんですよ。私たち議員の仕事は、行政が提案した仕事が十分行われたか、予算が正しく執行されたか、そして決算書でそれを確認する。この仕事が私たちの市民からいただいた仕事であります。決算書自体がもう間違っている会社に、このような大きな事業を任せていいのかなと思えます。ヘルシーランドは、多くの市民や観光客が利用してる公の施設です。公の施設でレジオネラ菌が検出されたことを、利用者や市民に伝えなかった。これは、行政として危機管理が欠如してると言わざるを得ません。陳情文書の中にもありました。死者や重病者が出なかったのは不幸中の幸いにほかなりません。本当にそうです。これが、もし死亡者が出たら、指宿の基幹産業である観光はですね、どうなったでしょうか。旧山川町、町長はですね、20年前に眺望日本一の露天風呂が完成したと、完成時に言っていたと伺います。そして、今では行ってよかった日帰り温泉&スパ部門で4年連続、そして5回日本一のすばらしい露天風呂となっております。このような施設がですね、指宿の観光の目玉であります。この施設の水道水にですね、井戸水を使っている。実際、指宿市は、指定管理者にですね、井戸水を使えとか一回も言ってないんですよ。指定管理に基づいて適正に管理をしてください。そして、施設がおかしかったら、改善はこちらでするので、しっかりと報告してくださいということっております。セイカスポーツセンターは、この指宿の指定に関する指針について、何箇所も違反してるんじゃないですか。指定管理者がですね、水道料を抑制するためだけにですね、井戸水を使っております。しかし、指定管理の中の上水道を使った場合は、その指定管理の中に含まれております。そして、上水道の利用料は、指宿市の水道課に戻ってくるんです。これは、循環するんですよ。敢えて、なぜ井水を使ってるか。そこが問題なんですよ。できてから10何年、市民の安全、観光客の安全のために、指宿の上水道、しっかりと飲める水をですね、ヘルシーランドで使っていたんですよ。このこともですね、皆さんしっかりと考えてください。本当に先ほども言いました、指宿の基幹産業である農業、観光。二つあります。この二つの一本柱がですね、はかりしれない影響を受けた場合

はですね、指宿の財政、市民の生活はですね、困窮するんです。どうでしょうか、皆さん。私たちは2か月前に、市民に、市民の安心・安全、住みやすい指宿をと、皆さん訴えたんじゃないですか。しかし、ヘルシーランドが起こってはいけない重大な問題が発生したときに、指宿の町は傾いていきます。このような問題が多々指摘されてる指定事業者をですね、今回、指定管理者と提案する執行部の責任も問われます。しかし、最終的な判断を下すのは、2か月前に心新たに市議会議員に立候補した、そして当選した私たちが市民の負託を受けています。この20名が決めることであります。向こう5年間のヘルシーランドの指定管理について、私たち議員として、私たちは議員として、重大な責務を負うことになるんです。市民の代表として、2か月前の自分の初心に立ち返り、適正な判断をしていただきたいと申し添えて、反対討論を終わります。

○議長（福永徳郎） 以上で、通告による討論は終了いたしました。

ほかにありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（福永徳郎） 西森三義議員。

○11番議員（西森三義） この指定管理については選定委員会が設置されております。選定委員会で慎重に審査した結果を踏まえて、議案第13号に賛成する立場から討論を行います。

私は、昨日、産業建設委員長とヘルシーランドに出向き、支配人を交え、これまでの経緯などについて聞き取りをいたしました。まず、今、問題になっている井戸水の利用については、保健所に確認したところ、特に規制等はなく、配管等の管理、水質検査をしっかりとすれば何ら問題ないということであり、井戸水等の塩素消毒はしっかり行われており、市職員等が現場で確認もし、また、水質検査も、国が定めた公衆浴場における水質基準等に関する指針に基づき、年2回実施しているということでもあります。ヘルシーランドでレジオネラ菌が検出されたことについては、平成29年9月17日から11月30日まで、市が改修工事を執行したため休館しており、清掃等ができなかったことが原因の一つであるとのことでした。その後、レジオネラ菌が出た箇所、全てのタンク、配管等の清掃、洗浄を専門業者に委託して実施し、その後の検査で異常がないことを確認した上で、12月16日から営業を再開したとのことです。また、セイカスポーツセンターについては、これまで施設管理、サービス向上策、苦情対応などについて適切に対処され、大きな問題もなく運営されていると思っており、さらに、地元の方を中心に52名の雇用をされており、誠にありがたいことです。この52名の方の50名が指宿の、市の住民でございます。2名は顛娃町でした。そして、たまたま箱温泉については、広く広報に努め、口コミサイトで日本一の露天風呂という評価をいただくなど、企業努力の賜物だと思います。今回、指定管理者の指定について、否決の判断が下れば、次の指定管理者が決まるまで営業ができないことが想定され、地元民や観光客に迷惑を掛けてしまい、また、観光地指宿の信用が失われるのではないかと危惧するところですが、今後にお

いて、ヘルシーランド及び山川砂むし保養施設について、セイカスポーツセンターと市は、地元の利用者、観光客のことを考えて、安心・安全を図るために、これまで以上にしっかりと管理されると思われまますので、議案第13号に賛成いたします。

○議長（福永徳郎） ほかにありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（福永徳郎） 東伸行議員。

○9番議員（東伸行） 議案第13号に反対の立場で討論をいたします。先ほど来、委員長報告、質疑、討論といろいろ出てきております。私は、旧山川町時代からの町議会議員から拝命されてきた議員であります。ヘルシーランドを造るときも山川町議会議員でありました。その中で、あの施設を造るときにもかなり長い時間かけて、賛成、反対いろんな意見がある中で、町民の方々も巻き込んでいろんな立場からやって、やっと出来上った施設であります。執行部の中にも旧山川町の職員の方もいらっしゃいますが、十分その辺は理解していることだろうと思います。議員の中にも、旧山川町時代からの議員の同僚議員もおりますが、いろんな紆余曲折があった中で出来上った施設であります。ですから、絶対なくなっちゃいけないし、ずさんな運営をされてはいけないという思いで、ほかの方々より以上に、私はそういう思いを持っておる者であります。いろいろ、るる先ほど、いろいろ申し上げられましたので、もう詳しくは申し上げませんが、先ほど委員長報告の中にも弁護士にも相談したけども、不正行為について相談したけども、セイカだけを責めるわけにいかない、執行部もいろんな不備があったので、セイカだけを処分できる状況ではないというような、先ほど答弁がございましたが、だからセイカにするということにはならないと思います。いろんな、今後の運営の問題ですね、ここで否決されればうんぬんって問題も先ほど出ましたけれども、それはもう、今までのいろんなことを踏まえてですね、執行部としても我々としてもですね、その間きっちりとした運営をしながら、新たな指定管理者を選ぶと。セイカにしてもそうです。セイカスポーツにしても、きっちりとした改善策をですね、我々に示して、こういうふうにするということを示せば、十分また指定管理としてやっていける資格は私はあると思います。それをですね、不明確にしたまま、もう運営に支障を来すから決めましょうということで、ここで賛成ということではですね、我々今後ですね、いろんなことについても、また遺恨を残す部分もあるだろうと思います。ここが、今本当、我々先ほどからも出ましたけども、議会としてのですね、姿勢を問われている問題だと思います。そういった意味でも、しっかりと考えていただきたいという思いで、この13号については反対という立場で討論といたします。以上です。

○議長（福永徳郎） ほかにありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（福永徳郎） 高田チヨ子議員。

○16番議員（高田チヨ子） 議案第13号の賛成討論を行います。今回、ヘルシーランド及び山川砂むし保養施設の指定管理者の指定について、入札を行った結果、2社の申込みがあり、2者択一の中でセイカスポーツが決定したということです。今、反対討論をお聞きしましたが、最もだと思えるところは多々あります。確かに、決算の書類を見た限りにおいては、おかしいと思える部分もありました、しかし、大部分はきちんとなされていたと思います。水道料金の削減のために井戸水を使用した、これはセイカスポーツの企業努力だと私は思います。レジオネラ菌が出たということですが、工事のために施設を休館したことが原因とのこと。工事が終わって開館したことで、レジオネラ菌は出なくなったとのことです。セイカスポーツは、指定管理者として、これまで8年間実績を積んできました。そして、ヘルシーランドだけでなく、いろんなところで指定管理者として実績を積んできています。その上、いろいろ指摘された点については、執行部としてもちゃんと対応してきているようでございます。もしも、今回、この議案が否決されることになると、休館になってしまいます。このようなことにでもなると、大変なことです。今、一番何が大事なのかと言え、何と言っても働く人が安心して働けるようにすること、そして、利用者の安心・安全を守ることが大事だと思います。これからは執行部の方もきちんとしていくということですので、第13号について賛成といたします。

○議長（福永徳郎） ほかにありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（福永徳郎） 井元伸明議員。

○10番議員（井元伸明） 反対討論をさせていただきます。この問題については様々な指定管理の不備を指摘されている状況の中での指定管理者の決定でございました。短期間でですね、このような重大案件を決定すべきものか、非常に疑問に思うことがございます。そこで、新たにですね、公募をし、指定管理者を選任すべきだという立場から、本、13号議案に反対をいたします。

○議長（福永徳郎） ほかにありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（福永徳郎） 松下喜久雄議員。

○14番議員（松下喜久雄） 委員長報告に賛同する立場から討論を申し上げさせていただきます。昨年の決算審査に引き続き、現、管理者を疑問視する意見が多く出されておりますが、これらの発端となった問題点の多くは、本市の監督責任に起因していると考えているところであります。そもそも、ヘルシーランドは、市民の健康増進、福祉向上等の公益的事業と観光施設としての収益的事業という二つの側面を併せ持っております。このような2面性のある公共施設の管理運営を民間に行わせる際に、最も注意しなければならないことは、その管理運営の手法が公共施設本来の目的にかなっているかどうか、ややもすれば収益性に偏った

施設の管理運営になっていないかを常に監視する必要があるということです。このことは指定管理者制度そのものに内包された制度上の問題として捉えられていると認識しております。そのことから、行政は指定管理者に対して公共施設としての在り方について、十分な理解を求めるとともに、自らの責任として、施設の管理運営状況を間断なく、つぶさに監視、注意、指導をすることが求められることとなります。この点が十分に機能していたならば、今回、指摘されるような問題等も起きていなかったと考えられるのではないのでしょうか。また、砂むしを含めたヘルシーランドの利用客数が26年、27年、28年、それぞれ増加を続けていることを考慮すれば、現、管理者の管理能力について否定されるべきものではないということも申し添えておきたいと思っております。今回のヘルシーランド指定管理者の選定においても、他と同様、選定委員の構成は、一般市民を含めた外部からの委員が多数を占めており、公平性が担保されていることと、募集において提示されている選定基準や、主な審査の項目においても、指定管理者としての資質、能力等を確認する内容が十分に網羅されていることや、委員長報告にもあるとうり、指摘されている問題等も含め、改めて2月にも選定委員会を開催して慎重審査を行っているなどから、選定委員会の選定が適正に行われ、その決定は信頼に足るものであると考えております。ただいま、反対討論者からも、今回、選定された業者に対する資質能力は評価している旨の発言もありました。あとは、市の監視体制如何ということになるかというふうに思っております。そのことを申し上げ、賛成の討論といたします。

○議長（福永徳郎） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福永徳郎） 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第13号、ヘルシーランド及び山川砂むし保養施設の指定管理者の指定について、を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長報告に御異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（福永徳郎） 起立多数であります。

よって、議案第13号は、原案のとおり可決されました。

暫時、休憩いたします。

休憩 午前11時18分

再開 午前11時27分

○議長（福永徳郎） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

△ 議案第5号（委員長報告，質疑，討論，表決）

○議長（福永徳郎） 次は、日程第13、議案第5号、平成29年度指宿市一般会計補正予算（第14号）について、を議題といたします。

本案は、産業建設委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、産業建設委員長の報告を求めます。

○産業建設委員長（木原繁昭） 産業建設委員会へ付託されました、議案第5号、平成29年度指宿市一般会計補正予算について、審査の経過と結果について御報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る3月9日、全委員出席の下、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、議案第5号については、質疑、意見ともにありませんでした。

以上で、報告を終わります。

○議長（福永徳郎） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福永徳郎） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

前之園正和議員。

○13番議員（前之園正和） 反対の討論を行います。ヘルシーランド及び山川砂むし保養施設管理業務、5年間についての債務負担行為の補正1億280万円であります。議案第13号のとおりにセイカを指定先とすることを前提とした議案であり、債務負担行為の補正であります。13号に対する賛成討論の中で、お客さんが増え、日本一の名譽を得ると、実績があるというようなこともありました。これは適切でない運営をしても結果が良ければという論理であります。また、否決されれば休館になるし、損失があるということも言われました。これも、適切でない運営をしても、責任を問うことなく免罪をすることにはほかなりません。また、この指定管理者としてセイカを指定することは、13号の討論の中でも述べたとおり、不適切と判断をいたします。また、13号が可決されたもとの採決の場になっているわけですが、仮に、13号が可決されたもとのことを前提にしても、セイカが指定管理者として適切でないことは変わりはないわけであり、連動して、当然、反対という立場を取らせていただきます。

○議長（福永徳郎） 以上で、通告による討論は終了いたしました。

ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(福永徳郎) 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第5号、平成29年度指宿市一般会計補正予算(第14号)について、を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長報告に御異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(福永徳郎) 起立多数であります。

よって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

△ 議案第25号～議案第29号(委員長報告、質疑、討論、表決)

○議長(福永徳郎) 次は、日程第14、議案第25号、指宿市工場等設置奨励条例の一部改正について、から、日程第18、議案第29号、指宿市特別用途地区内におけるスポーツ及びレクリエーションに係る建築物の制限の緩和に関する条例の制定について、までの5議案を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

5議案は、産業建設委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、産業建設委員長の報告を求めます。

○産業建設委員長(木原繁昭) 産業建設委員会へ付託されました、議案第25号、指宿市工場等設置奨励条例の一部改正について、から、議案第29号、指宿市特別用途地区内におけるスポーツ及びレクリエーションに係る建築物の制限の緩和に関する条例の制定について、までの5議案について、審査の経過と結果について御報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る3月8日及び9日の両日、全委員出席の下、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、いずれも全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、議案第25号、指宿市工場等設置奨励条例の一部改正について。奨励金の上限を3,000万円から5,000万円に改めるということですが、これの大きな理由は何ですかとの質疑に対し、地方創生を行っておりますが、人口減少がなかなか止まりません。この地方創生の一番の目的が働く場の確保、あるいは雇用を守る、仕事を作る、そういうことをしながら人口減少対策をし、若い人が残る指宿市を作ろうということで、そのために、今回、近隣の南九州市、南さつま市と比較しまして、指宿市の奨励金の金額の方が非常に少なかったことが

ら、せめて近隣市並みの奨励金にして、勝負をしたいということで、今回改正をさせてもらいましたとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、議案第26号、指宿市家畜購入資金貸付条例の一部改正について。これは、農業災害保償法を農業保険法に改めるだけで、内容に変更はないということですかとの質疑に対し、内容につきましては変更はありませんとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、議案第27号、指宿市尾下牧野条例の廃止について。原野化しているということですが、ほとんどもういなくなったのでしょうか。あるいは、一部いるけれども、利用価値がないから廃止しようとするものですかとの質疑に対し、現在は、全く使われておりませんとの答弁でした。

尾下牧野の広さはどれぐらいですかとの質疑に対し、約44haですとの答弁でした。

大分広い原野だと思いますが、今度の活用の予定とかは何もないのですかとの質疑に対し、今のところ、具体的な計画についてはありませんとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、議案第29号、指宿市特別用途地区内におけるスポーツ及びレクリエーションに係る建築物の制限の緩和に関する条例の制定について。具体的に、この施設は何を指していますかとの質疑に対し、観覧場ということで、サッカー場に付随するスタンド、観客席を想定していますとの答弁でした。

意見はありませんでした。

なお、議案第28号、指宿市火入れに関する条例の一部改正については、質疑、意見ともにありませんでした。

以上で、報告を終わります。

○議長（福永徳郎） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福永徳郎） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福永徳郎） 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第25号から議案第29号までの5議案を一括して採決いたします。

5議案に対する委員長の報告は可決であります。

5議案は、委員長報告のとおり決することに御異議がありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(福永徳郎) 御異議なしと認めます。

よって、議案第25号から議案第29号までの5議案は、原案のとおり可決されました。

△ 議案第30号(委員長報告、質疑、討論、表決)

○議長(福永徳郎) 次は、日程第19、議案第30号、平成30年度指宿市一般会計予算について、を議題といたします。

本案は、各常任委員会に分割付託して審査をお願いしてありましたので、まず、総務水道委員長の報告を求めます。

○総務水道委員長(恒吉太吾) 総務水道委員会へ分割付託されました、議案第30号、平成30年度指宿市一般会計予算について、審査の経過と結果について御報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る3月2日及び5日の両日、全委員出席の下、関係課職員の出席を求め、審査いたしました結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、総務課所管分について。山川庁舎建替え事業等について、検討及び設計業務というようなことで、報償費のほかに設計委託料として1,000万円ですが、この検討というものはもう終わったのか。それとも、まだ検討する状況が残っている中で、それまで終えてから設計委託にかかるという意味なんだろうかとこの質疑に対し、山川庁舎の検討委員会につきましては、様々な意見が出されたわけですが、その中で、財政的な面や時間的な面、そういった部分で文化ホールへの移転が望ましいのではないかとこの意見が過半数を占めたところでした。それを踏まえて、設計業務に関しては、文化ホールへの移転を主眼において、今回計上させていただきましたとの答弁でした。

指宿庁舎の大規模改修工事を行っています。この工事が長期間にわたり駐車場が不足していますが、芝生広場を臨時的に駐車場として使えないのですかとこの質疑に対し、この工事に伴い、臨時的に2か所設けている駐車場を利用させていただくということで、芝生の方は使っていない形になりますとの答弁でした。

臨時的に駐車場が設置されても、あれだけ混雑するということは、駐車場が全部満杯ということなのですかとの質疑に対し、駐車場を利用する方は、やはり近いところに停めたいということもあって、職員の方には臨時的な駐車場を利用しなさいということで、文書を出していますが、なかなか利用がなされていないという現状がありますとの答弁でした。

職員も近いところに停めたいでしょう。しかし、市民の事を考えれば、職員はそういった臨時的な駐車場を利用しなさいと指導すべきではないのですかとこの質疑に対し、今後もそ

のように指導していきたいと思えますとの答弁でした。

意見として。指宿庁舎の大規模改修工事に関わるところで、駐車場の話が出ました。市民の利便性向上のために、是非職員の方と市民の皆さんの利用は分けて考えて、駐車場の確保をお願いしたいと思えますというものがありました。

次に、市長公室所管分について。サッカー場・多目的グラウンド整備について、この周辺のなのはな館や陸上競技場等も含めたビジョンを持って進めているのですかとこの質疑に対し、今回、整備がなされると大きな大会誘致も可能となります。そして、今、国体スポーツコンベンション推進室という組織のあり方を提案させていただいていますが、市の既存のスポーツ施設を併せてPRを行い、サッカーに限らず、たくさんのスポーツ団体を本市に呼び込みたいという大きな目標を持って進めたいと思えますとの答弁でした。

総工費の額と、合併特例債を充当して、実質自前のお金が幾らかかるのか示してくださいとの質疑に対し、総工費につきましては、23億7,500万円ということで、基本計画の中で説明しております。内容につきましては、建設費、実施設計費、用地取得費、建設工事の管理費等が全て含まれています。財源の内訳として、合併特例債等を活用しますので、実質的な一般財源の持ち出し、市の負担については7億6,160万円を想定していますとの答弁でした。

23億7,500万円の費用の中で、大体8億ぐらいが土地購入費用。建物、その他の工事が約15億円ぐらいと思っておりますが、その認識でよろしいでしょうかとの質疑に対し、総事業費は23億7,500万円で、用地取得費の予定として、現段階では7億1,500万円で、残りが建設費や実施設計費、建設工事の管理費等で構成されていますとの答弁でした。

意見として。なのはな館が県の方で修理をしていただいで、使われやすくなってきてるかと思いました。年間の管理費が2,000万円台掛かるということなので、少しでも収入を増やすような形でPRに努めていただきながら、利活用を図っていただきますようお願いしたいと思えますというものがありました。

次に、議会事務局所管分について。壁掛けモニター2台の増設ということですが、これはどこに増設する予定ですかとの質疑に対し、議場の入り口右側の柱のところに、執行部側からと傍聴席側から見える位置に1台ずつ設置予定ですとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、財政課所管分について。報償費の20万円ですが、ふるさと納税をした方に返礼品をすると説明があったと思えますが、ふるさと納税をされた方には別にあると思えますが、どういう違いがあるのですかとこの質疑に対し。

○議長（福永徳郎） 暫時、休憩いたします。

休憩 午前11時49分

再開 午前11時50分

○議長（福永徳郎） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○総務水道委員長（恒吉太吾） 申し訳ございませんでした。この分については、直接、本市の方に直接現金という形で寄附された方等がいらっしゃいますので、その分について返礼品としてここから歳出するという形になっていますとの答弁でした。

ふるさと納税の寄附金を8億円と見込んでいるかと思えます。それに対して、返礼率ほどのぐらいを見込んでいるのですかとの質疑に対し、平成30年度の予算については、一括代行の委託料が約14%、返礼品及び送料を含めまして、割合的には約42%、基金の積立が約44%を見込んでいますとの答弁でした。

平成30年度で地方債残高が271億3,100万円程度と出ています。平成27年度辺りから、地方債と公債費、要するに、返す額よりも借りる額が多くなっている状況が続いています。地方債残高もずっと右肩上がりという状況が続いているわけですが、この状況についてどう考えていますかとの質疑に対し、今後の起債残高の動向ですが、現在、有利な合併特例債を活用することにより、起債残高は平成32年、33年度がピークになると見込まれています。財政シミュレーションにより、起債の限度額を、平成32年度までは42億5,000万円としています。平成33年度以降は、合併特例債を活用できないことから、限度額を23億円と設定していますとの答弁でした。

平成33年度以降はいろいろなものが抑えられてくるという状況になるという捉え方ができますが、そういうことなのでしょうかとの質疑に対し、ここ数年、250億円近い当初予算ということになっています。これにつきましては、これまで緊急を要する重要な懸案事項がありました。合併特例債の最終年度が平成32年度ということで、平成33年度以降は、本市の予算規模とすれば210億円程度だろうということで、シミュレーションしているところですのでの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、危機管理課所管分について。備蓄食料品の購入という説明がありましたが、どのようなものを購入しているのですかとの質疑に対し、市の方で購入しているのが、アルファ米というものがあります。このアルファ米とドライカレー、鯖の保存用の味噌煮、ハンバーグの煮込み、500mlの水、ほかに補助食糧として、カロリーメイト、ビスコ等を備蓄していますとの答弁でした。

備蓄している場所については、市の施設の何箇所かに分けて備蓄されているのですかとの質疑に対し、山川の支所と開聞の老人福祉センターの2か所で備蓄していますとの答弁でした。

指宿庁舎管内では、備蓄はしていないという認識でよろしいでしょうかとの質疑に対し、指宿地域の備蓄については、備蓄するスペースの確保に苦慮しているところです。今後、指宿地域の備蓄も含めて検討していかなければならないと考えているところですのでの答弁でした。

指宿市内で災害等があった場合、山川地域、開聞地域には備蓄があるけれども、指宿地域にはないということでした。それぞれの地域にあるべきだと思いますが、どのように考えていますかとの質疑に対し、人口比率から考えた場合にも、指宿地域での備蓄については、今後大きな課題だと考えています。校区公民館や学校施設であるとか、ニーズのある場所での備蓄を考えていきたいと思っておりますとの答弁でした。

意見としては、災害はいつ発生するか分かりませんので、万一に備えて、備品については、安全性のある施設へ最低限購入をしていただきたいというものがありました。

次に、監査委員事務局所管分については、質疑、意見ともにありませんでした。

以上で、報告を終わります。

○議長（福永徳郎） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福永徳郎） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

暫時、休憩いたします。

休憩 午前 11時55分

再開 午後 0時59分

○議長（福永徳郎） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、文教厚生委員長の報告を求めます。

○文教厚生委員長（新川床金春） 文教厚生委員会へ付託されました、議案第30号、平成30年度指宿市一般会計予算について、審査の経過と結果について御報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る3月6日及び7日の両日、全委員出席の下、関係課職員の出席を求めて審査いたしました結果、議案30号については、反対討論として、社会保障・税番号制度に関わる事業は導入されて2年ぐらい経過してるにも関わらず、市民の間では11.39%しか申請をしておりません。市が個人情報の漏洩の関係なんかもあり、なかなか申請のない事業が含まれてますので、反対討論といたしますというものがあり、起立採決の結果、起立多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、教育委員会所管について。指宿の給食センターについてはボイラー及びキューピクルの改修工事で4,332万円の予算を組んでおりますが、もう指宿の給食センターも大規模改修が必要な時期に来ているが、今、何年ぐらい経っているのかとの質疑に対し、指宿の給食センターは、平成15年に建設をされておりますので、ちょうど15年になっております。昨年、補正を組んで指宿市の給食センターの今後について基本計画を実施している。30年度に

については、非常に緊急性の高いボイラーが2基あるが、もう基盤等がなく、手で運転をやっています。一番優先的に今回、ボイラーの交換、併せて、高圧受電設備の交換を先にやるということですのでとの答弁でした。

建替えの話を聞いてますけれども、そういう検討というのは今までされたことがあるのかとの質疑に対し、耐用年数等を考えますと、やはりまだ建替えという部分ではないかというふうに思います。修繕等はやりながら、長期的に使っていくというのが、財政的にも良いと考えているところですのでとの答弁でした。

給食費のことについて、枕崎市が給食の全額無料化のため約7,000万円の予算ということが今朝の新聞記事に出てました。市長の公約の中で、給食費の減額など検討したいと書かれておりますが、指宿市の学校給食費は総額で幾らになるのかとの質疑に対し、平成28年分で申しますと、児童・生徒が支払っている給食費が約1億2,900万円ですとの答弁でした。

市民会館の建替えに伴う設計の委託料、1億4,400万円が予算として出ていますが、建築費をどのくらい見込んでいるのですかとの質疑に対し、建築費につきましては、基本構想段階で必要な施設の機能やそれぞれの面積について並べまして、最近建設をされた類似施設を参考にし、大まかな必要面積を参考に建築費は27億円程度との答弁でした。

現、市長の公約の中で、建設費22億円とうたっておりますが、説明の中で約27億円という説明をいただきました。この22億円と27億円の整合性というのはどのように考えているのかとの質疑に対し、27億円と申し上げましたのは、平成27年度に最大限造った場合にこの程度になるだろうと。ただし、なのはな館の諸施設を活用することで、削減をできる面積もあることから算定すると、大体22億円という数字が出ているとの答弁でした。

なのはな館を造るとき、基礎の部分に想定外の費用が大分掛かり、非常に予算に圧迫をしたとありました。今回のサッカー場の建設についても、相当基礎部分について、まだ未知数であるというようなこともあるが、市民会館も同じような場所です。基礎の部分に大きな費用が見込まれれば、到底27億円どころじゃなく、億単位で相当増える可能性があるが、今の段階で検討されているのかとの質疑に対し、なのはな館敷地の地盤によって、基礎の費用が大きく掛かるのではないかということに、実際、来年度予算に地質調査費の計上をしている。現段階では、どの程度の基礎費用等が掛かるというか、具体的な数字は出てない。ただ、御指摘のように、限られた財源ということもございますので、そういった地質調査等の結果に基づきまして、また、建設費等についても、今後実施設計をしていく中で、検討をしてまいりたいとの答弁でした。

学校管理費の中で、無線LANを整備するという説明をいただきましたけれども、場所と状況を詳細について説明をとの質疑に対し、昨年から各学校の方に校内無線LANという形で設置している。今年度は指宿小学校、魚見小学校、山川小学校、利永小学校、開聞小学校、川尻小学校、それと、北指宿中に無線LANを設置する予定でございます。29年度に設

置しましたのが、柳田小、丹波小、徳光小、あと中学校が、北中を除く4中学校という形になります。あと、来年度までかけて、全ての学校の方に無線LANは設置予定という形で、今計画をしております。31年度が今和泉小学校、池田小学校、大成小学校となります。これで、全て17校の無線LANの整備は終了というふうに考えております。今年度、小学校、中学校の方に無線LANを設置いたしました。学校の方では、非常に有効に活用していただいております。これまでのノート型パソコンからタブレット型パソコンに切り替えて、そのタブレットのパソコンを教室や体育館等を持って行ってですね、授業の方に活用しているということでございます。併せて、教室の方に無線LANが設置されておりますので、書画カメラ等についても、授業の方で先生が使って、ICT化を図っているという状況ですとの答弁でした。

平成32年度から全小・中学校で施設分離型の小中一貫教育を実施するとあるのですが、これは具体的に言うとうどういうことになるのですかとこの質疑に対し、これまで、各小学校、中学校では小・中連携という形で近くの学校の中学校、小学校とそれぞれ交流してはいました。それをしっかり体系化し、小学1年から中学校3年までの9年間を見通して、小学校と中学校と大きな同じ目標を持って、その地域で中学校から小学校に来て授業をしたりとか、中学校と小学校でやっているいろいろな行事等を一つにまとめてやってみたりとか、そういう形で、小学校と中学校が垣根なく過ごすことで、いろいろな課題になっているような、不登校であったり、学力であったり、体力であったりという部分を更に良くしていこうという取組です。32年度からという形で出しております。今現在、やっている部分もありますが、来年、再来年、2年かけてしっかり整備をして、形をつくっていこうということですよとの答弁でした。

子供が移動することはなく、先生が移動するということになるわけですねとの質疑に対し、はい、そのとおりです。小中一貫教育の中にはいろいろなタイプがあって、一つの建物という部分と分離型があります。私たちは特にいい事業はもう早く進めたい。今できる施設の中で金を掛けずにできる分野で、子供たちの教育をやっていくために、選択しながらやっていくとの答弁でした。

子供のサポート体制整備事業のことについてお伺いしますということで、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーの方々に何名ぐらいの子供さんが相談しているのですかとこの質疑に対し、県のスクールカウンセラーが4名で、各中学校に72回で相談件数は合計で250件であります。その中には、生徒だけではなく、保護者や職員が入っている内容です。あと、スクールソーシャルワーカーが2名で、一つの問題に対して関わる形になっていきますので、そのケースで言いますと、小学校が31、中学校が38ケースで合計69ケースですよとの答弁でした。

不登校の件数について、現状はどうですかとの質疑に対し、小学校が6名、中学校が29名

の35名です。この不登校は30日以上欠席しているのを総称して言っております。不登校生は減少しています。今の時点でも、昨年よりも10名以上少なくなっているところですよとの答弁でした。

特別支援員が24名配置されているわけですがけれども、支援の必要な児童・生徒の数はどのぐらいで、割合は何%ですかとの質疑に対し、29年の支援の必要な児童・生徒は213名で、割合は7%ぐらいですよとの答弁でした。

学校規模の適正化に関する委員会は、学校再編について最終的な結果を導き出すためのものであると捉えていいのですか。それと、中学校区、5中校区、それぞれ委員会を立ち上げるということですが、検討委員が96名という偶数になっている。それぞれ5中学校区何名ずつですか。検討の終了時期はいつ頃で、議会への報告はいつ、どのように考えていますかとの質疑に対し、学校規模の適正化については、平成28年・29年、望ましい学校づくり推進委員会を設置し、委員の方々の意見を聴きながら基本方針の策定に向けて検討してまいりました。まず、小学校区を単位として話を進めたい。平成33年度を目途に開聞地域においては2校を1校に、山川地域においては4校を1校に集約することを目指すという文言を入れていきます。この基本方針に基づいて、それを具現化するための検討委員会というものを作っていきたいと思っております。各小学校区ごとに7人ということなのですが、柳田小学校は二つの中学校に分かれますので13あります。13かける7を先にさせていただきまして、併せて中学校区ごとに校長先生に入っていただきたいと思っておりますので、5名を足していただくように計算をしました。詳細を申し上げますと、北中校区が22名、南中校区が15名、西中校区も15名、山中校区は4校区ありますので、山川中校区は29名、開聞中校区は15名の予定です。33年度を目途にしておりますので、一応、3年間と考えているところです。それから、議会への報告の件なんですけれども、今回、基本方針がまとまりました段階で議員の方々へはその報告をさせていただきたいと思っておりますとの答弁でした。

委員の選任の問題で、よく言われるのが保育園、幼稚園の保護者の声を聴いてほしいということですがとの質疑に対し、委員の中には幼児保護者も一応入れるようにしています。これまで、各保育園に幼児保護者の代表を出してくれないかということの要請をしましたが、どういった選考方法が望ましいのかも考えながらやっていきたいとの答弁でした。

今和泉小学校のトイレの改修は洋式だろうと思いますが、これまで何校を整備し、何校が残っているのですかと質疑に対し、平成26年度から順次行っております。具体的に申しますと、平成26年度に山川中学校、平成27年度に魚見小学校、平成28年度に山川小学校、平成29年度には、大成小と開聞小学校の改修を行いました。ただ、学校のトイレというのは何箇所かに分かれてあります。全て一斉に改修をしてしまうと、その生活に支障がありますので、1か所ぐらいずつ順次行っております。年次的に行いながら、全てが終わるとなると2周目、3周目をしていかないと、全てのトイレの改修というのは終わらないと思っております。

年次的にやっていきたいというふうに思っていますとの答弁でした。

異常気象により、夏場は高温状態が続いております。各学校での教室の室温調査をされておりますが、どのような形で温度の測定をやっているのか。毎日やっつけらっしゃるのか、1週間おきにやっているのか、月に1回か2回なのか。そこら辺はどのような温度の調査をされているのかとの質疑に対し、教室の室温調査は、各学校で大体午前中に1回測定し、年間毎日付けております。本年度は7月に教室の室温調査を一斉に実施いたしました。28年度は9月に行っております。その学校で一番暑いと思われるような教室で測ってもらい、各教室の場所等については、生徒から見やすいところ、温度計を設置して測っているところですが、その集計については、各学校で教頭先生や担任という部分では少し差があると思っておりますとの答弁でした。

南指宿中学校の空調委託設計料200万円と載っておりますが、データを見ますとほかの小・中学校で教室の温度が高いところが多々見受けられます。本年度、南指宿中学校にということですが、特段の理由というのは何かあればお示しいただきたいとの質疑に対し、平成30年度は、南指宿中学校校舎の非構造部材の耐震化工事を行う予定で、空調機の設置工事に足場設置が必要で、同時に工事を行い、足場を共有することで施設に係る費用の削減が図られるという点が第1点です。それから、耐震化工事の中で校舎壁面の吹き付け塗装を行います。その間は窓の開閉ができないというようなこともありまして、教室の高温化というものも懸念されることから、南指宿中学校でこの耐震化工事に合わせまして、普通教室に空調設備を先行して設置し、検証したいと考えているところですよとの答弁でした。

理由は今、分かりました。熱中症という問題があります。子供の安心・安全を考えれば、必然的に今後やっぱり望まれると思っておりますが、今後の計画について伺いたいとの質疑に対し、今回のエアコン設置は、一応、検証という位置付けをしております。普通教室にエアコンを設置すると同時に、特別支援学級は教室数が流動的でありますので、そういったところも含めて、少人数の部屋では移動可能なエアコンでも大丈夫なのかということも検証したい。その検証結果を踏まえて、今後それぞれの学校のエアコン設置というものは検討していきたいとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、市民協働課所管分について。個人番号カード交付事業が874万9千円設けられておりますけれども、現在どのぐらい発行されていて、何人に当たるのかとの質疑に対し、個人番号カードは、平成30年1月末現在で申請件数は4,809件あり、4,129名の方に交付しております。申請率は11.39%、19市中で言いますと、指宿市は13位に当たりますとの答弁でした。

マイナンバーがなくても、税申告、書類の申請なんかできるわけです。持つことによって危険度が大きい、情報が洩れてしまうといういろいろな問題が出てくると思います。この2年半の間に紛失は生じてないのですかとの質疑に対し、件数はあるということです。本人が

紛失したときには、すぐにこちらで連絡を取り、そのカードはすぐ使えなくなります。もし、紛失したときは、すぐに紛失届をしておいてもらいまして、再発行していただくことになっておりますとの答弁でした。

安全灯の設置の補助を行っておりますが、今、LED化ということで盛んに言われておりますが、電灯料に特化してですね、旧来型の蛍光灯とLEDにした場合の比較というのはどれぐらいの電気料の差があるのか。また、進捗率はどのぐらいの状況であるのかとの質疑に対し、28年度は、LEDは約130円、水銀灯は約416円、蛍光灯が230円という電気料だと把握しております。進捗率は29年8月の灯数で言いますと、LED率は63.25%になっておりますとの答弁でした。

マイナンバーカードの交付に関する事業として874万9千円になっているわけですが、市としての持ち出しはどのぐらいあるのかとの質疑に対し、国から地方公共団体情報システムに委任をしておりますので、市としての持ち出しはありませんとの答弁でした。

NPO活動等支援事業補助、それと市民参画共創型実践事業補助、それと新たに地域コミュニティ課題解決補助、それぞれ該当する補助を受ける団体と活動内容についての質疑に対し、一つ目に、指宿商工会議所青年部が婚活イベント、イブキスを実施しております。二つ目に、指宿市地域女性団体連絡協議会が結いの集いということで、10周年婚活イベントを実施しております。三つ目に、鰻区の自治会が鰻のスメでおもてなしということで、交流人口拡大事業を実施しておりますとの答弁でした。

共生協働推進費の緩やかにつながる小さな町・村づくり事業という事業はなんですかとの質疑に対し、集落支援員という方が今2名いらっしゃいますけども、それらの方を活用して、集落の地域の課題を解決したり、課題解決、新たな地域の組織づくりを検討してる事業になりますとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、環境政策課所管について。鰻池の水質改善対策事業で、29年の12月議会で水質検査に1,200万円、浄化槽、水中ポンプで、表層部を地下の方にする1,700万円の補正予算をしています。30年度は2,900万円が予定されていますとの質疑に対し、昨年12月議会において、追加で補正予算を計上させていただきましたが、その際に債務負担行為をいたしました。その業務委託相当量の分を計上させていただきました。29年度中にいずれも契約をして、実際のプロペラ式、循環方式の機械の設置についても、もう現在行っておりますが、その提案業務を含めましてですね、30年度以降、30年度にその主たる業務が始まるということで、30年度で実施の予算を計上させていただいたところですよとの答弁でした。

鰻池の水質検査は29年度内に1回か2回はされたと思います。補正予算の提案のときに、放線菌の死骸による異臭の問題と説明されたわけですが、この水質検査の結果、その辺は変化が生じてるのかどうかとの質疑に対し、設置前と設置後の比較ができるようにということで、

水質調査も行っております。放線菌が死滅したときに発生するジェオスミンという物質がそのカビ臭のもとであるということになります。水道課の方でも調査をしてるのですが、10月ぐらいに最大60ngあったのが、2月6日の最新の調査時点では2ngまで減少してるという結果でございますとの答弁でした。

塵芥処理費が昨年より1億3,309万1千円減額になっているが、何が起因してるのかとの質疑に対し、塵芥処理費は総体で1億3,000万円ほど少なくなり、主な原因は、広域組合の負担金です。新ごみ処理施設の整備が29年度で終了するものですから、市の負担が減ったということですよとの答弁でした。

広域クリーンセンターは、市民から利便性が悪いと聞いています。搬入口の問題等、いろいろ課題があると思いますが、それはどのように捉えていますかとの質疑に対し、ダンピングボックスの件だと思われませんが、直接ピットに投げ入れると転倒する危険があることから、転倒防止の目的で設置した経緯でございます。ただ、そういった声も確かに聞いておりますので、今後、広域組合との作業部会や監事会等で内容を協議し、改善すべきところはやっていきたいとの答弁でした。

意見として。広域の新ごみ処理場の搬入口が市民にとって使いにくいという話は聞いております。広域の事業ですが、市民の利便性、そして怪我のないような対策を取っていただきたいというものがありました。

次に、税務課所管分について。徴収嘱託員3名の徴収方法として、職員の方と一緒にいけるのか、それとも嘱託員の方々に2人一緒にいけるのか、それとも1人ずつ別々に行けるのか。どういう形態で訪問されているのですかとの質疑に対し、徴収嘱託員の徴収体制につきましては、まず、窓口である程度分納の約束が取れた方に関しては職員が1人、嘱託員が1人で徴収に伺っているということです。ただ、もちろん相手のあることです。例えば、問題が生じたり、トラブルが生じた場合は、すぐ職員と同行という形で今現在行っておりますとの答弁でした。

差し押さえまでいくというような、悪質と言われる事例というのは、どんな対応してるのかとの質疑に対し、徴収嘱託員が差し押さえの現場に行くということは今までありません。例えば、トラブルとか、悪質とかいうことに対しては、職員が直接訪問し、訪問、差し押さえを執行するという状況です。その滞納処分につきましては、徴収嘱託員はタッチしてない状況ですよとの答弁でした。

市税、固定資産税、国保税の未納者は何件で、どのぐらいの滞納額になるのかとの質疑に対し、平成28年度末の未納者は、合計で2,543人となっております。28年度末の決算時の未納額合計が2億9,515万7,878円となっておりますとの答弁でした。

固定資産のデータ、保管システム使用料は、自然災害対応のためのサーバーの借り上げなのですかとの質疑に対し、5年経過した課税台帳については、現在の電算システムから、そ

の課税台帳の保管システムに毎年移行しています。システムの方で管理するために、データをそちらで移し替えるという業務を委託しておりますとの答弁でした。

滞納整理システムサーバーのOSアップグレード対応業務委託は、何年までにアップグレードし、新しい機械に換えるのですかとの質疑に対し、滞納システムがOS7を現在使っているが、メインサーバーの方が10を使っておりますので、それに合わせてシステムアップグレードを10に変えるとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、長寿介護課所管分について。県補助金の整備事業、補助金が建設費で1億円を超えるということですが、こういったものになるのかとの質疑に対し、施設整備につきましては、地域密着型特別養護老人ホームにつきましては、10床の増設を計画しております。また、グループホームにつきましては、9床の増設を2か所予定しているところでの答弁でした。

今後、まだまだ増やしていくための補助金というのが計画されているのですかとの質疑に対し、第7期介護保険事業計画におきまして、平成30年度は先ほど説明したとおり、グループホームにつきましては、2か所の1ユニット増設、地域密着型介護老人福祉施設におきましては、10床の増床を計画しております。平成31年度におきましては、小規模多機能型居宅介護支援事業所を1か所予定しております。平成32年度につきましては、グループホームを2ユニット1か所新設で予定していますとの答弁でした。

訪問給食サービスは65歳未満と介護保険との関係があるんですけど、どのぐらいの方が利用しているのですかとの質疑に対し、平成28年度の年度末の利用者数は468人。平成28年度の配食数は1万8,500食となっておりますとの答弁でした。

敬老祝い金の対象者は節目になると思うが、何歳以上で、節目の年齢と対象者は何名になるのかとの質疑に対し、節目につきましては、80歳、85歳、88歳、90歳、95歳、99歳、105歳となっております。100歳の特別敬老祝い金につきましては21名、そのほかの敬老祝い金につきましては1,783名を対象にしておりますとの答弁でした。

ふれあいデイ、2,400万円予算が組まれているんですけども、利用者の数はどのぐらいあるのですかとの質疑に対し、平成28年度の実績は、参加者の延べ人数は8,245人となっておりますとの答弁でした。

意見として。介護を受けるまでもなく、高齢者がどんどん増えている状況の中で、高齢者の免許返納というのが段々増えつつあります。今後、買い物とか、いろいろな方が元気で生活できるような形で、生活支援をできるような方法を取っていただければ、健幸のまちづくりにもつながりますし、介護を受けなくても元気でやれる方も結構いらっしゃいますので、そういう方の支援等を、今後検討を進めてほしいというものと、指宿の高齢者の健康度をしっかりと把握できるような、県の方にデータを出してもらい、しっかりと統計を出して表彰

するなど、やっていただければ、活動する人たちも生き甲斐が出てくると思いますので取り組んでいただきたいというものがありました。

次に、健康増進課所管分について。小・中学校の児童・生徒で何らかの支援の必要な人が7%から8%ぐらいいるという状況です。乳幼児の6か月から8か月児健康診断、1か月、1歳と6か月、2歳、3歳と健診がありますが、この中で発達障害や障害を持っている人たちは分かるのかとの質疑に対し、発達の遅れがあるかどうかを観察していくので、小・中学校では7%ぐらいということですが、健診でもうちょっと経過を追って行った方がいいという方もいますので、割合は高くなっていきますとの答弁でした。

国保会計での法定外繰入が1億5,000万円ということで説明があったが、昨年までは2億円の法定外繰入をしています。何で、去年並みの繰入はできなかったのかとの質疑に対し、30年度の当初予算を編成するに当たり、県からの納付金の額が示され、県に納付金を納めるという公金と国民健康保険税を合わせたときに、1億5,000万円の不足ということで、法定外を1億5,000万円入れて納付金に充ててますとの答弁でした。

食生活改善推進員連絡協議会負担金と補助金がありますが、食生活改善推進員は山川・開聞・指宿で何名ぐらいですかとの質疑に対し、旧指宿保健所単位のところが指宿支部で、食生活改善推進員は49名ですとの答弁でした。

不妊治療費助成事業は、1回受けると30万ぐらい掛かるので、この不妊治療費を助成してほしいという要望からできた事業ですが、1人当たり幾ら助成があるのかとの質疑に対し、28年度は一人10万円を上限ということで始めていただきました。本年度は1回当たり10万円を限度ということで運用していますとの答弁でした。

何回も受けられる方もいると思うが、回数は別に関係なく、1回当たり10万ということですかとの質疑に対し、国・県の方が年齢によって回数が決まっております。29年の実績を見ますと、最高3回ぐらい申請された方もいらっしゃいますとの答弁でした。

各種予防接種がたくさんあるが、義務的に受けなければならないのはどのようなもので、高齢者への肺炎球菌の受診者はどれぐらいですかとの質疑に対し、インフルエンザは65歳以上が定期接種となっております。高齢者肺炎球菌につきましては、去年が38%の接種率となっておりますとの答弁でした。

温泉入浴利用の助成事業は高齢者の健康の保持、増進及び保健の向上となっておりますが、何回使って健康になったとか、データ化されてるのですかとの質疑に対し、データ自体は取っておりませんとの答弁でした。

意見として。母子手帳には不備があると思う。それはなぜかと言うと、妊娠したら作成に行く。私はその妊娠すること自体が男性と女性があって初めての妊娠するものだとして認識しております。母子手帳というのは、その子と母親の件だけを記録していくもので、私は妊娠段階で、やはり男性も女性も保健センターなりに来ていただいて、その宣言をさせる

と。なぜかと言うと、この子に対しては一生我々が責任を持つんだよと、そのぐらいの宣言をさせた中で、やっぱり子育てというのはしていかなければならないじゃないかということ。その思いが強くなったのは、現在、鹿児島県で880名ほどの子供さんたちが児童養護施設に預けられているわけです。療育関係については、相当数の子供さんがいるだろうと思います。そのようなことを考えると、やっぱりそのできはじめのときが大事じゃないかと思うのですが、是非皆さんの方で母子関係の協議会とかありましたら、上の上部団体の方にこのような意見がありますということをご提案していきたいと思っておりますというものと、予防接種の中で、インフルの接種については、13歳未満については、年2回という指導されていることですので、13歳未満についても2回とも助成をするように検討していただきたいというものと、温泉入浴助成事業で毎年1,000万円程度出していますので、効果を知るために、3施設を同じ条件にするためにIC化し、温泉入浴だけでもいいですので、その効果の把握を今後していただきたいと要望しますというものがありませんでした。

次に、健幸のまちづくり推進室所管について。ウォーキングロード整備と運動場整備の要望が来ているのですが、これから募集をかけようということになるのですかとこの質疑に対し、30年度をロード整備と運動整備の一つずつということで、30万円、30万円の60万円を計上させていただいておりますが、30年度に募集をかけますとの答弁でした。

健康づくりの中で、システム作りの委託料、相当予算を配分したようです。個人個人のデータを入れるのですか。また、市民の健康に対して役立っているのですかとこの質疑に対し、健幸ポイントプロジェクトは専用の歩数計を付けて歩いていただき、その成果が個人のデータとしてパソコンに取り込まれる記録です。最後にポイントとして付与されるという仕組みの委託料となっていますとの答弁でした。

ポイントに換算されて、ゆくゆくは商品券に替わるという制度だと認識しておりますが、入力と補修管理費に何100万円という経費が掛かっているので、委託料、どうなっているのですかとこの質疑に対し、国の実証実験を行って効果が出ている、医療費にも抑制効果が出ているという実証実験を踏まえた上で、スポーツ庁の補助金を活用し、筑波大学の開発したシステムを利用していますとの答弁でした。

事業に関わった人で、今まで病院に行っていたのが飲まなくなったとか、病院に行っていたのを行かなくなったというデータあるのですかとこの質疑に対し、データというよりも、健康づくりをするために、まず歩きましょうということで、健康に無関心な方々に少しでも自らの健康づくりをしていただきたいという目的で始めております。国の実証実験では医療費削減の効果があるということは発表されておりますとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、地域福祉課所管分について。子ども子育て支援交付金事業の中で、一時預かりという事業が出ていますが、平成30年度は11か所で行うということですが、場所はどこですかと

の質疑に対し、みどり幼稚園、聖亜幼稚園、認定こども園しらゆり幼稚園、槌橋こども園、大成こども園、コスモス幼稚園、コスモス保育園、魚見こども園、ひばりこども園、指宿幼稚園、柳和幼稚園の幼稚園部分が10か所です。あとの1か所は開聞保育園ですとの答弁でした。

子ども医療費助成について、中学校卒業までになったことによって、どのぐらい医療費として増えているのですかととの質疑に対し、平成28年の実績が中学校まで拡充された後ですので、その実績額としてまだ中学生が対象でなかった分の26年度と比較しまして、約4,070万増えておりますとの答弁でした。

県内の中では高校卒業までというところも出ていますが、その辺の予算を検討する中で、その辺の検討は全然されなかったのですかととの質疑に対し、高校生まで拡充している市が県内で5市ぐらいありますが、県の他の状況、また国の状況、いろんな補助金の関係等もございまして、今後、検討してまいりたいとの答弁でした。

発達障害の問題で、わかばとさつき園があるが、一日の保育、療育の定数に対してどのぐらいの定量があるのかとの質疑に対し、わかばもさつき園も定数は20となっております。そういった中で、1日に利用できるのは1.5倍までです。30名までになっておりますとの答弁でした。

生活保護の家庭で、高校受験をされている子供が何人いますかととの質疑に対し、高校生は3名ですとの答弁でした。

意見として。発達障害児の子供たちについて、療育を本当に早い時期に受ければ、学校に上がっても落ち着いて授業を受けられます。社会人になってもそれなりに本人が障害を克服しながらできるというのを考えれば、今、障害を持っている10名ぐらいは、本当分かっているような答弁がありましたけれども、そういう子供たちが本当に療育を受けられるように検討をしてほしいというものがありました。

以上で、報告を終わります。

○議長（福永徳郎） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福永徳郎） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

次に、産業建設委員長の報告を求めます。

○産業建設委員長（木原繁昭） 産業建設委員会へ分割付託されました、議案第30号、平成30年度指宿市一般会計予算について、審査の経過と結果について御報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る3月8日及び9日の両日、全委員出席の下、関係課職員の出席を求め審査

いたしました結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、農業委員会所管分について。農業者年金の掛け金は最低幾らで、幾らまで掛けられるのかとの質疑に対し、月額2万円から6万7千円の範囲で任意に決められていることになっておりますとの答弁でした。

農地利用最適化推進委員というのは、本年度から設置されることになっていますが、その目的と業務内容を教えてくださいとの質疑に対し、28年4月から農業委員会法が改正されて、この設置がうたわれています。その法によりますと、農業委員とは別に設置される農地利用最適化推進委員は、与えられた範囲、エリア内で担い手の農地の集積や農地の保全、こういった現場活動を中心にやっという事で当初位置付けられております。農業委員との違いは、農業委員が市内全域を見るのに対して、エリアを設定していいとなっておりますが、農地の保全や担い手への集積活動については、農業委員の目的と同じようなものとなっておりますとの答弁でした。

意見として。農業の若い人たちが今後も継続して農業を営んでいくためにも、結婚して地域に根差し、子供たちにまた引き継いでいっていただく、そういう環境をつくるためにも、まずは結婚という形が早くできるような環境づくりを農業委員会の方でも進めていただきたいというものと、若い人たちが農業を何10年かやったあとに、農業者年金があつて、自分たちが農業をやっていて良かったなと思えるよう、農業者年金の推進にも努めていただきたいというものがありました。

次に、建設監理課所管分について。地籍調査の進捗率は何%ほどですかとの質疑に対し、平成29年度末の進捗率は旧指宿市で87.2%です。山川区域、開闢区域は完了しておりますので、市全体では約93%の進捗率となっておりますとの答弁でした。

残りはあと何年ぐらいかかりそうですかとの質疑に対し、平成29年度末の93%を見越しまして、あと7%ほどです。残面積が8.6km²ぐらいありますので、標準面積1.5 km²で割ると、あと約5年を予定しておりますとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、指宿港海岸整備室所管分について。指宿港海岸はいつ頃完成予定ですかとの質疑に対し、国の計画では、平成26年度から開始されて、平成35年度を目途に現在工事が進められているところでの答弁でした。

ワークショップに参加して、一つ気になったのが、海を正面に見た一番右側のところに、カーブをした防波堤を造るが、使用するかどうかと質問を投げかけられて、市民の皆さんも使用したいという意見でしたが、実際にこの工事が完了して、管理するのは指宿市になるのかとの質疑に対し、大山崎の突堤の件ですが、現在、国が直轄で整備をしておりますが、突堤の管理、養浜並びに離岸堤は、もともと鹿児島県の管理で、完成後は、施設は国か

ら鹿児島県へ移管される予定ですとの答弁でした。

長崎鼻海岸の護岸工事ですが、測量とか設計、その他諸々はこれからですかとの質疑に対し、延長として1,250mの区間も県管理です。平成29年度に海岸環境施設整備事業という形で決定し、1,250mのうち、400mを第1期区間として現在調査、設計等を実施しているところですよとの答弁でした。

工事の内容はどのようになっていますかとの質疑に対し、現在、県が調査、設計に入っている段階で、まだ波浪の計算とか出ていないようです。工法的なものは、まだ示されていません。一応、長崎鼻自体が霧島錦江湾国立公園区域内に含まれておりまして、風光明媚な場所で観光地ですので、県当初の考え方としては、護岸工事と養浜によって浸食対策環境整備事業を実施していきたいという回答はいただいておりますが、まだ正式な工法は決まっておられませんとの答弁でした。

意見として。長崎鼻の護岸改良については、現在のやり方では漁師の私たちの立場から見ると、あそこの波は波高が高くて、台風のときは、護岸のところまで直接波が届くような感じですので、今のリーフの上にテトラポットを積んだ方が良いのではないかと。波が壊れるのがリーフの内側じゃなくて、リーフの手前でないといけない。リーフが低いとリーフの中の方で砂が巻き上がり、巻いたのが引くときに砂を持って行かれて、工事を何回やっても砂は返ってこないだろうと思います。養浜という形で最終的な解決を望むのであれば、上の方にテトラポットを置いたりの対策をした方がよいと思いますというものがありました。

次に、都市整備課所管分について。事業費ベースで、湊地区は平成30年度で完了という理解でいいですかとの質疑に対し、計画は平成30年度まで国の予算が付く予定になっております。ただ、現場の方では、平成30年度の予算で建物移転等の契約をしますが、移転が1年かかった場合は繰り越されて、31年度まで工事期間はかかると考えておりますよとの答弁でした。

十町地区は事業費ベースで何年度に完了する予定で考えていますかとの質疑に対し、28年度の事業費ベースで約58%の進捗率ですので、計画では、平成32年度の換地処分を予定しておりますが、この進捗率からすると32年度で終わることはちょっと厳しい状況だと考えております。このことから、30年度に資金計画と施工期間の見直しを行う予定でおり、施工期間の延伸につきましては、資金計画等十分考慮した上で判断してまいりたいと考えているところですよとの答弁でした。

都市計画総務費の景観計画策定、これは基礎調査とありますが、どこをどうする計画ですかとの質疑に対し、基礎調査は、都市計画区域内の人口、世帯、産業構造、土地利用、建物立地動向などの現在の状況を明らかにして、土地利用方針や都市計画の見直しなど、各種都市計画施策を立案するための基礎資料とするための調査です。景観計画は、本市は景観行政団体で、その主な観光地に該当しておりますので、国・県から、平成30年・31年度を目途に

景観計画を策定するよう要請を受けています。本市としましては、30年度の策定を目指して、29年度に景観に関する基礎調査、市民アンケート等を実施しており、30年度にワークショップ、庁内外の策定委員会等を経て策定する予定ですとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、土木課所管分について。岩本宮ヶ浜吹越線は、毎年台風とか大雨、梅雨等で崩れて通行止めをしておりますが、大体いつ頃完成の予定ですかとの質疑に対し、平成29年度と30年度に用地買収を完了させる予定です。用地買収がうまくいけば、31年度から工事を着手し、埋蔵文化財の確認調査を並行し行う予定となっておりますとの答弁でした。

道路改良の要望をあげてから、大体どのぐらいの期間を要するのですかとの質疑に対し、要望路線についてですが、7・8件ぐらいの要望があり、大体4年から5年で実施できるようにしたいと思っております。また、その要望箇所についても、現地を見て緊急度の高いところから優先して計画、予算計上していますとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、建築課所管分について。合併浄化槽の新設工事等のところで、汲み取りトイレを水洗化するとありますが、市営団地で汲み取り式は何箇所残っているのですかとの質疑に対し、指宿・山川・開聞合わせて130戸ですとの答弁でした。

何年すれば、全部水洗化できそうですかとの質疑に対し、30年度に川尻の方をするのですけれども、平成34年度まで水洗化を行っていきたいと思いますとの答弁でした。

補助金のところで、建築物耐震化促進事業補助金が3億6,800万円余りと大きな金額ですが、これはどのように有効活用する考えですかとの質疑に対し、建築物耐震化促進事業補助金は、耐震化に伴う民間のホテル等への耐震補助で、既に耐震診断が終わり、今後耐震補強設計と耐震改修を行っていく予定ですので、その事業者へ国・県からの負担分を上乘せして補助を出すというものですとの答弁でした。

意見として。市営住宅の水洗化につきましては、年齢の高い方、妊婦の方、いろいろ大変だという話を聞きますので、できれば順番ではなく、そのような方々が住んでいるところには、早めに水洗トイレを付けていただきたいというものがありました。

次に、農政課所管分について。畜産振興事業の雌生産牛の導入の具体的な方法というのを教えてくださいとの質疑に対し、第12回全国和牛能力共進会の出品対策事業は、平成34年度に本県で第12回の全国和牛能力共進会が開催されることに伴い、その出品のため優良雌牛を導入するということから、この事業の組立をしているところです。県の事業と市の単独事業と両方ありますけれども、その優良雌牛に対しまして、1頭5万円を1件3頭を限度に補助するという計画ですとの答弁でした。

平成31年1月から収入保険制度が開始されると思いますが、現時点で、指宿市内のどのぐらいの加入者がいるのですかとの質疑に対し、この事業は31年1月からの保険対象期間にな

っているところですが、今年の10月以降に募集をかけるということで、今、事業主体になっている農業共済組合を中心に、関係機関で周知を図っている段階です。ただ、今のところ何名の方が加入するかは把握はできないところでの答弁でした。

意見として。前回の和牛共進会で鹿児島県は1番になりましたが、残念ながら指宿からの出展とかはなかったということです。これだけお金を掛けますから、是非、指宿でも県代表の生産牛を作れるように、鹿児島県で開かれる第12回全国和牛共進会に向けて、積極的に取り組んでいただきたいというものがありました。

次に、耕地林務課所管分について。多面的機能支払交付金事業について、指宿市広域協定ということで20団体が交付の対象で7,500万円余りですが、申請したのは草払いとか、土砂上げとかですか。また、これはもう決まっていますけれども、今後、希望すればどうい書類や決議とかが必要ですかとの質疑に対し、多面的機能の区域になりますけれども、農振、農用地区域内という決まりがあります。その環境整備会と呼ばれている管理団体がそういう活動に従事していただく、そういう団体があれば、また、耕地林務課の方に相談していただければ、区域を定めて、この交付金事業を取り入れるということになりますとの答弁でした。

有害鳥獣捕獲の活用として、ほかの地域ではジビエという形でいろいろ食肉加工しながら、地域の特産として活用を図っているようですが、当市での活用は考えられないのですかと質疑に対し、イノシシにつきましては、捕獲隊員の方が、やはり、グループで行動されますので、そういった方々が食べているというのは聞いております。また、その肉の有効利用ということで、今、盛んにジビエの施設等も言われておりますが、県とかいろいろ先進地等に伺いましたところ、年間1千頭以上の対象物がないと採算ラインに乗らないとお聞きしています。指宿市では、年間1千頭という数には程遠く、200頭弱ですので、現在のところ、ジビエに関しての加工処理施設は考えていないところでの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、商工水産課所管分について。道の駅、いぶすき彩花菜館は、車は多く止まっていますが、利用者の状況はどうですかとの質疑に対し、当初予測としまして、16年10月の時点では、年間47万人を予定しておりました。現在、50万4千人となっておりますので、まだ当初予測から見れば十分上回っていると思っておりますとの答弁でした。

地域おこし協力隊事業に970万4千円、事業費として計上してありますが、何人でどのような活動をするのですかと質疑に対し、2名で、主な業務内容は、商店街、通り会の方々と意思疎通を図り、商店街の活性化や空き店舗の活用、イベントの実施、観光活性に関わること、特産品開発に関わることなどをやってもらおうと思っておりますとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、観光課所管分について。西郷どんの観光誘致事業費5,000万円余りの主な内容はと

の質疑に対し、西郷どん館が時遊館COCOはしむれに今年の1月からオープンしています。そちらの方もですが、実行委員会を組織して、西郷どん館等での受入れをやっており、その実行委員会の負担金を1,300万円計上しています。主なものは、鰻が西郷どんゆかりの地ですので、鰻集落が鰻池の湖畔にも民有地を借りて駐車場を設置しております。また、集落入り口手前の方にも、今、臨時の駐車場を整備しており、交通整理員を365日配置したいということで、そちらの委託料を計上しております。また、鰻地区に設置した仮設トイレの清掃委託やリース料、また、仮設トイレを設置している土地の使用料などを計上しているところです。あとは、誘客のための広告料を300万円計上しております。雑誌やインターネット等を通じて広告していきたいと思っております。また、臨時職員を雇用していますので、その賃金等を計上しているところですのでとの答弁でした。

ホテル、旅館による人材確保、育成事業というので400万円ほど計上されているが、その内容はどの質疑に対し、本市の基幹産業であります観光産業ですが、求人を出してもなかなか応募がないという状況です。このまま人材不足の状態が続きますと、経営が困難となる施設も出てくるのではないかと危惧されるところです。そこで、具体的には、指宿市のホテル、旅館等で働こうとする意欲が沸くようなビデオやポスター、冊子を製作して、情報発信を行います。また、県内の就職を希望する大学生や専門学校生などを対象としたホテル・旅館の魅力ややりがいを伝えるため、指宿市内のホテルとタイアップした研修会、現地説明会等も開こうと考えているところです。また、さらに、指宿市内のホテル・旅館の経営者の方々を対象としました働き方改革のための研修会なども実施したいと考えているところですのでとの答弁でした。

レジャーセンターかいもん、ふれあい公園関係は、市民、国民の福祉として寄与する面はありますが、両方で9,000万円ほどの持ち出しとなっており、赤字幅縮小の対策は考えていないのですかと質疑に対し、レジャーセンターかいもんも築20年が経っております。あと、ふれあい公園のログハウスなど、老朽化している施設もあります。そういうようなこともあって、修理も結構かかっているという状況ですので、まずは平成30年度にレジャーセンターの在り方検討委員会というものを立ち上げて、経費とか、それから体制とか、そういったものを含めて検討していきたいと考えているところですのでとの答弁でした。

意見はありませんでした。

以上で、報告を終わります。

○議長（福永徳郎） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福永徳郎） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

吉村重則議員。

○12番議員（吉村重則） 議案第30号、平成30年度一般会計予算に反対する立場から討論を行います。社会保障・税番号制度に関わる通知カード及び個人番号カードの交付事務並びに社会保障・税番号制度に関する事務事業が含まれています。この事業は、平成27年に導入していますが、平成30年1月現在、交付率は11.39%しかありません。マイナンバー法第19条では、特定個人情報の提供を原則禁止していますが、一方で政令では、公益上の必要があるときは提供できるとしています。マイナンバー制度は、国民のあらゆる情報を政府の管理下に置き、公益上の必要という理由の下に国民の権利を侵害しかねないものです。また、セイカスポーツセンターへのヘルシーランド、砂むし保養施設指定管理料2,056万円も含まれております。平成28年度決算特別委員会での審議の中で、管理運営上、様々な問題点が明らかになりました。指定管理者制度の目的である、公の施設の管理、運営に民間の優れた技術力や経営のノウハウを幅広く活用し、コストの削減と住民サービスの向上を十分に達成する上でも問題があります。

以上のような理由で、反対討論といたします。

○議長（福永徳郎） 以上で、通告による討論は終了いたしました。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福永徳郎） 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第30号、平成30年度指宿市一般会計予算について、を採決いたします。

本案に対する各委員長の報告はいずれも可決であります。

委員長の報告に御異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（福永徳郎） 起立多数であります。

よって、議案第30号は、原案のとおり可決されました。

暫時、休憩いたします。

休憩 午後 2時16分

再開 午後 2時29分

○議長（福永徳郎） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

△ 議案第37号（委員長報告、質疑、討論、表決）

○議長（福永徳郎） 次は、日程第20、議案第37号、平成30年度指宿市水道事業会計予算について、を議題といたします。

本案は、総務水道委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、総務水道委員長の報告を求めます。

○総務水道委員長（恒吉太吾） 総務水道委員会へ付託されました、議案第37号、平成30年度指宿市水道事業会計予算について、審査の経過と結果について御報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る3月5日、全委員出席の下、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

山川地域の漏水調査と説明がされましたが、開聞地域、指宿地域の漏水調査についてはどのように取り計らうのですかとこの質疑に対し、これまで、開聞地域を平成28・29年度に行ってきました。指宿地域については、今のところする予定はありません。山川・開聞地域の場合は、礫層があり、漏水してもなかなか表に出てきません。しかし、指宿地域の場合は、粘土質や黒土ですから、漏水したらすぐに表に出てくるということで、どうしても有収率が下がる地域をメインにやりたいということで、今回は山川地域を行いたいと思っているところだそうですとの答弁でした。

昨年から、山川地域の水の問題が出ていますが、この小雁渡浄水場の施設整備事業費2,658万3千円というのは、ろ過装置の新設と捉えてよろしいのでしょうかとの質疑に対し、小雁渡の施設を造るために設計業務委託をしております。併せて、浄水場の法面の方が高土手になっていて、そこを吹き付け塗装しようと計画しています。建設については、設計業務委託が終わった段階で出てきますので、今回の費用は、ほとんどが設計業務委託になりますとの答弁でした。

鰻池の今の状況、水道水の状況についてどのように捉えていますかとこの質疑に対し、鰻池の原水についても水道水としてどうなのかという調査はしています。アクアファインが入る前にも、どういう水質だったのかというのを抑えた上で、稼働して水質がどう変わっているのか、そこを今見極めている最中だそうですとの答弁でした。

意見はありませんでした。

以上で、報告を終わります。

○議長（福永徳郎） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福永徳郎） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(福永徳郎) 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第37号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(福永徳郎) 御異議なしと認めます。

よって、議案第37号は、原案のとおり可決されました。

△ 議案第31号～議案第33号(委員長報告、質疑、討論、表決)

○議長(福永徳郎) 次は、日程第21、議案第31号、平成30年度指宿市国民健康保険特別会計予算について、から、日程第23、議案第33号、平成30年度指宿市介護保険特別会計予算について、までの3議案を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

3議案は、文教厚生委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、文教厚生委員長の報告を求めます。

○文教厚生委員長(新川床金春) 文教厚生委員会へ付託されました、議案第31号、平成30年度指宿市国民健康保険特別会計予算について、から、議案第33号、平成30年度指宿市介護保険特別会計予算について、までの3議案について、審査の経過と結果について御報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る3月6日及び7日の両日、全委員出席の下、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、まず、議案第31号につきましては、反対討論として、平成30年度指宿市国民健康保険特別会計予算について、反対する立場から討論いたします。平成29年度に法定外繰入が2億円あります。今回は1億5,000万円です。前回並みに繰入れをして1世帯当たり6,300円の国保税ができるようになります。このような理由で反対討論といたしますというものが、起立採決の結果、起立多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。次に、議案第33号については、反対討論として、平成30年度指宿市介護保険特別会計予算について、反対する立場から討論いたします。保険料が大幅に値上げされておりますので、反対討論といたしますというものが、起立採決の結果、起立多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。次に、議案第32号については、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、議案第31号について。レセプト点検事業の5名で744万2千円、これは毎年適正な処理をしていただいて、それなりに効果が上がっていると思いますが、昨年度の費用対効果はどの質疑に対し、効果としましては、全体で463万2千円の効果があり、毎年、費用対効果が落ちているとの答弁でした。

医療費適正化に向けたジェネリック医薬品というか、いろんな形で啓もうしておられますが、医薬品の中で何%がこのジェネリック医療に移行しているのかとの質疑に対し、平成28年度、数量ベースで76.3%、金額ベースで言いますと52.8%という状況になっていますとの答弁でした。

重複診療について、訪問して指導されているが、数値的な比較はどの質疑に対し、平成29年1月末で重複に対しましては、一応、対象者が21名のうち、20名に対して指導を行っています。頻回対象者46名に対して、44名に指導を行っておりますとの答弁でした。

法定外繰入れが1億5,000万円されている中で、国保税が高すぎて本当に大変だという話があるが、基準世帯でどのぐらいの国保税になるのかとの質疑に対し、基準世帯としまして、家族4人世帯、うち2人が介護該当の40歳以上の世帯で、年間の所得が300万円とした場合、それと年間の固定資産税額を5万円と設定した場合に、年間の保険料は50万800円との答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、議案第32号について。重複頻回の受診者訪問指導を受けている方が、市内にどれぐらいいて、月何回ぐらい訪問指導をしているのかとの質疑に対し、後期高齢者医療では、重複が29年度は17名いる。そのうち、15名の方に対して、本人と面談を最低1回実施しているが、中には2回、3回行っているとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、議案第33号について。介護認定調査会の認定調査等の役務費手数料1,552万円は、何人の認定に対する手数料で、1件当たりの手数料はどの質疑に対し、訪問調査の主治医意見書手数料につきましては、3,580件分を見込んでいます。在宅の場合、新規の方が5,400円、更新される方が4,320円。施設につきましては、新規の方で4,320円、更新される方が3,240円の単価であるとの答弁でした。

指宿市内のケアマネジャーというのは、現在何名ぐらいなのかとの質疑に対し、指宿市のケアマネジャーの協会があり、そちらの加入が76名との答弁でした。

ころぼん体操で地域組織活動の育成及び支援ということが、昨年と今年度、どれだけの予算増になったのかとの質疑に対して、会場を1・2会場増やすということで、消耗品費の10万6千円を増額計上しているとの答弁でした。

保険料の滞納繰越分が270万円出ているが、滞納者は何人で、総額で幾らになっているのかとの質疑に対し、28年度の決算で427人が介護保険料未納となっている。30年度の予算の

算定につきましては、これは29年の介護保険料の決算の見込み額を出し、30年度の当初で未納額を約1,600万円見込んでいるとの答弁でした。

意見として。引きこもりの方々、健康増進のためにはころばん体操運動をしていますが、それに加えて筋肉増強運動というのを市の方でも取り入れてもらって、健康に対する気持ちとか、健康増進のためには筋肉量を増やしていかないとというのが国の指針でありますので、そういう運動もまた取り入れてもらいたいというものがありません。

以上で、報告を終わります。

○議長（福永徳郎） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福永徳郎） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

吉村重則議員。

○12番議員（吉村重則） 議案31号、平成30年度国民健康保険特別会計予算に反対する立場から討論いたします。国保は低所得者層が多いのに、保険料負担割合が高いという問題を抱え、値上げ抑制のために、一般会計から法定外繰入れを29年度は約2億円しております。昨年並みに繰入をすれば、1世帯6千円以上の値下げができます。昨年よりも3,000万円繰入れを増やせば、1世帯1万円の引き下げができます。景気が悪く、また、農家においては、自然災害により非常に厳しい経営をしており、国保税が高すぎて払えない状況であります。国保税を引き下げるべきであるという理由で反対討論といたします。

議案第33号、平成30年度指宿市介護保険特別会計に反対する立場から討論いたします。議案第20号、指宿市介護保険条例の一部改正と同様の理由で反対討論といたします。

○議長（福永徳郎） 以上で、通告による討論は終了いたしました。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福永徳郎） 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

まず、議案第32号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

○議長（福永徳郎） 御異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(福永徳郎) 起立多数であります。

よって、議案第32号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第31号、平成30年度指宿市国民健康保険特別会計予算について、を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長報告に御異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(福永徳郎) 起立多数であります。

よって、議案第31号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第33号、平成30年度指宿市介護保険特別会計予算について、を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告に御異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(福永徳郎) 起立多数であります。

よって、議案第33号は、原案のとおり可決されました。

△ 議案第34号～議案第36号(委員長報告、質疑、討論、表決)

○議長(福永徳郎) 次は、日程第24、議案第34号、平成30年度指宿市温泉配給事業特別会計予算について、から、日程第26、議案第36号、平成30年度指宿市公共下水道事業特別会計予算について、までの3議案を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

3議案は、産業建設委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、産業建設委員長の報告を求めます。

○産業建設委員長(木原繁昭) 産業建設委員会に付託されました、議案第34号、平成30年度指宿市温泉配給事業特別会計予算についてから、議案第36号、平成30年度指宿市公共下水道事業特別会計予算について、までの3議案について、審査の経過と結果について御報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る3月8日及び9日の両日、全委員出席の下、関係課職員の出席を求め審査

いたしました結果、いずれも全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、議案第34号、平成30年度指宿市温泉配給事業特別会計予算について。泉源は何本ぐらいあるのですかとこの質疑に対し、現在のところ、市営の泉源数、所有本数は15本、使用本数が14本ですとの答弁でした。

メンテナンスはどのようにしていますかとこの質疑に対し、2人に委託しており、毎日、午前と午後に機械点検や泉源の湯量の調査などを行っているところですよとの答弁でした。

市の場合、1月に1軒当たりが4千円ほどだと思いますが、個人一般の温泉配湯をやっている業者さんは、なかなかその金額ではやれない。民業圧迫になるのではと、そういうことも行政は考えていますかとこの質疑に対し、確かに、民間の方が何業者かおられます。今、市の方でも民間に配湯しているわけですが、その中で共存と言いますか、市の配湯の枠内でホテル等にも配湯している状況です。民間の方々も、それぞれ経営に沿った状況の中で、配湯業を行っているとしますし、市の方で、個人の方々の経営、民業を圧迫しているという感覚はないと思っておりますとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、議案第35号、平成30年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計予算について。30年度、事業収入で2,900万4千円増加を見込んでおりますが、これは西郷どんのNHK放映があるということで増加を見込んだのですかとこの質疑に対し、西郷どん効果もあると思えますけれども、29年度は予算をつくる段階で、2億3,000万円ほどの収入を見込んでおりました。それに対しまして、30年度の目標として3%増を見込んだ予算ということで、営業収入2億4,773万6千円を見込んでいますところですよとの答弁でした。

トイレの改修を予定していますが、この業務設計委託の内容はどうなっているのですかとこの質疑に対し、今回の委託料は、長寿庵側の女子専用トイレ、長寿庵側の男女トイレ、エレベーター棟男女トイレ、エレベーター棟の多目的トイレ、第1駐車場の休憩所、男女トイレの改修設計業務委託を計画しているところですよとの答弁でした。

意見として。海外の方への看板等の設置、箸を使えない方へのスプーンやフォーク等の準備をしていただきたいというものと、唐船峡のフェイスブックを作成してはいかがでしょうか。自ら発信したり情報を適時ページに投稿することができますし、関心のある方にはフォローもしていただけます。特に、唐船峡の営業時間は時期により変更されますので、誤解が生まれないようにするためにも活用していただきたいというものがありました。

次に、議案第36号、平成30年度指宿市公共下水道事業特別会計予算について。弥次ヶ湯雨水ポンプ場基本設計は6,100万円の事業費ですが、総額どのくらいを見込んでいますのですかとこの質疑に対し、もともと全体の計画55億円の内訳としましては、潟口が30億円と弥次ヶ湯が25億円で計画しておりましたが、実際には、弥次ヶ湯も潟口も下がっていると思えます。

弥次ヶ湯につきましては、今度の業務委託の中ではっきり金額が出る予定でありますとの答弁でした。

これは、いつ頃完成する予定ですかとの質疑に対し、2 t ポンプ場と6 t ポンプ場の2か所を考えておまして、先行して造る予定の2 t ポンプ場が34年度の供用開始を目指しておりますとの答弁でした。

意見はありませんでした。

以上で、報告を終わります。

○議長（福永徳郎） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福永徳郎） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福永徳郎） 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第34号から議案第36号までの3議案を一括して採決いたします。

3議案に対する委員長の報告は可決であります。

3議案は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福永徳郎） 御異議なしと認めます。

よって、議案第34号から議案第36号までの3議案は、原案のとおり可決されました。

△ 審査を終了した陳情4件（委員長報告、質疑、討論、表決）

○議長（福永徳郎） 次は、日程第27、審査を終了した陳情を議題といたします。

まず、陳情第1号、市民会館建設に関する陳情書については、文教厚生委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、文教厚生委員長の報告を求めます。

○文教厚生委員長（新川床金春） 文教厚生委員会へ付託されました、陳情第1号、市民会館建設に関する陳情書、の審査の経過と結果について御報告申し上げます。

要旨につきましては、陳情文書表のとおりでありますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る3月7日及び20日の両日、全委員出席の下、審査しました結果、本陳情書の陳情事項を見ますと、市の文化芸術活動の拠点となる指宿市民会館を早くなのはな館敷地内に建設することを要望するということですので、今、北側のうんぬんとか言うんじゃなくて、それと分けて考えていかないといけないと思います。市民会館の建設についても、市民会館の内容のうんぬんじゃなく、あの場所に造れば、いろいろな経費も削減できるし、いい

んじゃないか。そこにもいろいろと問題がありますけど、要望の内容を見ますと、敷地内に早急な建設を要望しますということですから、私は、この陳情についてはですね、採択すべきものと思う立場から意見を申し上げますという意見と、市民会館の老朽化については、指宿の地域文化を発展させていくためには、市民会館の早急な建替えは必要だと思うんですが、なのはな館の問題については、北側の問題とか、いろいろな問題で市民の声が入れられていない。敷地内に早急な建設ということは、今の北側をそのまま残した、市の考える方向で建替えを、どんどん推進していくということに感じます。ですから、市民合意が得られないという面からすれば、採択すべきではないと反対討論いたしますと意見が出ました。起立採決の結果、起立多数で採択すべきものと決しました。

以上で、報告を終わります。

○議長（福永徳郎） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福永徳郎） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

吉村重則議員。

○12番議員（吉村重則） 陳情第1号、市民会館建設に関する陳情に反対する立場から討論いたします。市民会館の老朽化により、建替えは必要であります。なのはな館の北側の県の解体部分も解決がされてなく、市民との合意がなされていない中で、なのはな館の敷地内に早急な建設を要望する陳情でありますので、反対討論といたします。

○議長（福永徳郎） 以上で、通告による討論は終了いたしました。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福永徳郎） 別にありませんので、討論を終了いたします。

これより、陳情第1号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択であります。

委員長報告に御異議がありますので、起立により採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（福永徳郎） 起立多数であります。

よって、陳情第1号は、委員長報告のとおり、採択と決定いたしました。

○議長（福永徳郎） 次に、陳情第2号及び陳情第3号は、産業建設委員会に付託して審査をお願いしてありますので、産業建設委員長の報告を求めます。

○産業建設委員長（木原繁昭） 産業建設委員会へ付託されました、陳情第2号、ヘルシーランド管理運営に関する陳情書及び陳情第3号、山川ヘルシーランド指定管理業者再考の陳情書、の陳情2件について、去る3月9日に本委員会を開催し、全委員出席の下、参考人及び関係課の出席を求め審査いたしましたので、経過と結果について御報告申し上げます。

まず、陳情第2号について申し上げます。

要旨につきましては、陳情文書表のとおりですので省略させていただきます。

この陳情の内容は、これからの管理運営に対して大変参考になる部分もあり、執行部も反省すべきところは改善を図っていくということでしたが、この陳情については、一部疑義の部分もあると感じましたので、不採択でいいと思いますという意見と、私は採択していただきたい。ただ、それだけですよという意見が出され、起立採決の結果、起立少数で不採択とすべきものと決しました。

次に、陳情第3号について申し上げます。

要旨につきましては、陳情文書表のとおりですので省略させていただきます。

全く、自分の考えと一致するところですので、私は採択といたしたいと思いますという意見と、ヘルシーランドの指定管理については、いろんな面で問題もありましたが、今後、執行部も改善していくと思われしますので、陳情内容をしっかりと心に留めていただきたいと思っております。この陳情については、全てが正しいとは言えない部分もありますので、不採択でいいと思いますという意見が出され、起立採決の結果、起立少数で不採択とすべきものと決しました。

以上で、報告を終わります。

○議長（福永徳郎） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

新川床金春議員。

○19番議員（新川床金春） 陳情第2号・3号について質疑を行います。2名の参考人から意見をいただき、審査をしています。審査の結果は、陳情2件とも不採択となっていますので、本当にどうしてかなと思うことでした。

まずはじめに、陳情第2号については問題点として19項目説明をしております。しかし、陳情事項はですね、十分な審議を行うとともに必要な改善を図ること。次期の管理者設定にあっては、多目的広場や植栽等の管理状況も十分に加味した上で、選定理由や選定過程を十分に審議し、判断すること。ヘルシーランドの決算書について、監査委員の検査結果について確認すること。指定管理者の選定について、当初の目的を達成できているかということです。これは、議会として当たり前のことをしっかりやってくださいという陳情事項であります。ヘルシーランドが問題がなかったら、このような陳情は来ないんですよ。実際、ずさんな経営、午前中も説明しましたがけれども、指宿市が造って、指宿市のその施設の中でしっか

りと管理運営してくださいということが言われてるんですけど、実際、施設の改修も市の許可は取ってない。いろんなことがありましたが、このような問題について委員会としてどのような質疑があったのかですね。午前中は19項目はやっております。それも加味して、あったのかないか、お願いします。

○産業建設委員長（木原繁昭） ちょっと、その前にこれは2号、3号一緒でよろしいですか。
(発言する者あり)

○産業建設委員長（木原繁昭） 議案第13号のときに申し述べさせていただきましたように、執行部に全項目について説明なり答弁をいただいておりますので、委員より全ての項目にわたって質疑があったわけではありませんが、直接的に、この陳情の項目に当たり質疑のあった箇所を中心に紹介させていただきます。

この質疑に当たっては通告書をいただきましてありがとうございます。多くの項目に通告書をいただきましたが、あまり時間もございませんでしたので、質疑内容や答弁を精査し、できるだけ分かりやすく簡潔に思うところですが、整理する時間もなかったので、その辺はよろしく御理解ください。

まず、2号陳情者への全般的な質疑になるかと思いますが、質疑として、我々新人議員としましても、この問題はよく理解していないところもあって、今日は非常に参考にさせていただきたいなと思っております。ただ、参考人も議員として今までなされてきて、昨年10月じゃないと、このヘルシーランドの件というのは分からなかったのでしょうか。以前に分かっておったとか、そういうのは一つもないんですか。ヘルシーランドの決算にしても何にしても、昨年度は決算委員長もされておられますが、今、にわかにかつこういう、この陳情をいただいて、もう少し御自身の現職時代に、10月27日以降から言えば、2月11日までの3か月もあったと思いますが、行政側に対して、要請とかそういうものはなかったのですかとの質疑に対し、まず、その以前から、このような問題が出ていなかったという部分については、私自身は、議会で活動する中では出ていなかったというふうに認識しております。昨年の決算特別委員会の中で、委員の中から、市民からヘルシーランドの浴場の水なのか、何か、そういう異臭がするようなことを言われたということで、それは特別委員会とは関係ありませんが、その決算特別委員会の委員の方が、そういう調査をしたということで、決算特別委員会のときも取り扱って、いろいろ内容を聞く中で、このような問題が明らかになってきたということでもあります。それから、その10月27日以降、2月11日まで要請してこなかったかということでもあります。この決算特別委員会が閉会した後も、この問題は非常に大事なことだということで、私を含め数名の議員でいろいろな質問もしてきました。それも、今回の陳情書の中に含まれておりますが、それがこの決算特別委員会以降、直接担当課に足を運んでいろいろ聞いたものがこの中に入っているということで理解していただければありがたいと思いますとの答弁でした。

端的に、参考人に今この中で、やはり、セイカスポーツセンターさんにしてもこういうふうに改善していきましようということも、多分お持ちになっていると思うのですが、一番参考人が危惧するところは、この問題に対してどこが強いですかとの質疑に対し、幾つかあると思いますが、まずは、その設置者である市で直営ができないということで、民間企業のノウハウを生かした形で管理運営をしていただいているわけですが、先ほどの補足説明でもいたしました。本当に管理状況を把握しているのか。また、先ほど専門性があるというような内容の話もさせていただきましたが、いろいろ調査する中で分かっていないな、ちゃんとチェックできてないということが素直な気持ちです。その中で、現指定管理者のセイカスポーツセンターさんが、適切であったかどうかは置いて、公平の立場でそれを見る、監視する、あるいは、指導する市が、本当に、その役割ができていないというふうな印象があります。そのような状況の中で、今回、指定管理者を公募をするわけでありますが、本当に、市の施設をよくしたい、市の発展のために、この施設を生かしたいという思いで手を挙げた公募の方々がちゃんと判断できてない人の下で評価される。この現状が、やはり私としてはいたたまれない。そこが、すごく問題の一番目にあるかと思えます。まずは、そこを改善しないとイケない。それと、この問題の最後にありました三者協定ですが、どうしてもこれは腑に落ちません。関係がないと言うのであれば、誰が見ても、誰が聞いても納得する形、それは、1回三者協定を撤廃するなりすべきではなかったか。以前の公募では、もっと公募者が多かったように思っております。今回は、現指定管理者と指宿市の指定企業さんが2社のみです。本当に、指宿市の施設をよりよいものにするのであれば、この指定管理者制度のいいところ、企業のノウハウを生かそうということを第一義に取れば、たくさんの公募があるようにするには、この三者協定というのがずっと残ったままでは善良な市民の方々、あるいは企業の皆さんにとって、私は失礼なことではないかなと思っております。今、ぱっと出るのがこの2点ですとの答弁でした。

17項目について、セイカスポーツセンターさんが、いろいろな面で、この予算書とか見た場合に、前年度の決算と比べて数字が違うと、それなりの予算を立てなければいけないのに、その辺がずさんな面があるということですが、ある意味、そのチェックを指導すべき市にかなり責任があり、ずっと前からその状態で、今度の決算だけじゃないですので、予算書を出したセイカスポーツセンターも当然ですが、市としては、その管理において強く反省しなければならぬ点が多くあると思うのですが、セイカスポーツセンター以外のどこがやるにしろ、必要なことだと思いますが、その辺についての感じて言いますか、意見がございましたらお聞かせ願えればと思えますとの質疑に対し、私も全く同感で、やはり、市の責任っていうのはすごく大きいと思います。この現指定管理者が適切であったかどうかの判断も、今はできてないと思っています。ですので、今後、このような公共施設は恐らく増えていく、また、その中で指定管理者制度を使っていくのであれば、ここで今一度検証なりを

大いにやって、本当にこのままでいいのか、本当にこれが市民のための福祉向上につながるようなものになるのかどうか、考えていかないといけない。やはり、この人事にもすごく問題があると考えています。結局、職員一人ひとりを責めるわけではありません。これは、やはり、異動でそこに来られて、専門性の高いものをいきなり担当として振られた場合、誰しも多分できないと思います。であれば、そこは市長の権限なんでしょうが、そこらについても、本当に専門家を育てるような人事をしていただき、できれば、係長以上はそこで固定するなどをして、専門性を育てていただいて、指定管理者については、ちゃんと専門性を持って、その企業のいいなりにならないよう、市としてチェックができるようにするべきではないかと思っていますとの答弁でした。

19項目目について。三者協定があったことによって応募者が少なくなったんじゃないかという、その詳しい根拠と言いますか、そういう応募者がいた場合に、そこまで勘案したであろうと思われるところの根拠はどの質疑に対し、そのことについては、何かその証拠めいたものは全くありません。ただ、いろいろな方と話をする中で、手を挙げようと思ったけれども、三者協定があれば、もうこれは出来レースではないか。公募しただけ馬鹿だよねというようなことは、噂的なものは聞いています。それが正確かどうかは分かりません。そういう意味で、少なかったであろうと、それは私の憶測の域を脱しませんけれど、ただ、この地熱の恵みプロジェクト、今回、市長が再選されまして、地熱をまたやるということで、地熱に関しては発電だけではなくて、それ以降、そのスパランド計画的なものを、私の議員活動の中も出ておりました。やはり、それに関係するのが三者協定、九電さんとセイカスポーツセンターと指宿市でタッグを組んでやりましょうということですよ。ということは、その先には、その三者でそういう計画がある。この地熱を掘る、掘削する場所がセイカスポーツセンター、あのヘルシーランドの敷地内である。それを管理するのがセイカスポーツセンターであるということを考えれば、やはり、全く関係がないというふうに考える方がむしろ難しいと思います。そういう中で、たくさんの時間をかけて、たくさんの費用を掛けて、その計画書を作ってまで、指定管理者のその公募に手を挙げるところが幾らあるんだろうかというふうに考えるところでありますとの答弁でした。

この三者協定と言っても、ほかのところは、仮に、セイカスポーツセンターの代わりにやったとして、その地熱発電がどうのこうのという形で、地熱発電の残り湯を利用して温泉プールみたいなことを営業したときに、セイカスポーツセンターでなく、ほかのところを考えた場合に、別に構わないのではという気もしますが、やっぱりそこらは、この三者協定の中でしか、ほかの応募は考えられない感じなのですかとの質疑に対し、その部分については、私は、その議員活動の中で聞いているのは、その三者で、しかも、その排熱利用の部分のそのスパランドみたいな計画をしたのも九電さんです。もともと、計画自体をつくったのも九電さんというのも、そこはもう確認しております。それが違う、そのセイカスポーツセンタ

一さんじゃない違う管理者さんでもそれをやるんだということを、説明を受けなかったの
で、その中では、これはもう三者でやるんだらうというふうな思いがしているところす
との答弁でした。

次は、陳情第3号の陳情者への参考人質疑です。まずは、最初は質疑ではありませんが、
参考人の今の陳情書、今申し上げられたとおりで物語ってますので、これに対して、私1人
の議員としては反論する言葉が全く見当たりません。後ほど執行部も入れた中で話がある
ということですので、その中でしっかりまた話をさせていただければと思います。以上です
との発言がありました。

休憩中の件ですけれども、今回2社しかなかったわけですけれども、皆さんの考えの中
では、今までやっていたセイカスポーツセンターはちょっと衛生上問題があるという考え方
のようで、先ほど休憩中のお話で、2社の中で1社は大丈夫ということでしたが、選
定委員会でそういう形で、どちらかって言うと経験等もうんぬんという形もございました。た
まて箱温泉もこの4年ほど露天風呂として日本で1位を記録しているという形で、市の方、選
定委員としてもそのようなことを評価し選定したということをおっしゃったんですが、その辺に
ついて、衛生上問題があるとは言われましたけれど、その辺の結果と言いますか、もともと
あそこの景観等が持っているものかもしれませんけれど、その辺については、その景観等が
持っているものなのか、完全にセイカスポーツセンターは劣っていたけれども、そういう形
でなったのか。我々もある程度、こうして全国で4年間1位になると、それなりにうまくやっ
ているのかなという考えでいましたけれども、その辺についてはどう思いますかとの質疑に
対し、たまたま箱温泉の場合は、景観がとてもすばらしいので、そういった意味で、全国一
ということで、私はランキングは付いているものだと思います。露天風呂の場合、外にありま
すので、カビが生えにくい。しかも、御覧のとおり、写真ではそこそこカビが入っておりま
す。ですから、そういう露天風呂の管理はある程度スポーツセンターの力が弱くて、仮に、
ずさんな管理をしても屋外で水を抜けば、床をたわしでこすっていけば、ある程度の管理は
できると思います。ただ、一番の問題は室内のお風呂でございますし、また、脱衣場等の悪
臭の問題とか、様々な内風呂の問題があるかだと思います。以上ですとの答弁でした。

委員より、休憩していただきたいとの発議もあり、ざっくばらんに質疑をいただいたので
すが、3号の参考人質疑においては、いざ休憩前に引き続き質疑をとということになりました
が、先ほどの質疑しかありませんでした。

続きまして、執行部に全項目にわたり何らかの説明なり答弁をもらった後での質疑に移り
ます。陳情2号の19項目目、3号の4項目目に該当すると思われる質疑です。10月24日に指宿
市商工会議所の話し合いの中で、3号の陳情者が質問された事業当初のパートナーは必ず何
らかの目的があって組み、WinWinの関係を構築する。一体、なぜ九州電力はセイカス
ポーツとジョイントを組んだのか。このことに対する答弁をとの質疑に対し、10月24日に商

工会議所であったのですが、一応、そのときの会議録については我々も作成しておりませんので、中身についてはちょっと確認できないところです。我々の考え方からすれば、3号陳情者より、本市に対して、平成28年の11月9日に質問状が届けられております。その質問、12月5日と11月7日で寄せられた質問状に対して、11月9日に回答しておりますけれども、その中で、今回の九州電力とセイカスポーツセンターの部分につきましては、応募要項に排熱水のカスケード利用の項目があったことから、ヘルシーランドの省エネや設備の改善等のため、現状の設備を知るセイカスポーツセンターをパートナーとして選定したという形で、九州電力からは話を聞いているところです。その関係で、ちょうどセイカスポーツセンターが、その指定管理という形になっておりましたが、あくまでも、この地熱のこの事業に対してそういう指定管理者である。ただ、セイカスポーツセンターさんがそのような申し出をしたということで、必ずしも指定管理者の事業者となり得る企業ではないという形で我々としては考えているところだとおの答弁でした。

陳情3の1項目について、先ほど参考人の方から、8月8日に撮影をしましたヘルシーランドの写真が参考資料として提出されております。今、説明の中で温泉成分がカビのように見えるという説明がありましたけれども、その写真をちょっと見ていただいて、それが温泉成分なのかどうかを確認していただきたいとの質疑に対し、先ほど、説明いたしましたように、浴槽の中のものには酸化マンガンです。私どもの手元に写真がありますので、それを見てください。それから、ここがこのようになってる、これ浴槽の中でございます。これは確かこのようになっていたわけですが、この部分は写真を指しながらの説明です、なかなかこのようなタイルを修理するとなると、やはり、1日とかではタイルは乾かないってということがあって、修理ができないということです。そこで、今回の休業期間中に修理を行いまして、そちらにも最近の写真を添付しています。それから、もう一つ浴槽がありますが、これは露天風呂ですが、ここについては確認させていただきたいと思っておりますとの答弁でした。

毎日洗浄してるとということで、高圧で洗浄してるという説明もありましたが、その温泉成分が毎日洗浄している中であれだけ残るのかというのは、専門ではないので分かりかねるところですが、少し一部ではぬめりもあったという話も聞いております。市民の方から、そういった御相談とか、こういう状態になってるとか、温泉成分であれば安心してお答えできると思うのですが、そういう問い合わせはなかったのですかとこの質疑に対し、観光課の方には問い合わせはありませんとの答弁でした。

2号の13・14・15及び3号の6項目目に関する件について。確認させていただきたいのですが、昨年12月から今年1月にかけては休業してたってことなんでしょうか。このレジオネラ菌が検出されたら、ちょっとここが分からないのですけれどもこの質疑に対し、休業したのは、昨年9月の17日から11月30日までが工事の期間で、レジオネラ菌が出ましたので、それを15日ほど延長したというのでございます。それと、先ほど私が御説明の中で人数が減

ったというときの説明をいたしました。それはまた違う工事でございまして、それは前の年の工事ですとの答弁でした。

次は、陳情2の19と陳情3の4についての質問になるかと思えます。今ここに立って、その選定のやり方も何かグレーなところがあるような感じがしてならないです。実際言って、今回公募をかけるにしても、2社しか来なかった。2社のその公募のやり方というのも、自分で考えてみても非常におかしい。紐が付いたのに関して、どこの業者が、はい私も、私もって手を挙げると思えますか。ちょっとお答えくださいとの質問に対し、今の話につきましては、観光課としましては、今、紐が付いたというお話がありましたが、そういったものは全くないというふうに考えているところですよとの答弁でした。

一般的には行政はそうですが、一般の市民の皆様方というのは、ほとんどそう穿った考えでしか見れないんです。こういうのは、応募はたった2件じゃないですか。市の公募に対して、10件ぐらい来て、その中でヘルシーランドが選定されましたと言ったら、誰も異議を唱える人はいないです。だから、透明性をもう少し保った中で、こういう公募的なものはやるべきです。何か月かけて公募したのかは分かりませんが、やはり皆さんが、俺も手を挙げようかなってというぐらいの公募の在り方が望ましいと思います。それに対していかがですかとの質疑に対し、公募の件数が少ないということでしたが、前回は3件の応募でした。また、今回の公募の期間ですが、募集要項の配布、これは昨年8月1日から行っているところです。そして、申請書の受付というものを8月21日から9月4日までの期間で行ったというところです。先ほど、観光課長が答えました、その募集要綱の配布時期とか、その受付の時期につきましては、ほかの指定管理者の公募におきましても同様な期間で対応しているところです。また、公募の募集の数につきましては、その施設によって様々ですが、レイクグリーンパークも前回ありましたけれども、そこでは4社ほど来たりとか、そこで何かやってみようというところがあれば、そういったところで問い合わせがあった。実際、その申し込みをされてるところですよとの答弁でした。

その公募が8月1日から8月21日、受付は8月21日から9月の4日までが受付ということみたいですが、これは公募する、行政が公募する期間としては大体妥当な期間なんだろうかとこの質疑に対し、おおよそ、その募集要項を配布する、実際お示しして締め切るまで約1か月ほどでございますので、そこ1か月の範囲内でどうするのか。それから、問い合わせがあったり、実際現場の説明を聞いて出すか出さないかの判断をするとか、そういったことで現場に来られて説明を受けた中で、もう取り止めたところも実際はあります。その判断を1か月の中で業者の方は対応するようなことですので、妥当性があるかないかにつきましては、こちらの方ではおおよそ1か月というので今のところ対応しているところですよとの答弁でした。

陳情第2号の10番ですけれども、先ほど観光課長の方から、基本協定書には管理施設の維持、保全については1件につき50万円以上のものは市の費用で実施するとあるが、指定管理

者が自己の事情により本業務を実施するために施設の現状を変更しようとするときは、あらかじめ市の承認を受けた場合に限り実施できるという協定書の内容になっているというお答えでしたが、これは事前に市が承認した事実があるということですかとの質疑に対し、質問のとおり、市の方で事前に承認しておりますとの答弁でした。

それは、いつの時点で承認をされるんでしょうかとの質疑に対し、例えば、今年度やっている50万円以上の改修では、レストランの床改修とかあるのですが、この場合は、9月19日付けでセイカスポーツセンターより申請がありまして、10月12日付で許可を出しております。着工が19日で、26日までの工事というふうになっております。このように、事前に申請書を出していただいて、許可を出しているという形になりますとの答弁でした。

そうしますと、配管工事に関しては50万円以上の工事費用が発生している大規模な修繕になると思われませんが、そのことに関しては把握しなかったのですか。承認していたのですかとの質疑に対し、今、配管工事が50万円以上ということでしたが、配管工事につきましては、50万円を超えるものも、また50万円を下回るものもございます。直近で言いますと、平成29年11月2日に、ヘルシーランドの温泉保養館の井水タンクの給水配管分岐というものがありまして、これにつきましては11月2日に実施工事されているようですが、市の方では10月31日に承認しております。ただ、この費用は50万円を上回るものではなくて、29万円ほどという形になっておりますとの答弁でした。

陳情2の4項目について。書類等が5年保存と言われましたが、配管等のことも5年保存だから分からないようなことを言ってましたけれど、配管等はあとずっと何か工事するには必要だと思うのですが、そのようなものを、ほかの書類と一緒に5年保存というのはどうかと思うのですが、その辺についてはどうですかとの質疑に対し、配管の工事につきましても5年保存ということで、それ以前のもがなかったということもありまして、こういう事態の一因にもなっています。そこで、今年度の途中ですが、永久保存に文書の保存年期を切り替えておりますとの答弁でした。

陳情2の10及び陳情3の3項目についてになるかと思いますが、当然そうしなきゃいけないものだと思いますけれども、今回、配管図を320万円掛けて今月末までに作成するということですが、セイカスポーツセンターも負担するということですが、負担ってどのぐらいなのか。最初から図面がなかったのか。市の方も5年しか今まで保管していないということだと、市としてもちょっと問題があるわけですが、どのようにその負担割合を考えているのかとの質疑に対し、まず、調査費につきましては399万6千円で契約をいたしております。その負担割合につきましては、事前にセイカスポーツセンターと協議をしまして、負担をしてもらうということで話はしてるのですが、割合につきましては結果が出てみないとはっきりしたことが言えないということで、結果が出た段階で改めて協議をするということにしているところですよとの答弁でした。

一昨日の夜の通告書の内容をいただきましたので、答弁の準備も見直す時間もありませんでしたので、抜け落ちている部分もあるかもしれませんが、質疑、答弁を拾い上げたものとさせていただきます。

○19番議員（新川床金春） 委員長，ありがとうございます。私が午前中言ったことを全て答弁いただきました。私が，今回すればですね，同じことを2回言うということで，差し控えてってということだったので，本当，私が聞きたいことを全部答弁いただいてよかったです。

今ですね，委員長の答弁の中でびっくりしたのがですね，市が承認して配管工事をしたと。それ，金額が29万円だったからということでした。この29万円というのはですね，そんなに大きな仕事はできないと思うんですけども，ヘルシーランドだけじゃなく，たまたま箱温泉の方にも井水が行ってるんですよ。何100万円か，委員会の中ではですね，決算委員会の中では何100万円という金額が出てるんです。実際，指定管理者は，50万円以上は協定をしないとイケないというのを十分熟知してたということ，今，委員長の答弁で確認できました。敢えて，そういうことを違反する企業が指定管理に値するのかな，今，答弁聞きながら思うことでした。執行部の方では値する企業だと言っていました，指宿の指定管理者の指定に関する指針にですね，抵触しながらやってた企業であるということ，皆さん，今，委員長報告で皆さん聞いたんですよ，いいですか。

あとですね，いろいろ説明もらいましたけど，決算書がですね，見てないから委員の方も分からなかったかもしれないんですけど，今回，委員会として陳情書の審査をする前に勉強会をして，事前勉強会をしてたということ，委員長から伺いました。勉強会はですね，陳情者が提起してる，今，言われた決算書のコピーとか，配管を変更した図面とか，ヘルシーランドのグラウンドの管理がずさんであったとか，いろいろな問題をですね，新人議員4名に提示しながらやったのか。それには担当課も同席したような話も聞いてますので，担当課が同席してたのか，教えていただきたいと思います。

それとですね，第3号のヘルシーランドの問題提起の中で三者協定がありました，ですね。三者協定についてはですね，皆さん，九電はですね，最初はコンサル会社だったんですよ。要するに，入札業者じゃなくコンサルでいろんなことを，入札業者に指導する立場だったということです。その立場の業者が，あるときに，指宿からセイカスポーツとチーム組んでくださいと言われてできたのが三者協定の成り立ちだと先ほど，私も言っていたか分からなかったんですけど，指宿商工会議所であった会議の中で，岩崎ホテルの社長が問いたら，そういうことを九電の部長さんが説明しております。ですから，三者協定，コンサル業者が三者協定に入っていくってことは，本当はイケないと岩崎社長も言っております。そのようなことがですね，堂々と，この指宿市の予算の中に，指宿市の事業の中に入ってきてるんですよ。これが，公正明大な事業の推進なのかなと疑わざるを得ませんが，私も委員長が言わなければ言うつもりじゃなかったんですけど，委員長が説明してくれましたので，その部

分をですよ、委員長は知ってるのか。三者協定の成り立ちっていうのをどのように把握してるのかですね。

あと、山川のヘルシーランドは、委員長もさっき説明しましたが、4年連続日本一の露天風呂として、そして5年、1位になっております。このような施設がですね、先ほど委員長の答弁にありましたような、管理が行き届いていない。私は、陳情書の内容を全て当たり前かよく分かってなかったんですけども、そういう担当課からの説明とか、いろいろあったということで委員長は答弁しましたよね。もう1回、確認します。間違いないのか。委員長が言ったことですので、再確認です。私が知らなかったのも、この説明したことは、担当者が説明したことに間違いないのか、お願いします。

それと、320万円の配管図面の作成費について。セイカスポーツも負担するということですが、陳情者の中では、全てが指定管理者の責任の下でやっていただきたいということでした。このことについて、どこまでするとか、そういうのが委員会の中で審議されたのか、担当課から説明があったのかどうか、お願いいたします。

以上で、終わります。2回目は以上で終わります。

○議長（福永徳郎） 暫時、休憩いたします。

休憩 午後 3時48分
再開 午後 4時28分

○議長（福永徳郎） 休憩間に引き続き、会議を開きます。

○産業建設委員長（木原繁昭） 29万円のことについて、質疑をいただきましたが、平成29年11月実施された工事で市が承認した井水タンク給水配管工事です。

それから、三者協定の成り立ちについては、審査はされておられません。また、三者協定については、答弁において、指定管理者とは関係のない旨の答弁をいただいておりますが、その件に関しては、その後、質疑はありませんでした。

それから、説明したのは、担当者が説明したことに間違いはないのかと。直接の担当者かどうか分かりませんが、一応、執行部を呼んでという形の部分のところは、執行部の答弁でございます。

それから、320万円ということについて聞かれたわけですが、先ほど私もどんな質問があったのかという中で答えさせていただきまして、320万円と私もそういうことで、私っていうか、その質疑の中では、そういうのがあったってことで説明させていただいたんですが、回答としてはもう1回繰り返させていただきます。どのような負担割合を考えているのかという形になっておりますが、まず、調査費につきましては、399万6千円で契約しております。その負担割合につきましては、事前にセイカスポーツセンターと協議をしまして、負担をしてもらうということで話はしているのですが、割合につきましては結果が出てみないとはっきりしたことが言えないということで、結果が出た段階で改めて協議するというに

しているところだと答弁いただいたところで、先ほどのことを繰り返させていただきます。

それから、勉強会の件につきましては、別に答える必要はないと思いますので、答弁は差し控えさせていただきます。

○19番議員（新川床金春） 委員長、ありがとうございます。しっかりした答弁をいただきました。実際ですね、危惧するところが一杯あって、たまたま私、委員会の傍聴に行ってたんですけど、その時間帯、所用で出たもんですから分かってないところがありましたので、今回、聞いてるんですけど、陳情第2号が不採択ということになってるんですが、先ほども申しましたが、陳情書の問題点については、先ほど委員長が答弁したように間違いない部分がたくさんあるんですよ。そして、陳情事項はですね、執行部に対して問題点の改善と決算書などの管理についてしっかりやってください。そして、議会に対しては、ヘルシーランドが当初の目的を達成できてるかどうかを検証してくださいというような、要するに、お願いなんですよ。ヘルシーランドが今後も日本一のたまたま箱温泉として、そして市民、観光客が楽しく使うような施設として管理してくださいという陳情なんですよ。これが不採択になった理由というのは、もう1回答弁をもらいたいと思います。

○産業建設委員長（木原繁昭） 最後に、その賛成なり反対なりの表明をしていただく形になったわけですけども、確かに執行部の説明もございました。執行部がここが至らなかったとか、こうして直していきたいという説明もございました、説明の中でですね。そのようなことを考えて、また、今最初の私の委員長報告ですね、これだ、陳情の内容はこれからの管理運営に対して大変参考になる部分もあり、執行部も反省すべきところは改善を図っていくことでしたが、この陳情については一部疑義の部分もあると感じましたので、不採択でいいと思います。これに対しての特別なあれはなく、そのように賛成される方はいろいろな、個人個人はいろいろな、そのままというわけではないかもしれませんが、こういう形で起立採決の結果でございます。

○議長（福永徳郎） 以上で。

（発言する者あり）

○議長（福永徳郎） 暫時、休憩いたします。

休憩 午後 4時35分

再開 午後 4時36分

○議長（福永徳郎） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

以上で、通告による質疑は終了いたしました。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福永徳郎） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

新川床金春議員。

○19番議員（新川床金春） 陳情2号、3号の委員長報告に反対の立場で討論いたします。特に、2号はですね、陳情文書の中でですね、実際、執行部、議会にしっかりやってくださいという項目が陳情項目として入ってるんです。ですから、いろんな19項目の問題点の指摘はありましたけど、それは説明し、だけど実際は、今後こうしてくださいねということであったのに、その本来、議員活動でしないといけないことを敢えて陳情者は訴えているということですので、私は、採択すべきだったという思いがありますので、討論をしたところであります。

以上で、討論を終わります。

○議長（福永徳郎） 以上で、通告による討論は終了いたしました。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福永徳郎） 別にありませんので、討論を終結いたします。

まず、陳情第2号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は不採択であります。

委員長報告に御異議がありますので、起立により採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（福永徳郎） 起立多数であります。

よって、陳情第2号は、委員長報告のとおり、不採択と決定いたしました。

次に、陳情第3号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は不採択であります。

委員長の報告に御異議がありますので、起立により採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（福永徳郎） 起立多数であります。

よって、陳情第3号は、委員長報告のとおり、不採択と決定いたしました。

次に、陳情第4号は、総務水道委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、総務水道委員長の報告を求めます。

○総務水道委員長（恒吉太吾） 総務水道委員会へ付託されました、陳情第4号、指宿山川太陽光発電開発に伴う大規模林地開発に関する陳情書、の審査の経過と結果について御報告申し上げます。

要旨につきましては、陳情文書表のとおりでありますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る3月5日及び20日の両日、全委員出席の下、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、この陳情書に沿った意見書は、本市から県の方に出されていますので、住民のそういう被害に対する問題や土砂災害に対しても、また、鳥獣被害についても発生したら駆除することなども十分に配慮するということが盛り込まれています。そういうことからすれば、この陳情書は、採択すべきものと考えておりますという意見と、この陳情書は、いろいろな観点から危惧することもあります、そういうことに対しても慎重な対応を行うこととなっています。そういう対応を取っていただくようお願いしたいことから、採択すべきと考えますという意見が出され、全員一致をもって採択すべきものと決しました。

以上で、報告を終わります。

○議長（福永徳郎） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福永徳郎） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福永徳郎） 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、陳情第4号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福永徳郎） 御異議なしと認めます。

よって、陳情第4号は、委員長の報告のとおり、採択と決定いたしました。

△ 議案第41号上程

○議長（福永徳郎） 次は、日程第28、議案第41号、平成29年度指宿市一般会計補正予算（第15号）について、を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

△ 提案理由説明

○市長（豊留悦男） 今回、追加して提出いたしました案件は、補正に関する案件1件、人事に関する案件1件の計2件でございます。

議案第41号、平成29年度指宿市一般会計補正予算（第15号）について、であります。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億6,743万円を追加し、歳入歳出予算の総額を250億7,459万円にしようとするものであります。

詳細につきましては、総務部長に説明させますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○総務部長（有留茂人） それでは、命によりまして、今回、提出の議案について追加して御説明申し上げます。追加提出議案の1ページを御覧ください。

議案第41号、平成29年度指宿市一般会計補正予算（第15号）について、であります。別冊の平成29年度指宿市各会計補正予算書の3ページを御覧ください。

補正の内容は、第1条で歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ5億6,743万円を追加し、歳入歳出予算の総額を250億7,459万円にしようとするものであります。第2条で繰越明許費を設定するものであります。内容につきましては、7ページの第2表、繰越明許費補正でお示しの各事業について、繰越明許費の金額を設定するものであります。第3条で地方債の補正をするものであります。内容につきましては、8ページの第3表、地方債補正でお示しのとおり、地方債の追加と変更をするものであります。

それでは、説明の都合上、歳出の方から御説明をいたしますので、15ページを御覧ください。なお、今回の補正予算の概要につきましては、別冊の提出議案の概要1ページから2ページにも記載しておりますので、併せて御覧ください。款7土木費、項5都市計画費、目2土地地区画整理費、節15工事請負費1,000万円及び節22補償、補填及び賠償金1億3,400万円の補正につきましては、国の補正予算第1号に基づく交付金の決定により、十町土地地区画整理事業に伴う工事請負費及び補償金を増額するものであります。款9教育費、項3中学校費、目1学校管理費、節13委託料460万円及び節15工事請負費4億1,883万円の補正につきましては、国の補正予算第1号に基づく交付金の決定により、南指宿中学校校舎教室等非構造部材耐震化事業及び山川中学校体育館大規模改造事業に伴う委託料及び工事請負費を増額するものであります。

次は、歳入について御説明いたしますので、14ページを御覧ください。款14国庫支出金1億5,471万円の補正につきましては、節及び説明欄にお示しの事業に対する交付金であります。款18繰入金22万円の補正につきましては、今回補正の財源調整として、財政調整基金からの繰入金であります。款21市債4億1,250万円の補正につきましては、節及び説明欄にお示しの市債であります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（福永徳郎） お知らせをいたします。

本日の会議時間は議事の都合により、予め延長いたします。

暫時、休憩いたします。

休憩 午後 4時49分
再開 午後 4時59分

○議長（福永徳郎） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

△ 議案第41号（質疑，委員会付託省略，討論，表決）

○議長（福永徳郎） これより、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

新川床金春議員。

○19番議員（新川床金春） 議案第41号、平成29年度指宿市一般会計補正予算（第15号）のうち、繰越明許費の指宿庁舎分について、内容についてちょっと確認させていただきます。エレベーター棟ができて、大変いいなと思っておるんですけども、エレベーター棟はですね、障害者が2階、3階に上がるために設置して、利用者が大分多くなると思います。しかし、説明の中ではですね、障害者の駐車場、屋根付きなのかどうなのか。やっぱり、弱者のための対策はどうなってるのか、説明がなかったなのでその部分の説明をお願いいたします。

○総務部長（有留茂人） 今回の繰越明許費の設定につきましては、指宿庁舎トイレ、エレベーター棟本体工事の完成に伴いまして、外構部分の復旧工事を行う必要があり、工期が十分確保できず、年度内での事業完了が困難であることから繰越明許費を設定するものであります。その内容につきましては、トイレ、エレベーター棟の前の外構部分のアスファルト舗装、それから、アスファルト舗装に伴いまして、その駐車場のラインを引きます。それと、エレベーター棟の出入口のすぐ前、一番近いところに、思いやり駐車場ということで、4台分設定をする予定でございます。また、トイレ、エレベーター棟に入る入り口の部分はスロープを設けまして、その上には廂も設置をしているところでございます。

○議長（福永徳郎） ほかにございませんか。

以上で、通告による質疑は終了いたしました。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福永徳郎） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております議案第41号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福永徳郎） 御異議なしと認めます。

よって、議案第41号は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(福永徳郎) 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第41号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(福永徳郎) 御異議なしと認めます。

よって、議案第41号は、原案のとおり可決されました。

△ 議案第42号上程

○議長(福永徳郎) 次は、日程第29、議案第42号、教育長の選任について、を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

△ 提案理由説明

○市長(豊留悦男) 議案第42号、教育長の選任について、であります。

本案は、お示しのとおり、西森廣幸氏を教育長に選任いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めようとするものであります。

なお、同氏の住所、生年月日はお示しのとおりであります。

同氏は、長年、教職員として活躍され、学校教育においては、小学校の教頭や校長を歴任されるとともに、県や市町村の社会教育行政においては、青少年課長や社会教育主事等も務め、平成25年2月からは本市の教育委員として、また、平成27年4月から教育長として教育行政に御尽力いただいていることから、本市教育長として適任者であると思っております。

なにとぞ御同意賜りますようお願いいたします。

○議長(福永徳郎) 暫時、休憩いたします。

休憩 午後 5時05分

再開 午後 5時05分

○議長(福永徳郎) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

△ 議案第42号(質疑、委員会付託省略、表決)

○議長(福永徳郎) これより、質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(福永徳郎) 別にありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております議案第42号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(福永徳郎) 御異議なしと認めます。

よって、議案第42号は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより、議案第42号を採決いたします。

本案は、同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(福永徳郎) 御異議なしと認めます。

よって、議案第42号は、同意することに決定いたしました。

△ 議案第43号上程(説明・質疑・委員会付託等省略、表決)

○議長(福永徳郎) 次は、日程第30、議案第43号、指宿市議会委員会条例の一部改正について、を議題といたします。

お諮りいたします。

本案に対する提出者の説明・質疑・委員会付託等を省略し、直ちに採決いたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(福永徳郎) 御異議なしと認めます。

よって、本案に対する提出者の説明・質疑・委員会付託等を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

これより、議案第43号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(福永徳郎) 御異議なしと認めます。

よって、議案第43号は、原案のとおり可決されました。

△ 議案第44号上程（説明・質疑・委員会付託等省略，表決）

○議長（福永徳郎） 次は、日程第31、議案第44号、指宿市議会会議規則の一部改正について、を議題といたします。

お諮りいたします。

本案に対する提出者の説明・質疑・委員会付託等を省略し、直ちに採決いたしたいと思いをいたします。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福永徳郎） 御異議なしと認めます。

よって、本案に対する提出者の説明・質疑・委員会付託等を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

これより、議案第44号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福永徳郎） 御異議なしと認めます。

よって、議案第44号は、原案のとおり可決されました。

△ 指宿市議会広報特別委員会の設置について

○議長（福永徳郎） 次は、日程第32、指宿市議会広報特別委員会の設置について、を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております指宿市議会広報特別委員会については、委員会条例第6条第1項の規定に基づき、これを設置し、同条例第6条第2項及び指宿市議会広報特別委員会の運営等に関する規程第3条第1項の規定により、6人の委員をもって構成することにしたいと思いをいたします。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福永徳郎） 御異議なしと認めます。

よって、指宿市議会広報特別委員会は6人の委員をもって設置することに決定いたしました。

ただいま、設置されました指宿市議会広報特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長において、恒吉太吾議員、山本敏勝議員、新川床金春議員、東勝義議員、木原繁昭議員、齋藤佳代議員、以上6名を指名いたします。

暫時、休憩いたします。

休憩 午後 5時10分
再開 午後 5時20分

○議長（福永徳郎） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

御報告申し上げます。休憩中に開催されました指宿市議会広報特別委員会において、委員長に木原繁昭議員，副委員長に齋藤佳代議員がそれぞれ互選されましたので，報告いたします。

△ 議案第45号上程

○議長（福永徳郎） 次は，日程第33，議案第45号，平成30年度指宿市一般会計補正予算（第1号）について，を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

△ 提案理由説明

○市長（豊留悦男） 次に，追加して提出いたしました案件は，補正に関する案件1件であります。

議案第45号，平成30年度指宿市一般会計補正予算（第1号）について，であります。

本案は，歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4億2,236万7千円を減額し，歳入歳出予算の総額を244億4,463万3千円にしようとするものであります。

なお，議案の詳細につきましては，総務部長に説明させますので，よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○総務部長（有留茂人） それでは，命によりまして，今回，提出の議案について，追加して御説明申し上げます。提出議案の1ページを御覧ください。

議案第45号，平成30年度指宿市一般会計補正予算（第1号）について，であります。別冊の平成30年度指宿市各会計補正予算書の3ページを御覧ください。

補正の内容は，第1条で歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4億2,236万7千円を減額し，歳入歳出予算の総額を244億4,463万3千円にしようとするものであります。第2条で地方債の補正を計上しておりますが，これは7ページの第2表，地方債補正でお示しのとおり，地方債の変更をするものであります。

それでは，説明の都合上，歳出の方から御説明をいたしますので，15ページを御覧ください。款1議会費，項1議会費，目1議会費，節9旅費から節18備品購入費までの合計106万3千円の補正につきましては，指宿市議会広報特別委員会の設置に伴う費用弁償等を増額するものであります。款9教育費，項3中学校費，目1学校管理費，節13委託料460万円及び節15工事請負費4億1,883万円の減額補正につきましては，国の補正予算第1号に基づく交付金の決定により，南指宿中学校校舎教室等非構造部材耐震化事業及び山川中学校体育館大規模改造事業

を、平成29年度指宿市一般会計補正予算（第15号）に計上したことに伴い、委託料及び工事請負費を減額するものであります。

次は、歳入について御説明いたしますので、14ページを御覧ください。款18繰入金103万3千円の補正につきましては、今回、補正の財源調整として、財政調整基金からの繰入金であります。款21市債4億2,340万円の減額補正につきましては、節及び説明欄にお示しのとおり、市債を減額するものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（福永徳郎） 暫時、休憩いたします。

休憩 午後 5時25分

再開 午後 5時25分

○議長（福永徳郎） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

△ 議案第45号（質疑、委員会付託省略、討論、表決）

○議長（福永徳郎） これより、質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福永徳郎） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第45号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福永徳郎） 御異議なしと認めます。

よって、議案第45号は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福永徳郎） 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第45号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福永徳郎） 御異議なしと認めます。

よって、議案第45号は、原案のとおり可決されました。

△ 閉会中の継続調査について

○議長（福永徳郎） 次は、日程第34、閉会中の継続調査について、を議題といたします。

総務水道委員長，文教厚生委員長及び産業建設委員長から，会議規則第111条の規定により，お手元に配布いたしました申し出のとおり，閉会中の継続調査の申し出があります。
お諮りいたします。

総務水道委員長，文教厚生委員長及び産業建設委員長から申し出のとおり，閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福永徳郎） 御異議なしと認めます。

よって，総務水道委員長，文教厚生委員長及び産業建設委員長から申し出のとおり，閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

△ 議員派遣の件

○議長（福永徳郎） 次は、日程第35、議員派遣の件を議題といたします。

本件は，5月9日及び11日の2日間に，指宿市内で開催いたします，指宿市議会主催の議会報告会への議員派遣について，会議規則第167条の規定により，議会の議決を求めるものがあります。

お諮りいたします。

ただいま，議題となっております議員派遣の件につきましては，お手元に配布しております議員派遣書のとおり，議員を派遣いたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福永徳郎） 御異議なしと認めます。

よって，議員派遣の件はお手元に配布いたしました議員派遣書のとおり，議員を派遣することに決定いたしました。

△ 議長挨拶

○議長（福永徳郎） 平成30年第1回指宿市議会定例会の閉会に当たり，一言御挨拶を申し上げます。今期定例会は，去る2月26日の開会以来，本日までの31日間にわたり，平成30年度予算案をはじめとする，多くの案件を終始熱心に御審議いただき，本日ここに全ての日程を終了し，閉会の運びとなりました。議員各位の御協力はもとより，執行部当局におかれましても，円滑な審議に御協力いただきましたことに対し，感謝申し上げます。審査の過程において出されました意見・要望等につきましては，十分尊重し，今後の施策等に反映していただ

きたいと思います。

さて、国内の経済情勢については、保育の受け皿拡大や若者への支援等、種々の政策により雇用環境が改善され、所得の増加に伴い、個人消費も緩やかに持ち直しているようであります。また、輸出の緩やかな回復に加え、訪日外国人数の増加が地方の小売り、飲食、宿泊などを押し上げており、長期的な景気回復の兆しが見えております。一方、地方においては、人口減少・少子高齢化の加速度的な進行と大都市圏への人口流出による労働力人口の減少と生産性の低下が危惧されており、基礎自治体存続さえも困難になるおそれがあります。加えて、年金・医療・介護費など、社会保障制度の維持が極めて重要な課題となっております。このような状況の下、本市においては、人口減少と地域経済縮小の克服を基本的な考え方とした、指宿市版まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、雇用の創出、人口流入、結婚・子育て等の支援、地域づくりを基本目標とした戦略的な施策を推進していくこととしております。魅力溢れる指宿を次世代に引き継ぐため、人口減少の克服に向けた、よりよいまちづくりを継続していかねばならないと思っております。

本市議会は、市民に開かれた議会を目指し、指宿市議会基本条例を制定しております。市民の負託に応えられる議会として、また、指宿市民の皆様が真に暮らしやすい、まちづくりの実現に向け、更なる議会の活性化に努めていく所存であります。

終わりに、本年3月をもって退職されます職員の皆様方には、長い間、市政発展に御尽力を賜り、改めてその御労苦と、御功績に、深甚なる敬意を表しますとともに、今後も健康に十分留意され、その豊富な経験と知識を、郷土指宿の発展のために生かして下さるようお願い申し上げます、挨拶とさせていただきます。

この際、市長から発言の申し出がありますので、発言を許可いたします。

△ 市長挨拶

○市長（豊留悦男） 平成30年第1回指宿市議会定例会の閉会に当たりまして、発言のお許しをいただき、一言御挨拶を申し上げます。

去る2月26日に開会されました、第1回市議会定例会も、本日をもって最終日を迎えることになりました。今議会に提出いたしました案件につきましては、本会議並びに各常任委員会において、それぞれ慎重な御審議を尽くされ、原案のとおり可決いただきましたことに対しまして心から感謝を申し上げます。なお、審議の過程において賜りました御意見、御助言等につきましては、今後の市政運営において配慮してまいりたいと思っております。

さて、地方においても、今後ますます進行する人口減少や超高齢化社会に対応するため、地方独自のアイディアや行動力が求められており、地域の特色を生かした、魅力あるまちづくりを行っていく必要があるところです。このような中、私は、3期目に当たりまして、実るをキーワードに掲げ、様々な事業や課題に対し、未来への投資を視野に未来益、全体益を

見据え、積極的かつ果敢に取り組む所存であります。指宿市版まち・ひと・しごと総合戦略の四つの基本目標に掲げる安定した雇用を創出し、新しい人の流れをつくることにより、若い世代の希望を叶え、市民の安心な暮らしを守るため、平成30年度を指宿の豊かな年表をつくる元年と位置付け、サッカー場、多目的グラウンドや市民会館の整備、健幸のまちづくりの更なる推進、スポーツコミッションの設立や新たな農業所得補償制度の創設、社会基盤の整備や教育環境の充実など、強い責任感と信念を持ち、様々な行政課題を先送りすることなく、市政運営を行ってまいります。そして、目指すべき町の将来都市像である、豊かな資源が織りなす食と健幸のまちの実現に向けて、力強く邁進していく所存であります。つきましては、議員各位をはじめ、市民の皆様方より一層の御支援と御指導を改めてお願い申し上げますとともに、皆さんの御健勝と御多幸を祈念申し上げます、平成30年第1回指宿市議会定例会の閉会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

△ 閉議及び閉会

○議長（福永徳郎） 以上で、本会議に付議されました案件は全て終了いたしました。

これにて、本日の会議を閉じ、併せて、平成30年第1回指宿市議会定例会を閉会いたします。

閉会 午後 5時38分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

指宿市議会

議 長 福 永 徳 郎

議 員 下川床 泉

議 員 新川床 金 春

参 考 资 料

議 員 派 遣 書

平成30年3月28日

次のとおり議員を派遣する。

○ 目 的

市政の諸課題に柔軟に対処するため、市政全般にわたって、議員及び市民が自由に情報及び意見を交換する議会報告会を開催するため

1 指宿市議会基本条例第12条の規定に基づく議会報告会

- (1) 派遣場所 指宿市内
- (2) 期 間 平成30年5月9日・11日（2日間）
- (3) 派遣議員 議長ほか19人

なお、内容変更の必要がある場合は、その取扱いを議長に一任する。